令和2年度版

清掃事業概要

前 橋 市 環 境 部

橋 環 境 都 市 前 市 宣

文化都市を創造するため、

次のことを宣言します。

私たち

恵み豊かな環境を守り、

いり良

1

環境を築き、

人と自然が共生する

こ の

環境

えを楽し

守

り、

育て、

来の世代に引き継

れた権利であり、

責任でもあります。

流 私たちのまち れ と緑豊か 前 な自然に恵まれてい は、 雄大な赤城山を背景に利根川、 瀬川などの美しい

前 橋市 環境都市宣言

つくる活動に参加します。

平

成十六年七月二十

九

みんなで良い環境を守り、

地

球にやさしい環境づくりを、

私たち

の家庭

地 域

から始めます。

環境を汚すことのない、

まちづくりを進めます。

物や植物と身近にふれあえるよう、 地域の 自然を守 ります。

Ш の 流れや木 々の緑などをいかして、 住みよいまちをつくります。

前橋市環境都市宣言について

本市では平成12年3月に、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展 可能な社会の構築を目指して、環境基本条例を制定しました。

また、平成16年7月29日には、環境基本条例の精神や基本方針、並びに環境 基本計画の5つの環境像をコンセプトとして、本市の環境政策全般に関心をもって いただくために、環境都市宣言を行いました。

このことを市民の方々へ広く普及・浸透させるために、各種イベント等を通じて PRをしていくとともに、「市民の皆様に改めて環境に対して意識を向けていただ くとともに、実際に行動していただく」、「環境教育の充実」、「水と緑豊かな環 境都市づくり」、「循環型社会のシステムづくり」、「環境活動への市民の皆様や 民間事業者の参加」を目指していきます。

なお、今回の宣言は昭和58年の「市民憲章」、平成元年の「平和都市宣言」 「水と緑の健康都市宣言」に続き、前橋市として四つ目の宣言文となります。

目 次

頁

第	1	章	1 2 3		位面気	置積候	及	び	地	勢																							1
			4 5							 の										_										 	 	 - 2	2
第	2	章		清	掃	事	業	の	沿	革																				 	 	 - (3
第	3	章			組事	織務	分	掌																						 	 	 - 11	1
第	4	章	1 2	(1 (1 (2	清清)中))	掃掃西間六荻	関事部処供窪	連務清理清清	施所掃施掃掃	設一事設工工	の一務 場場	配 所 	置	図																 	 	 - 16 - 17	6 7
			4 5 6	(4 (5 (1 (2 (3 (4) 最)))余	びペ終荻前堀富熱	んッ処窪橋越士利	選卜分最市埋見用	別ボ場終最立最施	処ト 処終地終設	理ルー分処一処一	施選 場分 分	設別 一 場一場一	処	理	!施	. 部	ζ 			 									 	 	 - 19 - 20 - 21	9
第	5	章	1	(1 (2 (3 (4 (5 (6	令新))令清1部使))))))	和エ令令和掃㎏門用地ごし浄浄廃	元ネ和和元費あ別料域み尿化化棄	年ル元元年事たごとし処処槽槽物	度ギ年年度業りみ手尿理理清保処	歳一度度歳別の処数処手手掃守理	入発歳歳出決ご理料理数数業点業	決電入出決算み原 施料料許検許	算事決決算の処価 設 可業可	状業算算状推理の一使 等登等	況特状状況移原推一用 申録申	別況況一一価移一料 請等請	会,一一一,手申手	計 数請数	(日)	潭 一一一 一	境	部) -							 	 	 - 25 - 28 - 30 - 31	7 8 9 0 1
第	6	章		(8 ご)みごご	土 処みみ	砂 理 処	等 一理収	に一フ集	よーロ・	る ー	埋	立 	て 	等	の		制 制	(=	. 厚	目す	ㅏ 衣 	5	申:	請	手	数	女 米	¥ 	 	 	 - 34	4

		(2) (3)	粗		ご	4																									
		(4)	資	源	ご	み																								3	7
		(5) (6)	総如	搬士	스	量		 佳	 ⊟	——	–– 11 17				 11 7 7	 佳														3	8
		(6) (7)	租切	人生	形	か能		未 	四 ——	凹 	ЧХ ——	<u>-</u>	, 	カリ 	4X 	未 														ა ⊿	.0
		(8)	が前	木橋	市	ご	W	に	ち	は	収	集	事	業																4	1
		(9)	在	宇	医	痻	殩	棄	物	狐	玾	事	業																		
		10)								集	概	況																		4	2
		11)					か の			र्मार	_	=#-	_	₩	_±∠	_	16 л.	,	—	ن ≢										4	4
		12) 13)	_	版ユ	兇	果作	初皇	処生	埋の	耒	り	計	미	耒	石	(0)	版	人	美	稹										4 1	4
	3	山	問	か 肌	班	未 	里 	ज		1性 ——	<i>ተ</i> ቃ 																			4 4	.6
	_	(1)					状																								Ü
			可	燃	ؾٞ	み	の	組																							
		(3)																												4	.7
		(4)					の :											_	_												
		(5) (6)	个次	燃源	۱	みュ	の ()	組建	则	(虽	I	兄	7	ソ	_	ン	٨	ァ	_	ン	3	ン))						1	0
	4	(0) —	貝み	がの	と答	が循	ひ): 化 -	选 昌·	/JiJ ` 																					4 1	0
		(1)																													J
		(2)	金	属	選	別	0	資	源	化	量	ع	売	却	状	況	_													5	0
		(3)	び	h	の	引	き	渡	L	لح	売	却	•	再	商	品	化	状	況	_										5	1
		(4)	ペ	ツ	<u> </u>	ボ	Γ.	ル	の	引	き	渡	L	ځ	再	商	뮨	化	•	売	却	状:	況 -							5	2
		(5)	ブ	ラ	ス	チュ	ツ	ク	製	容	器	包	装	の	冉	商	붜	化	状	況										_	
	5 6	是	の終	U) 加.	安分	市 て	畑	理:										 												5 5	٥ 1
	7	小	動	物物	の	死	体	<u>,</u> 饥	理 -																					5	5
	-	(1)			•	-		_	_																						
		(2)																													
	8																														
	9						結: 結:																							b	/
		(1) (2)	小排	貝 ガ	快て	宜給	福:	未結	里																					5	a
							シ																							·	J
		(4)	放	射	性	物	質	測	定	結	果																			6	0
		(5)	放	射	線	量	測	定	結	果																				6	1
第7章											推:	進																		6	3
		有										0							. <u> </u>	_			/. 	_		·/·	h-h-				_
	2	ガ (1)	ラギ	ス	ひん	んな	• 3	본 등	きせ	士·	· ^ 左	` '	y h	` 캬	†	・ル	•	フ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	谷	器	• ;	紕	•	衣	類	等 (の ケ.)別	収る	長
		(2)							포	2	Щ																			0	4
		(3)							製	容	器	包.	装																		
		(4)						•		_		_																			
	3								点	口	収	事	業	及	び	分	別	収	集	事	業									6	5
		(1)					-																								
		(2)					-			+	ИT		_	华石	⇜	_	±	+п													
	4	(3) 新	坦極	拟击	乂糾	11 12	収: ++:	果ィ	しケ	/C	狱 唐:	#	化出	親 車	寺坐	少字	冗	셌	生川	由	_									6	7
	5	紙	作。	水	粗	生	ッ 以 !	か か	レー	関	はず	かる	山右	ず価	木物	旧同	加西	邺 車	型業	汉										U	′
	_	(1)				_					,	· O		ІЩ	INJ		-1~	7	^												
		(2)	宅	配	便	を	利	用	l	た	小	型	家	電	□	収															
		(3)																												_	_
	6						力																							6	8
	7	ے د (1)					器: / 实				-			-			ŧ														
		(1) € (2) ₽	ۍ ኅ - ϭ	ィルドー	% <u>耳</u> - 川	≛ 11 レ =	いが	r 5.	₹ス	・ハ	、 写	. 以 ——	ゥル カル	λ, U. ——	ノ ブ 	< 心 ——	₹ 														69
		(3) 剪																													- 0

	10	前橋市指定袋制度 (1) 導入月 (2) 目的 (3) 袋の種類 (4) 全市実施までの啓発 リユース食器利用費補助金) 前橋市廃棄物減量等推進審議会と環境美化推進員の設置 (1)前橋市廃棄物減量等推進審議会(2)環境美化推進員設置事業 清掃工場における熱エネルギー利用 (1) 六供清掃工場での余熱利用及び売電	70
第 8 章	1 2 3 4 5 6 7	清掃工場等の施設見学 来てみて体感! 3 R バスツアー	
第 9 章	1	し尿処理	75 82
		③ 手数料の推移	86 87
	3	 ⑥貸出状況 (5) 浄化槽	90 91
第10章		③前橋市新堀西住宅排水処理施設	93
第11章		規約類 ごみ減量推進 (1) 前橋市有価物集団回収奨励金交付要領	95

		(2)	前	橋	市	有	価	物	集	寸	回	収	事	業	回	収	業	者	助	成	金	交	付	要	項	_					-98
		(3)																													
		(4)	前	橋	市	ご	み	減	量	化	器	具	購	入	費	助	成	金	交	付	要	項								-1	04
		(5)	前	橋	市	IJ	ュ	—	ス	食	器	利	用	費	補	助	金	交	付	要	項									-1	07
		(6)	前	橋	市	市	民	IJ	サ	1	ク	ル	の	日	を	定	め	る	要	綱										-1	10
		(7)	前	橋	市	環	境	美	化	推	進	員	設	置	要	綱														-1	11
		(8)	前	橋	市	剪	定	枝	粉	砕	機	貸	出	要	項														 	-1	13
		(9)	前	橋	市	紙	IJ	サ	1	ク	ル	庫	排	出	事	業	者	登	録	実	施	要	綱							-1	15
	2	L	尿	処	理-																									- 1	17
		(1)	前	橋	市	浄	化	槽	清	掃	業	許	可	等	に	関	す	る	条	例											
		(2)	前	橋	市	浄	化	槽	清	掃	業	許	可	等	に	関	す	る	規	則										-1	19
		(3)	前	ᄻ	市	浄	化	槽	清	掃	業	指	導	要	綱															-1	21
		(4)	前	橋	市	浄	化	槽	の	保	守	点	検	業	者	の	登	録	に	関	す	る	条	例						-1	22
		(5)	前	橋	市	浄	化	槽	の	保	守	点	検	業	者	の	登	録	に	関	す	る	条	例	施	行	規	則		-1	27
		(6)	前	橋	市	浄	化	槽	指	導	要	綱																		-1	31
		(7)	前	橋	市	移	動	公	衆	便	所	貸	出	要	綱															-1	36
		(8)	前	橋	市	地	域	し	尿	処	理	施	設	の	設	置	及	び	管	理	に	関	す	る	条	例				-1	37
		(9)	前	橋	市	地	域	し	尿	処	理	施	設	の	設	置	及	び	管	理	に	関	す	る	条	例	施	行	規則	-1	41
		(10)																											尿収		
																														-1	43
	3	環	境	衛	生-																									-1	46
		(1)			市																										
		(2)	前	橋	市	あ	き	地	の	環	境	管	理	に	関	す	る	条	例	施	行	規	則							-1	47
		(3)	前	橋	市	路	上	喫	煙	及	び	ポ	1	捨	て	の	防	止	に	関	す	る	条	例						-1	48
		(4)	前	橋	市	路	上	喫	煙	及	び	ポ	1	捨	て	の	防	止	に	関	す	る	条	例	施	行	規	則		-1	50
	4	そ	の	他		-																								- 1	51
		1) [前材	喬市	5 廃	養	€物	ŋ O.) 処	且理	图及	とて	卢清	青掃	最に	- 艮	貝す	トる	分条	€仮	IJ										
		(2)	前	橋	市。	廃	棄	物	の	処	理	及	び	清	掃	に	関	す	る	規	則									-1	60
		(3)	前	橋	市	—	般	廃	棄	物	の	適	正	な	排	出	に	関	す	る	要	綱								-1	70
		(4)	前	橋	市	宅	地	開	発	指	導	要	綱	(打	友米	ұ)														-1	77
		(5)	前	橋	市	清	掃	車	両	広	告	掲	載	要	領															-1	78
		(6)	前	橋	市	こ	ん	に	ち	は	収	集	事	業	実	施	要	項												-1	79
資料編																														-1	82
	1		集																												
	2	可	燃	ご	H	•	不	燃	ご	H	•	資	源	ご	み	収	集	区	域	分	担:	表								-1	83
	3	ľ	4	集	積:	場	所	(行	可	て見	打角	E)																		-1	85
	4	_	般	廃	棄 !	物	収	集	運	搬	業	許	可	業	者															-1	92
	5	_	般	廃	棄 !	物	処:	分	業	許	可	業	者																	-1	97

第1章 前橋市の概況

1 位置及び地勢

本市は群馬県の中央部よりやや南に位置し(市役所の位置は、東経 139 度 03 分 48 秒、北緯 36 度 23 分 22 秒)、東京から北西約 100km の地点にある。

市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている(最も高いところは富士見町赤城山(国有林)の海抜 1,823m、最も低いところは下阿内町の 64m)。

市の中央部から南部にかけては、海抜 100m前後の関東平野の平坦地が広がり、本市の西部を縦に流れる利根川の両側に市街地が開けている。

2 面積

本市の面積は 311.59km^2 であり、群馬県面積の約 4.9%を占めている。明治 25 年 4 月市制施行当時は、わずか 7.71km^2 にすぎなかったが、隣接町村の編入・合併により、市発足当時の約 40 倍の市域となり現在に至っている。

3 気候

本市は北・西部を赤城山や榛名山、さらに上信越の県境の山々に囲まれ、年間降水量は比較的少なく内陸性の気候を帯びている。

年間の平均気温は14~15度であるが、気温の差が大きいため四季の変化に富んでいる。夏季は、関東平野の南東風の流入で気温は高く、激しい雷がおこる。また、冬季は、晴天が多く北西の乾燥した季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれている。

【気象状況】 資料:気象庁

要素	気	温	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	湿度%	اِ	虱速 m/s	三 县		天 気	日数
年	平均	最高	最低	平 均	平均	最大と方向	雨量 mm	快晴	曇天	日照時間
平成22年	15. 5	38.5	-4.3	61	2.6	12.7 N W	1, 490. 5	25	133	2, 139. 9
平成23年	14. 9	38.3	-5.5	59	2. 7	11. 2WNW	1, 340. 0	39	128	2, 227. 4
平成24年	14. 7	38. 2	-5.6	62	2. 9	14.4 E	1, 074. 0	36	134	2, 216. 3
平成25年	15. 2	38.9	-4.5	60	3. 1	13.9 N W	998. 5	52	115	2, 366. 4
平成26年	14. 9	38.8	-4.3	60	3. 0	12.6 N W	1, 395. 5	40	122	2, 344. 1
平成27年	15. 9	38.8	-3.0	62	2. 7	11. 7W N W	1, 232. 0	37	136	2, 142. 6
平成28年	15. 6	37.0	-6. 1	63	2. 5	11.1 N W	1, 249. 0	46	149	2, 129. 2
平成29年	14. 9	35.8	-4.3	62	2.6	11.4 N W	1, 192. 5	42	135	2, 246. 8
平成30年	16. 1	39. 1	-5.4	62	2. 5	11.8 N	1, 046. 5	34	134	2, 381. 3
令和元年	15. 7	38. 9	-2.7	64	2. 5	11.6 N	1, 447. 5	_		2, 190. 9

(注) 快晴……日平均曇量 1.5 未満の日、曇天……日平均曇量 8.5 以上の日 令和元年度については未観測の為観測値無し

4 人口

本市の人口は、明治 25 年の市制施行当時は、31,967 人であったが、令和元年 9 月 30 日現在では 336,284 人となり、この 120 年余で 10 倍以上に増加した。

人口の分布状態は、本庁管内 57,904 人 (約 17%)、支所・出張所管内 278,380 人 (約 83%)であるが、都市化の進展に伴い支所・出張所管内における工業、住宅団地の造成が活発に進められ、これらの地域への人口の吸収定着が目立ち、いわゆるドーナツ化現象が認められることから、本市の人口分布は、新たなパターンに再編成されつつある。

平成 16 年 12 月 5 日に勢多郡大胡町・宮城村・粕川村の 3 町村を、平成 21 年 5 月 5 日には富士見村をそれぞれ編入合併した。

5 世帯と人口の推移

(毎年度9月末日現在)

区分	住民基本台帳	(平成24年度)	以降は複数国籍	普世帯を含む)	外国人	登録者	
			日本人 人口]		丰度以降は	合計人口
年 度	世帯数				外国	人住民)	(1+2)
		男	女	総数①	世帯数	人口②	
平成22年度	136, 261	166,593人	173, 704人	340, 297人	3, 401	4,574人	344,871人
平成23年度	136, 995	165,974人	173, 202人	339, 176人	3, 286	4,382人	343,558人
平成24年度	138, 002	165,310人	172,674人	337, 984人	2, 053	4, 168人	342, 152人
平成25年度	139, 002	164,779人	172, 193人	336,972人	1, 998	4,058人	341,030人
平成26年度	140, 110	164, 296人	171,649人	335,945人	1, 999	4,067人	340,012人
平成27年度	141, 258	163,969人	171, 128人	335,097人	2, 250	4,343人	339,440人
平成28年度	142, 162	163, 308 人	170,529人	333,837人	2, 710	4,868人	338,705人
平成29年度	143, 168	162, 495 人	169,669人	332, 164人	3, 587	5,837人	338,001人
平成30年度	144, 273	161,837 人	169, 169人	331,006人	4, 203	6,537人	337, 543人
令和元年度	145, 179	161,044 人	168, 225人	329, 269人	4, 607	7,015人	336, 284人

※平成24年7月 住民基本台帳法改正及び外国人登録法廃止

【参考】平成27年国勢調査結果

			世帯数	人		П
			臣 市 剱	男	女	総数
前	橋	市	136, 747	164, 154人	172,045人	336, 199人
群	馬	県	773, 186	973, 303人	1,000,173人	1,973,476人

第2章 清掃事業の沿革

年 度		ドの万里 治 革
大正		・私人により、西片貝町地内に煉瓦造自然通風式の焼却炉(8 t)が作られる。
13		 ・当時は紙、金属等の有価物は選別回収し、残りを焼却する方式だった
昭和		・市の掃除監督員の指導のもと、民間業者が馬車で運搬し焼却していたが、大部
戦前		- 分は湖沼等へ埋め立てられていた。
昭和		・旧市域の一部を対象に、月1回可燃ごみを収集
22頃		
25	9月1日	・勢多郡桂萱村字亀泉(現亀泉町)に岩本式自然通風固定炉(20t/8H)を建設し、
		ごみの焼却処理を開始
29	7月1日	・清掃法施行
		・町村合併による市域拡大、人口増加
		・し尿処理委員会を設置し、計画収集体制、し尿汲取料金体系を整備
30	4月1日	・前橋市清掃条例施行
		・清掃法第15条に基づき汚物取扱業28名を許可し、全市域のし尿収集を開始
34	6月1日	・旧市域の一部を対象に、可燃ごみの収集を開始(1週2回)
		・し尿消化槽を建設(処理能力91kl/日×1基、昭和33/34年度事業)
37	12月24日	・亀泉清掃工場に三和動熱式逆送自動機械炉(20t/8H×2基)を建設
		(昭和36/37年度事業)
	1月1日	・機構改革に伴い社会部衛生課を衛生課と清掃課に分離
38	6月	・亀泉埋立地の埋立開始(12,261㎡、昭和47年6月埋立終了)
41		・可燃ごみの収集を袋詰・ステーション持ち出し方式に切り替え、全市域で直営
		により開始
	3月31日	・西部清掃事務所完成
42		・南部清掃事務所完成
		・六供町下水処理場に処理能力54k1/日のし尿消化槽を増設
43	4月1日	・し尿収集汚物取扱業者を6業者に統合し、担当地区を指定
	1月	・不燃ごみの収集を全市域で民間委託により開始(月2回収集)
44	10月31日	・防疫事務所(消毒業務)完成
46	4月1日	・可燃ごみ収集の民間委託を開始(一部)
	4月30日	・旧六供清掃工場完成(日立連続燃焼式放射型機械炉、150t/24H×2基、昭和44
		/45年度事業)
	9月24日	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
47	4月1日	・前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	5月1日	・浄化槽清掃業(し尿と同じ6社)の許可証を交付
	6月1日	・不燃ごみの収集を1週1回へ変更(全市域)
	7月1日	・荻窪埋立地(48,024㎡)の埋立開始(昭和60年3月埋立終了)
	1月4日	・可燃ごみの収集を1週2回へ変更(全市域)
	3月31日	・旧荻窪清掃工場完成(川田式連続圧縮破砕機、60t/5H×1基)
48	4月6日	· 旧获窪清掃工場を供用開始
	8月1日	・泉沢埋立用地借用(6,553㎡、昭和51年3月31日埋立終了)
	12月24日	・ 荒子埋立用地借用(2,508㎡、3月埋立終了)
51	7月1日	・浄化槽清掃業(関東・前橋2社)の許可証を交付(し尿業者と分離)
	7月15日	・旧六供清掃工場に電気集じん機設置(排ガス処理量75,600N㎡/H、昭和50/51
		年度事業)
	12月23日	・ 亀泉清掃工場逆送式自動機械炉解体(昭和37年度建設)
	3月	・下大屋埋立用地借用(1,980㎡、昭和53年3月埋立終了)
52	4月1日	・機構改革により生活環境部環境整備課に改称
	7月	・富田埋立用地借用(1,448㎡、10月埋立終了)
	10月12日	・ 嶺埋立用地借用(7,841㎡、昭和55年3月31日埋立終了)
	11月30日	・亀泉清掃工場に三和動熱式機械化バッチ燃焼式焼却炉(12.5t/8H×4基)を建

設 (昭和51 / 52年度事業) 設 (昭和51 / 52年度事業) 当初の91kl / 日は運転を休止し、204kl / 日の能力となる) 事業) (当初の91kl / 日は運転を休止し、204kl / 日の能力となる) ・ 疾 連清解工場に高分子系廃棄物(プラスチック、塩化ビニール製品)焼却炉 (34 / 71k / 1 基、キンセイ産業)を設置 ・ 中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・ 中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・ 中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・ 中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設の供用開始 ・ 市本屋原可集落排水処理施設を置信昭和55 / 56年度事業) ・ 市本屋原可集落排水処理施設整備(昭和55 / 56年度事業) ・ 市本屋原可集落作るの事品を受付 ・ 市本屋原可集落 (第1 期)及び第1 水処理施設完成(昭和58 / 59年度事業) ・ ・ し尿投入槽の前処理機ドラムスクリーン2 台、スクリュープレス2 台を整備 ・ 年東清新工場の重要を著杯に伴い建替 ・ 年東清新工場を変を若杯に伴い建替 ・ 年東清新工場の重要を著杯に伴い建替 ・ 年東清新工場に電気集じん機を設置(昭和59 / 60年度事業) ・ 市本資料工場に電気集じん機を設置(昭和59 / 60年度事業) ・ 市本資料工場を電気集じん機を設置(昭和59 / 60年度事業) ・ 市本資料工場・企業の事態が重要で表示といい、液間は民間委託	年 度	月 日	沿
3月31日 六供町下水処理場にし尿消化槽建設(処理能力1501/月・昭和51/52年度	1 12	/ 1 H	The state of the s
事業)(当初の91k) 日は運転を休止し、204k1 日の能力となる) 20 4 11月		3月31日	
3月15日		07,016	
11月	53	8月15日	
11月	00	0 / 1 10 д	
12月15日 東部清掃事務所(亀泉清掃工場兼用)完成 3月25日 旧大供コミュニティクラブ(現穴地町集会所)完成 3月25日 旧大供コミュニティクラブ(現穴地町集会所)完成 3月16日 小屋原町集高連水処理施設の供用開始 1月17日 1日大供清掃工場に解水処理施設の作用開始 1日大供清掃工場に解水処理施設の作用開始 1日大供清掃工場に解水処理施設を備(昭和55年度事業) 1日大供清掃工場に解水処理施設を備(昭和55年度事業) 1日大供清掃工場に解水処理施設を備(昭和55年度事業) 1日大供清掃工場に解水処理施設を(昭和55/56年度事業) 1月30日 茨建及移処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 1足収り自動計量装置を設置 1足収り自動計量装置を設置 1足収り相当計量が関係を設置(昭和59/60年度事業) 10月1日 2株円清掃工場に確気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) 10月1日 2株円清加工場・亀泉清掃工場の煙突を老が化に伴い建替 4泉清掃工場に確気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) 10月1日 2株円清加工場・亀泉清掃工場の埋空、第1期の建立開始 2株円清加工場・倉泉清掃工場の埋金で、11月1日 2米円清加工場・塩泉清掃工場の推りを対したが、依開は民間委託 1日に、不燃物と同時に収集、収集常建設のための基礎調査(環境でセスメント)を開始 3月1日 3月 公田地区集高排水処理施設・置野住宅団地排水処理施設完成 3月10日 3月10日 11月1日 3月1日 1月1日 3月1日 1月1日 1月1日 3月1日 1月1日 3月1日 1月1日 3月1日 1月1日 1月1日		11日	
3月25日 ・旧六供コミュニティクラブ(現六供町集会所)完成 9月1日 ・小屋原町集路排水処理施設の供用開始 9月1日 ・ 小屋原町集路排水処理施設の供用開始 9月1日 ・ 和屋成市場路排水処理施設の供用開始 9月1日 ・ 和子での世界で間地排水処理施設を傾(昭和55年度事業) ・田六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業) ・田六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業) ・ 地代博清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業) ・ 地代博清掃工場の(第1 朔)及び第1 水処理施設完成(昭和58/59年度事業) ・ が匯最終処分場(第1 朔)及び第1 水処理施設完成(昭和58/59年度事業) ・ し塚の自動計量装置を設置 ・ し塚の自動計量装置を設置 ・ し塚の自動計量装置を設置 ・ も鬼清掃工場の電気をを利化に伴い建替 ・ 亀泉清掃工場の電気をを利化に伴い建替 ・ 亀泉清掃工場の電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) ・ が確開法職行 ・ ・ が、健和済和工場に確定集じん機を設置(昭和59/60年度事業) ・ が、健和済和工場に確定、中心・シーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) ・ 浄化槽法施行 ・ 次供清掃工場機が即中は24時間焼却を行い、夜間は民間表計 ・ 次代清掃工場建設のための基値調査(装造でセスメント)を開始 ・ 次代清掃工場建設で備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数 9名・ ・ 次代清掃工場建設で備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数 9名 ・ 次供清掃工場を衛生の変元に焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 ・ ・ 次は清掃工場の部市計画位置決定 ・ 日治会の租大ごみ収集を開始 ・ 次は清掃工場の部市計画位置決定 ・ 子の部は工場の部市計画位置決定 ・ 子の部は工場の部市計画位置決定 ・ 子の部は工場の部市計画位置決定 ・ 子の部は工場の部市計画位置決定 ・ 子の部は工場の部・計画を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 ・ 中間地区集落排水処理施設完成 ・ 下衛和心処理機定の建設 に脱水機を増設 ・ 京産会終処分場第1 水処理施設に成水機を増設 ・ 京産会終処分場第1 水処理施設に成水機を増設 ・ 京産経験処分場の単立完了部分(第1 押)縁化工事を実施 ・ 京産経験の分域の理立完了部分(第1 押)縁化工事を実施 ・ 京産経験の分域の理立完了部分(第1 押)縁化工事を実施 ・ 京産経験の分域の理立完可認分(第1 押)縁化工事を実施 ・ 京田原住宅団地排水処理施設を設置 ・ 京産経験の分域が振発機等。第2 水処理施設で300㎡/目)体生 ・ 京産経験の分域が振発機等。第2 水処理施設 (300㎡/目) 付 (400㎡/目) ・ 京福・新加・大場・東等 (第2 対・ 10,600㎡) と第3 水処理施設 (400㎡/目) ・ 京福・経り、 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1			
54 9月1日 ・小屋原町集落排水処理施設の供用開始 55 9月1日 ・円町住宅団地排水処理施設の供用開始 56 ・田六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業) 56 ・田六供清掃工場へイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業) 58 8月1日 ・冷化情清掃工場へイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業) 59 11月30日 ・依確最終处分域 宿 期) 及び第 1 水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 69 ・次は最終处分域 宿 期) 及び第 1 水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 60 ・表達器を終少分域 信 1 期) 及埋立開始 60 ・表達器を終处分域 管理型・第 1 期) の埋立開始 60 ・表達器を終処分場(管理型・第 1 期) の埋立開始 61 ・表達器を終処分場(管理型・第 1 期) の埋立開始 62 ・方程書話工場、			
55 9月1日 9月 3月30日 ・ 下川町住宅団地排水処理施設の供用開始 ・相大ごみ収集を電話申し込み方式(各戸訪問)により実施 ・旧六供清掃工場に廃水処理施設整値(昭和55年度事業) 56 ・ 旧六供清掃工場に廃水処理施設整値(昭和55年度事業) 58 8月1日 ・ 冷化博清掃業者(都市)許可証交付 59 11月30日 ・ 改確最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 59 11月30日 ・ 改確最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 60 ・ 改建投入槽の前処理機ドラムスクリーン2台、スクリュープレス2台を整備・	5.4		
9月 和大ごみ収集を電話申し込み方式(各戸訪問)により実施 田六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和50年度事業) 田六供清掃工場ハイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業) 11月30日			A TIME A SECTION OF THE SECTION OF T
1月30日 日六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業) 1日六供清掃工場ハイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業) 1日30日 狭確最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 1月30日 狭確最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 1月30日 代達最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) 1月4日 10月1日 中化槽法地行 10月1日 中化槽法地行 10月1日 中化槽法地行 10月1日 中化槽法地行 10月1日 中化槽法地行 10月1日 中水供清报工場の補金規能力量が重備室発足(昭和59/60年度事業) 大供清掃工場地設の定めの基礎調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設の定めの基礎調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設の定めの搭載調査(環境アセスメント)を開始 大供清掃工場建設の定域のの海域がである。	55		
 566 ・ 旧六供清掃工場ハイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業) 58 8月1日 ・ 浄化槽清掃業者(都市)許可証交付 59 11月30日 ・ 萩窪最終処分場(第 1 期)及び第 1 水処理施設完成(昭和58/59年度事業) ・し尿の自動計量装置を設置 ・し尿投入槽の前処理機ドラムスクリーン 2 台、スクリュープレス 2 台を整備・亀泉清掃工場の煙突を老朽化に伴い建替・ ・			
11月30日 ・浄化槽清掃業者(都市)許可証交付 ・	E.C.	3月30日	
 59 11月30日 ・		0 日 1 日	
・し尿的自動計量装置を設置 ・し尿技入槽の前処理機ドラムスクリーン2台、スクリュープレス2台を整備・亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) 60 ・			
- し尿投入槽の前処理機ドラムスクリーン 2 台、スクリューブレス 2 台を整備 ・ 亀泉清掃工場の煙突を老朽化に伴い建替 ・ 亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) ・ 茨建最終処分場(管理型・第 1 期)の埋立開始 ・ 使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週 1 回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) ・ 浄化槽法施行 ・ 六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・ 芥八供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・ 芥八供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・ 芥八供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・ 六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・ 六供清掃工場機種選定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 ・ 坂南住宅団地排水処理施設・置野住宅団地排水処理施設完成 ・ 公田地区集落排水処理施設・置野住宅団地排水処理施設完成 ・ 公田地区集落排水処理施設・置野住宅団地排水処理施設完成 ・ に供清掃工場の都市計画位置決定 ・ に保持作情汚記処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) ・ 大供清掃工場の都市計画位置決定 ・ し尿(浄化情汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) ・ 大供清掃工場の都市計画位置決定 ・ に保持権工場の都市計画位置決定 ・ に保持権の薬により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1 部 3 課体制となり、各清掃事務所・1場を告出展所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 ・ 下増田地区集落排水処理施設完成 ・ 京雄最終処分場第 1 水処理施設に脱水機を増設 ・ 京雄最終処分場第 1 水処理施設に脱水機を増設 ・ 京雄日を担てを団地排水処理施設に成 使用開始 ・ 海里前原住宅団地排水処理施設で設置 ・ 「ごみ減量化対策実施委員会」設置 ・ 京雄最終処分場の埋立完了部分(第 1 期)緑化工事を実施 ・ 京雄最終処分場の埋立完了部分(第 1 期)緑化工事を実施 ・ 京雄最終処分場の埋立完了部分(第 1 期)緑化工事を実施 ・ 京雄最終処分場の埋立完了部分(第 1 期)緑化工事を実施 ・ 京雄最終処分場は張整備事業(第 2 期・10,600㎡)と第 3 水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成 2 年度事業)、第 2 水処理施設(300㎡/日)休止	59	11月30日	
・亀泉清掃工場の煙突を老朽化に伴い建替 ・亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) ・ 教篠最終処分場(管理型・第1期)の埋立開始 ・使用済乾電池の収案をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) 10月1日 ・浄化槽法施行 ・ 六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策) (六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策) (六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・ 新六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・ 大供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・ 六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・ 大供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・ 大供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・ 大供清掃工場建設準備を発足(昭地排水処理施設完成 ・ 公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成 ・ 全田・レ尿・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成 ・ 大供清掃工場の都市計画位置決定 ・ 大供清掃工場の都市計画位置決定 ・ 大供清掃工場の都市計画位置決定 ・ 大供清掃工場の担連施設・政・連施設・政・大保持審事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。			
・亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業) 60 ・荻窪最終処分場(管理型・第1期)の埋立開始・使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) 10月1日 ・浄化槽法施行 61 ・海化槽法施行 61 ・方供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策)(大供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託)・新六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始・方供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 7月 ・大供清掃工場機種選定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定・地南住宅団地排水処理施設完成・台音会の粗大ごみ収集を開始・方供請売工場全を開始・方供清掃工場のの汚泥脱水装置の遠心分離機更新・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃工場の都市計画位置決定・方供清掃事務所・工場を各出展所・分場と改名しそれぞれの課に編入。を清掃事務所・工場を各出展所・分場と改名しそれぞれの課に編入。・下増田地区集落排水処理施設完成 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出展所・分場と改名しそれぞれの課に編入。・下増田地区集落が水処理施設完成 63 10月1日 ・水建散終処分場と改名しそれぞれの課に編入。・下増田地区集落排水処理施設完成 63 10月1日 ・水建積を外の受事・水処理施設に脱水機を増設・水地理施設に脱水機を増設・水地理施設に脱水機を増設・水地理施設に脱水機を増設・水地理施設に脱水機を増設・水・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・			
 ・ 荻窪最終処分場(管理型・第1期)の理立開始 ・ 使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) 10月1日 ・ 浄化槽法施行 ・ 六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策) (六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・ 7月28日 ・ 新六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・ 5円 ・ 5円			
・使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) 61 ・浄化槽法施行 61 ・六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策)(大供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託)・新六供清掃工場建設であめる基礎調査(環境アセスメント)を開始・新六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名10月21日 ・	CO		
同時に収集。収容容器は麻袋)	60		
10月1日 ・浄化槽法施行			
61 ・六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策) (六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・新六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数 9名 ・六供清掃工場機種避定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 ・城南住宅団地排水処理施設・茂 ・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成 62 4月 7月 10月8日 1月21日 1月21日 3月10日 1月21日 3月10日 1月21日 3月10日 63 ・六供青掃工場と事業に伴う地元六供町の住民同意取得 ・大供清掃工場改事業に伴う地元六供町の住民同意取得 ・大供清掃工場で都市計画位置決定 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87k1/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 3月10日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、 各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 6月13日 11月1日 11月1日 11月1日 11月1日 2月27日 3月 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱木機を増設 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 ・荻窪分場租大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 ・ び子最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・ 荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・ 荻窪最終処分場が張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 3 4月 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務		100 100	
(六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) - 新六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 - 10月21日 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0.4	10月1日	
7月28日	61		
9月1日 10月21日 10月21日 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 1		5 00 1	
10月21日 ・大供清掃工場機種選定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 11月 ・城南住宅団地排水処理施設完成 3月 ・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成 62 4月 7月 ・大供可以及理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 10月8日 ・大供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 1月21日 ・大供清掃工場の都市計画位置決定 3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 6月13日 ・			
11月 ・城南住宅団地排水処理施設完成 3月 ・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成 62 4月 ・自治会の粗大ごみ収集を開始 7月 ・六供前見尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 10月8日 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 1月21日 ・大供清掃工場の都市計画位置決定 3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 ・下増田地区集落排水処理施設完成 6月13日 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・上縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 1月 ・荻窪最終処分場が張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
62 4月 ・自治会の粗大ごみ収集を開始 7月 ・六供町し尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 10月8日 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 1月21日 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 6者掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 6月13日 ・下増田地区集落排水処理施設完成 11月1日 ・荻窪根大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・広深銀行場をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
62 4月 ・自治会の粗大ごみ収集を開始 7月 ・六供町し尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 10月8日 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 1月21日 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 6月13日 ・			
7月 ・六供町し尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 10月8日 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 1月21日 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87k1/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 ・下増田地区集落排水処理施設完成 6月13日 ・荻窪租大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設を設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 3月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
10月8日 1月21日 1月21日 3月10日 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 6月13日 11月1日 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 ・近離棚包処理機をリースで導入し、使用開始 ・赤窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・荻窪最終処分場が張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務	62		
1月21日 3月10日 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87k1/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 6月13日 11月1日 11月1日 12月27日 3月 3月 - 清里前原住宅団地排水処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 5 4月25日 1月 4月25日 3月 5 5 6 7 7 7 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			
3月10日 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87k1/日、昭和61/62年度事業) 63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 ・下増田地区集落排水処理施設完成 6月13日 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場が張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
63 10月1日 ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元 4月 ・下増田地区集落排水処理施設完成 6月13日 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
A清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。 成元			
成元4月 6月13日 11月1日 11月1日 12月27日 3月 3月 1月1月日 12月27日 3月 3月 1月1月日 12月27日 3月 3月 1月1月日 12月27日 3月 3月 1月1月日 12月27日 1月1日 12月27日 1月1日 12月27日 1月1日 12月27日 1月1日 12月27日 1月1日 12月27日 1月1日 1月1日 12月27日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1月日 1日<	63	10月1日	
6月13日 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
11月1日 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 11月1日 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務	平成元		
11月1日 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
12月27日 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
3月 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
3月 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置 2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
2 4月25日 ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 1月 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 3月 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
1月 3月・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止34月・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
3月・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日) 竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止34月・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務	2		
竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止 3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務			
3 4月 ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務		3月	
			竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止
所、各分場を工場と変更	3	4月	
			所、各分場を工場と変更

年 度	月 日	沿
十 及	6月	・ 荻窪最終処分場(第2期)の埋立開始
	7月	・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収を開始
	9月	・六供温水プール・コミュニティクラブ竣工(平成2/3年度事業)
	9月	・六供清掃工場竣工(昭和63~平成3年度事業)
	10月1日	・住宅団地のコンテナによるごみ収集廃止
	10月1日	・六供清掃工場、六供温水プール竣工式
	10月20日	・第1回前橋リサイクルデー開催(銀座イベント広場)
	12月26日	・第一次し尿処理業合理化事業計画(平成3~4年度)群馬県承認
	3月	· 荻窪最終処分場第 3 水処理施設増設工事竣工(400㎡/日増設)
	3月	・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工
4	4月	・清掃課環境衛生係を清掃啓発係に名称変更
1	5月16日	・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工式
	11月1日	・第2回前橋リサイクルデー開催(六供清掃工場、以降毎年実施)
5	4月	・「前橋市廃棄物処理及び清掃に関する条例」及び「同規則」を全部改正し、4月1
	471	日より施行(但しごみ処理手数料の改正は6月1日より適用 100円/10kg)
	6月	・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(10地区・5,000世帯)で実施
	9月	・前橋市廃棄物減量等推進審議会を発足
	11月	· 上增田地区集落排水処理施設完成
	11月	・冷蔵庫の冷媒用フロンガスの回収を開始
	11~12月	・ごみと生活排水に関する市民、事業所アンケートを実施
	3月	・荻窪最終処分場施設整備(第3期)工事完成(平成4/5年度事業)、第3水処理施設
	37,	に汚泥脱水機設置(平成4年度事業)
6	4月	・荻窪最終処分場(第3期)の埋立開始
	4月	・清掃業務課に地域し尿処理施設係を新設
	6月	・焼却灰、ペット砂の戸別収集開始
	6月	・週休2日制の導入(一部収集地域で収集日を変更)
	6月	・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(桂萱地区・駒形町)に、環境美化推進員
		(廃棄物減量等推進員)を配置。7月より活動開始
	7月	・桂萱地区・駒形町をモデル地区とし、概ね13,000世帯にて従来の不燃物収集の形態
		を変更、不燃ごみと交互に、隔週で空きびん・空き缶分別回収を開始
	10月	・大室地区集落排水処理施設完成
	3月	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画(H7~H21年度)」策定
	3月	・市有施設コンテナごみ収集の廃止
7	8月	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理に係る適正負担のあり方及び事
		業系ごみの減量化、適正排出について」諮問
	10月	・ガラスびん・缶分別収集モデル地区(岩神町一~四丁目)実施、同地区に環境美化
		推進員を配置
	2月	・可燃ごみ、不燃ごみ収集担当の一元化と収集地区(町)の集合化を図るため、
		直営及び委託の収集担当区域を見直し。ごみ収集曜日を全市的に変更
	2月	・小規模事業所アンケートの実施
	3月	・荻窪清掃工場びん選別施設完成
	3月	・前橋水質浄化センター汚泥溶融施設完成
	3月	・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収事業終了(ガラスびん・空き缶の全市
		域分別収集実施に伴う)
8	9月	・環境美化推進員を委嘱(全市域)
	10月	・ 前橋市分別収集計画策定
	10月	・ガラスびん・空き缶分別収集を実施(全市域)
	11月	・廃エアコンの冷媒用フロンガスの回収を開始
	11月11日	・第二次し尿処理業合理化事業計画(平成9~11年度)の県承認
	12月	・5kg以下のプロパンガスボンベ及びアウトドア用ガスボンベの電話予約による戸別

年 度	月日	沿
	11	
	12月26日	・荻窪町自治会との覚書締結(開発基本構想の承認)
9	4月1日	・容器包装リサイクル法本格施行(ガラス製容器、ペットボトルを対象)
	4月	・第二次し尿処理業合理化計画に基づき山王町、山王町一・二丁目のごみ収集
		運搬を民間委託
	4月	・一般廃棄物処理手数料の改正(消費税率の改正に伴う改正 100円→110円/10kg)
	6月~7月	・環境美化推進員研修会意見交換会(地区別開催、延14回)
	9月~3月	・ごみ収集指定袋導入に伴う説明会の実施
	3月	・六供し尿処理施設建設工事完成
10	4月	・荻窪地区整備推進室発足(職員数3名、平成16年3月まで)
	4月	・第二次し尿処理業合理化計画に基づき公衆便所の清掃72か所を民間委託
	4月	・代替フロンガスの回収を開始
	7月	・前橋市指定袋(家庭ごみ用)制度導入
	7月	・危険ごみ分別収集開始
	7月26日	・環境美化推進員研修会・意見交換会(全市対象、以降毎年実施)
	10月1日	・スプレー缶・カセットボンベ・ライターを危険ごみとし、資源ごみ収集日に黄色の
		コンテナで分別収集開始
	10月	・ペットボトル分別収集開始
11	4月1日	・機構改革により環境対策課の環境啓発係とリサイクル推進係を清掃業務課に移管、
		啓発リサイクル係とし、清掃業務課管理係を管理係と業務係に分割
	4月1日	・地域し尿処理施設のうち、農業集落排水処理施設の維持管理を農村整備課へ移管
	4月	・第二次し尿処理業合理化計画に基づき清里地区のごみ収集運搬を民間委託
	4月	・新最終処分場建設に伴う環境評価及び施設整備基本計画策定業務委託
	7月29日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについ
		て諮問
	3月31日	・公共下水道への接続に伴い、清里前原住宅排水処理施設を廃止
12	4月1日	・容器包装リサイクル法完全施行(プラスチック製容器包装を追加)
	4月1日	・地域し尿処理施設使用料を下水道使用料と同額に改正(1.5→1.0倍)
	6月29日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申
	9月1日	・ペットボトル選別処理施設運転開始
	10月	・前橋市最終処分場地元住民(荻窪町・小坂子町)建設同意
	11月6日	・亀泉清掃工場生活環境影響調査結果報告書縦覧(12月5日まで)
	1月29日	・「桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合と前橋市との間におけるごみ処理に
		関する協定」を締結
	2月28日	・南部清掃事務所管理棟全面改築完成
	3月27日	・前橋市と高崎市ほか4町村衛生施設組合との間における「一般廃棄物の相互処理に
10	4 17 7 17	関する協定」を締結
13	4月1日	・家電リサイクル法本格施行ごろり (101)
	4月1日	・ごみ処理手数料の改正(110円→150円/10kg)
	4月1日	・不燃ごみ収集を隔週1回から週1回に拡充
	4月1日	・廃プラベールの再商品化開始(平成15年度まで)またさばのア地 アス (** 世界) 変え (** 1.0 また)
	4月	・ 高崎広域の不燃ごみ(冷蔵庫)受入(4月のみ)
	6月	・大胡町他3村クリーンセンターの可燃ごみ受入(6月のみ)
	8月6日	・前橋市最終処分場建設に伴う生活環境影響調査報告書を縦覧(9月5日まで)
	11月	・六供清掃工場特定4部位試験焼却、肉骨粉試験焼却 ・亀泉清掃工場16時間運転(平成14年11月まで)
	12月 1月	・電系清掃工場16時間連転(平成14年11月まで) ・桐生広域清掃センター、藤岡市清掃センターへ可燃ごみ処理依頼(3月まで)
	2月	・桐生広域清掃センター、藤岡巾清掃センターへ可然こみ処理依頼(3月まで) ・民間処理業者3社へ可燃ごみ処理委託(3月まで)
	2月	・大胡町他3村クリーンセンターへ可燃ごみ処理依頼(3月まで)
	3月18日	- 大品町他 3 村 ク リーン ピンター ハ 可燃 こみ 延達 依頼 (3 月 ま で) - 肉骨粉の焼却処理委託(平成15年 4 月 ま で)
	9月18日	・四月切り沈却程任安正(十双10十4月まじ)

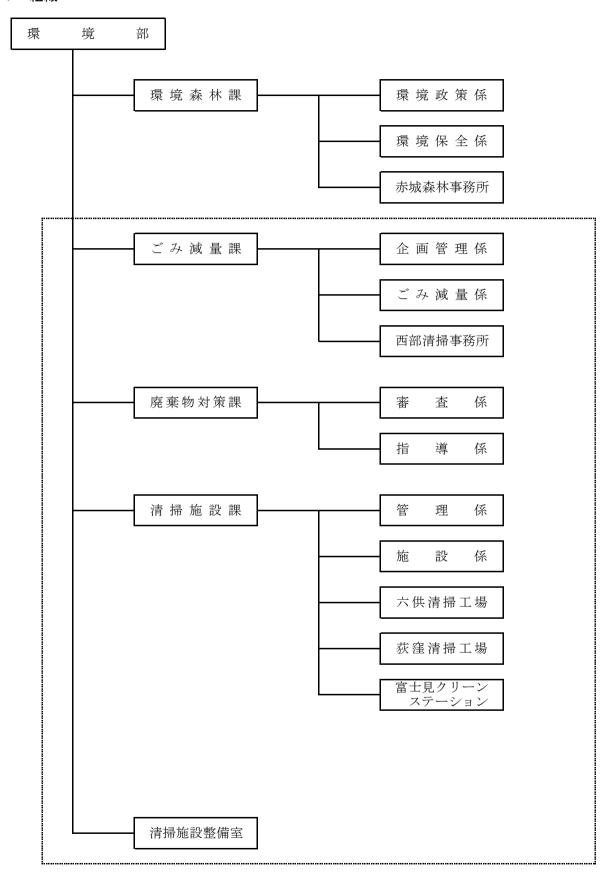
年 度	月 日	沿
14	4月	・広域4町村のペットボトル選別処理を受託開始(平成17年度まで)
14	4月	・MDI缶(特定フロン含有製剤等)処理委託開始
	5月	・六供清掃工場布団類焼却開始
	11月	・桐生広域清掃センターへごみ処理依頼(11月のみ)
	12月	・荻窪清掃工場廃プラベールラッピング運転開始
	12月	・亀泉清掃工場1・2号炉休止、新炉試運転開始
	2月	・亀泉清掃工場岩本式焼却炉及び固定炉解体
	3月14日	・亀泉清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業)
	3月25日	・六供清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業)
15	4月22日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみ有料化の導入について」諮問
	8月4日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会が「家庭ごみ有料化の導入について」答申
	12月19日	・前橋市最終処分場(貯留施設・浸出水処理施設)完成(平成13~15年度事業)
	12月22日	• 荻窪清掃工場東門開通
	12月25日	・温水利用健康づくり施設「あいのやまの湯」及び前橋市最終処分場竣工式
	2月	・家庭ごみ有料化の導入見送り
	2月13日	・第三次し尿処理業合理化事業計画(平成16年度)の県の承認
	3月15日	・六供清掃工場灰梱包設備及び灰袋積込棟完成
	3月15日	・六供清掃工場、亀泉清掃工場、荻窪清掃工場焼却灰等袋詰め開始
	3月23日	· 前橋市最終処分場埋立開始
16	5月3日	・月、火曜日の祝祭日収集開始
	5月26日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会で新たに実施するリサイクル推進施策を審議
	6月	・プラ容器分別収集の住民説明会実施(9月まで・239回)
	9月	・天然ガスごみ収集車購入
	10月1日	・分別方法の変更によりプラ容器、廃蛍光管等の分別収集開始
	10月1日	・プラ容器以外のプラスチックを可燃ごみとして焼却開始
	10月24日	・有価物の拠点回収開始
	10月	・廃蛍光管の処理委託開始
	12月1日	・荻窪清掃工場プラ容器処理設備稼働開始
	12月 5 日	・大胡町、宮城村、粕川村を編入合併、収集は従来体制を維持
	12月5日	・町村合併により大胡クリーンセンター、大胡衛生センターが前橋市の所管に
	12月10日	・六供清掃工場高圧復水器更新工事終了
	1月28日	・荻窪清掃工場プラ容器処理設備改修工事終了
17	4月1日	・大胡・宮城・粕川地区の自己搬入ごみを亀泉・荻窪清掃工場でも受入開始
	4月1日	・朝倉町一~四丁目、広瀬町一~三丁目、三俣町一~三丁目のごみ収集運搬を民間委託
	4月1日	・中間処理後のペットボトルを指定法人引き渡しから民間事業者売却へ変更
	5月23日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問
	8月23日	・六供清掃工場蒸気タービン改修工事終了、定格出力増加(1,800kw→1,889kw)
	8月	・ごみ収集車の軽油代替燃料による試験走行を開始(21年4月休止)
	10月	・まえばし子ども探検隊「ごみのゆくえをさぐる」のビデオ完成
	11月1日	・紙リサイクル庫の設置(東部・西部・南部清掃事務所及び大胡クリーンセンター)
	11月	・プラ容器分別後のごみ量変化報告会実施(2月まで・20回)
	1月	・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別変更住民説明会実施(2月まで・54回)
	2月1日	・紙リサイクル庫の増設(児童文化センター・市民体育館)
10	2月28日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
18	4月1日	・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別収集方法を旧前橋地区と統一
	4月1日	・大胡・宮城・粕川地区と総社・清里・南橘(一部)地区の不燃・粗大ごみ搬入先変更 ・富士見村で収集した空き瓶と危険ごみの選別処理業務を荻窪清掃工場で開始
	4月1日 4月1日	・
	7月	・紙リサイクル庫の増設(3月まで・南橘公民館他10箇所)
	10月9日	・ ・ ・ ・
	10月9日	- 沙注側〒上笏(以来した中白豕共の配布を開始

年 度	月 日	沿
19	4月1日	・富士見クリーンステーションへ移送する収集後の空き缶を年間550 t へ増量
	4月	・環境をテーマに市政懇談会を開催(10月まで・23地区)
	5月	・新清掃工場の建設候補地を下増田町地内とすることについての内部意思決定
	7月	- ・清掃車両有料広告掲載を開始
	7月	・紙リサイクル庫の増設 (3月まで・前橋保健センター他9箇所)
	9月	・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1~10/31、応募総数5,568通)
	1月	・わが町リサイクル庫設置補助制度の創設(平成22年度まで)
	2月	・手づくりアイデアマイバッグ展の開催 (2/22~24、前橋プラザ元気 2 1)
	3月31日	 ・東部清掃事務所を西部清掃事務所に統合、事務所・車庫等を亀泉清掃工場へ移管
20	4月	・下増田町清掃工場設置対策委員会の設立
	9月	・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1~11/30、応募総数7,314通)
	11月13日	 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問
	2月6日	・新清掃工場整備検討委員会の設置
21	4月1日	・中核市へ移行 スズメバチ駆除業務を保健所へ移管
	4月1日	・清掃業務課の名称をリサイクル推進課に改め、新たに廃棄物対策課・清掃施設建設準備室
		を設置
	4月1日	・選別処理施設(大渡町)で中間処理後のペットボトルを民間事業者売却から指定法人
		引き渡しへ変更
	5月5日	・富士見村を編入合併、収集は従来体制を維持
	5月19日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
	6月30日	· 萱野住宅団地排水処理施設稼働停止
	10月	・新清掃工場環境影響評価方法書の公告、縦覧、施設整備基本構想を策定、説明会を実施
	12月12日	・新清掃工場整備検討委員会専門部会の開催(第1回、以降4回開催)
	2月	・富士見地区プラ容器分別説明会実施(32回)
	3月31日	・富士見衛生センター稼動停止
22	4月1日	・ごみ処理手数料の改正(150円→180円/10kg)
	4月1日	・富士見地区プラ容器分別収集開始
	10月1日	・古紙分別収集モデル事業を開始
	11月	・新清掃工場施設整備基本計画を策定、周辺地区説明会を実施
	3月11日	・東日本大震災発生
	3月14日	・電力受給逼迫により計画停電実施(4月8日まで)
23	4月1日	・リサイクル推進課の名称をごみ減量課に啓発推進係をごみ減量係にそれぞれ改める。
	4月1日	・前橋市こんにちは収集事業開始
	4月1日	・粗大ごみ収集運搬・処分業務の民間委託開始
	6月27日	・清掃工場周辺における放射線量の測定を開始
	7月1日	・電気事業法第27条に基づく電気の使用制限実施(9月9日まで)
	7月4日	・清掃工場等における焼却灰等の放射能濃度の測定を開始
	8月	・し尿及び浄化槽汚泥処理を民間処理業者へ委託
	10月	・新清掃工場環境影響評価準備書の公告、縦覧、説明会を実施
	1月1日	· 放射性物質汚染対処特別措置法施行
	3月	・新清掃工場整備計画を凍結
0.4	3月31日	・大胡衛生センター稼動停止 ・清掃施設建設準備室の名称を清掃施設計画室に改める。
24	4月1日	
	10月1日	・古紙分別収集を全市域で開始
	1月22日	・東日本大震災で発生した岩手県宮古地区の災害廃棄物の広域処理を開始(平成25年8月6日 まで)
		まぐ) (平成26年3月12日、環境大臣が市長に感謝状を授与)
	3月	・清掃施設整備方針を既存施設の有効活用を図る延命化に決定
25	4月1日	・南部清掃事務所を西部清掃事務所に統合
20	4月1日	・小動物死体収集運搬業務の民間委託開始
	4月1日	・清掃施設計画室の名称を清掃施設整備室に改め、清掃施設課内に設置
	ユソ1 エ 日	111和14四次中国主义中心。111和14四次下侧土户外少、111和14四以外门门区区

	9月11日	・大胡クリーンセンターにおいて農集排汚泥肥料の焼却開始(平成26年3月まで)
	10月1日	・使用済小型家電の拠点回収開始
	2月	・豪雪災害による災害廃棄物の受け入れ(平成27年3月まで)
26	4月1日	・古着分別収集開始
	5月23日	・六供清掃工場延命化に係る発注仕様書の作成に着手(平成26年度・平成27年度債務負担行為)
	7月1日	・前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行
	9月1日	· 廃食用油拠点回収開始
	9月1日	・前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結
	10月	・茨城県南部地震に伴う災害ごみ(瓦)を受入れ
	10月31日	・わが町リサイクル庫設置補助制度廃止
	11月17日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問
	2月1日	・在宅医療用注射針拠点回収及び処理開始
	2月1日	・インクカートリッジ拠点回収開始
	3月13日	・六供清掃工場延命化に係る環境影響調査を実施
	3月31日	· 前橋市環境保健地区組織連合会 解散
27	4月1日	· 前橋市地域環境活動推進懇談会 設置
	4月13日	・六供清掃工場において展開検査を毎日実施
	6月17日	・突風による災害廃棄物の受け入れ
	8月20日	・六供清掃工場に搬入される一般廃棄物収集に係る古紙のリサイクルを実施
	9月25日	・六供清掃工場延命化工事入札公告
	2月9日	・荻窪清掃工場において展開検査を毎日実施
	3月7日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
28	4月1日	・有価物集団回収における使用済小型家電回収開始
	4月1日	・公衆便所清掃のうち115か所を民間委託開始
	6月23日	・六供清掃工場延命化工事開始(平成28~31年度債務負担行為)
	3月31日	· 前橋市地域環境活動推進懇談会 廃止
29	4月1日	・清掃施設課清掃施設整備室を課として再編成
	4月1日	・新堀町西住宅団地排水処理施設を市へ移管
	6月1日	・資源・ごみ分別アプリ配信開始
	6月	・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託(12月まで)
	8月8日	・前橋市最終処分場施設整備方針を策定
	9月5日	· 前橋市新最終処分場整備検討委員会設置
	12月1日	・新最終処分場建設候補地を一般公募(~3月20日)
	12月	・六供清掃工場延命化工事 (3号炉入れ替え工事終了)
30	4月	・新最終処分場建設候補地に9か所から応募
	6月	・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託(10月まで)
	11月	・六供清掃工場延命化工事 (2号炉入れ替え工事終了)
	3月31日	・有価物集団回収における使用済小型家電回収終了
令和元	4月	・公衆便所清掃の委託事務を公園管理事務所へ移管
	6月	・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託 (7月まで)
	8月1日	・新最終処分場建設候補地の応募9か所から3か所を選定(一次選定)
	10月20日	・台風19号災害派遣 5日間 1名(茨城県大子町)(~10月24日)
	11月5日	・台風19号災害派遣 12日間延べ32名(栃木県佐野市)(~11月30日)
	3月4日	・新最終処分場建設候補地の一次選定3か所から1か所(小坂子町字別所地内ほか)を
		選定(二次選定)
	3月6日	・六供清掃工場延命化工事終了(1号炉入れ替え工事終了、平成28~令和元年度事業)
	3月31日	・前橋市新最終処分場基本構想を策定
		・亀泉清掃工場・大胡クリーンセンター閉場

第3章 組織・人員

1 組織



(清掃事業担当:点線内)

2 事務分掌

2	事務分掌	
課名	係 名	事 務 分 掌
	環境政策係	1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること
環	N DOWN IN	2 環境部内の事務連絡調整に関すること
境		3 環境基本計画(温暖化防止実行計画及びグリーン購入を含む)の推進に
森		
林		関すること
課		4 環境審議会に関すること
HAK.		5 循環交付金及び県浄化槽補助金の取りまとめに関すること
		6 新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成金(高効率給湯器、HEMS機器、
		家庭用蓄電池)に関すること
		7 新エネルギーの導入に関すること
		8 自然環境保全推進委員会、自然環境調査に関すること
		9 環境啓発(環境イベントを含む)に関すること
		10 こどもエコクラブに関すること
		11 次世代自動車普及促進に関すること
		11 (大臣代日 助年 自) (大臣代日 助 年 自) (大臣代日 財 日) (大臣代日 財 日) (大臣代日)
		13 フロン排出抑制法に関すること
		14 まえばし環境の学び舎事業に関すること
		15 赤城山エコツーリズムに関すること
		16 環境家族に関すること
		17 みぢかな季節かんじ隊に関するこ。
	環境保全係	1 環境関係法令に基づく届出の受理及び審査に関すること
)K)26/11-12/11	2 公害苦情処理及び発生事案に関すること
		3 特定事業場(大防法、DXN法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に
		関すること
		4 有害大気汚染物質等及び酸性雨調査に関すること
		5 大気汚染常時監視及び注意報の周知に関すること
		6 環境基準点等河川水質調査の計画立案及び実施に関すること
		7 特定事業場(水濁法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関すること
		8 地下水調査の計画立案及び実施に関すること
		9 悪臭重点監視事業場の調査計画の立案及び調査・指導に関すること
		10 環境、自動車、高速道路騒音及びその他騒音・振動調査に関すること
		11 悪臭防止法に関すること
		12 土壌汚染対策法に関すること
		13 特定事業場届出システムの運用に関すること
		14 宅地開発事前協議に関すること
		15 廃棄物処理施設等の事前協議に関すること
		16 大規模小売店舗立地法等の事前協議に関すること
		17 公害防止協定に関すること
		18 群馬県環境影響評価条例に関すること
		19 放射線量測定に関すること
		20 廃棄物処理法(軽微焼却苦情に限る)に関すること
		21 大気汚染防止法に関すること
		22 水質汚濁防止法に関すること
		23 騒音規制法及び振動規制法に関すること
	赤城森林事務所	1 林業振興企画に関すること
		2 林地台帳整備に関すること
		3 森林環境譲与税導入準備に関すること
		4 有害鳥獣対策に関すること
		5 有害鳥獣対策協議会に関すること
		6 鳥獣被害対策実施隊に関すること
		7 赤城山麓有害鳥獣対策協議会に関すること
		8 林業振興・整備に関すること
		9 市有林の管理に関すること
		10 地域産木材利用促進に関すること
		11 ぐんま緑の県民基金事業に関すること
		12 木育に関すること
		13 松くい虫防除に関すること
		13 私人・公司の保に関すること 14 森林法に基づく届けに関すること
		15 木質バイオマスに関すること
		16 鳥獣の捕獲許可に関すること
		17 鳥獣の飼養登録に関すること
		18 市有林境界立会い等に関すること
	企画管理係	1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること
		2 一般廃棄物処理基本計画に関すること
み		3 一般廃棄物処理実施計画に関すること
減		4 廃棄物減量等推進審議会に関すること
量		5 清掃事業の調査及び統計に関すること
課		
нл		6 ごみ減量・リサイクル推進の企画に関すること
		7 ごみ、し尿収集運搬等に係わる計画立案に関すること
		8 一般廃棄物収集運搬業務委託及び受託業者の指導監督に関すること
		9 地域環境活動推進懇談会の事務に関すること
		10 行政財産の管理事務に関すること
		11 課内各係(所)の連絡調整に関すること
		12 全国都市清掃会議に関すること
		13 労働安全衛生委員会に関すること
		14 し尿処理・コミプラ等に関すること
<u>L</u>		

15 宅地開発に伴う事前認識に関すること	課名	係		名	事 務 分 掌
16 二次無機局所の新設・変更等に関すること	B/N° H	NI		H	7 27 7
17					
18 在空医療産棄物に関すること					
2 事業系ニみ対策に関すること 3 出前講座・3 Rバスツアー等に関すること 4 各種ペベントの計画・実施に関すること 5 ごみ減量・3 Rの経常に関すること 6 環境実化推進員(原薬物域量・10)の事務に関すること 8 ごみ収集カンシー 及び密髪用チラシ作成に関すること 10 リサイクル車に関すること 11 紙・衣類等分別収集に関すること 12 小型廃薬車回収に関すること 13 廃食用油回収率に関すること 14 リュース食器、リユース室市に関すること 15 路上喫煙及びボイ椿での乗に関すること 16 生ごみ処理機、技験等の機、段ボールコンボストに関すること 16 生ごみ処理機、技験等の機、段ボールコンボストに関すること 17 大クカートリッシ回収事業に関すること 2 ごみ収集機の計画実施及び収集体内の整備に関すること 2 ごみ収集機の計画実施及び収集体関すること 4 あき地の環境管理及び実施の計画で運搬に関すること 5 担大ごみ収集運動する場合のごみ収集運搬に関すること 5 担大ごみ収集運動で対象性の事務等に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・施事ごみ収集施に関すること 8 こんにちは収集に関すること 10 移動公衆使所の資品に関すること 11 し尿処理手数科及び防放金に関すること 12 し尿処理素数目が全理性に関すること 12 し尿処理素数が関連性の保守点除業等の登録に関すること 14 冷化槽の維持型に関する場所に関すること 14 冷化槽の保守点除業等の登録に関すること 14 冷化槽の保守点除業等の登録に関すること 14 冷化槽の保守点除業等の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業をび産業廃薬物処理輸設設で計可に関すること 16 産業廃棄物処理輸送の設置等に関すること 5 廃棄物処理機管及び一般廃棄物処理か会の許可に関すること 6 廃棄物処理機管及び一般廃棄物処理強管及が一般の実施であず可に関すること 5 廃棄物処理機管及び一般廃棄物処理強定設との一般廃棄物処理強管及との一般廃棄物処理強管及との一般を実施した関すること 16 産業廃棄物の型乗機をで、関すること 17 産業廃棄物を理事な行が決解告に関すること 18 産業廃棄物を理事な行が決解告に関すること 19 特別管理産業廃棄物を理事をの適正処理に関すること 11 単係 1 廃棄物・運車交付が決策者に関すること 12 産業廃棄物・整排に関すること 13 一般廃棄物処理素のでの理制に関すること 14 産業の地の理なで等の規制に関すること 15 小等の理なで等の規制に関すること 16 産業の機の理なで等の規制に関すること 17 本質に関すること 18 を見かの理なで等の規制に関すること 18 を見かの理なで等の規制に関すること 18 を見がを発し関すること 19 様とビアニュル廃棄物を発に関すること 18 を見がを発し関すること 18 が発めに関すること 18 が関がに関すること 18 が発していて、の理が関すること 18 を見がを発していて、の理がで、の理がで、のでで、のでで、のでで、のでで、のでで、のでで、のでで、のでで、のでで、の			- > > = =		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		27	み減量	:係	
4 各種イベントの計画・実施に関すること 5 ごみ減量・3 Rの容殊に関すること 6 環境美化推進員(廃棄物減量等推進員)の事務に関すること 7 家電リサイクル法の対応に関すること 8 ごみ収集カレンター及び客用チラシ作成に関すること 10 リサイクル法の対応に関すること 11 紙・衣類等分別収集に関すること 11 紙・衣類等分別収集に関すること 12 小型廃家電回収に関すること 13 廃食用油回収事業に関すること 14 リユース食器・リユース主計に関すること 15 路上喫煙及びボイ港での禁止に関すること 16 生ごみ処理機、技業等的機、段ボールコンボストに関すること 16 生ごみ処理機、技業等的機、段ボールコンボストに関すること 17 小型内・リッジ回収事業に関すること 2 ごみ収集運搬が計画変換を収集体制を増属に関すること 2 ごみ収集運搬が計画変換を収集体制を機能に関すること 4 あき地の環境管理及定差をの適正管理に関すること 5 相大ごみ収集運搬の事務等に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・転車が主要を関すること 10 移動公衆使所の貸出に関すること 11 し尿処理手数料及び形成金に関すること 12 レ尿処理素が対し減を変と機に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守原理に関する指導に関すること 14 浄化槽の保守原理に関する間すること 15 小動物及体収集運輸業及び産業経廃棄物処分業の許可に関すること 16 その他ごみ収集運輸に関すること 16 を変施薬物処理整定及び一般廃薬物処理を設定というに関すること 16 廃棄物処理維定及び一般廃薬物処理を設定というに関すること 16 廃棄物処理機能と扱び一般廃薬物処理を設定というに関すること 16 廃棄物処理機能と数び一般廃薬物処理を設定というに関すること 16 廃棄物処理を開発をびに関すること 17 使用済自動車の変を発・計可施設)に関すること 18 産業廃棄物を理集をび施設設置者等に関すること 18 産業廃棄物の理整に関すること 19 特別管理産業を無関すること 10 廃棄物の理難を関する長に関すること 11 原棄物の運動と専門委任、関すること 12 産業廃棄物等理要子が対談者告に関すること 13 一発廃薬物処理業及が産業廃棄物処理等の実績機能に関すること 14 産業の理が基準を関すること 15 小等の理立で等の規制に関すること 16 産業の理が基準を関すること 17 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が基準を関すること 18 産業の理が関すること 18 産業の理が関するに関すること 18 産業の理が関すると 1					
5					3 出前講座・3 Rバスツアー等に関すること
6 環境美化推進員(底葉物)減量等推進員)の事務に関すること 7 家電リザイクル法の対応に関すること 8 ごみ収集カレンター及び啓発用チラシ作成に関すること 10 リサイクル性に関すること 11 紙・衣類等分別収集に関すること 12 小型席家電回収に関すること 12 小型席家電回収に関すること 14 リユース食器・リュース主託に関すること 15 路上喫煙及びボイ糖での禁止に関すること 16 生ごみ処理機、枝葉粉砕機、段ボールコンボストに関すること 16 生ごみ処理機、枝葉粉砕機、段ボールコンボストに関すること 17 事務所の建物、物品の維持管理に関すること 2 「み以集理験 計画(実施で収集体制度)を設しました 3 作業用車両、器材の管理保管に関すること 4 あき地の環境管理及びできき家の適正管理に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集連難に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集連難に関すること 7 不法投棄・協門すること 10 移動公衆便所の貸託に関すること 11 し尿処理系数(が浄化槽清掃業計可並びに業者の指導育成に関すること 12 原処理系数(が浄化槽清掃業計可並びに業者の指導育成に関すること 14 浄化槽の排停等理に関すること 14 浄化槽の排停等理に関すること 15 小動物死体収集運搬後数に関すること 16 その他にジル収集運搬と数で無対すること 16 その他にジル収集運搬と数で無対すること 16 年の他に当れ収集運搬と数で一般廃棄物処理施設及で一定を確認の計画で許可に関すること 16 廃棄物処理薬及びが上機が表に関すること 16 廃棄物処理薬を放び性に関すること 16 廃棄物処理薬を放び機能設設置者等への立入検査、指導等に関すること 16 廃棄物処理薬を放び機能設設置者等への立入検査、指導等に関すること 16 廃棄物処理薬を改定を経に関すること 17 使用物の理薬を表に関すること 18 産業を無物の理薬を表に関すること 19 時別等理産業廃棄を管理責任者に関すること 11 原棄物不適正処理業をの調査、監視及び指導等に関すること 12 産業廃棄物を建設する場合に関すること 14 が極化ビフェンル・廃棄物等型に関すること 15 可能の推定を除るに関すること 16 産業の不適正処理事業に関すること 17 産業を実施した関すること 18 産業を対しままと、対りないに関すること 18 産業の不適正処理事業に関すること 19 産業の不適正処理事業に関すること 19 での企業を定しままこと 19 で、で適正処理事業に関すること 19 で、で適に処理するに関すること 19 で、で適に処理するに関すること 19 で、で適に処理す業に関すること 10 で、対しに関すること 11 原薬が、対しに関すること 12 産業の来効を課題に関すること 13 で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので					4 各種イベントの計画・実施に関すること
7 家電リサイクル法の対応に関すること 8 ごみ収集力レンダー及び啓発用チラシ作成に関すること 9 有価物集団间収に関すること 10 リサイクル庫に関すること 11 紙・衣類等分収集に関すること 12 小型廃家電回収に関すること 13 廃棄用油回収に関すること 14 リユース食器、リユース宝市に関すること 15 路上吸煙及びボイ特での禁止に関すること 16 生ごみ処理機 検験的特徴、段ボールコンボストに関すること 17 インクカートリッジ回収事業に関すること 2 ごみ収集運輸の計画支援及び収集体制の整備に関すること 2 ごみ収集運輸の計画支援及び収集体制の整備に関すること 4 あき地の環境管理及び立ると 6 公的に要請かめた地様での登に関すること 6 公的に要請かめた地域を関すること 7 不法投棄・臨時こみ収集運搬に関すること 9 し尿収集運輸の計画及び実施に関すること 10 移動公衆便所の貸貸に関すること 11 レ尿処理を対体反助成金に関すること 12 レ尿処理・製が及び防火機に関すること 14 浄化槽の保集行き検索をの変を発気に関すること 14 浄化槽の保集存生は検索をの発に関すること 14 浄化槽の保集を経験の実施機に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 14 浄化槽の保護存産・投資を含むがに関すること 14 浄化機の保護を保証機を発い一般廃棄物処分案の許可に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他こか収集運搬と及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 16 産業廃棄物収集運搬変及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 15 仲間含量機変を必定・般廃棄物の対象の設計可に関すること 2 産業廃棄物の集運機変及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の薬を登録、計可、指導医、立入検査等に関すること 16 廃棄物処理業者をが能設に関すること 11 産業廃棄物の理な変を対しに関すること 11 産業廃棄物を理費に関すること 12 産業廃棄物を理費を目費任者に関すること 12 産業廃棄物を理費を目費任者に関すること 14 が発棄をの理事業に関すること 15 小数の理事業と関すること 16 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 17 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 18 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 18 産業の不適正処理業及び産業廃棄物の理主機を同すること 19 産業・10 に関すること 11 産業の不適正処理事業と関すること 12 産業の保険・17 等、対しに関すること 13 一般の不適に取得をごと、17 乗りを必ずのでは、17 単ので、17 単ので、1					5 ごみ減量・3Rの啓発に関すること
7 家電リサイクル法の対応に関すること 8 ごみ収集力レンダー及び啓発用チラシ作成に関すること 9 有価物集団间収に関すること 10 リサイクル庫に関すること 11 紙・衣類等分収集に関すること 12 小型廃家電回収に関すること 13 廃棄用油回収に関すること 14 リユース食器、リユース宝市に関すること 15 路上吸煙及びボイ特での禁止に関すること 16 生ごみ処理機 検験的特徴、段ボールコンボストに関すること 17 インクカートリッジ回収事業に関すること 2 ごみ収集運輸の計画支援及び収集体制の整備に関すること 2 ごみ収集運輸の計画支援及び収集体制の整備に関すること 4 あき地の環境管理及び立ると 6 公的に要請かめた地様での登に関すること 6 公的に要請かめた地域を関すること 7 不法投棄・臨時こみ収集運搬に関すること 9 し尿収集運輸の計画及び実施に関すること 10 移動公衆便所の貸貸に関すること 11 レ尿処理を対体反助成金に関すること 12 レ尿処理・製が及び防火機に関すること 14 浄化槽の保集行き検索をの変を発気に関すること 14 浄化槽の保集存生は検索をの発に関すること 14 浄化槽の保集を経験の実施機に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 14 浄化槽の保護存産・投資を含むがに関すること 14 浄化機の保護を保証機を発い一般廃棄物処分案の許可に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他こか収集運搬と及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 16 産業廃棄物収集運搬変及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 15 仲間含量機変を必定・般廃棄物の対象の設計可に関すること 2 産業廃棄物の集運機変及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の薬を登録、計可、指導医、立入検査等に関すること 16 廃棄物処理業者をが能設に関すること 11 産業廃棄物の理な変を対しに関すること 11 産業廃棄物を理費に関すること 12 産業廃棄物を理費を目費任者に関すること 12 産業廃棄物を理費を目費任者に関すること 14 が発棄をの理事業に関すること 15 小数の理事業と関すること 16 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 17 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 18 産業の不適正処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 18 産業の不適正処理業及び産業廃棄物の理主機を同すること 19 産業・10 に関すること 11 産業の不適正処理事業と関すること 12 産業の保険・17 等、対しに関すること 13 一般の不適に取得をごと、17 乗りを必ずのでは、17 単ので、17 単ので、1					6 環境美化推准員(廃棄物減量等推准員)の事務に関すること
8 ごみ収集カレンダー及び医発用チラシ作成に関すること 9 有価物集団回収に関すること 11 新・衣頼等分別収集に関すること 12 小型席家便同収に関すること 14 リユース食器・リユース主語に関すること 15 路上吸煙及びボイ捨での禁止に関すること 16 生ごみ処理機、枝薬的砕機、段ボールコンボストに関すること 16 生ごみ処理機、枝薬的砕機、段ボールコンボストに関すること 16 生ごみ処理機、枝薬的砕機、段ボールコンボストに関すること 17 不シカル・リ・シシ回収事業に関すること 2 ごみ収集運機の計画実施及び収集体制の整備に関すること 4 あき池の環境管理などまで家の適正管理に関すること 5 私大ごみ収集運機の計画及び実施に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運機に関すること 7 不法投棄・臨時ご必収集運機に関すること 8 こんにちは収集に関すること 10 移動公衆使用の責任に関すること 11 し尿処理業数とび浄化槽清解業許可並びに業者の指導育成に関すること 12 し尿処理業数とび浄化槽清解業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物だ化吸集運機業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 16 その他ごみ収集運搬に関すること 17 無関の医療・デラ・洗算を含む、に関すること 18 で業廃棄物収集運機業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 18 企業廃棄物処理施設及びごの一般廃棄物処分業の許可に関すること 19 佐薬療薬物処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 16 廃棄物処理施設及びの一般廃棄物処分業の許可に関すること 17 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立と 18 佐薬廃棄物処理施設及び配業廃棄の処理計画書等に関すること 19 廃棄物処理施設及び高業廃棄物処理業の実績報告に関すること 11 産業廃棄物処理施設及可の提出に関すること 11 産業廃棄物の理事を記し関すること 12 産業廃棄物の理事を記し関すること 13 一般廃棄物の理業をの理計画書等に関すること 14 対算化ビフェニル廃薬等原薬物処理集の実績報告に関すること 15 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 17 不適正処理事業に関すること 18 課の事務に関すること 17 課の正統将(予算、決算金含む)に関すること 18 課の要素に関すること 18 課の理解を関すること 19 理解・原列・お話計に関すること 19 理解・原列・お話計に関すること 10 源す事に関すること 11 課の正統将(予算、決算金合む)に関すること 12 に乗事をに関すること 13 課の理解・同すること 14 課の理解・に関すること 15 活躍、上の連事をに関すること 16 理解・原列・お話計に関すること 17 課の事務に関すること 18 課の異数別を解析に関すること 18 課の要素に関すること 18 課の要素に関すること 18 課の要素に関すること					
9 有価効集団回収に関すること					• = 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
10 リサイタル様に関すること					
1 新・水類等分別収集に関すること					
12 小型廃家電回収に関すること 13 廃食用油回収事業に関すること 14 リュース食器、リュース室前に関すること 16 生ごみ処理機、技業勢の機、民球・ハーンポストに関すること 17 インクカートリッジ回収事業に関すること 17 インクカートリッジ回収事業に関すること 17 年務所の建物、物品の維持管理に関すること 3 作業用車両、器材の管理保管に関すること 4 あき地の環境管理及び至金家の適正管理に関すること 4 なき地の環境管理及び至金家の適正管理に関すること 2 伝統リースにと 2 に収集運搬の計画を扱いに関すること 2 に収集運搬の計画及び実施に関すること 3 注象性単元の対象に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 に収集運搬の計画及び実施に関すること 11 に収集運搬の所の貸出に関すること 12 に収集運搬の所の貸出に関すること 12 に収集運搬の計画及び実施に関すること 14 浄化槽の保持管理保養がに関すること 14 浄化槽の保持管理保養がに関すること 14 浄化槽の保持管理保養がに関すること 14 浄化槽の保持管理保護機業務に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ニシル集運搬業務に関すること 16 その他ニシル集運搬業務に関すること 16 を変勢薬物の集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 2 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前返設置の許可に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査等に関すること 7 使用消自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用が自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物の理解と研究を経験に関すること 10 廃棄物の理解と可要なに関すること 10 廃棄物の理整理を対理を対し、報告に関すること 12 産業廃棄物を理費を任実を使用すること 12 産業廃棄物を理費を研究を開すること 2 産業廃棄物を理費を研究を開すること 2 産業廃棄物を理費を研究を開すること 2 産業廃棄物の理事業に関すること 2 産業の対象が理算を除り、対象を除い関すること 2 産業の実施を開すること 2 産業の事務に関すること 3 証の分の形式に関すること 2 産業の関すること 2 産業の事務に関すること 2 産業の事務に関する 2 を表する 2					
13 廃食用油回収事業に関すること					
14 リュース会器。リュース宝市に関すること 15 路上喫煙及びボイ捨ての禁止に関すること 16 生ごみ少世機、枝葉粉砕機、段ボールコンボストに関すること 17 インクカートリッジ回収事業に関すること 17 平移所の建物、物品の維持管理に関すること 2 ごみ収集運搬の計画実施及び収集体制の整備に関すること 3 作業用車両、器材の管理保管に関すること 4 あき地の環境管理及び変き家の適正管理に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理手数料及び助成金に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 16 その他ごみ収集運搬に関すること 16 その他ごみ収集運搬に関すること 16 その他ごみ収集運搬を及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 2 産業廃棄物収理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理機と及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理機定設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 作用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 1 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 1 産業廃棄物を理書をに関すること 1 産業廃棄物を理事案に関すること 1 産業廃棄物を過程に関すること 2 産業廃棄物を過程に関すること 2 産業を動物の過生課及び保業を動物の過去と 2 産業物・活及受験を制の過去と 3 北砂等の埋立での規制に関すること 4 北切塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 7 ボ面正処理事案に関すること 7 ボールの底務(子第・決算を全に関すること 1 課の底務(子第・決算を全に関すること 1 課の底務(子第・決算を全に関すること 1 課の底務(子第・決算を全に関すること 1 課の底務(子第・決算を定し関すること 1 課の底解 (子第・決算を定し関すること 1 課の底解 (子第・注)を記述は関すること 2 清掃工場の連絡部数に関すること 2 清掃工場の連絡部数に関すること 2 清掃工場の連絡部数に関すること 2 清晰工場の産業を経過すること 2 清晰工場の産業を経過すること 2 清晰工場の底解 (子第・注)を記述は関すること 3 計算を経過すること 3 計算を経過する 3 計算					
15 路上喫煙及びボイ捨での禁止に関すること 16 生ごみ処理機、検業粉砕機、段ボールコンボストに関すること 1 平落所の建物、物品の維持管理に関すること 2 ごみ収集運搬の計画支施及び収集体制の整備に関すること 4 あき地の環境管理及び空き家の適正管理に関すること 4 あき地の環境管理及び空き家の適正管理に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 12 日、処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び企業廃棄物処分業の許可に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置ること 6 廃棄物処理施設度で一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 6 廃棄物処理難定取及び一般廃棄物処理施設設置合善方に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用消力を設定を要廃棄物管理票交付状況報告に関すること 1 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 1 産業廃棄物を理業及に要すること 1 産業廃棄物を理業及に要求を開すること 1 産業廃棄物を理業及で産業廃棄物型理等のと対すること 1 産業廃棄物を理業及で産業廃棄物理要等に関すること 1 産業廃棄物を理業を関すること 1 産業の物を理業を関すること 1 産業廃棄物を理事案に関すること 1 産業の産務(ア質・次質を含む)に関すること 1 ボル場の定務(ア質・次質を含む)に関すること 7 応正処理助止に関すること 7 応正処理助止に関すること 7 応正処理事案に関すること 7 応正処理事案に関すること 7 応正処理事案に関すること 7 応正処理事等に関すること 7 応正処理事等に関すること 7 応正処理財・こと 7 応正処理財・こと 7 応正処理財・こと 7 応正処理財・こと 7 応正処理事案に関すること 7 応正処理財・こと 7 応正処理財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程財・工程					13 廃食用油回収事業に関すること
16 生ごみ処理機、校業粉砕機、設ポールコンポストに関すること					14 リユース食器、リユース宝市に関すること
四部清掃事務所					15 路上喫煙及びポイ捨ての禁止に関すること
四部清掃事務所					16 生ごみ処理機、枝葉粉砕機、段ボールコンポストに関すること
西部清掃事務所 1 事務所の建物、物品の維持管理に関すること 2 ごみ収集運搬の計画実施及び収集体制の整備に関すること 4 あき地の環境管理及び変き家の適正管理に関すること 5 粗大ごみ収集依頼の事務等に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 し尿処理手数科及び助成金に関すること 11 し尿処理手数科及び助成金に関すること 12 し尿処理手数科及び助成金に関すること 12 し尿処理手数子及び助成金に関すること 14 浄化槽の維持管理に関すること 15 小動物な体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬の計画をごと 16 その他ごみ収集運搬で割ちること 16 その他ごみ収集運搬を設定の表達を表しいに関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 5 廃棄物処理維設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 11 産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理を要廃棄物管理責任者に関すること 12 産業廃棄物管理事件と書とに関すること 12 産業廃棄物を理事とに関すること 12 産業廃棄物を理事を関すること 12 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不適正処理事案に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 7 不適正処理事案に関すること 7 不適正処理事案に関すること 7 不適正処理事案に関すること 1 課の理務(予算・決議を発に関すること 7 不適正処理事案に関すること 1 課の理解と限すること 3 課の理防止に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の理防止に関すること 3 課 3 課の理防止に関すること 3 課の理防止性に関すること 3 課の理防止性に関すること 3 課の理防止性に関すること 3 課の理防止性 3 に関すること 4 ポリ塩に関すること 4 ポリ塩に関する 4 ポリ塩を 4 ポリ塩を 4 ポリュー 4 ポリ塩を 4 ポリュー 4					
2 ご外収集運搬の計画実施及び収集体制の整備に関すること 3 作業用車面 器材の管理保管に関すること 4 あき地の環境管理及び空き家の適正管理に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 11 し尿処理手数科及び助成金に関すること 11 し尿処理手数とび動成金に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 16 その他ごみ収集運搬に関すること 16 その他ごみ収集運搬で関すること 16 その他ごみ収集運搬で関すること 16 その他ごみ収集運搬で関すること 5 を棄棄疾動処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置衛に係る事前総に関すること 6 廃棄物処理施設の設置衛に係る事前総に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理施設費で選責任格に関すること 11 産業廃棄物を量重任者に関すること 12 産業廃棄物を重要を実施すると 13 一般廃棄物処理施設時で基長・計可、指導監督、立入検査等に関すること 14 産業廃棄物を重要で理要な付決定報告に関すること 15 産業廃棄物を重要を実施すると 16 廃棄物処理をび座業廃棄物処理書のと実績報告に関すること 17 産業の処理計画書等に関すること 18 草郷・水・北・火・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル・ル	1	元 立べ	唐揾車	※ 部	
3 作業用車両、器材の管理保管に関すること 4 あさ地の環境管理及び空き家の適正管理に関すること 5 和大ごみ収集体解りまること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 10 移動公衆使所の貸出に関すること 11 し尿処理業及び浄化情清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 12 し尿処理業及び浄化情清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び企業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 6 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理施設と関すること 11 産業廃棄物を量排出事業者の処理計画書等に関すること 12 産業廃棄物を量排出事業者の処理計画書等に関すること 12 産業廃棄物を量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 産業廃棄物を運業及び指導等に関すること 15 一般廃棄物に拠理等な同調査、監視及び指導等に関すること 2 産業物で強圧処理事業の調査、監視及び指導等に関すること 14 水り塩化ビフェニル廃棄物等の連正処理に関すること 15 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 16 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 17 本適正処理事案に関すること 18 理 係 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 18 理 係 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 18 理 係 1 課の應務 (予算・決算を含む)に関すること		다 다	141 th 🚓	4 77 [7]	- 7 7777 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
4 あき地の環境管理及び空き家の適正管理に関すること 5 租大ごみ収集依頼の事務等に関すること 6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 5 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 6 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 10 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 11 産業廃棄物管理票を対策の設置と関すること 12 産業廃棄物の理業を対は、限費に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 産業廃棄物管理事業者の処理計画書等に関すること 15 で政処分(許可業者、許可施設)に関すること 16 産業の理立て等の規制に関すること 17 で適正処理事業に関すること 18 で政人(許可業者、許可施設を除く)に関すること 18 で政人(許可業者、許可施設を除く)に関すること 19 で適正処理事業に関すること 19 で調に処理事業に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に処理事業に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に処理事業に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に処理を除く)に関すること 19 で調に関すること					
お					
6 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関すること 7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 11 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保持点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保持点検業者の登録に関すること 16 その他ごみ収集運搬等務に関すること 16 その他ごみ収集運搬を務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務と関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理施設置の許可に関すること 5 廃棄物処理離設及び一般廃棄物処理施設との許可に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 廃棄物を理票の対況報告に関すること 12 産業廃棄物を理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物を理票交付状況報告に関すること 13 一般廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 4 ポリ塩化ピアユニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処理の(計可等者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事業に関する統計に関すること 7 不適正処理事業に関するが計に関すること 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務 (予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること 8 こんにちは収集に関すること 9 し尿収集運機の計画及び実施に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に関すること 6 廃棄物処理施設の設置等に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理施設・計画書等に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 産業廃棄物管理素及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設と係)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理事事務に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること					
8 こんにちは収集に関すること 9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 14 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理施設の設置等に係る事への立入検査、指導等に関すること 10 廃棄物処理施費の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物の理離の企業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 産業廃棄物の理業の事門委員会に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 12 産業廃棄物の理業を割した関すること 13 非の単立で等の規制に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設と修入)に関すること 6 不適正処理事業に関する統計に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務・(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡翻整に関すること 1 清掃工場の連絡翻整に関すること					
9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること 10 移動公衆便所の貸出に関すること 11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理等数料及び助成金に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業分鉄・許可施設)に関すること 7 使用済自動車の業分は設設置者等への立入検査等に関すること 10 廃棄物処理業務・許可施設)に関すること 10 廃棄物処理を業廃棄物管理責任者に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物を計出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物の理業及び産業廃棄物の理業の実績報告に関すること 4 ボリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 4 ボリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 6 不適正処理事案に関すること 6 不適正処理事案に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 課の契約事務に関すること					7 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関すること
10 移動公衆便所の貸出に関すること					8 こんにちは収集に関すること
11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、計導等に関すること 7 使用清自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理産業廃棄物管理責任者に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 岸東・大阪・東京・大阪・東京・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・					9 し尿収集運搬の計画及び実施に関すること
11 し尿処理手数料及び助成金に関すること 12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、計導等に関すること 7 使用清自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 10 廃棄物処理産業廃棄物管理責任者に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 岸東・大阪・東京・大阪・東京・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・					10 移動公衆便所の貸出に関すること
12 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関すること 13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること 14 浄化槽の維持管理に関する旨導に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 5 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 6 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 6 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理責任者に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業産の調査、監視及び指導等に関すること 14 廃棄物不適正処理理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 4 ボリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 1 課の無事務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の要約事務に関すること 1 課の契約事務に関すること 1 課の契約事務に関すること					
13 浄化槽の保守点検業者の登録に関すること					
14 浄化槽の維持管理に関する指導に関すること 15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬業務に関すること 18 本 査 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 14 常 係 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不送投棄監視に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する広報啓発に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
15 小動物死体収集運搬業務に関すること 16 その他ごみ収集運搬に関すること 2 産業廃棄物収集運搬に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設) に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物の理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不选投棄監視に関すること 1 産業の埋立て等の規制に関すること 2 廃棄物不选投棄監視に関すること 1 で適比の対策者、許可施設を除く)に関すること 1 で適比の対策者、許可施設を除く)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 清掃工場の連絡調整に関すること 1 計算・公式を関すること 1 課の所述を関すること 1 課の所述を関する 1 課の所述を 1 課のが、 1 課の所述を 1 課の所述を 1 課の所述を 1 課のが、 1					
審 査 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 産業廃棄物収集運搬に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 6 廃棄物処理差者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物へ活投棄監視に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案の関査、監視及び指導等に関すること 7 不適正処理を診験をの適正処理に関すること 6 不適正処理事業に関すること 7 不適正処理事業に関すること 6 不適正処理事業に関すること 6 不適正処理事業に関すること 7 不適正処理防止に関すること 6 不適正処理事業に関すること 7 不適正処理務をの適正処理に関すること 6 不適に処理事務に関すること 7 不適に処理を対して関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
審 査 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関すること 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 11 産業廃棄物の処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関すること 7 不適正処理事案に関するると 7 不適正処理防止に関すること 6 不適正処理務の連絡が発に関すること 6 不適正処理防止に関すること 7 不適正処理防止に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の無務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること					
度 第		e-fee		H	
乗物対策		畨	笡	採	- 000 000000000000000000000000000000000
物対策 は 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること 5 廃棄物処理難者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物の理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する流融計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること					
対策					3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること
策課 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不造政理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する流報を除く)に関すること 6 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること					4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関すること
東 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関すること 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 2 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること					5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関すること
7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関すること 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
8 行政処分(許可業者、許可施設)に関すること 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 6 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること で 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること	課				
9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関すること 10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
10 廃棄物処理施設専門委員会に関すること 11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
11 産業廃棄物管理票交付状況報告に関すること 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 13 一般廃棄物処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 指 導 係 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清 清					
13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 指 導 係 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること 指 導 係 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関すること
指 導 係 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関すること 2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立で等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること 3 課の契約事務に関すること					13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関すること
2 廃棄物不法投棄監視に関すること 3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること	1	指	道	係	
3 土砂等の埋立て等の規制に関すること 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること		, H	17	NI	
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					_ >=>1000
5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関すること 6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
6 不適正処理事案に関する統計に関すること 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清					
7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること 管理係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 清 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					
管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					6 不適正処理事案に関する統計に関すること
管 理 係 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関すること 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること					7 不適正処理防止に関する広報啓発に関すること
清 2 清掃工場の連絡調整に関すること 3 課の契約事務に関すること		管	理	係	
掃 3 課の契約事務に関すること	清				
14 O MA 2007 1 13 (- 10) D C C					
	施				4 ごみ処理の計画立案に関すること
動 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「	設				
課 3 信仰工物の地元自行云刈心に関すること					
6 こみ処理統計事務に関すること	15.15				
7 職員の資格取得・被服貸与に関すること					
8 財産の管理に関すること					8 財産の管理に関すること
9 六供清掃工場の見学に関すること					9 六供清掃工場の見学に関すること
10 ごみ処理手数料に関すること					10 ごみ処理手数料に関すること
11 最終処分場の延命化(焼却灰の資源化)に関すること					/ / // /
12 ペットボトル選別処理施設の管理運営に関すること					
13 処理困難物の処理及び金属売却に関すること					
19 元子四無がりた任父の支承に対すること	Ш				10 だ社四粒物がた性及し、立属光型に関すること

課名	係 名	事 務 分 掌
	施 設 係	1 清掃施設及び最終処分場の工事設計、施工及び監督に関すること
		2 清掃施設及び最終処分場の維持保全に関すること
		3 六供清掃工場の発電・熱管理及び余熱利用設備に関すること
		4 清掃施設及び最終処分場の公害防止に関すること
		5 廃棄物処理技術の調査研究に関すること
		6 清掃施設整備における既存施設延命化工事の検討に関すること
		7 六供清掃工場の延命化工事に関すること
		8 新エネルギー設備工事の設計、施工及び監督に関すること
		9 電気事業法に定める諸事務に関すること
		10 びん選別処理施設及びペットボトル選別処理施設の整備点検補修に
		関すること
	六供清掃工場	1 ごみ焼却及び排水処理に関すること
		2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること 3 ごみ処理手数料の徴収に関すること
		4 焼却灰の処理に関すること
		5 ごみ焼却施設の整備点検補修に関すること
		6 工場の運転管理に関すること
		7 運転委託の指導監督に関すること
		8 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること
		9 展開検査に関すること
	荻窪清掃工場	1 不燃ごみ・粗大ごみの分別、破砕選別、圧縮梱包に関すること
		2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること
		3 ごみ処理手数料の徴収に関すること
		4 資源化物の搬出、引き渡しに関すること
		5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関すること
		6 破砕選別処理施設の整備点検補修に関すること
		7 荻窪最終処分場、前橋市最終処分場の管理に関すること
		8 工場の運転管理に関すること
		9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること 10 荻窪清掃工場及び最終処分場の見学に関すること
		10 狄達角冊工場及び取於処力場の兄子に関すること 11 展開検査に関すること
	富士見クリーン	11 展開便量に関すること
	ステーション	2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3 ごみ処理手数料の徴収に関すること
		4 資源化物の搬出、引き渡しに関すること
		5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関すること
		6 破砕選別処理施設の整備点検補修に関すること
		7 富士見最終処分場の管理に関すること
		8 運転委託の指導監督に関すること
		9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること
		10 清掃工場の地元自治会対応に関すること
		11 富士見クリーンステーション及び最終処分場の見学に関すること
設清		1 各清掃施設の整備計画に関すること
室整掃		2 清掃工場の地元自治会対応に関すること
備施		3 下増田町自治会及び公共用地の活用に関すること

3 職員配置表

(令和2年4月1日現在)

												` '	1 474 7	-	/ -	, . ,	
役職・職種名	部	参	課	副参	報 吳 輔	係	川 画	事務	技術	技士	技士長補	自動車運転	機械操作	英国普里英	清掃技	非常勤職	計
所属名	長	事	長	事	佐	長	幹	職	職	長	佐	技士	技士	坟 士	士	員	
環境部	1																1
環境森林課			1														1
環 境 政 策 係				1				6									7
環 境 保 全 係					1				5							1	7
赤城森林事務所					1	2	1	5								4	13
計	1	0	1	1	2	2	1	11	5	0	0	0	0	0	0	5	29
ご み 減 量 課			1														1
企 画 管 理 係					1		1	3								1	6
ごみ減量係					1			5								1	7
西部清掃事務所						1	1	1		3	3	32			5	13	59
計	0	0	1	0	2	1	2	9	0	3	3	32	0	0	5	15	73
廃棄物対策課		1															1
審 査 係					1		1	1	2								5
指 導 係					1		3									4	8
計	0	1	0	0	2	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0	4	14
清 掃 施 設 課		1															1
管 理 係					1		1	1								2	5
施 設 係						1	3		1							1	6
六 供 清 掃 工 場					1			1		5	4		10	1		5	27
荻 窪 清 掃 工 場						1		1		3	2		13			7	27
富士見クリーンステーション				1				1								2	4
計	0	1	0	1	2	2	4	4	1	8	6	0	23	1	0	17	70
清掃施設整備室			1	1			1	1									4
合 計	1	2	3	3	8	5	12	26	8	11	9	32	23	1	5	41	190

第4章 清掃施設及び車両等



2 清掃事務所 (1) 西部清掃事務所

	11/1					
名称	所 在 地	施	設	の	概	要
西部清掃事務所	大渡町一丁目	1 敷地面積	4, 911. 97 m ²			
	19番地の5	2 建物の名詞	称・構造及び面積			
		①管理棟	鉄筋コンクリート造平り	屋建	296.50㎡(昭和42	年3月)
		(増築)和室	き コンクリートフ゛ロック造	平屋建	18.09㎡ (昭和47	年9月)
		(")事務	室 鉄骨造 平屋	建	22.50㎡(平成元	年3月)
		〈内容〉 事	務室1、職員控室	1、更衣室	1、浴室1、洗場	1
		②車庫	鉄骨造 平屋建		462.00㎡(昭和42	年3月)
		(増築)	鉄筋コンクリート造 平	^Z 屋建	148.80㎡(昭和44	年10月)
		(")	JJ		82.96㎡(平成5	年2月)
		③洗浄機庫	(機械庫) ブロック	7 造	4.62 m² (平成 9	年3月)
		4)油庫	JJ		8. 92 m² ("	
		⑤自転車置	場 鉄パイプ		(平成12	年6月)
		⑥事務所	コンクリートフ゛ロック造 平	^Z 屋建	158.76㎡ (昭和44	年10月)
		(増築)	鉄骨造 平屋建		21.00㎡(平成9	,
		⑦車庫	鉄骨造 平屋建		58. 82 m²	

- 3 中間処理施設 (1) 六供清掃工場 (2) 荻窪清掃工場 (3) 富士見クリーンステーション (4) びん選別処理施設

(5) ペットボトル						
名 称	所 在 地	施	設	0)	概	要
六供清掃工場	六供町1536番地	1 敷地面和	責 16,800 m ²			
		2 工期	昭和63年7月~	平成3年9月		
		3 事業費	11,680,000千円			
		〈内訳〉	国補 1,869,209千	円		
			市債 6,602,700千	円		
			一般 3,208,091千	円		
		4 処理能力	り 405トン/日(135トン	//24H×3炉)	【通常2炉運転】	
		5 焼却炉	連続式ストーカリ	炉		
		6 建物				
		 工場棟 	鉄骨鉄筋コンクリー	ート造、一部鉄	筋コンクリート造	
			地上6階地下2階	建		
			延床面積 14,536.	$14\mathrm{m}^2$		
			ごみピット容量	$5,400\mathrm{m}^3(\times 0.$	35=1,890トン)	
			灰ピット容量			
		②管理棟	鉄筋コンクリート		<u>t</u>	
			延床面積 1,954.4			
		③計量棟	鉄骨造平家建			
			トラックスケール		トン	
		④煙突	外筒 鉄筋コンクリートラ			
			内筒 鋼板製		×3本	
			高さ	80m		
		⑤洗車場			_	
			鉄筋コンクリート			
		⑦梱包袋和	責込棟 鉄骨造 平原		4㎡(平成15年度建設	变)
			クレーン2.8			
			设備(平成15年度建設			
		⑨市民ごみ	メ受入れ施設(令和元			
			プラットホーム棟		建	
			延床面積 188.131			
			受付棟 鉄骨造			
			延床面積 69.21 m			
		_ = + + = = =	トラックスケール		- 7+ - H /D/ H A - W /I	
		7 請負業者			H建設㈱共同企業体	•
			里施設 プラントス	水・洗卑水等処	<u>.</u> 埋	
		9 余熱利月		그 그 사무 근	0 4001 W	
			タービン発電設備	定格出力		
		(2) 高温7	K 装直		L度 130℃	/11
				供給熱	量 300万kcal/	H

名称	所 在 地	施	設 の	 概	要
.,	<i>///</i>	10 ダイオキシン類削液		.,,	
			3年6月~平成15年3 200千円(工事費3,885 1,027,776千円 37,902千円 2,690,800千円 153,722千円		0)
		(4) ダイオキシン排気	事監理 ㈱総合エン	5ng-TEQ/₪ き込み装置	*(株)】
		(2) 設備内容 ①エアシャワー?	露防止設備 4年3月 室1.5㎡⟨アマノ㈱⟩、『	更衣室13.95㎡	
北京法扫 了旧	######################################	_	サー室及びエアライン	′マスク用エア源(8	人用)
荻窪清掃工場	荻窪町677番地	2 工期 平成 3 事業費 3,522 〈内訳〉 国補	31.30㎡ 2年7月~平成4年3 2,600千円 442,940千円	月	
		一般 1 4 処理能力 99½/5 5 処理方式 併用	式 5種分別]改造)
		6 建物 (1) 工場棟 鉄筋コ 地上3	・可燃物・不燃物・ブ ンクリート造・一部鉄 皆地下1階建		
		ごみピ [®] (2) 管理棟 鉄骨造	漬 3, 252. 06㎡ ツト容量 1, 500㎡ 地上2階建 漬 1, 147. 72㎡		
		(3) 計量棟 鉄骨造 トラック (4) 車庫棟 鉄骨造	平屋建 延床面積 7スケール 西30トン、東 × 2 棟 延床面積 3 よびん選別処理施設へ	复20トン 388.58㎡	
		(5) 危険物倉庫 鉄	電子 では 12.00r	\mathring{n}^2	
		8 請負業者 (1) 設計施丁 日 ⁻	過式集じん機、除じん 立造船㈱ 環境工学コンサルタン		
		9 廃プラ可燃物ベール (1)竣工 平成14年1 (2)圧縮梱包設備	レラッピング設備 2月 - 長さ1m(最大1.1m)		
		(3) 処理能力 95ベ (4) 工事費 15,74 (5) 請負業者 ㈱モ 10 ダイオキシンばく	!0千円 リタ〈シグノード㈱〉		
		(1) 竣工 平成1		マノ(株)>	

名 称	所 在 地	施	設	D	概	要
富士見	富士見町石井	1 敷地面積				
クリーンステーション	1873番地2			~平成10年3月		
		3 事業費	1,542,091千円			
		〈内訳〉				
			起債 1,226,40			
		4 処理能力		24千円		
		4 処理能力5 処理方式	10 \ \ \ 101			
		(1) 資源ご	ムライン			
			// - > +鉄選別+アルミi	巽別[
		(2) 粗大ご		_,,,		
			枠・回転破砕(縦型	破砕機)+鉄選別	引+不燃物選別	
		+7)	レミ選別			
		6 建物				
		(1) 工場棟	鉄骨造 地上2			
			延床面積 2,372			
		(2) ストック	クヤード棟 鉄骨i			
		(a) A = /		面積 273.36㎡		
		7 請負業者	延床面積 75.24 m	l .		
		(1) 設計施	エ (株)クボタ			
		(2) 基本設		ジニアリング		
びん選別処理施設	荻窪町677番地		平成8年3月			
		2 事業費	42,024千円			
		3 処理能力				
			3色手選別(透明	・茶・その他)		
		5 建物	207. 13 m ²	1 \\ \- \		
			清掃工場の車庫棟		v H	
ペットボトル	大渡町一丁目		設計施工 (株新)		<i>71</i>	
選別処理施設	19番地4	1 敷地面積 2 建物	3, 996. 101	11		
医加及性肥良	13年10年	2 是初 ①処理施記	投棟 鉄骨造 🗓	平屋建 204.3	$30\mathrm{m}^2$	
			木憩所 軽量鉄骨		23. 42 m²	
		3 機器設備等				
			・ 治ホッパ1基、選別	引コンベア1基、	供給コンベア1	基、
			ボトル減容機 2			
		4 付帯設備	ストックヤー	ド 486.00㎡		
		5 処理能力		00kg/1H×2基×	5H)	
		6 事業費	89,656,185円	1.44-1		
			分 53,283,300円、		17ト除く)	
		〈内訳〉	国補 22,414,000			
			市債 66,800,000			
		7 工 期	一般 442, 185 平成12年3月~			
		1 上 沏	十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	一,以14十0月		

4 最終処分場

- (1) 荻窪最終処分場
- (2) 前橋市最終処分場
- (3) 堀越埋立地(4) 富士見最終処分場

(4) 富士見最終处 名 称	所 在 地	施設の概要
荻窪最終処分場	荻窪町671番地	1 敷地面積 65,621.10㎡(浸出水処理施設を除く)
		2 埋立面積 50,000 m²
		【1期:18,400㎡+2期:10,400㎡+3期:21,200㎡】
		3 埋立容量 544,000㎡
		【1期:233,299㎡+2期:70,305㎡+3期:240,247㎡】
		4 埋立期間 昭和60年4月~平成20年3月 埋立終了 【1期:昭和60年4月~,2期:平成3年6月~,3期:平成6年4月~】
		1 別・昭和60年4月 5,2別・干成3年6月 5,3別・干成6年4月 5 5 埋立方法 サンドイッチ方式
		6 事業費 1,747,629千円
		〈内訳〉 国補 46,972千円
		市債 1,108,400千円
		一般 592,257千円
		7 処分場の構造
		法面高密度ポリエチレンシート、1.5mm張り(1期は防水シート)
		浸出水集水管・底部地下水集水管埋設 底部水密アスファルトコンクリート
		8 請負業者
		(1) 1期・2期 設計 都市開発設計㈱
		施工 佐田建設㈱
		(2) 3期 設計 ㈱環境工学コンサルタント
		施工 宮下工業㈱
	荻窪町703番地5	9 浸出水処理施設
		(1) 第1水処理施設
		①敷地面積 1,310.53㎡(第2水処理施設を含む)
		②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 51.4㎡
		③脱水機棟 鉄骨造 2階建 45.6㎡ ④倉庫 鉄筋コンクリート造 平屋建 10.8㎡
		⑤浸出水処理量 処理能力:70㎡/日(最大110㎡/日)
		調整槽:140㎡
		⑥浸出水処理方式 接触酸化処理ろ過 活性炭吸着
		⑦請負業者
		設計 都市開発設計(株)
	Herri mere o o at lui-e	施工 荏原実業㈱
	荻窪町703番地5	(2) 第2水処理施設(平成3年4月から休止中)
		①浸出水処理量 処理能力300㎡/日(最大500㎡/日) ②浸出水処理方式 PBS凝集沈殿処理
		③竣工 昭和62年3月
		④事業費 48,000千円(一般)
	荻窪町336番地1	(3) 第 3 水処理施設
		①敷地面積 4,471.00 m²
		②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 118.20㎡
		③汚泥処理棟 鉄骨造 平屋建 82.07㎡
		④浸出水処理量 処理能力:800㎡/日 調整槽:1,920㎡
		⑤浸出水処理方式 接触曝気方式+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理
		⑦工期 平成2年8月~平成5年3月
		⑧事業費 618, 258千円 (平成 2 ~ 4 年度の計)
前橋市最終処分場	荻窪町553番地3	1 全体面積 79,151.43㎡ (浸出水処理施設を含む)
		2 埋立面積 46,700㎡
		3 埋立容量 383,000㎡
		4 埋立期間 平成16年3月~令和13年7月
		5 貯留施設 (1) 敷地面積 75,255.75 m²
		(1) 放地面積 75,255.15m (2) 埋立方法 セル&サンドイッチ方式
		(3) 遮水構造
		上部:サンドマット(底面部)、布製型枠モルタル保護(法面部)
		地下水モニタリング井戸(3か所)

名 称	所 在 地	施	設	0	概	要
		(4) 事業費	2,940,000千円			
		〈内訳〉 国袖 貸付				
		市債				
		一角				
		(5) 請負業者	/(d) = 1 m (-te))/ =	n 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2		
		設計監理 施工	㈱日本環境工学記 佐田建設・宮下コ		内京建設工事 /	~类 体
		(6) 工期	平成13年12月~平		付足達成工事1	上未件
	荻窪町632番地9	6 第4水処理施	設	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		(1) 敷地面積		/ h 11 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 .	հի Լ օր⊬հհի - -	1 7H:7=1-
			骨造、一部鉄筋コン 床面積 1,611.05 n		型上∠階地下.	I 順建
			理能力:120㎡/日		m³	
		(4) 事業費	1,890,000千円			
		〈内訳〉 国袖 貸付				
		市債				
		一角				
		(5) 請負業者	#+ Fn // (#t)			
		設計施工 監理	共和化工㈱ ㈱日本環境工学記	设計事務所		
		(6) 工期	平成13年12月~平			
堀越埋立地	堀越町1662番地	1 敷地面積 27				
		2 埋立面積 17 3 埋立容量 91				
			, 200 m 和55年4月~平成 7	7年8月 埋立約	終了	
			サンドイッチ方式	- der		
		6 現在の状況 7 水処理施設(科	大胡総合運動公園 <i>0</i> 8働中))一部		
			0㎡/日 貯留槽:7	2 m³		
			コンクリート造	乙屋建 99.25 m	î	
			タンク室 室 鉄筋コンクリー	- 1. 法 亚层建	$10.25 m^2$	
			宝 - 欧加コンララ 1, 930千円	17년 十座座	19. 25111	
		〈内訳〉 国神	52,194千円			
		起信 ————————————————————————————————————				
			和54年6月~昭和5	5年3月		
富士見最終処分場	富士見町石井	1 埋立面積	8, 020 m²			
	1873番地2	2 埋立容量3 埋立期間	59,080㎡ 平成9年4月~平	7世20年2月/20		
		4 貯留施設	平成 9 年 4 月 ~ 1	- 成39年3月(30	/干间/	
		(1) 埋立方法	準好気性埋立(サ			
			高密度ポリエチレ		F	
			5 重構造+保護ウレ 6 重構造+ベントラ		ト+漏洩給知管	等
			ニタリング井戸(4			-
		5 水処理施設	o 3 / □ =□= = - - - - - - - - - - - - - - - - - -	00 3		
			0㎡/日 調整槽:7 造 平屋建 延床		2	
			是			
			成7年7月~平成9	9年3月		
			, 432, 730千円 , 008, 782+浸出水施	:設丁事費301 50	3+陸理費39 4	.45)
		〈内訳〉 国			▽ □ <u>□□</u> /王貝 ∪2, ±	.10/
		起	債 1,093,200千円	7		
		9 請負業者	般 162,372千円	1		
		(1) 設計・監理	㈱総合エンジニフ			
			奥村・佐田一般層	逐棄物最終処分場	易建設工事	
		(3) 水加理協型	特定建設企業体 施工 アタカ工業㈱			
		い。小処理地設	旭上 ノグル上美術	N米尔义冶		

5 余熱利用施設

六供清掃工場内で発生する高圧蒸気を利用して、六供温水プール施設内の熱交換機により、プール・シャワー・暖房等に利用しています。

イイノ吸力す	きに利用しています	0					
名 称	所 在 地		施	設	の	概	要
六供温水プール	六供町1068番地	1	敷地面積	8, 981 m²			
		2	事業費	1, 851, 15	6千円		
		3	工期	平成2年8	3月~平成3年9月	(竣工:平成3年1	0月)
		4					
		((1) 設計	㈱桂建築設計	事務所		
		((2) 施工	佐田建設㈱、	上毛電業㈱、福田設	设備工業、	
				三洋関東設備	機器㈱		
		5	建物				
		((1) 構造	プール棟	鉄骨造 平屋建		
				管理棟	鉄筋コンクリート造	き 3階建の1階	
			(2) 延床面	積 3,322.4	$0\mathrm{m}^2$		
				$(3, 285. 73 \mathrm{m}^2 +$	-H22. 3. 18エレベー	ター増設:36.67 n	(n^2)
			(3) 機能				
			1階	25mプール	$\vee (25 \mathrm{m} \times 7 \mathrm{m})$		
				流水プール	レ (幅5m×長さ108	m)	
					レ (長さ72m)		
				ちびっこっ	プール		
				事務室、機	幾械室、更衣室		
			2 階		見学ギャラリー		
		6	開館時間	平日:正午	~午後8時		
				土曜・日曜	星・祝日・春季・夏	季:午前10時~午	後8時
		7	利用料金	大人310円	、小人100円		
		8	休館日		(祝日と重なる場合	合は翌日)	
		9	管理方法		-ツ観光部スポーツ		
					音:一般財団法人 育		公社)
		10	施設利用		7204 - 12	71114711 31 3	
					度 123,540人		
					度 80,274人(4~7月] 改修工事)	
					夏 122,633人	· /·// ·//	
					度 127,307人		
					度 111,850人(3月 新	近型コロナウイルス感染防 [上に伴う休業)
		11	駐車場	180台	~ ===, ~~~, ~ (~), 1	77 77 77 76 76 76 77	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(令和2年4月1日現在)

所属	号車	車	種	用途	登 録 番 号	新和2年4月1 積 載 量	購入月
<u>_</u> "		 軽四輪貨物車	(ダイハツ)	事務連絡等	前橋480あ9656	0.35t	H30. 02
み 減		小型貨物車	(三 菱)	# 333 XE MI 13	前橋400さ 698	0. 4t	H18. 05
量		小型貨物車バン	(ニッサン)	,,	前橋400さ 750	0. 4t	H19. 06
課		普通貨物車	(いすず)	が 依頼 収集	前橋100さ 345	2. 0t	H07. 06
西如	516		(トヨタ)		前橋100さ 543	2. 0t	H12. 11
部清	527	,, ,,	(三菱)	JJ	前橋100さ 452	2. 0t	H08. 08
掃事		 軽四輪乗用車	(スズキ)	JJ.	前橋580あ7264	_	H10. 05
務		小型貨物車	(三 菱)	こんにちは収集	前橋400さ1195	2. 0t	H27. 09
所	509	"	(いすず)	"	前橋400さ1278	2. 0t	H08. 10
	258	普通貨物車	(三 菱)	JJ	前橋100さ 384	2. 0t	H19.08
	<u>134</u>	塵芥車CNG	(日 野)	一般収集	前橋800さ 204	2. 75t	H17. 10
	<u>129</u>	塵芥車ハイブリッド	(いすず)	"	前橋800さ 61	2.7t	H25.02
	440	塵芥車	(三 菱)	"	前橋800さ 81	2.5t	H27.03
	501	n,	(三 菱)	JJ	前橋800さ 148	2.0t	Н07.07
	531	IJ.	(ニッサン)	"	前橋800さ 158	3.0t	H10.07
	534	IJ.	(いすず)	JJ	前橋800さ 160	3.0t	Н09.07
	<u>537</u>	<u>塵芥車CNG</u>	(いすず)	JJ	前橋800さ 45	3.0t	H19.09
	538	塵芥車	(いすず)	II.	前橋800さ 147	3.0t	H10.07
	539	II.	(いすず)	"	前橋800さ 163	3.0t	H10.07
	571	"	(日 野)	"	前橋800さ 221	2.9t	H11.10
	572	"	(三 菱)	"	前橋800さ 127	2.8t	H12.06
	573	JJ	(三 菱)	"	前橋800さ 119	2.8t	H12.06
	496	"	(三 菱)	JJ	前橋800さ 956	3.0t	Н30. 12
	497	JJ	(三 菱)	IJ	前橋800さ 957	3.0t	H30. 12
	498	JJ	(三 菱)	II	前橋800さ 958	3.0t	Н30. 12
	574	JJ	(日 野)	"	前橋800さ 121	2.9t	H12.06
	575	II	(日 野)	"	前橋800さ 117	2.9t	H12.06
		<u>塵芥車CNG</u>	(ニッサン)	"	前橋800さ 25	2.95t	H22.12
	748	<i>"</i>	(日 野)	"	前橋800さ 106	2.5t	H06.06
		<u>塵芥車CNG</u>	(いすず)	"	前橋800さ 48	2.65t	H24. 02
	<u>523</u>	,, ,,	(いすず)	,,	前橋800さ 243	2. 0t	H20. 12
	<u>524</u>	光文化學	(いすず)	リ (日 作	前橋800さ 12	2.7t	H20. 12
	628	普通貨物車	(三菱)	びん収集	前橋100さ 307	2. 0t	H06. 06
	629	"	(三菱)	"	前橋100さ 422	2. 0t	H06. 06
	630 631	<i>"</i>	(いすず) (いオず)	"	前橋100さ 314 前橋100さ 330	2. 0t 2. 0t	H06. 06
	632))))	(いすず) (いすず)))))	削橋100さ 330 前橋100さ 373	2. 0t 2. 0t	Н06. 06
	257	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(三菱)	"	削橋1000 373	2.0t 0.35t	нов. ов Н15. 05
	288	n N	(二 変) (ダイハツ)	″ 净化槽指導調査	前橋480あ1572	0.35t 0.35t	нтэ. 05 Н21. 06
	343	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(タイハノ) (マツダ)	伊化僧拍导视生	前橋480あ1498	0.35t 0.35t	n21.06 H09.05
	291	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		" 公衆便所巡回清掃		0.35t 0.35t	ноэ. оъ
	233	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(スズキ)	し尿指導調査	前橋480あ1738	0.35t 0.35t	H07. 06
		/ /小型バキューム	(イハイ)	し、明寺嗣里し、保、収集	前橋800さ 172	1,800L	H07. 08
	504		(三菱)		前橋800さ 146	1,800L	H10. 07
	504		(二 发)	"	pu/回000 C 140	1,000L	1110.07

所属	号車	車	種	用 j	余	登録番り	引 積 載 量	購入月
/2 1/1 4		パワーゲート車	•	移動公衆便所捌				H08. 08
	1	"	(サンリース)		ζ ,	1771132-1-2	400L	H元.09
	2	,, JJ	(サンリース)				400L	H元. 09
	3	,, ,,	(サンリース)				400L 400L	H02. 06
	4	"	(サンリース)				400L	H02.06
	5	"	(アサヒハウス)				370L	H13. 07
	6	"	(アサヒハウス)				370L	H13. 07
	7	II	(アサヒハウス)				370L	H13.07
	8	JJ	(アサヒハウス)				370L	H13.07
	9	IJ	(水 洗)				450L	H20.05
	10	IJ	(水 洗)				450L	H20.05
	11	"	(水 洗)				450L	H23.01
	12	11	(水 洗)				450L	H23.01
		一般収集車(パッカ	一車)	22台				
		普通貨物車		10台				
所有	車面	小型貨物車		2台				
小		バキューム車		2台				
		軽四貨物車		5台				
		軽四乗用車		1台				
		軽四輪乗用車	(スバル)	·	絡	前橋580あ5789		H16. 04
清掃		普通乗用車(電気)	·		ΨH	前橋300さ2446		H23. 01
施施		小型貨物車	(三菱)	IJ.		前橋400さ 10	0. 4t	H20. 11
設		普通乗用車	(三菱)	ı,		前橋500す3931	_	H19. 05
課		軽四輪貨物車	(スズキ)	IJ.		前橋480あ8183	0.35t	Н29. 07
		ダンプ車	(ニッサン)	焼 却 灰 運 ៎	搬	前橋100さ 499		Н02.10
	305	大型ダンプ車	(三 菱)	IJ		前橋100は 62	10. 3t	H20.09
	757	大型ダンプ車	(三 菱)	"		前橋100は 20	9. 0t	H26.05
六	751	フォークリフト	(三 菱)	焼 却 灰 積	込	_	2. 0t	H14.07
供	752	ショベルローダー	(古 河)	ごみ積込・除り	雪	_	_	S63. 06
清掃	564	ダンプ車	(日 野)	焼 却 灰 運	搬	前橋100さ 528	4.0t	Н08.09
工		ダンプ車	(ニッサン)	"		前橋100さ 474	4.0t	Н05.08
場		ショベルローダー	(小 松)	ごみ積込・除金		_	WA30-5E	H12.07
		フォークリフト	(小 松)	焼 却 灰 積		_	2.5t	H15.11
		塵芥車	(いすず)	ごみ積込・運		前橋800さ1194		R02. 01
		フォークリフト	(三菱)		込 42		3. 0t	R02. 02
荻		軽四輪貨物車	(スズキ)		絡	前橋480あ1724		H17. 06
窪		ダンプ車	(ニッサン)		搬	前橋100さ 184		H16. 06
清掃	546		(三菱)	残渣類積		前橋100さ 377		H14.06
工	3012	" バキュームダンパー	(三 菱) - (三 菱)		搬	前橋100さ 197 前橋800さ 167		H13. 12 H12. 06
場		ダンプ車	· (二 変) (トヨタ)		אניע	前橋400さ 924		H14. 06
		クレノ早 <u>塵芥車ハイブリット</u>		 プラ残渣運	쎎	前橋800さ 315		H28. 03
		塵芥車 塵芥車	· (V·99) (日 野)	可燃物運		前橋800さ 192		H17. 09
		塵芥車	(日 野)		J/3/	前橋800さ 184		H19. 09
		塵芥車	(日 野)	"		前橋800さ 155		H09. 08
		可燃物積込車	(いすず)	可燃物積	込	_		H22. 01
		油圧ショベル	(住 友)	"	_	_	_	H13. 07
		油圧ショベル	(日 立)	IJ		_	_	H26.06
		油圧ショベル	(住 友)	IJ.		_	_	Н29. 07

所属	号車	車	<u></u>	用途	登録番号	積 載 量	購入月
/기/両		ホイルローダー	(三 菱)	びん・缶作業	立	1貝 戦 里	期70万 H14.06
					_	1.05	
		ヒンジドフォーク	(小 松)	貯留ごみ積込	_	1.85t	H元.08
		ヒンジトフォーク	(小 松)	びん・缶作業	_	1.25t	H08.01
		フォークリフト(回転付)		"	_	1.85t	H08.01
	730	フォークリフト(回転付)		JJ	_	2.15t	H21.12
	729	フォークリフト	(TCM)	梱 包 物 搬 出	_	1.8t	H13.02
	1730	スイーパー (A	AMANO)	場内清掃用	_	_	H15.06
	1085	大型ダンプ車	(日 野)	可燃物積込	前橋100は 52	10.5t	H12.07
	739	ホイルローダー	(日 立)	剪定枝積込等	_	_	H02.03
	725	バキュームダンパー	(日 野)	汚 水 運 搬	前橋800さ 201	3.1t	H04.07
富	6025	軽四輪乗用車	(スバル)	事 務 連 絡	前橋580あ7106	_	H18.05
士見	3039	塵芥車	(三 菱)	残 渣 類 運 搬	前橋800さ 22	3.4t	H10.12
ク	6051	ダンプ車	(いすず)	覆土・不適物類運搬	前橋100さ 186	4.0t	Н09.03
IJ l	6054	ダンプ車	(日 野)	残 渣 類 運 搬	前橋100さ 124	3.65t	H10.02
ン	6055	ダンプ車	(日 野)	"	前橋100さ 130	3.65t	H10.02
ス	6084	軽四輪貨物車	(三 菱)	少量ごみ運搬・場内作業	前橋480あ4828	0.35t	H20.06
テー	6052	油圧ショベル	(日立建機)	埋立作業	_	_	H19.06
シ	6050	ショベルローダー	(小 松)	ごみ等積込	前橋000る 12	_	Н09.03
ョン	6085	フォークリフト	(神 鋼)	ごみ積込・缶作業	富士見村 2329	_	H10.03
	6083	フォークリフト	(神 鋼)	ごみ積込・缶作業	富士見村 2452	_	H17.07
	6053	自走式掴み装置	(クボタ)	残 渣 類 積 込	_	_	H10.03
ボペ	723	塵芥車	(三 菱)	残 渣 類 運 搬	前橋800さ 164	2.0t	H04.08
トツ	727	フォークリフト	(小 松)	ペットボトル運搬	_	_	H元.10
ルト	737	フォークリフト	(小 松)	"	前橋市く2187	1.0t	H10.09
計	1			113台			

注1…号車、車種に下線(CNG)は天然ガス車

注2…<u>号車、車種に下線(ハイブリッド)</u>はハイブリッド車

注3…号車、車種に下線(電気)は電気自動車

第5章 予算・決算

1 令和元年度歳入決算状況

(単位:円)

		文 がな ノ ト ルトラナール				(単位:円)
款	項	目	区分	i 金額	説明	
02 与地	4 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税	1 森林環境譲与税		•森林環境讓与税	27,403,000
税方譲						
14	1 使用料	3 衛生使用料	2 清掃使用料	45,302,734	・地域し尿処理施設使用料	45,097,700
使用					•電柱等土地使用料	205,034
用料	2 手数料	3 衛生手数料	2 清掃手数料	393,742,310	・動物の死体処理手数料	449,040
及					•一般廃棄物処理業許可等申請手数料	926,500
びェ					• 浄化槽清掃業許可証等申請手数料	86,000
手数					• 浄化槽保守点検業登録等申請手数料	663,000
料					・動物の搬入死体処理手数料	446,290
					・搬入ごみ手数料	388,410,480
					•廃棄物処理施設設置許可等申請手数料	324,000
					•産業廃棄物処理業許可等申請手数料	1,237,000
					・自動車リサイクル法登録・許可等申請手数料	870,000
1.5					・土砂等埋立等許可申請手数料	330,000
15 支国	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	2 清掃費国庫補助金	1,902,503,400	・廃棄物処理施設モニタリング・事業費補助金・二酸化炭素排出抑制対策事業交付金	752,400 1,901,751,000
出庫		, the LL Lateralia distribution of the Library A	1 11 ** #	140,000		
金 1.6	2県補助金	4農林水産業費国庫補助金		23,181,687	・美しい森林づくり基盤整備事業交付金・森林病害虫等防除事業費補助金	140,000 8,568,360
16 県	2県補助金	3展外水库業件貨棚助金	2林業県費補助金	23,101,007	・森林整備担い手対策事業費補助金	871,000
支出					•有害鳥獸駆除対策事業補助金	8,612,500
金					•森林環境保全整備事業補助金	2,845,827
					・ぐんま緑の県民基金事業補助金	2,284,000
17	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	1 普通財産貸付収入		・土地家屋貸付収入	1,754,320
収財 入産			2 行政財産貸付収入	1,903,756		1,903,756
		2 利子及び配当金		41,696	·基金利子収入(債券、定期性預金分)	41,696
18	1寄附金	1 総務費寄附金	1 総務管理費寄附金	200,000		200,000
金	a ++ A 4+ a	3農林水産業費寄附金	1林業費寄附金	500,000		500,000
繰入全		10 絆でつなぐ環 境基金繰入金	1 絆でつなぐ環境 基金繰入金	27,451,000	・絆でつなぐ環境基金繰入金	27,451,000
21	5 収益事業収入	2 新エネルギー発 電事業収入	1 新エネルギー発 電事業収入	67,746,000	・新エネルギー発電事業収入	67,746,000
諸収	6 雑入	3違約金及び延納 利息	1違約金及び延納 利息	1,232	•契約履行遅滞損害金	1,232
入		7 雑入	2 実費徴収金	656,156	·移動公衆便所貸出実費徴収金	118,800
					・工事等に伴う水道料実費徴収金	173,604
					・工事等に伴う電気料実費徴収金	99,273
					・光アクセス装置等設置に伴う電気料実費徴収金	6,000
					•自動販売機電気料等実費徴収金	258,479
			3他団体等寄附金	102,942	•森林病害虫防除事業負担金	102,942
			5 団体等助成金	1,792,833	•急速充電器運営支援金	1,792,833
			7保険料等	190,231	•自動車損害賠償、施設管理賠償等保険金収入	173,775
					•森林国営保険金	16,456
			9 雑入	205,675,513	•刊行物等広告料	2,320,000
					•各施設火災保険料相当額	13,872
					• 六供清掃工場売電収入	72,555,754
					・荻窪清掃工場アルミニウム売却代	318,560
					・荻窪清掃工場生びん売却代	163,803
					・遺失物法による拾得金	49,000
					• 荻窪清掃工場鉄屑売却代	2,735,058

					・ペットボトル売却代	44,110
					・ペットボトルキャップ売却代	6,548
					• 古紙売却代	21,677,458
					・富士見クリーンステーション資源化スチール売却代	7,180,585
					・富士見クリーンステーション資源化アルミ売却代	37,991,193
					・富士見クリーンステーション破砕スチール売却代	1,698,375
					・富士見クリーンステーション破砕アルミ売却代	1,004,240
					・富士見クリーンステーション純鉄売却代	99,400
					・富士見クリーンステーション非鉄金属売却代	141,980
					•再商品化合理化拠出金収入	48,056,865
					·荻窪清掃工場布団売却代	7,270
					• 放射能対策経費損害賠償金	1,142,640
					•小型家電売却代	433,937
					•廃食用油売却代	85,419
					·炭化物売却代	4,604
					・鉄くず売却代	25,710
					•講和記念共有林運営委員会清算金	2,521,026
					•立木売却収入	5,398,106
22	1 市債	3 衛生債	2 清掃債	2,419,100,000	・し尿処理施設整備事業債	163,000,000
市債					•最終処分場施設整備事業債	0
					•六供清掃工場施設等整備事業債	2,248,300,000
					•荻窪清掃工場施設整備事業債	0
					・富士見クリーンステーション施設整備事業債	7,800,000
計				5,119,388,810		

2 新エネルギー発電事業特別会計(環境部)

(1) 令和元年度歳入決算状況

(単位:円)

							(十四:11)
款	項	目		節			
办人	快	P	区	分	金 額		
1	1 売電収入	1 売電収入	1 太陽光発電	直事業収入	111,447,672	・まえばし堀越町太陽光発電所売電収入	40,455,107
収売						・まえばし荻窪町太陽光発電所売電収入	46,526,960
入電						・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所売電収入	24,465,605
			2 小水力発電	直事業収入	38,161,220	・まえばし赤城山小水力発電所売電収入	38,161,220
2	1 使用料	1 新エネルキ'-発電使用料	1 新エネルキ*ー	発電使用料	10,500	・電柱等土地使用料	10,500
び使 手用							
手用 数料及							
		. 18.44. 6				V. Constall I.D. A	
	1 操出金	1 操出金	1 繰越金		20,647,254	•前年度繰越金	20,647,254
繰越金							
	2 雑入	1 雑入	1 雑入		7,275,956	•消費税還付金	7,275,956
諸収							
入							
計					177,542,602		

(2) 令和元年度歳出決算状況

(単位:円)

	1- 11-7- 1-10	とがい ログくチャ ハンド				(半世・ロ)
款	項	目	節			
办人	7 ,	F	区 分	金 額		
1	1 施設管理費	1 施設管理費	11 需用費	362,375	・まえばし堀越町太陽光発電所電気使用料	17,489
管理					・まえばし荻窪町太陽光発電所電気使用料	80,569
費					・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所電気使用料	127,975
					・まえばし赤城山小水力発電所電気使用料	136,342
			12 役務費	250,752	・まえばし赤城山小水力発電所通信運搬費	250,752
			13 委託料	2,287,000	・まえばし赤城山小水力発電所施設管理委託料	2,287,000
			14 使用料及び賃借料	64,692,824	・まえばし堀越町太陽光発電所包括的施設リース料	20,286,000
					・まえばし荻窪町太陽光発電所包括的施設リース料	29,937,600
					・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所包括的施設リース料	13,867,200
					・まえばし赤城山小水力発電所土地賃借料	3,990
					・まえばし赤城山小水力発電所水利権及び用水使用料	598,034
			15 工事請負費	1,183,120	・まえばし赤城山小水力発電所整備工事費	1,183,120
2	1 操出金	1 操出金	28 操出金	67,746,000	•一般会計操出金	67,746,000
3 公	1 公債費	1 元金	23 償還金利子及び割引料	22,631,666	•市債元金償還金	22,631,666
債費		2 利子	23 償還金利子及び割引料	988,767	•市債利子	988,767
計				160,142,504		

3 令和元年度歳出決算状況

(款) 総務費 衛生費

枠内の()は内数で前年度繰越明許分

(単位:円) 清 掃 費 予算区分 (項) 総務管理費 衛生費 林業費 計 (目) 環境保全対策費 環境衛生費 清掃総務費 ごみ収集運搬費 ごみ焼却費 不燃ごみ処理費 し尿処理費 産業廃棄物対策費 清掃施設整備費 林業振興費 酬 1 報 131,400 5,923,223 21,862,518 38,880,769 16,282,727 6,012,000 6,840,000 238,500 126,000 96,297,137 2 給 486,855,860 36,725,700 523,581,560 3 職員手当等 294,333,289 24,282,398 318,615,687 4 共 済 費 161,395,162 3,650,603 6,362,968 2,698,248 984,692 13,408,967 188,500,640 7 賃 金 1,058,630 1,058,630 8 報 償 費 189,000 70,229,510 97,500 1,315,000 71,831,010 9 旅 費 184,980 64,220 51,720 266,820 71,580 393,400 1,032,720 10 交 際 費 91,000 91,000 11 需 用 費 2,582,234 123,763 5,491,233 30,297,057 222,274,974 79,150,395 4,127,606 1,367,090 65,958 1,381,214 346,861,524 12 役 務 費 544,460 26,470 907,078 941,196 1,523,189 819,505 178,560 396,083 502,022 5,838,563 13 委 託 料 36,081,185 127,066,453 891,698,645 418,033,640 263,327,648 17,790,689 3,901,200 3,319,209 42,665,925 1,803,884,594 te 用 料 14 及 び 賃 借 料 7,467,205 209,280 90,510 364,010 140,450 176,000 220,000 8,667,455 (7,560,000)15 工 事 請 負 費 1,210,000 4,511,980,980 21,752,500 4,671,955,080 137,011,600 16 原 材 料 費 3,480,296 3,480,296 17 公有財産購入費 18 備 品 購 入 費 1,242,000 13,386,560 265,320 203,500 975,920 16,073,300 19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 4,083,656 14,310,590 2,338,612 3,108,500 357,169,240 131,580 18,174,196 399,316,374 22 補償補填及び賠償 88,000 88,000 23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 立: 25 積 金 92,310,696 92,310,696 課 費 27 公 8,800 21,400 1,048,500 3,482,400 541,200 125,000 13,200 13,200 5,253,700 出 金 28 操 計 144,907,816 159,033 1,168,017,298 949,589,029 5,219,109,502 507,982,019 408,368,007 87,536,538 3,695,247 65,373,477 8,554,737,966

4 清掃費事業別決算の推移

(単位:千円)

令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	区 分
139,124,566	134,683,850	140,176,883	141,085,397	140,682,612	139,224,445	137,511,971	132,973,839	136,977,126	133,967,116	一般会計決算額 A
1,168,018	1,126,449	1,179,190	1,186,758	1,222,573	1,240,854	1,232,104	1,339,572	1,364,999	1,381,180	清掃総務費
949,590	932,904	903,567	873,017	876,601	869,911	838,980	799,903	764,988	708,603	ごみ収集運搬費
5,219,110	5,118,156	5,442,016	1,013,142	939,629	1,218,129	1,115,866	958,194	957,821	960,300	ごみ焼却費
507,983	612,753	651,821	586,904	523,788	575,371	473,168	394,956	389,482	389,482	不燃ごみ処理費
408,369	424,964	361,185	803,623	381,069	370,186	347,403	500,492	440,515	409,296	し 尿 処 理 費
87,537	92,526	86,946	90,489	90,653	90,610	92,269	95,221	93,374	102,967	産業廃棄物対策費
3,696	5,864	4,192	843	20,152	13,890	6,431	51,692	30,633	65,705	清掃施設整備費
8,344,303	8,313,614	8,628,914	4,554,773	4,054,598	4,378,947	4,106,217	4,140,026	4,041,810	4,017,530	清掃関係経費計 B
7,935,934	7,888,651	8,267,729	3,751,150	3,673,529	4,008,761	3,758,814	3,639,534	3,601,295	3,608,234	し尿を除く清掃関係費計 B'
6.0%	6.2%	6.2%	3.2%	2.9%	3.1%	3.0%	3.1%	3.0%	3.0%	一般会計に占める割合 B/A
(単位:人)										
335,360	336,641	337,579	338,127	338,784	340,012	340,009	340,945	342,456	343,986	年度末人口(外国人登録含む) C
(単位:円)										
	24,696	25,561	13,471	11,968	12,879	12,077	12,143	11,802	11,679	人口1人あたり清掃費の決算 B/C
23,664	23,433	24,491	11,094	10,843	11,790	11,055	10,675	10,516	10,489	し 尿 を 除 ぐ 人口1人あたり清掃費の決算 B'/C

- ※ 上記には、環境保全対策費、環境衛生費は含まれていない。また、千円未満は切り上げのため、各事業費の合計とBの額は一致しない。
- ※ 人口1人あたり清掃費の決算額は、清掃費の年度の決算額(B)を年度末の人口(C)で除したもの。なお、減価償却は行っていない。

5 1kgあたりのごみ処理原価

(1kgあたり)

(「]内は30年度値)

収集運搬費		処 5	里 処 分 費	•						
	32. 6円[32. 0円]									
		焼却処理	不燃物処理	埋立処理						
16. 1円	部門									
[15. 7円]	別	25. 9円	58. 7円	26. 4円						
	内訳	[23. 0円]	[66. 0円]	[42. 9円]						

L.	」四年及他								
	ごみの収集								
	及び処理処分費								
	48. 7円								
	[47. 7円]								

※管理費及び啓発費等は各経費に按分。また、各部門の施設や車両については、減価償却(定額法)にて計上。但し、土地購入費は、含まない。

部門別内訳は、各部門の処理量で除しているため、処理処分費とは合計が一致しない。

○焼却処理費=焼却処理経費÷焼却処理量

- ※()内の単位は億円
- •焼却処理経費(22.99){人件費2.61)+事業費(14.4)+減価償却費(5.98)}÷焼却処理量(88,631t)=25.9円/kg
- ○不燃物処理費=不燃物処理経費÷不燃物処理量
 - ·不燃物処理経費(7.15){人件費(1.30)+事業費(5.74)+減価償却費(0.11)}÷不燃物処理量(12,183t)=58.7円/kg
- ○埋立処理費=埋立処理経費÷埋立量(焼却灰+不燃ごみ処理後埋立量+直接埋立量)
- •埋立処理経費(2.83){人件費(0.37)+事業費(1.51)+減価償却費(0.95)}÷埋立量(10,752t)=26.3円/kg

6 部門別ごみ処理原価の推移

(1kgあたり)

区分	部	部門別処理原価					
	ごみ収集運搬費	処理処分費	計				
平成27年度	14. 8円	27. 6円	42. 4円				
平成28年度	15. 2円	29. 2円	44. 4円				
平成29年度	15. 7円	30. 5円	46. 2円				
平成30年度	15. 7円	32. 0円	47. 7円				
令和元年度	16. 1円	32. 6円	48. 7円				

収集運搬費=収集運搬経費÷収集運搬量(可燃+不燃+プラ+資源+古紙) ※()内の単位は億円・収集運搬経費(12.77){人件費(2.92)+事業費(9.79)+減価償却費(0.06)}÷収集運搬量(79,321t)=16.1円/kg 処理処分費=処理処分経費÷収集・搬入量(収集運搬量+直接搬入量)

·処理処分経費(32.98){人件費(4.28)+事業費(21.65)+減価償却費(7.05)}÷収集搬入量(101,135t)=32.6円/kg

7 使用料と手数料

(1) 地域し尿処理施設使用料

(平成14年4月1日改正)

区 分	使 用 水 量	料 金
基本料金	1か月分8立方メートルまで	640円
	8立方メートルを超え30立方メートルまで	110円/m³
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	115円/m³
(大) 里 (村) 並	50立方メートルを超え300立方メートルまで	125円/m³
	300立方メートルを超えるもの	160円/m³

[※]上記料金に消費税を上乗せした額を使用料とする。(1円未満切捨て)

(2) ごみ処理手数料

(令和元年10月1日改正)

区	分	料金
一般廃棄物処理手数料	家庭系ごみ (1日に200kgを超えて処理す る場合)	200kgを超える部分について 10kgにつき 180円
	事業系ごみ	10kgにつき 180円
産業廃棄物	処理手数料	10kgにつき 180円
動物の死が1.加田工粉料	市の収集運搬処理	1体につき 2,120円
動物の死がい処理手数料	自 己 搬 入	1体につき 1,050円

(3) し尿処理手数料

(令和元年10月1日改正)

		区	分			料 金	
_	般世	帯	人	頭	割	1人月額	370円
	71又 旦	. Tī	口	数 加	算	月2回以上、1回1世帯	460円
事	業所	等	従	量	割	36 ℓ までごと	350円
	特	別	加	算		1回1世帯	410円

(4) 浄化槽清掃業許可等申請手数料

(平成12年4月1日改正)

区 分	料 金	
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき	5,000円
净化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき	2,500円
净化槽清掃業従事者証交付申請手数料	従事者1人につき	1,000円
净化槽清掃業従事者証再交付申請手数料	従事者1人につき	500円

(5) 浄化槽保守点検業登録等申請手数料

(平成21年4月1日施行)

区 分	料金
浄化槽保守点検業登録申請手数料	1件につき 31,000円
浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	1件につき 30,000円
净化槽保守点検業登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき 400円
净化槽保守点検業登録証再交付手数料	1件につき 2,500円

(6) 廃棄物処理業許可等申請手数料

	7
区 分	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	130,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設	110,000円
一般廃棄物処理施設設置許可事項変更許可申請手数料	
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	120,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設	100,000円
一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請手数料	94,000円
一般廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請手数料	94,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の 変更認定申請手数料	134,000円
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000円
産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	71,000円
産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	72,000円
特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	95,000円
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請手数料	
ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設	140,000円
イ ア以外の産業廃棄物処理施設	120,000円
産業廃棄物処理施設設置許可事項変更許可申請手数料	
ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設	130,000円
イ ア以外の産業廃棄物処理施設	110,000円

産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請手数料	94,000円
産業廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請手数料	94,000円
許可証再交付手数料	2,500円
一般廃棄物収集運搬業従事者証交付手数料	1,000円
一般廃棄物処分業従事者証交付手数料	1,000円
一般廃棄物収集運搬業従事者証再交付手数料	500円
一般廃棄物処分業従事者証再交付手数料	500円

^{※「}法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」をいう。

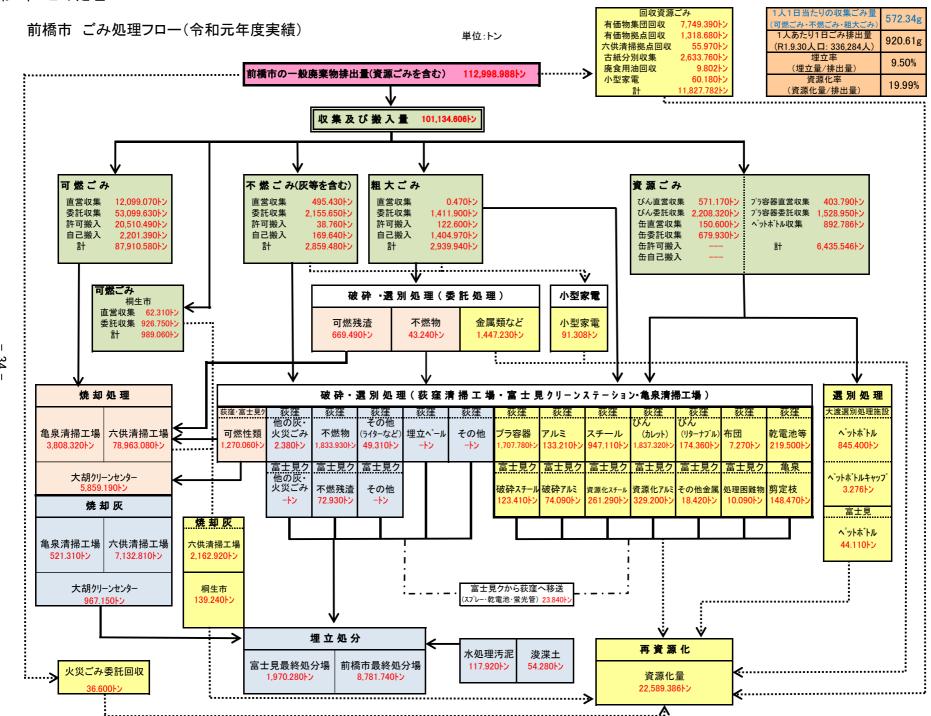
(7) 使用済自動車引取業登録等申請手数料

(平成30年4月1日施行)

区分	金額
使用済自動車引取業登録申請手数料	3,000円
使用済自動車引取業更新登録申請手数料	3,000円
フロン類回収業登録申請手数料	5,000円
フロン類回収業登録更新申請手数料	5,000円
使用済自動車解体業許可申請手数料	78,000円
使用済自動車解体業許可更新申請手数料	70,000円
使用済自動車破砕業許可申請手数料	84,000円
使用済自動車破砕業許可更新申請手数料	77,000円
使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料	67,000円

(8) 土砂等による埋立て等の規制に関する申請手数料 (平成26年7月1日施行)

区 分	金額
特定事業許可申請手数料	30,000円
特定事業変更許可申請手数料	20,000円



2 ごみの収集・搬入

(1) 可燃ごみ (単位: トン)

	区分	収集			搬入			小計	他工場	粗大	災害	合計
年度・	工場名等		直営	委託		許可	自己搬入		可燃物	可燃残渣	廃棄物	
平	六供清掃工場	55, 874. 49	13, 325. 91	42, 548. 58	24, 785. 10	23, 534. 23	1, 250. 87	80, 659. 59	1, 699. 15	435.05	0.00	82, 793. 79
成 2	亀泉清掃工場	3, 948. 39		3, 948. 39	997. 61		997. 61	4, 946. 00	11. 93			4, 957. 93
7 年	大胡クリーンセンター	8, 438. 03		8, 438. 03	1, 423. 94	772. 51	651. 43	9, 861. 97	17. 46			9, 879. 43
度	計	68, 260. 91	13, 325. 91	54, 935. 00	27, 206. 65	24, 306. 74	2, 899. 91	95, 467. 56	1, 728. 54	435.05	0.00	97, 631. 15
平成	六供清掃工場	57, 280. 06	12, 774. 14	44, 505. 92	24, 100. 30	22, 874. 82	1, 225. 48	81, 380. 36	1, 349. 94	437. 45	0.00	83, 167. 75
2	亀泉清掃工場	2, 332. 90		2, 332. 90	951. 41		951. 41	3, 284. 31	16. 84			3, 301. 15
8 年 度	大胡クリーンセンター	6, 791. 93		6, 791. 93	583. 83	0.00	583. 83	7, 375. 76	116. 22			7, 491. 98
度	計	66, 404. 89	12, 774. 14	53, 630. 75	25, 635. 54	22, 874. 82	2, 760. 72	92, 040. 43	1, 483. 00	437. 45	0.00	93, 960. 88
平 4	六供清掃工場	48, 278. 40	11, 834. 06	36, 444. 34	22, 354. 54	21, 657. 21	697. 33	70, 632. 94	565. 32	514.84	0.00	71, 713. 10
成 2	亀泉清掃工場	3, 751. 10		3, 751. 10	986. 75		986. 75	4, 737. 85	161. 16			4, 899. 01
9 年	大胡クリーンセンター	9, 467. 97		9, 467. 97	299. 48	0.00	299. 48	9, 767. 45	339. 50			10, 106. 95
度	計	61, 497. 47	11, 834. 06	49, 663. 41	23, 640. 77	21, 657. 21	1, 983. 56	85, 138. 24	1, 065. 98	514.84	0.00	86, 719. 06
平 4	六供清掃工場	48, 051. 49	11, 811. 81	36, 239. 68	21, 293. 99	20, 577. 17	716. 82	69, 345. 48	824. 85	655. 55	0.00	70, 825. 88
成 3	亀泉清掃工場	4, 110. 64		4, 110. 64	1, 148. 53		1, 148. 53	5, 259. 17	182. 04			5, 441. 21
0 年	大胡クリーンセンター	9, 956. 05		9, 956. 05	326. 51	0.00	326. 51	10, 282. 56	86.06			10, 368. 62
度	計	62, 118. 18	11, 811. 81	50, 306. 37	22, 769. 03	20, 577. 17	2, 191. 86	84, 887. 21	1, 092. 95	655. 55	0.00	86, 635. 71
令	六供清掃工場	56, 302. 52	12, 099. 07	44, 203. 45	21, 429. 05	20, 510. 49	918. 56	77, 731. 57	1, 203. 22	655. 55	0.00	79, 590. 34
和元	亀泉清掃工場	3, 201. 61		3, 201. 61	1, 054. 85		1, 054. 85	4, 256. 46	64. 09			4, 320. 55
年	大胡クリーンセンター	5, 694. 57		5, 694. 57	227. 98	0.00	227. 98	5, 922. 55	2. 75			5, 925. 30
度	計	65, 198. 70	12, 099. 07	53, 099. 63	22, 711. 88	20, 510. 49	2, 201. 39	87, 910. 58	1, 270. 06	655. 55	0.00	89, 836. 19

(2) 不燃ごみ (灰等を含む)

(単位:トン)

	区分	収集			搬入			小計	他工場	合計
年月	度		直営	委託		許可	自己搬入		不燃物	
平成	荻窪清掃工場	2, 489. 98	501. 34	1, 988. 64	447. 94	416. 25	31. 69	2, 937. 92		2, 937. 92
2 7	富士見クリーンステーション	334. 52	30. 05	304. 47	67. 29	4. 17	63. 12	401.81	93. 63	495. 44
年度	計	2, 824. 50	531. 39	2, 293. 11	515. 23	420. 42	94. 81	3, 339. 73	93. 63	3, 433. 36
平成	荻窪清掃工場	2, 449. 39	501.80	1, 947. 59	58. 89	36. 36	22. 53	2, 508. 28		2, 508. 28
2 8 年度 平成	富士見クリーンステーション	187. 54	0.00	187. 54	86. 85	0.00	86. 85	274. 39	6. 70	281.09
年度	計	2, 636. 93	501.80	2, 135. 13	145. 74	36. 36	109. 38	2, 782. 67	6. 70	2, 789. 37
	荻窪清掃工場	2, 616. 78	493. 35	2, 123. 43	55. 13	41. 17	13. 96	2, 671. 91		2, 671. 91
2 9	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	102. 79	0. 29	102. 50	102. 79	6. 87	109.66
年度	計	2, 616. 78	493. 35	2, 123. 43	157. 92	41. 46	116. 46	2, 774. 70	6.87	2, 781. 57
平成	荻窪清掃工場	2, 594. 53	483. 03	2, 111. 50	55. 35	45. 41	9. 94	2, 649. 88		2, 649. 88
3	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	131. 78	0. 56	131. 22	131. 78	8. 33	140. 11
年度	計	2, 594. 53	483. 03	2, 111. 50	187. 13	45. 97	141. 16	2, 781. 66	8. 33	2, 789. 99
令和	荻窪清掃工場	2, 651. 08	495. 43	2, 155. 65	53. 66	38. 76	14. 90	2, 704. 74		2, 704. 74
元	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	154. 74	0.00	154. 74	154. 74	9. 11	163.85
年度	計	2, 651. 08	495. 43	2, 155. 65	208. 40	38. 76	169. 64	2, 859. 48	9. 11	2, 868. 59

(3) 粗大ごみ (単位: トン)

	区分	収集			搬入			小計	他工場	粗大	合計
年月	度		直営	委託		許可	自己搬入		可燃物	不燃残渣	
平 4	荻窪清掃工場	0.00			825. 54	42.65	782. 89	825. 54		45. 22	870. 76
成 2	富士見クリーンステーション	0.71	0.71		285. 57		285. 57	286. 28	642. 38		928. 66
2 7 年	その他	1, 287. 61		1, 287. 61	0.00			1, 287. 61			1, 287. 61
度	計	1, 288. 32	0.71	1, 287. 61	1, 111. 11	42.65	1, 068. 46	2, 399. 43	642. 38	45. 22	3, 087. 03
平成	荻窪清掃工場	0.38	0.38		845. 77	30. 58	815. 19	846. 15		25. 15	871.30
2	富士見クリーンステーション	0.00	0.00		303. 59		303. 59	303. 59	543. 20		846. 79
8 年	その他	1, 279. 57		1, 279. 57	0.00			1, 279. 57			1, 279. 57
度	計	1, 279. 95	0.38	1, 279. 57	1, 149. 36	30. 58	1, 118. 78	2, 429. 31	543. 20	25. 15	2, 997. 66
平 1	荻窪清掃工場	1. 54	1. 54		930. 77	50.03	880. 74	932. 31		36. 02	968. 33
成 2	富士見クリーンステーション	0.00	0.00		272. 85		272. 85	272. 85	0.00		272. 85
9 年	その他	1, 289. 62		1, 289. 62	0.00			1, 289. 62			1, 289. 62
度	計	1, 291. 16	1. 54	1, 289. 62	1, 203. 62	50.03	1, 153. 59	2, 494. 78	0.00	36. 02	2, 530. 80
平成	荻窪清掃工場	0. 37	0.37		1, 018. 11	79. 91	938. 20	1, 018. 48		61. 55	1, 080. 03
3	富士見クリーンステーション	0.00	0.00		314. 45	0. 93	313. 52	314. 45	0.00		314. 45
0 年	その他	1, 335. 34		1, 335. 34	0.00			1, 335. 34			1, 335. 34
度	計	1, 335. 71	0. 37	1, 335. 34	1, 332. 56	80. 84	1, 251. 72	2, 668. 27	0.00	61. 55	2, 729. 82
令	荻窪清掃工場	0. 47	0. 47		1, 195. 04	122. 60	1, 072. 44	1, 195. 51		43. 24	1, 238. 75
和元	富士見クリーンステーション	0.00	0.00		332. 53	0.00	332. 53	332. 53	0.00		332. 53
年	その他	1, 411. 90		1, 411. 90	0.00			1, 411. 90			1, 411. 90
度	計	1, 412. 37	0. 47	1, 411. 90	1, 527. 57	122. 60	1, 404. 97	2, 939. 94	0.00	43. 24	2, 983. 18

 (4) 資源ごみ

	区分	び	ん				台	F F				
		移送分を含む	収集			移送	移送分を含む	収集			許可	移送
年	艾			直営	委託	富士見→荻窪			直営	委託	自己搬入	荻窪→富士見
	荻窪清掃工場	3, 179. 78	3, 170. 70	641. 36	2, 529. 34	9. 08	746. 72	746. 72	181. 46	565. 26	0.00	
平	富士見クリーンステーション	0.00	0.00				767. 94	231. 46		231.46	0.00	536. 48
成 2	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7 年	旧前橋地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
度	富士見地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
	計	3, 179. 78	3, 170. 70	641.36	2, 529. 34	9. 08	1, 514. 66	978. 18	181. 46	796.72	0.00	536. 48
	荻窪清掃工場	3, 023. 09	3, 014. 68	609.51	2, 405. 17	8. 41	708. 23	708. 23	171. 22	537.01	0.00	
平	富士見クリーンステーション	0.00	0.00				754. 25	220. 47		220.47	0.00	533. 78
成 2	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 年	旧前橋地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
度	富士見地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
	計	3, 023. 09	3, 014. 68	609. 51	2, 405. 17	8. 41	1, 462. 48	928. 70	171. 22	757.48	0.00	533. 78
	荻窪清掃工場	2, 928. 89	2, 919. 04	597. 94	2, 321. 10	9.85	22. 51	22. 51	20.89	1.62	0.00	
平	富士見クリーンステーション	0.00	0.00				823. 54	823. 54	139. 11	684. 43	0.00	0.00
成 2	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9 年	旧前橋地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
度	富士見地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
	計	2, 928. 89	2, 919. 04	597. 94	2, 321. 10	9. 85	846.05	846. 05	160.00	686.05	0.00	0.00
	荻窪清掃工場	2, 914. 03	2, 904. 08	605. 35	2, 298. 83	9. 85	6. 13	6. 13	6. 13	0.00	0.00	
平成	富士見クリーンステーション	0.00	0.00				825. 98	825. 98	156. 42	669.56	0.00	0.00
3	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0 年	旧前橋地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
度	富士見地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
	計	2, 914. 03	2, 904. 08	605. 35	2, 298. 83	9. 85	832. 11	832. 11	162. 55	669. 56	0.00	0.00
	荻窪清掃工場	2, 803. 33	2, 779. 49	571. 17	2, 208. 32	23. 84	46. 61	46. 61	0. 47	46. 14	0.00	
令	富士見クリーンステーション	0.00	0.00				783. 92	783. 92	150. 13	633. 79	0.00	0.00
和元年	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
年	旧前橋地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
度	富士見地区	0.00	0.00				0.00	0.00				
	計	2, 803. 33	2, 779. 49	571. 17	2, 208. 32	23. 84	830. 53	830. 53	150.60	679. 93	0.00	0.00

		区分	プラ容器			ペットボトル収集	合計	収集・搬入
年	度			直営	委託	直営・委託	移送分を 重複加算	合計
	荻翘	全 清掃工場	1, 847. 02	415. 78	1, 431. 24		5, 773. 52	5, 764. 44
平	富士	見クリーンステーション	0.00				767. 94	231. 46
成 2	その	他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	858. 51	858. 51	858. 51
7 年		旧前橋地区	0.00			815.84	815. 84	815. 84
度		富士見地区	0.00			42.67	42. 67	42.67
		計	1, 847. 02	415. 78	1, 431. 24	858. 51	7, 399. 97	6, 854. 41
	荻麵		1, 816. 17	384. 29	1, 431. 88		5, 547. 49	5, 539. 08
平成	富士	見クリーンステーション	0.00				754. 25	220. 47
2	その	他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	847.06	847. 06	847.06
8年		旧前橋地区	0.00			801. 28	801. 28	801. 28
度		富士見地区	0.00			45. 78	45. 78	45. 78
		計	1, 816. 17	384. 29	1, 431. 88	847. 06	7, 148. 80	6, 606. 61
	荻麵		1, 863. 18	402.61	1, 460. 57		4, 814. 58	4, 804. 73
平	富士	見クリーンステーション	0.00				823. 54	823. 54
成 2	その	他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	857. 22	857. 22	857. 22
9 年		旧前橋地区	0.00			827. 81	827. 81	827. 81
度		富士見地区	0.00			29. 41	29. 41	29. 41
		計	1, 863. 18	402.61	1, 460. 57	857. 22	6, 495. 34	6, 485. 49
	荻麵	全清掃工場	1, 925. 51	400. 37	1, 525. 14		4, 845. 67	4, 835. 82
平	富士	見クリーンステーション	0.00				825. 98	825. 98
成 3	その	他 (ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	893. 13	893. 13	893. 13
0年		旧前橋地区	0.00			845. 23	845. 23	845. 23
度		富士見地区	0.00			47. 90	47. 90	47. 90
		計	1, 925. 51	400.37	1, 525. 14	893. 13	6, 564. 78	6, 554. 93
	荻麵		1, 932. 74	403. 79	1, 528. 95		4, 782. 68	4, 758. 84
令	富士	見クリーンステーション	0.00				783. 92	783. 92
和元	その	他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	892. 79	892. 79	892. 79
年		旧前橋地区	0.00			848.68	848.68	848. 68
度		富士見地区	0.00			44. 11	44. 11	44. 11
		計	1, 932. 74	403. 79	1, 528. 95	892. 79	6, 459. 39	6, 435. 55
	_		· ·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

[※] 平成29年度から、原則缶の搬入を富士見クリーンステーションに一本化している。

(5) 総搬入量

(単位:トン)

	可燃ごみ	不燃ごみ・灰	粗大ごみ	資源ごみ	計
平成27年度	95, 467. 56	3, 339. 73	2, 399. 43	6, 854. 41	108, 061. 13
平成28年度	92, 040. 43	2, 782. 67	2, 429. 31	6, 606. 61	103, 859. 02
平成29年度	89, 493. 12	2, 774. 70	2, 494. 78	6, 485. 49	101, 248. 09
平成30年度	88, 275. 27	2, 789. 99	2, 729. 82	6, 554. 93	100, 350. 01
令和元年度	87, 910. 58	2, 859. 48	2, 939. 94	6, 435. 55	100, 145. 55

[※] 荻窪清掃工場・富士見クリーンステーション可燃性類を除く。

(6) 粗大ごみの集団回収と戸別収集

粗大ごみについては、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションへの自己搬入の他、自治会単位による集団回収と、電話申し込みによる戸別収集を行っている。

【令和元年度の収集運搬状況】 (回収点数)

							1
分	品名	集団回収	戸別収集	合	計	平 成	対比
類	品名	[266自治会]	[3,358世帯]	(構成	比%)	30年度	対比
	・机・テーブル	1, 391	71	1, 462			
金	・いす	3, 984	113	4, 097			105.0%
312.	・ラック・棚	2,611	248	2, 859			
属	• 扇風機	4,007	23	4, 030	27, 532	26, 221	
	ファンヒーター類	4, 309	91	4, 400	(23.9%)	(24.1%)	
類	• ガステーブル(コンロ)	1, 010	26	1, 036			
	・自転車・三輪車	9, 080	568	9, 648			
	・机・テーブル	2, 568	481	3, 049			
l . l	・いす	3, 511	331	3, 842			
木	・タンス・棚	3, 678	1, 427	5, 105	16, 678	15, 380	
製	・テレビ台	1, 111	145	1, 256	(14.5%)	(14.1%)	108.4%
品	・鏡台・ドレッサー	736	124	860	(11, 0,0)	(111170)	
	カラーボックス類	2, 476	90	2, 566			<u> </u>
	・机・テーブル	1, 296	81	1, 377			
	・いす・ソファー	4, 217	757	4, 974			
	・電気こたつ	2, 191	232	2, 423			
	・楽器(ピアノ以外)	461	35	496		90.054	
金	• 照明器具	1,876	20	1,896			
属	・物干し台・物干し竿	2, 559	128	2, 687			
木	スキー・スノボの板等	2, 329	31	2, 360	04 450		
製製	・ベビーカー・チャイルドシート	1,833	63	1,896	34, 458 (29. 9%)	32, 054 (29. 5%)	107.5%
以以	• 健康器具	1, 485	129	1, 614	(29.970)	(29. 576)	
外	・ゴルフセット	1,625	49	1,674			
	・ホットカーペット	1,581	22	1,603			
	プラスチック収納ケース	6, 125	199	6, 324			
	・スーツケース	1, 975	74	2, 049			
	・ベッド	1, 270	428	1, 698			
	・マットレス (スプリング付)	1,012	375	1, 387			
繊	・マットレス(スプリンブなし)	2, 416	135	2, 551	97 691	26 250	
維	・布団・毛布	20, 630	404	21, 034	27, 631 (23. 9%)	26, 358 (24. 2%)	104.8%
類	・じゅうたん・カーペット	3, 969	77	4, 046	(40.9/0)	(44.4/0)	
	その他	7, 662	1, 411	9, 073	9, 073 (7. 9%)	8, 687 (8. 0%)	104.4%
	合 計	106, 984	8, 388	115, 372	115, 372	108, 700	106.1%

(7)収集形態

家庭から排出される資源・ごみは、市民の理解と協力を得て、次の区分で分別収集している。

	区分	主な品目		出し方	収集頻度	収集方法	収集主体	
可燃ご	ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など		指定ごみ袋	2回/週	% 1	古俗, 禾乳	
不燃ごみ		金属類、割れたり汚れたび ん、陶磁器類など	指定ごみ袋		1回/月	ステーション収集	直営•委託	
yer I.	o v	自転車、家具、家電製品(エ アコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍			1回/年	※2 自治会回収		
粗大ご	- み	庫、洗濯機・衣類乾燥機を除 く)など			随時	戸別収集	委託	
危険ご	Ĩ.	スプレー缶、カセットボンベ、 ライター	コン					
左宋 >	×7.	使用済み乾電池、水銀式体 温計	コンテナボックス	透明・半透明の袋	1回/2週			
有害ご	- み	蛍光管	クス	紙に包む				
	プラ容器	カップ・トレイ・パック類、袋 類、ボトル類など	指定ごみ袋		3回/月	% 1	直営·委託	
	びん	飲料用、食品用、調味料用、 化粧品用のびん		コンテナボックス		ステーション収集		
	缶	飲料用、食品用の缶		指定ごみ袋	1回/2週			
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油な どのボトル		指定ごみ袋				
					1回/2週		委託	
資源ごみ	紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙 パック、雑古紙		品目別に紐で縛る	随時	拠点回収	委託	
み					随時	有価物集団回収	民間	
		18 Hell () Aver			1回/2週	※ 1 ステーション収集	委託	
	衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐる みなど		透明・半透明の袋	随時	拠点回収	委託	
					随時	有価物集団回収	民間	
	法田汝」到今季	掃除機、デジタルカメラ、家		回収ボックス	<i>I</i> >±++	拠点回収	直営	
	使用済小型家電	庭用ゲーム機など	段ボール		随時	宅配便回収	民間	
	廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブ オイルなど		回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
在	宅医療廃棄物	医療用注射針		専用容器	随時	拠点回収	委託	

^{※1} ステーション収集は、集積場所からの収集の略

^{※2} 自治会回収は、自治会単位による集団回収の略

(8)前橋市こんにちは収集事業 (平成23年4月から実施)

自らごみを排出することが困難な世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を行っている。

①対象世帯

親族・近隣の方などの協力を得ることができない、一人暮らし又は障害者のみで構成される世帯で、全員が次のいずれかの項目に該当する世帯。

- ・介護保険の要支援、又は要介護の認定を受けている方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
- ・身体障害者1級で、肢体不自由又は視覚障害の方
- ・知的障害者療育手帳Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・上記の人と同等であると市長が認めた方

②収集実績

平成24年度末 435件 平成25年度末 569件 平成26年度末 600件 平成27年度末 753件 807件 平成28年度末 平成29年度末 889件 平成30年度末 977件 令和元年度末 1,024件

(9)在宅医療廃棄物処理事業(平成27年2月から実施)

市内医療機関及び薬局を対象に、専用容器による在宅医療廃棄物(医療用注射針に限る)拠点回収を実施した。

在宅医療廃棄物回収実績

区分	回収量
平成 27 年度	1,612.7 k g
平成 28 年度	2,042.0 k g
平成 29 年度	3,910.0 k g
平成 30 年度	4,080.0 k g
令和元年度	4, 550. 0 k g

※平成26年度は平成27年2~3月分

(10) 直営と委託の収集概況(令和元年度)

	区 分	直営の	• 委託 別	収集世帯	年間収集量	収集量による割合
		直	當	27,560世帯	12, 161. 38トン	18.4%
F	可 燃	委	託	122, 226世帯	54, 026. 38トン	81.6%
			計	149,786世帯	66, 187. 76トン	100.0%
		直	営	18,274世帯	495. 90トン	12.2%
不	燃・粗大	委	託	131,512世帯	3, 567. 55トン	87.8%
		計		149,786世帯	4, 063. 45トン	100.0%
		桓	歯	31,305世帯	403. 79トン	20.9%
プ	ラ容器	委	託	118,481世帯	1, 528. 95トン	79.1%
		' -	計	149,786世帯	1, 932. 74トン	100.0%
		恒	啪	29,957世帯	721.77トン	20.0%
資	びん・缶	委	託	119,829世帯	2,888.25トン	80.0%
源	源		計	149,786世帯	3,610.02トン	100.0%
	へ゜ットホ゛トル	直営	• 委託	149,786世帯	892. 79トン	
	合	計	(149, 786世帯)	76, 686. 76トン	

[※] 世帯数は、令和元年9月30日現在で、外国人住民を含む。

(11) 民間委託の状況

【現在までの推移】

・昭和44年1月不燃ごみ収集について、全市域	を民間委託	(1社)
------------------------	-------	------

(全市域「不燃ごみ」の月2回収集を実施)

・昭和46年3月……可燃ごみ収集について、一部を民間委託(2社)

(全市域「可燃ごみ」の週2回収集を実施)

・昭和55年9月……可燃ごみ、不燃ごみ別の収集体制を統一し整理

(直営と委託3社で、町別に収集区域を担当)

・平成8年2月……可燃ごみ、不燃ごみの収集区域を見直し、再編成

(直営と委託3社で、ブロック別に収集区域を担当)

・平成8年10月………資源ごみ(びん・缶)収集について、担当区域内を民間委託

ガラスびん・空き缶分別収集全市実施

不燃ごみと資源ごみ収集は、週1回隔週にて交互実施

・平成9年4月………直営区域の一部を民間委託(1社)

(し尿合理化計画による代替業務の提供)

・平成11年4月………直営区域の一部を民間委託(1社)

(し尿合理化計画による代替業務の提供)

・平成16年12月………合併により委託業者が8社となる

(大胡・宮城・粕川地区はそれぞれ1社)

・平成17年4月………直営区域の一部を民間委託(2社)

(直営区域:本庁管内、民間委託区域:その他)

・平成18年4月……分別方法の旧前橋市への統一に伴い委託料算定基準も統一

・平成21年5月………合併により委託業者が9社となる

(富士見地区は1社)

・平成23年4月……粗大ごみ収集について、全市域を民間委託(1社)

【収集運搬の委託業者】

【収集達」版の安に未有】												
委託内容		会	社	Ł	名		亻	ままり ままれる ままれる ままれる かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	長 君	旨	住 所	電話
	(株)	前橋左	かんも	ナレソー	センタ	7 —	志	賀	正	信	高井町一丁目11-1	256-7151
	野	口	環境	き 禕	5 生	(有)	野	П	英	雄	江木町486-2	261-3730
可燃ごみ	(有)	秦	里	予	清	掃	堀	地	勇	介	上細井町224-2	232-3773
不燃ごみ	(有)	双	葉	清	掃	社	赤	間	成	子	城東町五丁目5-13	231-7023
プラ容器	(有)	前	橋	衛	生	舎	長	部	昌	夫	勝沢町451	264-3391
資源ごみ	(有)	大	胡	清	掃	社	坂	部	順	-	樋越町253−1	283-3040
	(有)	坂	本	清	掃	社	坂	本	八	郎	粕川町込皆戸139	285-4295
	(有)	富士	見清	掃も	ニンタ	<i>'</i> —	長	部	昌	夫	富士見町引田476-53	288-3149
粗大ごみ	前標	喬市再	生資源	事業	と協同 紀	—— 組合	久	松	_	夫	高井町一丁目26-3	253-7276

【収集運搬の委託業者への委託状況(粗大ごみを除く)】

区分	委 託	車両	作業員数	委 託 料	備考
年度	業者数	中 同	未貝数	女 L 竹	VIII 75
平成19年度	8社	51台	81人	620,834千円	令和元年度(内訳) ・(株前橋かんせいセンター
平成20年度	8社	51台	81人	625,816千円	12台 20人体制 ・野口環境衛生衛
平成21年度	9社	55台	88人	659, 369千円	12台 20人体制 ・(有秦野清掃
平成22年度	9社	54台	86人	639,730千円	12台 20人体制 ・侑双葉清掃社
平成23年度	9社	54台	86人	641,081千円	3.5台 5人体制 ・(有)前橋衛生舎
平成24年度	9社	54台	86人	641,605千円	3.5台 5人体制 ・侑大胡清掃社
平成25年度	9社	54台	86人	648, 140千円	3.5台 5人体制 ・領坂本清掃社
平成26年度	9社	54台	86人	668, 124千円	2台 3人体制 2.2台 3人体制
平成27年度	9社	54台	86人	674, 224千円	・ (有富士見清掃センター 3.3台 5人体制
平成28年度	9社	54台	86人	674, 649千円	
平成29年度	9社	5 4 台	86人	687,881千円	
平成30年度	9社	5 4 台	86人	692, 436千円	
令和元年度	8社	5 4 台	86人	707, 128千円	

- ※ 作業員数は、契約台数からパッカー車1台2人、びん車3台2人で算出したもの。 ※ 平成18年度から分別方法の統一に伴い、3支所の委託契約車両の算出方法を旧前橋市に統一し たことで、車両数、作業員数の算出方法に変更があったため減となった。
- ※ 平成21年度は、富士見村との合併により、委託業者数、車両、作業員数、委託料が増となった。
- ※ 令和元年度は、可燃ごみ搬入先が六供清掃工場へ変更されたため委託料が増となった。また、 一部の委託業者が複数の地区を担当したことにより、委託業者数が減となった。

(12) 一般廃棄物処理業の許可業者の搬入実績

(各年度3月31日現在)

-				
区分	業者数	清 掃 工	場への搬	入 実 績
年度	未 伯 剱	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	合 計
平成18年度	137社	32, 358. 10\\	1, 224. 49トン	33, 582. 59\>
平成19年度	136社	33, 240. 48\>	1, 297. 91トン	34, 538. 39\>
平成20年度	148社	33, 778. 78\>	1, 102. 96トン	34, 881. 74\>
平成21年度	152社	32, 564. 52\>	963. 04トン	33, 527. 56\>
平成22年度	163社	31, 179. 04\>	728. 03トン	31, 907. 07トン
平成23年度	160社	31, 402. 57トン	584. 78トン	31, 987. 35\>
平成24年度	168社	30, 461. 23\>	609. 35トン	31, 070. 58\>
平成25年度	178社	30, 612. 01\>	651. 17トン	31, 263. 18\>
平成26年度	189社	30, 226. 11\	613. 72トン	30, 839. 83\>
平成27年度	184社	24, 306. 74\>	463. 07トン	24, 769. 81\>
平成28年度	179社	22, 874. 82\	66. 94トン	22, 941. 76トン
平成29年度	174社	21, 657. 21 \>	91. 49トン	21, 748. 70トン
平成30年度	172社	20, 577. 86トン	123. 24トン	20, 701. 10トン
令和元年度	169社	20, 510. 49トン	161. 36トン	20, 671. 85トン

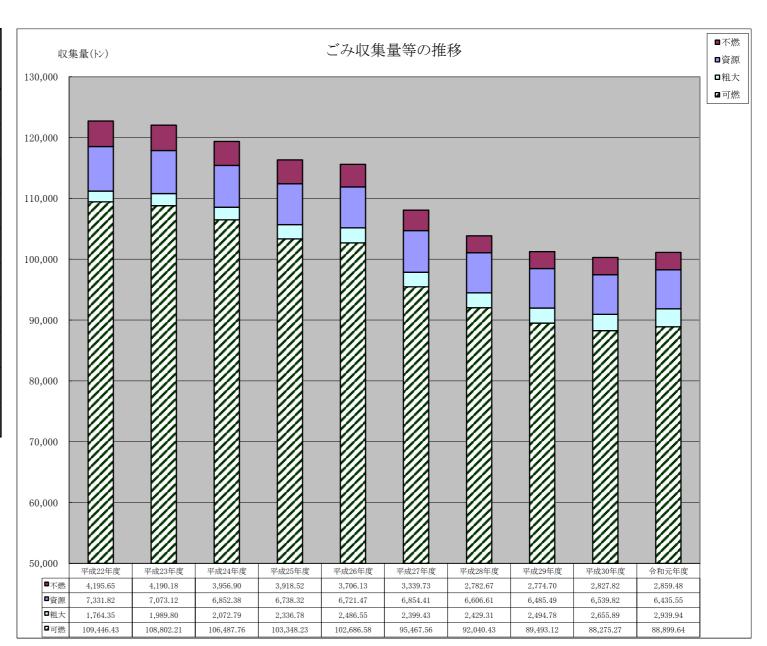
[※] 平成21年度は合併前の旧富士見村分を含む。

(13) ごみ収集量等の推移

【一人当たりのごみ収集量等の推移】

区分年度	収集及び 搬入量 (トン)	人 口 (人) *外国人登録 を含む	年間一人 当たりの ごみ収集量等 (kg)
平成22年度	122, 738. 25	344, 871	355. 9
平成23年度	122, 055. 31	343, 558	355. 3
平成24年度	119, 369. 83	342, 152	348. 9
平成25年度	116, 341. 85	341, 030	341. 1
平成26年度	115, 600. 63	340, 012	340. 0
平成27年度	108, 061. 13	339, 440	318. 4
平成28年度	103, 859. 02	338, 705	306. 6
平成29年度	101, 248. 09	338, 001	299. 5
平成30年度	100, 298. 80	337, 543	297. 1
令和元年度	101, 134. 61	336, 284	300. 7

- ※ 年間一人当たりのごみ排出量は、各年度の 収集及び搬入量を9月末人口で除した数
- ※ ごみ収集量等とは、ごみ収集量と搬入量の合計



- 45

3 中間処理

(1) 燒却処理状況

(単位:トン)

	六供清掃工場	亀泉清掃工場	大胡クリーンセンター]
平成26年度	89, 185. 25	4, 131. 33	9, 463. 88	102, 780. 46
平成27年度	80, 824. 73	4, 699. 81	9, 801. 37	95, 325. 91
平成28年度	83, 049. 86	2, 913. 29	7, 444. 46	93, 407. 61
平成29年度	71, 045. 16	4, 247. 58	9, 935. 47	85, 228. 21
平成30年度	70, 548. 62	4, 769. 49	10, 230. 77	85, 548. 88
令和元年度	78, 963. 08	3, 808. 32	5, 859. 19	88, 630. 59

[※]令和元年度については閉場作業の為大胡クリーンセンターが9月に、亀泉清掃工場は1月に焼却処理を終了している。

(2) 可燃ごみの組成(乾燥重量比)

<六供清掃工場>

	厨芥類	紙類	プラスチック	草木類	布類	不燃物	その他	合計
平成26年度	6. 6%	42. 3%	20.6%	11.1%	12.3%	3.5%	3.6%	100.0%
平成27年度	5. 2%	32. 6%	31. 5%	10.5%	11.6%	3.0%	5.6%	100.0%
平成28年度	8. 9%	37. 3%	28. 5%	7. 9%	7. 9%	1.6%	7.9%	100.0%
平成29年度	8. 5%	40. 9%	22. 6%	14.0%	8. 2%	2.6%	3.2%	100.0%
平成30年度	4. 7%	35. 3%	31. 2%	11. 7%	9. 5%	3. 9%	3.7%	100.0%
令和元年度	2. 8%	31.0%	31. 9%	14.1%	12. 7%	3. 3%	4. 2%	100.0%

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

<亀泉清掃工場>

く尼が旧加工物と								
	厨芥類	紙類	プラスチック	草木類	布類	不燃物	その他	合計
平成26年度	4. 4%	41. 9%	22. 0%	17.0%	10.3%	1.0%	3.4%	100.0%
平成27年度	8. 5%	31. 7%	23. 9%	20.0%	10.8%	1. 3%	3.8%	100.0%
平成28年度	4. 5%	39. 5%	29. 2%	16.8%	6. 3%	1. 1%	2.6%	100.0%
平成29年度	4. 6%	45. 3%	26. 8%	10. 5%	7.4%	1.3%	4.1%	100.0%
平成30年度	6. 9%	38. 3%	23. 5%	19. 5%	8.0%	1. 2%	2.6%	100.0%
令和元年度	8. 4%	27. 5%	23. 1%	20.3%	14. 2%	1. 9%	4.6%	100.0%

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

<大胡クリーンセンター>

3 - 1917											
	厨芥類	紙類	プラスチック	草木類	布類	不燃物	その他	合計			
平成26年度	6. 2%	25. 3%	30. 3%	19. 7%	9. 1%	3.3%	6.1%	100.0%			
平成27年度	7. 4%	39. 3%	30. 7%	5. 8%	12.3%	0.4%	4.1%	100.0%			
平成28年度	5. 4%	29. 1%	30. 4%	19.8%	9.3%	1. 7%	4.3%	100.0%			
平成29年度	5. 1%	38. 3%	32. 5%	8. 5%	10.4%	2.0%	3.2%	100.0%			
平成30年度	3. 1%	41. 2%	31. 2%	11.5%	9. 3%	0. 5%	3.2%	100.0%			
令和元年度	5. 0%	26. 3%	31. 5%	11.6%	20. 9%	1. 1%	3.6%	100.0%			

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

<六供清掃工場・亀泉清掃工場・大胡クリーンセンターの合計>

	厨芥類	紙類	プラスチック	草木類	布類	不燃物	その他	合計
平成26年度	6. 5%	40.8%	21. 5%	12.1%	11.9%	3.4%	3.8%	100.0%
平成27年度	5. 6%	33. 2%	31.0%	10. 5%	11.6%	2. 7%	5.4%	100.0%
平成28年度	8. 5%	36. 7%	28. 7%	9. 2%	7. 9%	1.6%	7.4%	100.0%
平成29年度	7. 9%	40. 8%	23. 9%	13. 2%	8.4%	2. 5%	3.3%	100.0%
平成30年度	4. 6%	36. 2%	30. 8%	12. 1%	9. 4%	3. 3%	3.6%	100.0%
令和元年度	4. 9%	29. 0%	29. 2%	15. 4%	14.8%	2.4%	4.3%	100.0%

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

(3) 不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別

(単	17	l.	ヽノ

		破砕スチール	破砕アルミ	可燃残渣	不燃残渣	危険ごみ	不法投棄	処理困難物	可燃粗大	粗大委託	使用済小型家電	計
平成	荻窪清掃工場	961. 940	103. 420	1, 665. 500	1, 960. 060	234. 186	2.870		8. 450	427.850	63.863	5, 428. 139
2 6	富士見クリーンステーション	173. 650	13. 460	1, 088. 460	279. 380	6.320	0.957	30. 580		44. 940	17. 123	1, 654. 870
年度	計	1, 135. 590	116.880	2, 753. 960	2, 239. 440	240. 506	3.827	30. 580	8. 450	472.790	80. 986	7, 083. 009
平成	荻窪清掃工場	837. 340	88. 730	1, 180. 970	1, 626. 640	227.815	0.690		11. 110	442. 450	57. 920	4, 473. 665
2 7	富士見クリーンステーション	207. 410	19. 500	1, 189. 950	209. 990	7. 526	1.530	25. 130		51.020	17.750	1, 729. 806
年度	計	1, 044. 750	108. 230	2, 370. 920	1, 836. 630	235. 341	2. 220	25. 130	11. 110	493. 470	75.670	6, 203. 471
平成	荻窪清掃工場	816. 870	99. 520	1, 483. 000	1, 408. 200	223. 914	2.848		7. 450	439. 330	50. 459	4, 531. 591
2 8	富士見クリーンステーション	148. 080	16. 700	1, 040. 670	134. 390	6. 135	7.890	24. 330		64. 935	18.761	1, 461. 891
年度	計	964. 950	116. 220	2, 523. 670	1, 542. 590	230. 049	10.738	24. 330	7. 450	504. 265	69. 220	5, 993. 482
平成	荻窪清掃工場	861. 240	114. 440	1, 065. 980	1, 656. 510	228.840	0.000		7. 510	444. 860	49. 532	4, 428. 912
2 9	富士見クリーンステーション	122. 470	76. 300	174. 660	61.750	5. 915	0.000	14. 990		108.620	19. 918	584. 623
年度	計	983. 710	190. 740	1, 240. 640	1, 718. 260	234. 755	0.000	14. 990	7. 510	553. 480	69. 450	5, 013. 535
平成	荻窪清掃工場	880. 360	92. 500	1, 069. 710	1, 785. 240	218. 556	0.000		9.800	502.620	55.850	4, 614. 636
3	富士見クリーンステーション	146. 200	103.760	201. 590	72.010	6.389	2.790	18. 180		143. 930	24.863	719. 712
年度	計	1, 026. 560	196. 260	1, 271. 300	1, 857. 250	224. 945	2.790	18. 180	9.800	646. 550	80.713	5, 334. 348
令和	荻窪清掃工場	947. 110	133. 210	1, 270. 060	1, 833. 930	163.846	0.660		7. 270	604.770	58. 730	5, 019. 586
元	富士見クリーンステーション	123. 410	74. 090	239. 300	72. 930	7. 120	2.950	18. 420		131.666	32. 578	702. 464
年度	計	1, 070. 520	207. 300	1, 509. 360	1, 906. 860	170. 966	3.610	18. 420	7. 270	736. 436	91. 308	5, 722. 050

[※] 平成25年10月から、使用済小型家電の拠点回収を開始した。

(4) 不燃ごみの組成 (重量比) …… 荻窪清掃工場

	ガラス・陶器類	廃プラ・塩ビ類	金属類	紙屑類	木竹類	繊維類	その他	合計
平成26年度	24. 2%	13.8%	53. 7%	0.6%	0.9%	6.0%	0.8%	100.0%
平成27年度	36.6%	15. 7%	43.8%	0.4%	0.9%	2.1%	0.5%	100.0%
平成28年度	22. 8%	30. 1%	39. 2%	0. 2%	0. 2%	4.6%	2.9%	100.0%
平成29年度	16.8%	20.6%	46. 9%	0.9%	1.5%	3.6%	9.7%	100.0%
平成30年度	12.5%	34. 5%	48. 2%	1.1%	0.8%	0. 2%	2.7%	100.0%
令和元年度	27. 5%	16.8%	47. 9%	0.7%	2.6%	0.6%	3.9%	100.0%

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

(5) 不燃ごみの組成(重量比) ……富士見クリーンステーション

	ガラス・陶器類	廃プラ・塩ビ類	金属類	紙屑類	木竹類	繊維類	その他	合計
平成26年度	46. 2%	13. 3%	36. 8%	0. 2%	0.4%	2. 3%	0.8%	100.0%
平成27年度	55. 6%	15. 9%	23.8%	0.7%	2.5%	0.1%	1.4%	100.0%
平成28年度	43. 9%	10.6%	28. 8%		6.1%		10.6%	100.0%
平成29年度	42. 1%	19. 2%	30. 9%	0.3%	6. 6%	0.0%	0.9%	100.0%
平成30年度	36. 7%	14. 2%	45. 6%	0.0%	2. 3%	0.1%	1.1%	100.0%
令和元年度	23. 3%	18. 7%	42.9%	0.1%	13.9%	1.0%	0.1%	100.0%

[※] 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

[※] 平成28年度は分類種別を変更した。

(6) 資源ごみの選別 (単位: トン)

		金属			びん				プラ容器	ペットボトル	合計
			資源化スチール	資源化アルミ		生きびん	カレット	残滓		(キャップを含む)	
平成	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	182.870	101. 200	81. 670	2, 403. 060	233. 230	2, 136. 080	33. 750	1, 400. 560	805.300	4, 791. 790
2 6	富士見クリーンステーション	668. 510	343. 820	324. 690	0.000					41. 170	709.680
年度	計	851.380	445. 020	406. 360	2, 403. 060	233. 230	2, 136. 080	33. 750	1, 400. 560	846. 470	5, 501. 470
平成	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	179.740	93. 190	86. 550	2, 384. 090	234. 500	2, 121. 800	27. 790	1, 501. 460	815. 839	4, 881. 129
2 7	富士見クリーンステーション	622.759	308. 169	314. 590	0.000					42.670	665. 429
年度	計	802.499	401. 359	401. 140	2, 384. 090	234. 500	2, 121. 800	27. 790	1, 501. 460	858. 509	5, 546. 558
平成	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	169. 520	85. 230	84. 290	2, 305. 080	210. 450	2, 068. 360	26. 270	1, 520. 230	804. 353	4, 799. 183
2 8	富士見クリーンステーション	622. 540	299. 960	322. 580	0.000					45. 780	668. 320
年度	計	792.060	385. 190	406.870	2, 305. 080	210. 450	2, 068. 360	26. 270	1, 520. 230	850. 133	5, 467. 503
平成	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	31. 420	16. 140	15. 280	2, 227. 570	210.060	1, 983. 440	34. 070	1, 608. 960	827.811	4, 695. 761
2 9	富士見クリーンステーション	619. 220	294. 170	325. 050	0.000					29. 410	648.630
年度	計	650.640	310. 310	340. 330	2, 227. 570	210.060	1, 983. 440	34. 070	1, 608. 960	857. 221	5, 344. 391
平成	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	2, 139. 410	205. 970	1, 891. 910	41. 530	1, 648. 890	843. 481	4, 631. 781
3	富士見クリーンステーション	578. 160	265. 770	312. 390	0.000					47. 900	626.060
年度	計	578. 160	265. 770	312. 390	2, 139. 410	205. 970	1,891.910	41. 530	1, 648. 890	891. 381	5, 257. 841
令和	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	4. 240	2. 110	2. 130	2, 052. 470	174. 360	1, 837. 320	40. 790	1, 707. 780	848. 676	4, 613. 166
元	富士見クリーンステーション	586. 250	259. 180	327.070	0.000					44. 110	630. 360
年度	計	590. 490	261. 290	329. 200	2, 052. 470	174. 360	1, 837. 320	40. 790	1, 707. 780	892. 786	5, 243. 526

度 | n1 | 390.490 201.290 329.200 2,032.410 174.300 1,037.320 40.790 3 ※ 富士見地区のペットボトルは、富士見クリーンステーションで計量後、民間事業者へ売却している。

4 ごみの資源化量

(1) 資源化の状況 (単位: トン)

年 度	区 分	金属選別	び	ん	ペットボトル (キャップ含む)	プラスチック製 容器包装	乾電池等 (処理委託)	焼却灰 (処理委託)	
	六供清掃工場							2, 068. 090	2, 068. 090
平成30年度	荻窪清掃工場	972. 860	2, 097.	. 880		1, 648. 890	209. 426		4, 929. 056
十成30千度	富士見クリーンステーション	846. 300					2. 790		849. 090
	ペットボトル処理場				891. 381				891. 381
	六供清掃工場							2, 162. 920	2, 162. 920
令和元年度	荻窪清掃工場	1, 084. 560	2, 011.	. 680		1, 707. 780	176. 806		4, 980. 826
TTTLT模	富士見クリーンステーション	802. 170					2. 970		805. 140
	ペットボトル処理場				892. 786				892. 786

[※] びんはすべて荻窪清掃工場で選別処理をしている。

【粗大ごみ委託処理による資源化の状況】

平成23年度から粗大ごみの収集運搬及び処理を外部委託し、粗大ごみに含まれる金属類や木類等の資源化を図っている。

(単位:トン)

年 度	区 分	金属類	木類	その他	計
平成27年度	粗大ごみ委託処理	310. 850	482. 082	355. 001	1, 147. 933
平成28年度	粗大ごみ委託処理	303.070	458. 305	559. 935	1, 321. 310
平成29年度	粗大ごみ委託処理	280. 080	455. 555	558. 695	1, 294. 330
平成30年度	粗大ごみ委託処理	287. 650	458. 990	524. 120	1, 270. 760
令和元年度	粗大ごみ委託処理	289. 830	549. 295	608. 105	1, 447. 230

【使用済小型家電資源化の状況】

平成25年10月から、市役所、支所及び地区公民館等に回収ボックスを設置し、使用済小型家電のリサイクル回収を開始した。さらに、平成28年度から有価物集団回収の対象品目に使用済小型家電を追加した。なお、回収した使用済小型家電は、再生事業者に売却している。

(単位:トン)

年 度	区 分	金属類
平成27年度	使用済小型家電売却	75. 670
平成28年度	使用済小型家電売却	143. 277
平成29年度	使用済小型家電売却	153. 436
平成30年度	使用済小型家電売却	174. 433
令和元年度	使用済小型家電売却	151. 487

ペットボトルは収集地区によって処理方法が異なるため「(4) ペットボトルの引き渡しと再商品化・売却状況」 ※ を参照。

(2) 金属選別の資源化量と売却状況

荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで選別した金属(スチール及びアルミニウム等)は、単価契約により市内事業者に売却している。

【荻窪清掃工場のスチールとアルミニウムの売却単価と売却金額、資源化量】

	区分		スチール	<u> </u>		アルミニウム	4	資源化量	
年度	· 期	単 価	売却金額	資源化量	単 価	売却金額	資源化量	合 計	
	4月	6.2円/kg			76.0円/kg				
	5月	6.2円/kg			76.0円/kg				
	6月	6.2円/kg			76.0円/kg				
平成	7月	6. 2円/kg			76.0円/kg				
2 7	8月	6. 2円/kg	5, 769, 286円	930. 53トン	50.0円/kg 50.0円/kg	10, 381, 200円	175. 28トン	1 105 91 57	
7 年	9月	6. 2円/kg 6. 2円/kg	5, 709, 200	930. 33 7	50.0円/kg 50.0円/kg	10, 361, 200	175. 2017	1, 105. 81トン	
度	11月	6. 2円/kg			50.0円/kg				
	12月	6. 2円/kg			50.0円/kg				
	1月 2月	6. 2円/kg 6. 2円/kg			50.0円/kg 50.0円/kg				
	3月	6. 2円/kg			50.0円/kg				
	4月	1.5円/kg			16.0円/kg				
	5月 6月	1.5円/kg 1.5円/kg			16.0円/kg 16.0円/kg				
平	7月	4. 2円/kg			16. 0円/kg				
成	8月	4. 2円/kg			16.0円/kg				
2 8	9月 10月	4. 2円/kg 4. 2円/kg	3,673,720円	902. 10トン	16.0円/kg 14.0円/kg	2,934,820円	183. 81トン	1, 085. 91トン	
年	11月	4. 2円/kg			14. 0円 / kg				
度	12月	4. 2円/kg			14.0円/kg				
	1月 2月	6. 7円/kg 6. 7円/kg			18.0円/kg 18.0円/kg				
	3月	6. 7円/kg			18. 0円/kg				
	4月	1.0円/kg			7.0円/kg				
	5月 6月	1.0円/kg 1.0円/kg			7.0円/kg 7.0円/kg				
₩.	7月	1.0円/kg 1.0円/kg	1, 969, 918円	877. 38トン	7.0円/kg 7.0円/kg				
平成	8月	1.0円/kg			7.0円/kg				
2 9	9月	1. 0円/kg			7. 0円/kg	1,271,240円	129. 72トン	1, 007. 10トン	
年	10月 11月	3.0円/kg 3.0円/kg			12.0円/kg 12.0円/kg				
度	12月	3.0円/kg			12.0円/kg				
	1月	4. 4円/kg			17.0円/kg				
	2月 3月	4. 4円/kg 4. 4円/kg			17.0円/kg 17.0円/kg				
	4月	4. 9円/kg			17.0円/kg				
	5月 6月	4. 9円/kg 4. 9円/kg			17.0円/kg 17.0円/kg				
平	7月	4. 9円/kg 4. 9円/kg			17.0円/kg 17.0円/kg				
成	8月	4. 9円/kg			14.0円/kg				
3	9月 10月	4. 9円/kg 4. 9円/kg	4, 174, 539円	880. 36トン	14.0円/kg 14.0円/kg	1,358,860円	92. 50トン	972.86トン	
年	11月	4. 9円/kg			14. 0円/kg				
度	12月	4. 4円/kg			13.0円/kg				
	1月 2月	4. 4円/kg 4. 4円/kg			13.0円/kg 13.0円/kg				
	3月	4. 4円/kg 4. 4円/kg			13. 0円/kg				
	4月	3. 4円/kg			3.0円/kg				
	5月 6月	3. 4円/kg 3. 4円/kg			3.0円/kg 3.0円/kg				
	7月	3. 4円/kg 3. 4円/kg			3. 0円/kg 3. 0円/kg				
令和	8月	3. 4円/kg	2,735,058円		3.0円/kg				
元	9月 10月	3. 4円/kg 2. 4円/kg		949. 22トン	3.0円/kg 2.0円/kg	318, 560円	135. 34トン	1, 084. 56トン	
年度	11月	2. 4円/kg 2. 4円/kg			2. 0円/kg 2. 0円/kg				
又	12月	2.4円/kg			2.0円/kg				
	1月 2月	2. 4円/kg 2. 4円/kg			2.0円/kg 2.0円/kg				
	3月	2. 4円/kg 2. 4円/kg			2. 0円/kg 2. 0円/kg				
ш	U / 1	11 1/ 1/8			1 1/ 118				

【富士見クリーンステーションのスチールとアルミニウム等の売却単価と売却金額、資源化量】

		7 1 7 W 7 / W C 7 /V	ミーリム寺の兄却単価と	. 儿叫亚银、貝你	门上里』	
年度	区 分	売 却	単価	売 却 金 額	資源化量	資源化量
		4月 5月 6月 7月 8月 9月				合 計
平	資源化スチール	20.0円/kg				
成	資源化アルミ	161.0円/kg	118.8円/kg	44, 285, 169円	314. 587トン	
2	破砕スチール	18.0円/kg	16.0円/kg	3,432,400円	207. 410トン	874. 796トン
7	破砕アルミ	70.0円/kg	50.0円/kg			014. 19017
年	純 鉄 屑	17.0円/kg	16.5円/kg	150, 925円	9.070トン	
度	非 鉄 金 属	28.5円/kg	40.0円/kg	585, 475円		
平	資源化スチール	13.00円/kg 14.00円/kg	14.04円/kg 22.68円/kg	4,849,347円	299. 960トン	
成	資源化アルミ	120.00円/kg 111.00円/kg	103.68円/kg 127.00円/kg	37, 104, 331円	322. 580トン	
2	破砕スチール	8.50円/kg 11.70円/kg	9.50円/kg 13.00円/kg	1,548,501円	148. 080トン	011 (50)
8	破砕アルミ	40.00円/kg 40.00円/kg	30.00円/kg 50.00円/kg	700,800円	16. 700トン	811.650トン
年	純 鉄 屑	10.00円/kg 10.00円/kg	12.50円/kg 18.00円/kg	158,835円	11. 550トン	
度	非鉄金属	25.00円/kg 30.00円/kg	20.00円/kg 25.00円/kg	306, 350円	12. 780トン	
平	資源化スチール	26.46円/kg 22.68円/kg	29.70円/kg 34.02円/kg	8,315,591円	294. 170トン	
成	資源化アルミ	142.00円/kg 132.84円/kg	162.00円/kg 167.40円/kg	48,991,380円	325. 054トン	
2	破砕スチール	18.50円/kg 12.00円/kg			122. 470トン	000 0041
9	破砕アルミ	55.00円/kg 20.00円/kg	10.00円/kg 21.00円/kg	1,764,620円	76. 300トン	832. 984トン
年	純 鉄 屑	23.50円/kg 14.00円/kg	13.00円/kg 16.00円/kg	110,455円	6. 500トン	
度	非鉄金属		20.00円/kg 20.00円/kg			
平	資源化スチール		02円/kg 30.90円/kg			
成	資源化アルミ	159.84円/kg 162.	00円/kg 149.20円/kg	49, 116, 860円	312. 389トン	
3	破砕スチール	8.00円/kg 17.	00円/kg 14.00円/kg	1,957,550円	146. 200トン	0.46 .0001)/
0	破砕アルミ	20.00円/kg 17.	00円/kg 1.00円/kg	1,438,140円	103. 760トン	846. 300トン
年	純 鉄 屑	16.00円/kg 17.	00円/kg 15.00円/kg	124, 120円	7. 770トン	
度	非 鉄 金 属	5.00円/kg 3.	00円/kg 10.00円/kg	64,500円	10.410トン	
_	資源化スチール	34.50円/kg	21.00円/kg	7, 180, 585円	259. 170トン	
令	資源化アルミ	127.00円/kg	105.00円/kg	37,991,193円		
和	破砕スチール	16.00円/kg	9.50円/kg	1,698,375円	123. 410トン	000 1711)
元	破砕アルミ	16.00円/kg	1.00円/kg	1,004,240円	74. 090トン	802. 171トン
年度	純 鉄 屑	16.00円/kg	10.00円/kg	99, 400円		
及	非鉄金属	16.00円/kg	10.00円/kg	141,980円	11. 030トン	

(3) びんの引渡しと売却・再商品化状況

資源ごみとして収集したびんは、荻窪清掃工場内のびん選別処理施設で生きびん(リターナブルびん)とカレットに選別し、生きびんは前橋市再生資源事業協同組合に売却し、カレットは容器包装リサイクル法に基づき、指定法人へ引渡し再商品化している。

【カレットの再商品化状況】

年 度		再商品化委託料			
中 及	無色	茶 色	その他	計	
平成27年度	986. 750トン	737.670トン	397. 380トン	2, 121. 800トン	1,237,201円
平成28年度	967. 120トン	709. 110トン	392. 130トン	2, 068. 360トン	1,093,811円
平成29年度	938. 820トン	671. 230トン	373. 390トン	1, 983. 440トン	1,266,373円
平成30年度	889. 580トン	643. 780トン	358. 550トン	1,891.910トン	1,075,482円
令和元年度	836. 570トン	630.060トン	370.690トン	1,837.320トン	1,221,743円

【生きびんの引き渡しと売却の状況】

年 度	引渡本数	引渡重量	売 却 本 数	売 却 金 額						
平成27年度	325,690本	234. 50トン	319, 154本	253, 282円						
平成28年度	295, 208本	210. 45トン	291,008本	224,839円						
平成29年度	295, 696本	210.06トン	292, 392本	206, 905円						
平成30年度	272, 376本	205. 97トン	270,576本	193,742円						
令和元年度	245, 402本	174. 36トン	242, 402本	163,807円						

※売却対象となっている生きびんは以下の6種類 (一升びん、ビールびん、極小ビールびん、焼酎びん、ポートワイン大びん、4合びん)

(4) ペットボトルの引き渡しと再商品化・売却状況

資源ごみとして収集したペットボトルは、大渡町の選別処理施設で選別・圧縮した後、容器包装リサイクル法に基づいて指定法人に引き渡し、再商品化している。 なお、富士見地区で収集したペットボトルは、富士見クリーンステーションで計量後、民間事業者に売却し資源化している。

【ペットボトルの収集量と再商品化・売却状況】

年 度	区 分	収 集 量	中間処理	再商品化・売却量	売却収入	再商品化・売却先
平成27年度	市内全域 (富士見除く)	812.96トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	812.96トン	一円	指定法人
十,从21千人	富士見地区	42.67トン	売却先	42.67トン	213, 350円	(福) しののめ会
亚成28年度	市内全域 (富士見除く)	801. 28トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	801. 28 > 기	一円	指定法人
平成28年度	富士見地区	45. 78トン	売却先	45. 78トン	228,900円	(福) しののめ会
平成29年度	市内全域 (富士見除く)	827. 28トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	827. 28トン	一円	指定法人
十八人25千人文	富士見地区	29. 41 トン	売却先	29. 41 ١٧	147,050円	(福) しののめ会
平成30年度	市内全域 (富士見除く)	840. 13トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	840. 13トン	一円	指定法人
十成30千及	富士見地区	47. 90トン	売却先	47. 90トン	147,050円	(福) しののめ会
令和元年度-	市内全域 (富士見除く)	845. 40トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	845. 40トン	一円	指定法人
TATILTE	富士見地区	44. 11トン	売却先	44. 11トン	147,050円	(福) しののめ会

収集後、大渡町の選別処理施設で取り除いたペットボトルのキャップについて民間事業者へ売却し資源化して いる。

※平成29年度富士見地区については、協議の上10月分まで売却を行った。

【ペットボトルキャップの売却状況】

年 度	区 分	中間処理	資源化量	売却収入	売 却 先
平成27年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	2.8795トン	20, 156円	市内事業者
平成28年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3. 0730トン	15, 364円	市内事業者
平成29年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3. 2910トン	6,581円	市内事業者
平成30年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3. 3420トン	6, 684円	市内事業者
令和元年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3. 2760トン	6,548円	市内事業者

(5) プラスチック製容器包装の再商品化状況

プラスチック製容器包装は、荻窪清掃工場で選別後、平成13年度から容器包装リサイクル法に基づき、その一

部を指定法人に引き渡し、最終処分ごみの減量(容)化を図っている。 当初は、不燃ごみ・粗大ごみから選別した廃プラスチックを再商品化していたが、平成16年10月にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに併せて選別処理設備を設置した。

【プラスチック製容器包装の収集量と再商品化状況】

年 度	収集量	再商品化量	再商品化委託料	市町村負担率(全国一律)
平成27年度	1,847.02トン	1, 501. 46トン	762, 112円	47.0円/kg×1.0%
平成28年度	1, 816. 17トン	1, 520. 23トン	738,817円	45.0円/kg×1.0%
平成29年度	1, 863. 18トン	1,608.96トン	661, 203円	45.0円/kg×1.0%
平成30年度	1, 925. 51 トン	1,648.89トン	807, 961円	49.0円/kg×1.0%
令和元年度	1,837.32トン	1, 707. 78トン	785, 542円	46.0円/kg×1.0%

(単位:トン)

	(学区							,	
		スプレー缶	乾電池	蛍光管	バッテリー	タイヤ	オートバイ等	火災ごみ	小計
平成	荻窪清掃工場	96. 470	88. 660	32. 325		0.690		79. 380	297. 525
2 7	富士見クリーンステーション					0.980			0.980
年 <u>度</u> 平 成	計	96. 470	88. 660	32. 325	0.000	1. 670	0.000	79. 380	298. 505
平成	荻窪清掃工場	93. 170	76. 560	44. 474		2. 790		36. 100	253. 094
2 8	富士見クリーンステーション								0.000
年度	計	93. 170	76. 560	44. 474	0.000	2. 790	0.000	36. 100	253. 094
年度平成	荻窪清掃工場	91. 450	96. 140	31.890		0.000		40. 230	259. 710
2 9	富士見クリーンステーション					0.630		18. 370	19.000
年	計	91. 450	96. 140	31. 890	0.000	0.630	0.000	58. 600	278. 710
度 平成	荻窪清掃工場	92. 050	84. 480	30.840		0.000		20. 360	227. 730
3	富士見クリーンステーション					0. 520		9. 070	9. 590
年度	計	92. 050	84. 480	30. 840	0.000	0. 520	0.000	29. 430	237. 320
令和	荻窪清掃工場	92. 060	80. 450	26.600		0.000		27. 760	226. 870
和元年	富士見クリーンステーション					1. 110		8. 840	9. 950
年度	計	92. 060	80. 450	26. 600	0.000	1. 110	0.000	36. 600	236. 820

									1	
		粗大ごみ	医療系	農薬類	廃家電4品	剪定枝	ペンキ類	その他	小計	合計
平成	荻窪清掃工場	442. 450							442. 450	739. 975
2 7	富士見クリーンステーション	51. 020			0. 550			0.026	51. 596	52. 576
年度	計	493. 470	0.000	0.000	0. 550	0.000	0.000	0.026	494. 046	792. 551
平成	荻窪清掃工場	439. 330	0. 018	0.040					439. 388	692. 482
2 8	富士見クリーンステーション	64. 935		0.030	7. 860			2. 424	75. 249	75. 249
年度	計	504. 265	0. 018	0.070	7. 860	0.000	0.000	2. 424	514. 637	767. 731
平	荻窪清掃工場	444. 860	0.000	0.000					444. 860	704. 570
成 2	富士見クリーンステーション	108. 620		0.000	0. 280			0. 280	109. 180	128. 180
9 年	亀泉清掃工場					282. 690			282.690	282. 690
度	計	553. 480	0.000	0.000	0. 280	282. 690	0.000	0. 280	836. 730	1, 115. 440
平	荻窪清掃工場	512. 910	0.000	0.000					512. 910	740. 640
成 3	富士見クリーンステーション	143. 930		0.000	0.260			1.745	145. 935	155. 525
0 年	亀泉清掃工場					351. 690			351. 690	351.690
度	計	656. 840	0.000	0.000	0. 260	351.690	0.000	1.745	1, 010. 535	1, 247. 855
令	荻窪清掃工場	604. 770	0.000	0.000					604. 770	831.640
和元	富士見クリーンステーション	131. 180	0.060	0.010	0.660			1. 380	133. 290	143. 240
年	亀泉清掃工場					148. 470			148. 470	148. 470
度	計	735. 950	0.060	0.010	0.660	148. 470	0.000	1. 380	886. 530	1, 123. 350

6 最終処分・埋立 (単位:トン)

	4X11(7C)) - 1 - 1	卢	起却灰・飛り	ık			* #	空洼塌工!	場・選別埋	\	小計
		l M		八	1 (0.5.5)		350	(注付)市工な	勿。 医则性	1/4	/1,旦1
			六供清掃工場	亀泉清掃工場	大胡クリーン センター	その他		埋立ベール	不燃	可燃	
平成	前橋市最終処分場	8, 761. 330	8, 114. 630	628. 420		18. 280	1, 671. 860		1, 671. 860	0.000	10, 433. 190
2 7	富士見最終処分場	1, 872. 550	367. 040		1, 505. 510		0.000				1, 872. 550
年度	計	10, 633. 880	8, 481. 670	628. 420	1, 505. 510	18. 280	1, 671. 860	0.000	1, 671. 860	0.000	12, 305. 740
平成	前橋市最終処分場	8, 675. 270	8, 262. 110	401.130		12.030	1, 433. 350		1, 433. 350	0.000	10, 108. 620
2 8	富士見最終処分場	1, 561. 860	356. 870		1, 204. 990		0.000				1, 561. 860
年度	計	10, 237. 130	8, 618. 980	401.130	1, 204. 990	12.030	1, 433. 350	0.000	1, 433. 350	0.000	11, 670. 480
平成	前橋市最終処分場	6, 138. 200	5, 541. 580	590. 230		6.390	1, 655. 850		1, 655. 850	0.000	7, 794. 050
2 9	富士見最終処分場	1, 894. 970	290. 730		1, 604. 240		0.000				1, 894. 970
年度	計	8, 033. 170	5, 832. 310	590. 230	1, 604. 240	6.390	1, 655. 850	0.000	1, 655. 850	0.000	9, 689. 020
平成	前橋市最終処分場	6, 402. 060	5, 745. 490	650.600		5. 970	1, 821. 190		1, 821. 190	0.000	8, 223. 250
3	富士見最終処分場	1, 914. 210	337. 610		1, 576. 600		0.000				1, 914. 210
年度	計	8, 316. 270	6, 083. 100	650.600	1, 576. 600	5.970	1, 821. 190	0.000	1, 821. 190	0.000	10, 137. 460
令 和	前橋市最終処分場	6, 726. 300	6, 202. 610	521. 310		2. 380	1, 833. 930		1, 833. 930	0.000	8, 560. 230
元	富士見最終処分場	1, 897. 350	930. 200		967. 150		0.000				1, 897. 350
年度	計	8, 623. 650	7, 132. 810	521. 310	967. 150	2.380	1, 833. 930	0.000	1, 833. 930	0.000	10, 457. 580

		富士見クリーン ステーション	し尿焼却灰	その他	浚渫土	水処理汚泥	小計	合計
		不燃残渣		(ライター・ びん残滓)				
平成	前橋市最終処分場			38. 150	96. 760	127. 390	262. 300	10, 695. 490
2 7	富士見最終処分場	209. 990					209. 990	2, 082. 540
年度	計	209. 990	0.000	38. 150	96. 760	127. 390	472. 290	12, 778. 030
平成	前橋市最終処分場			35. 980	105. 880	95. 260	237. 120	10, 345. 740
2 8	富士見最終処分場	134. 390					134. 390	1, 696. 250
年度	計	134. 390	0.000	35. 980	105.880	95. 260	371. 510	12, 041. 990
平成	前橋市最終処分場			43. 430	87. 230	80. 750	211. 410	8, 005. 460
2 9	富士見最終処分場	61. 750					61.750	1, 956. 720
年度	計	61. 750	0.000	43. 430	87. 230	80.750	273. 160	9, 962. 180
平成	前橋市最終処分場		0.000	50. 660	82. 290	128. 750	261. 700	8, 484. 950
3	富士見最終処分場	72. 010					72. 010	1, 986. 220
年度	計	72. 010	0.000	50. 660	82. 290	128. 750	333. 710	10, 471. 170
令和	前橋市最終処分場		0.000	49. 310	54. 280	117. 920	221. 510	8, 781. 740
元年	富士見最終処分場	72. 930					72. 930	1, 970. 280
度	計	72. 930	0.000	49. 310	54. 280	117. 920	294. 440	10, 752. 020

7 小動物の死体処理

(1) 収集

電話等により連絡のあった小動物 (犬、猫、ウサギ、鳥など) は、戸別収集を行っている。 【収集量及び手数料の推移】

区分	有 料	無料	合 計	手数料(有料扱い)
平成27年度	244体	1,937体	2,181体	507, 520円
平成28年度	241体	2,012体	2,253体	501, 280円
平成29年度	237体	1,991体	2,228体	476, 320円
平成30年度	186体	2,027体	2,213体	386, 880円
令和元年度	207体	2,044体	2,251体	449, 040円

- ※ 収集手数料は、平成8年度まで一体2,000円、平成9年度から平成25年度まで一体2,030円、 平成26年度から一体2,080円、令和元年10月から一体2,120円(ただし、飼主不明のものに ついては無料)
- ※ 平成25年度から小動物死体の収集運搬は、民間委託により実施

(2) 処理

委託業者による収集及び亀泉清掃工場へ自己搬入された小動物(犬、猫、ウサギ、鳥など)の焼却 処理を行っている。

大胡・宮城・粕川・富士見支所による支所管内の収集については、大胡クリーンセンターで焼却 処理している。

【処理量及び手数料の推移】

Ε Λ	Ţ	仅 第			搬入 共清掃工場)
区分	亀泉清掃工場 (ごみ減量課)	大胡クリーンセンター (ごみ減量課)	大胡クリーンセンター (4支所分)	処理量	手数料
平成27年度	1,948体	233体	0体	545体	561, 350円
平成28年度	1,867体	386体	0体	490体	504, 700円
平成29年度	2,228体	0体	0体	405体	417, 150円
平成30年度	2,217体	0体	0体	472体	486, 160円
令和元年度	2,251体	0体	0体	429体	446, 290円

- ※ 亀泉清掃工場への自己搬入による処理手数料は、平成8年度まで一体1,000円、平成9年度から 一体1,010円、平成26年度から一体1,030円
- ※ 大胡クリーンセンターの4支所分は、大胡・宮城・粕川・富士見の各支所分
- ※ 4支所分の収集は、各支所による当該支所管内の収集であり、「(1) 収集」の数字に含めない。

8 特定家庭用機器等に係わる不適正排出処理件数

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となっているエアコン等家電4品目について、 ごみ集積所等に不適正排出されたものの回収・処分を行っている。

【不法投棄件数及び処分費用の推移】

区分	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	合 計	処分費用
平成27年度	7台	215台 (23台)	62台	51台	335台	955, 813円
平成28年度	2台	189台 (36台)	32台	33台	256台	723, 073円
平成29年度	5台	133台 (38台)	33台	28台	199台	550,857円
平成30年度	9台	160台 (53台)	55台	27台	251台	726, 662円
令和元年度	7台	152台 (59台)	38台	36台	233台	661,808円

- ※ 不適正排出件数は、当該年度中に市内のごみ集積場所等から回収し、処分した台数
- ※ 処分費用は、当該年度中に(財)家電製品協会を通じて処理を行った台数によるもの
- ※ ()内は、液晶・プラズマ式の件数(内数)

9 検査・測定結果

(1) 水質検査結果

①六供清掃工場

(令和元年度平均)

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定值
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	_	7. 7
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 (25)	mg/Q	2
化学的酸素要求量 (COD)	_	mg/ℓ	5
浮遊物質量(SS)	200 (50)	mg/Q	2
大 腸 菌 群 数	3,000	個/cm³	36
カドミウム	0. 1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0. 1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/ℓ	0.1 未満
総 水 銀	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出され	ないこと	不検出

- ※ 基準値のカッコ※ 放流先:利根川 基準値のカッコ内は群馬県の上乗せ排水基準値

② 亀泉清掃工場

工場排水は、排水処理施設で浄化処理し、工場内で再利用している。 トイレ、生活雑排水は、公共下水道に接続されている。

③大胡クリーンセンター

工場排水は、排水処理施設で浄化処理し、工場内で再利用している。

④荻窪最終処分場(第3水処理施設)

(令和元年度平均)

区 分	基準値	単 位	放流水測定值
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	_	7. 4
生物化学的酸素要求量(BOD)	60	mg/Q	2
化学的酸素要求量 (COD)	_	mg/Q	4
浮 遊 物 質 量 (SS)	60	mg/Q	1
大 腸 菌 群 数	3,000	個/cm³	30 未満
カドミウム	0. 1	mg/Q	0.003 未満
鉛	0. 1	mg/Q	0.01 未満
シアン	1	mg/Q	0.1 未満
総 水 銀	0.005	mg/Q	0.0005 未満
アルキル水銀	検出され	ないこと	不検出

※ 放流先:西田川

⑤前橋市最終処分場(第4水処理施設)

(令和元年度平均)

区 分	基 準 値	自主規制 基準値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (PH)	5.8~8.6	5.8~8.6	_	7. 7
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	10	mg/Q	1 未満
化学的酸素要求量(COD)	_	10	${\rm mg}/{\rm \ell}$	2
浮遊物質量(SS)	60	3	mg/Q	1 未満
大 腸 菌 群 数	3,000	1,000	個/cm³	
カドミウム	0.1	0.1	${\rm mg}/{\rm Q}$	0.003 未満
鉛	0.1	0.1	${\rm mg}/{\rm \ell}$	0.01 未満
シアン	1.0	1.0	${\rm mg}/{\rm Q}$	0.1 未満
総 水 銀	0.005	0.005	mg/Q	0.0005 未満
アルキル水銀	検出	されないこと		不検出

※ 放流先:西田川

⑥堀越埋立地(堀越水処理施設)

(令和元年度平均)

区分	基 準 値	単 位	放流水測定值
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	_	7.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	60	mg/Q	1
化学的酸素要求量 (COD)	_	mg/Q	2
浮遊物質量(SS)	60	mg/Q	1 未満
大 腸 菌 群 数	3,000	個/cm³	30 未満
カドミウム	0.1	mg/Q	0.003 未満
鉛	0. 1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/Q	0.1 未満
総 水 銀	0.005	mg/Q	0.0005 未満
アルキル水銀	検出され	ないこと	不検出

※ 放流先:二本松川

⑦富士見最終処分場(富士見水処理施設)

(令和元年度平均)

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定值
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	_	7.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	60	mg/Q	1
化学的酸素要求量 (COD)	_	mg/Q	9
浮 遊 物 質 量(SS)	60	mg/Q	4
大 腸 菌 群 数	3,000	個/cm³	0
カドミウム	0.1	mg/Q	0.003 未満
鉛	0.1	mg/Q	0.01 未満
シアン	1	mg/Q	0.1 未満
総 水 銀	0.005	mg/Q	0.0005 未満
アルキル水銀	検出され	ないこと	不検出

※ 放流先:法華沢川

(2) 排ガス検査結果

①六供清掃工場

(令和元年度平均)

区 分	基準値	群馬県 指導基準値	公害防止協定値	単 位	測定結果
ばいじん濃度	0.08		0.03(最大0.08)	g/m^3	0.001 未満
全硫黄酸化物(SOx) K値	17. 5	8.0	0.18(最大17.5)	-	0.052
窒素酸化物(NOx)濃度	250	_	125(最大250)	ppm	29
塩化水素(HC1)濃度	700	_	326(最大700)	mg/m^3	15

② 亀泉清掃工場

(令和元年度平均)

区 分	基準値	群馬県 指導基準値	単 位	測 定 結 果
ばいじん濃度	0.08		g/m^3	0.002 未満
全硫黄酸化物(SOx) K値	17. 5	8. 0	1	0.016
窒素酸化物(NOx)濃度	250	_	ppm	115
塩化水素(HC1)濃度	700		mg/m^3	10

③ 大胡クリーンセンター

(令和元年度平均)

区 分	基準値	群馬県 指導基準値	単 位	測定結果
ばいじん濃度	0.08	1	g/m^3	0.002 未満
全硫黄酸化物(SOx) K値	17. 5	8.0	_	0.011
窒素酸化物(NOx)濃度	250	_	ppm	54
塩化水素(HC1)濃度	700	_	mg/m^3	11

[※] ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は、酸素濃度による補正値 硫黄酸化物の測定結果欄のK値は、硫黄酸化物量、煙突の高さ、排ガス量等より算出 排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏 0 ℃、1 気圧)における濃度です。

(3) ダイオキシン類測定結果

①六供清掃工場

(令和元年度)

区 分	基準値	単 位	測 定 結 果
排ガス	1	ng-TEQ/m³	0.0010
焼 却 灰	3	ng-TEQ/ g	0.00030
飛灰	既設炉でキレート処理を行っている場合、 基準は適用されない。	ng-TEQ/ g	0. 15
排水処理施設放流水	10	pg-TEQ/0	0.019

② 亀泉清掃工場

(令和元年度)

区分	基準値	単 位	測定結果
排ガス	1	ng-TEQ/m³	0.024
焼 却 灰	3	ng-TEQ/ g	0.0055
飛 灰	3	ng-TEQ/g	1.8

③大胡クリーンセンター

(令和元年度)

区分	基準値	単 位	測 定 結 果
排ガス	1	$ng-TEQ/m^3$	0.0066
焼 却 灰	3	ng-TEQ/ g	0.0071
	既設炉でキレート処 理を行っている場合、 基準は適用されない。	ng-TEQ/ g	1.4

④ 荻窪最終処分場

(令和元年度)

区分	基準値	単 位	測定結果
第1, 第3水処理施設放流水	10	pg-TEQ/0	0.000081

⑤前橋市最終処分場

(令和元年度)

区分	基準値	単 位	測定結果
第4水処理施設放流水	10	pg-TEQ/0	0.00012

⑥ 堀越埋立地

(令和元年度)

区 分	基 準 値	単 位	測定結果
堀越水処理施設放流水	10	pg-TEQ/0	0. 000084

⑦富士見最終処分場

(令和元年度)

区分	基準値	単 位	測定結果
富士見水処理施設放流水	10	pg-TEQ/0	0.0051

※ 焼却灰とは、焼却炉の炉底等から排出される残渣物

飛灰(集塵灰)とは、排ガス中のばいじんや灰を集じん機で捕らえたもの

1 ng (ナノグラム) とは、10億分の1グラム 1 pg(ピコグラム) とは、1兆分の1グラム

TEQ(毒性当量)とは、ダイオキシン類の毒性の強いものに換算した量 排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏0℃、1気圧)における濃度です。

(4) 放射性物質測定結果

①六供清掃工場

(令和元年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
排ガス	Bq/m³	不検出
焼 却 灰	Bq/k g	不検出~17
飛 灰	Bq/k g	44~79
排水処理施設放流水	Bq/Q	不検出

② 亀泉清掃工場

(令和元年度)

区分	単 位	測定結果
排ガス	Bq/m³	不検出
焼 却 灰	Bq/k g	20~24
飛 灰	Bq/k g	76~128

③大胡クリーンセンター

(令和元年度)

区分	単 位	測 定 結 果
排ガス	Bq/m³	不検出
焼 却 灰	Bq/k g	不検出
飛 灰	Bq/k g	188

④ 前橋市最終処分場

(令和元年度)

区分	単 位	測定結果
第4水処理施設放流水	Bq/ϱ	不検出

⑤富士見最終処分場

(令和元年度)

区分	単 位	測定結果
富士見水処理施設放流水	Bq/ϱ	不検出

※ 焼却灰とは、焼却炉の炉底等から排出される残渣物 飛灰(集塵灰)とは、排ガス中のばいじんや灰を集じん機で捕らえたもの 排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏 0 \mathbb{C} 、1 気圧)における濃度です。

(5) 放射線量測定結果

①六供清掃工場

(令和元年度)

区 分	単 位	測定結果
東境界歩道上	μ Sv/ h	0.04~0.06
南境界 (東)	μ Sv/ h	0.06~0.08
南境界 (西)	μ Sv/ h	0.05~0.06
西境界 (煙突)	μ Sv/ h	0.05~0.06
北境界 (中央)	μ Sv/ h	0.05~0.06

②亀泉清掃工場

(令和元年度)

区分	単 位	測 定 結 果
北境界入口	μ Sv/ h	0.03~0.05
北境界(西)	μ Sv/ h	0.04~0.05
西境界(煙突)	μ Sv/ h	0.05~0.06
南境界(西)	μ Sv/ h	0.03~0.05
南境界(東)	μ Sv/ h	0.04~0.05

③大胡クリーンセンター

(令和元年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
西境界(南)	μ Sv/ h	0.04~0.05
西境界(北)	μ Sv/ h	0.04~0.05
北境界(中央)	μ Sv/ h	0.05~0.06
北境界(東)	μ Sv/ h	0.04~0.05

④ 前橋市最終処分場

(令和元年度)

区分	単 位	測 定 結 果
南境界入口	μ Sv/ h	0.03~0.07
東境界歩道上	μ Sv/ h	0.03~0.06
東境界 (北)	μ Sv/ h	0.03~0.06
西境界	μ Sv/ h	0.02~0.06
処分場中央	μ Sv/ h	0.03~0.06

⑤富士見最終処分場

(令和元年度)

区分	単 位	測定結果
処分場入口	μ Sv/ h	0.04~0.06
南境界ため池	μ Sv/ h	0.04~0.05
西境界出口	μ Sv/ h	0.05~0.06
西境界 (北)	μ Sv/ h	0.04~0.06
処分場内中央	μ Sv/ h	0.04~0.07

※ 測定結果は、地上1mの測定値

第7章 ごみ減量化・資源化の推進

循環型社会の実現に向けて、本市においてもごみの分別排出の徹底及び減量化は大きな課題となっている。

そのため、生活環境保全のための市民啓発と併せ、ごみの資源化の推進を重点事業に掲げ、次の各事業を実施している。

1 有価物集団回収事業

【品目別の実績】 (単位: k g)

品	目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	新聞	5, 483, 350	5, 176, 740	4, 868, 330	4, 465, 640	4, 064, 110
	段ボール	1, 872, 040	1, 799, 960	1, 753, 910	1, 711, 020	1, 691, 040
ψπ	雑誌	1, 782, 430	1, 685, 410	1, 570, 200	1, 484, 090	1, 438, 260
紙	紙パック	35, 150	32, 590	31, 580	32, 150	30, 140
	雑 古 紙	285, 770	294, 270	302, 940	293, 760	321, 750
	計	9, 458, 740	8, 988, 970	8, 526, 960	7, 986, 660	7, 545, 300
衣	類 等	157, 050	197, 610	206, 430	210, 430	204, 090
使用済	使用済小型家電		51, 560	51, 510	53, 530	
合	計	9, 615, 790	9, 238, 140	8, 784, 900	8, 250, 620	7, 749, 390

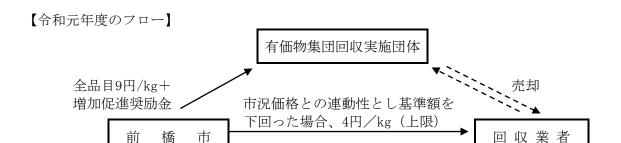
[※] 平成28年4月より「使用済小型家電」を集団回収の補助対象品目に追加

【奨励金・助成金の推移】 (決算額)

人/加亚 为从亚小亚的 (以开联)					
年度	団体数	実施団体	本奨励金	* * 11	w 本 **
年度	凹冲剱	回収実績奨励金	増加促進奨励金	業者助成金	総事業費
平成27年度	328	76, 926, 320円	2, 446, 000円	0円	79, 372, 320円
平成28年度	329	73, 905, 120円	2, 658, 000円	0円	76, 563, 120円
平成29年度	329	70, 279, 200円	2, 636, 000円	0円	72, 915, 200円
平成30年度	326	66, 004, 960円	451,000円	1, 163, 280円	67, 619, 240円
令和元年度	322	69, 259, 510円	485,000円	7, 028, 480円	76, 772, 990円

[※] 平成24年度より増加促進奨励金を交付

[※] 令和元年度より「使用済小型家電」を集団回収の補助対象品目から削除



※市況変化による資源回収業者への助成

·昭和61年1月~ 【全品目 2円】

・平成3年11月~平成5年12月 【スチールに10円/kgを別枠加算】

・平成6年1月~ 【全品目4円/Kg】・平成15年4月~ 【全品目3円/Kg】

・平成19年10月~ 【全品目1.5円/Kg】

・平成20年4月~ 【市況価格が基準額を下回った場合助成(上限額4円/Kg)】

※助成金(円)=当該月回収量(Kg)×(基準額9円-市況価格)

・平成23年4月~ 【市況価格が基準額を下回った場合助成(上限額4円/Kg)】
 ※助成金(円)=当該月回収量(Kg)×(基準額8円-市況価格)

【算出に用いる市況価格は、毎月協議する市内実勢価

格とすることに変更】

2 ガラスびん・空き缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等の分別収集

(1) ガラスびん・空き缶

平成24年7月~

①事業の内容

平成5年度から7年度までのモデル事業を受け、平成8年10月から全市域で実施 平成7年度モデル方式

- ②全市実施までの啓発
 - ◎事業説明会の実施(自治会単位) 実施回数387回 参加人数20,050人
 - ◎スポットCMの放送(群馬テレビ、エフエム群馬) 1日2回1か月間放送(9月)
 - ◎ごみ収集車による広報活動(拡声器を使用) 15台で1か月間放送(9月)
 - ◎「ガラスびん・空き缶分別収集」啓発ビデオの作成
 - ◎ごみ減量やリサイクルの方法を分かりやすく説明した「前橋のごみ減量とリサイクル」など を、イベント開催、見学会等の参加者に配布
 - ◎転入転居手続の来庁者に「ごみの分け方・出し方、ごみ収集カレンダー」を配布

(2) ペットボトル

①事業の内容

分別収集したペットボトルを選別・圧縮し、平成20年度までは民間事業者へ売却し資源化していた。平成21年度からは、容器包装リサイクル法に基づいて指定法人に引き渡し、再商品化を図っている。

②経過

平成10年10月 分別収集開始

平成12年3月 ペットボトル選別処理施設(大渡町)運転開始

平成14年4月 広域4町村の選別処理を受託

平成17年4月 民間事業者へ売却開始

平成21年4月 指定法人へ引き渡し開始(富士見地区は民間事業者へ売却)

(3) プラスチック製容器包装

①事業の内容

分別収集したプラスチック製容器包装(プラ容器)を選別処理し、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡し再商品化を図っている。

②経過

平成16年6~10月 住民説明会(有害ごみの分別変更を含む)の実施

実施回数 239回 参加人数 16,203人

平成16年10月 分別収集開始

平成16年12月 荻窪清掃工場プラ容器処理設備稼働開始 平成21年11~3月 富士見地区住民説明会の実施(自治会単位)

実施回数 32回 参加人数 830人

平成22年4月 富士見地区分別収集開始

(4) 紙·衣類等

①事業の内容

分別収集した紙や衣類等を問屋へ売却し、資源化している。 ※ 実績等について次項(2)を参照

②経過

平成22年10月~平成23年9月 紙分別収集モデル事業を実施

(5自治会6,800世帯を対象)

平成23年10月~平成24年9月 紙分別収集先行実施事業を実施

(20自治会13,043世帯を対象)

平成24年10月~ 全市域で紙分別収集開始 平成26年4月~ 全市域で衣類等分別収集開始

3 紙・衣類等の拠点回収事業及び分別収集事業

(1) 拠点回収事業

①設置施設

1 亀泉清掃工場	2 大胡クリーンセンター	3 西部清掃事務所
4 公園管理事務所	5 大胡支所	6 宮城支所
7 粕川支所	8 富士見支所	9 城南支所
10 南橘公民館	11 桂萱公民館	12 上川淵公民館
13 下川淵公民館	14 芳賀公民館	15 元総社公民館
16 総社公民館	17 永明公民館	18 東公民館
19 前橋市役所	20 水道局	21 総合福祉会館
22 前橋市保健センター	23 南消防署	24 大渡温水プール
25 ヤマト市民体育館前橋	26 児童文化センター	27 東部共同調理場
28 西部共同調理場	29 市立前橋高等学校	30 けやきウォーク前橋

②回収実績 (単位: k g)

年 度	新聞	段ボール	雑誌	紙パック	雑古紙	衣類等	合 計	設置数
平成27年度	420, 260	256, 900	449, 320	1, 430	155, 930	167, 610	1, 451, 450	30か所
平成28年度	412, 030	269, 180	432, 430	1, 510	156, 860	185, 120	1, 457, 130	30か所
平成29年度	378, 580	256, 840	439, 210	1, 130	112, 650	185, 290	1, 373, 700	30か所
平成30年度	330, 950	239, 860	436, 390	1, 440	117, 410	192, 680	1, 318, 730	30か所
令和元年度	311, 740	241, 840	429, 030	1, 230	131, 250	203, 590	1, 318, 680	30か所

③収集運搬の委託金額

年 度	委 託 金 額
平成29年度	11,025,041円
平成30年度	10, 461, 669円
令和元年度	11,666,205円

[※] 平成28年度までの委託金額は、売却金額と相殺

(2) 分別収集事業

①回収実績 (単位: kg)

年 度	新聞	段ボール	雑 誌	紙パック	雑古紙	衣類等	合計
平成27年度	994, 230	601, 240	648, 990	10	289, 860	311, 960	2, 846, 290
平成28年度	871, 740	593, 580	572, 370	0	285, 920	349, 890	2, 673, 500
平成29年度	864, 530	605, 320	556, 960	110	302, 410	385, 040	2, 714, 370
平成30年度	811, 090	598, 490	503, 250	110	331, 410	388, 730	2, 633, 080
令和元年度	784, 870	614, 530	505, 900	10	325, 890	402, 560	2, 633, 760

②収集運搬の委託業者(委託期間:平成29年4月1日から令和元年3月31日まで)

委託区分	会 社 名	代 表	者	住 所	電話
第1ブロック	侑 斉 田 商 事	齋 田	正博	勝沢町382	264-1931
第2ブロック	匍大胡清掃社	坂 部	順一	樋越町253−1	283-3040
第3ブロック	(有) 旭	中 島	茂	田口町264-1	234-0717
第4ブロック	今井前橋資源街	中島	茂雄	上小出町二丁目39-10	233-2154

③収集運搬の委託金額

年 度	委 託 金 額
平成27年度	54, 669, 598円
平成28年度	54, 669, 598円
平成29年度	54,617,760円
平成30年度	54,617,760円
令和元年度	55, 123, 480円

(3) 回収又は収集した紙・衣類等の売却

【売却金額】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
拠点回収事業分	8,070,022円	8,048,229円	44, 165, 689円	33, 482, 241円	21, 596, 784円
分別収集事業分	33, 356, 445円	32,038,869円			

- ※ 拠点回収事業分には、六供清掃工場における展開検査時回収分を含む
- ※ 拠点回収事業分の平成28年度までの金額は、回収費用と相殺後のもの
- ※ 平成29年度以降は、拠点回収分と分別収集分を併せて売却

4 前橋市紙リサイクル庫排出事業者登録制度 (要綱制定 平成22年)

ごみの減量・リサイクルに取り組む事業者の古紙類の資源化を促進するため、事業系(店舗、飲食店、事務所等)の古紙を少量排出する事業者を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、登録した事業者は、古紙類をリサイクル庫に無償で持ち込むことができる。

【登録要件】

- (1) 市内の事業者、又は市内に事務所等を有する事業所であること
- (2) ごみの減量・リサイクルに取り組む事業所であること
- (3) 紙類を少量排出する事業所であること
- (4) 搬入量は、1回につき軽トラック半台分(150kg)以内であること
- (5) 搬入回数は、月4回以内であること

【令和元年度末登録数】

373 事業所

5 紙・衣類等以外に関する有価物回収事業

より一層のごみの減量と資源の有効活用の推進および市民の利便性の向上を図るため、紙・衣類等以外の有価物についても回収している。

(1) 小型家電拠点回収(平成25年10月1日から実施)

①設置施設

1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 南橘公民館	15 清里公民館
16 永明公民館	17 総合福祉会館	18 児童文化センター
19~~4シア電器前橋モール店	20~~イシア電器前橋みなみモール店	21 前橋プラザ元気 21
22 ベイシア前橋ふじみモール店	23 ガーデン前橋	

[※]平成27年度より21~23の3か所を追加し、1,5,7,11の4か所には大型の回収ボックスを設置

②回収実績

=		
	年 度	回収量
	平成 28 年度	93, 697 k g
	平成 29 年度	101, 296 k g
	平成 30 年度	122, 233 k g
	令和元年度	151, 487 k g

(2) 宅配便を利用した小型家電回収

平成30年4月より認定事業者のリネットジャパン(株)と協定を締結し、宅配便を利用した 小型家電回収を開始した。

年 度	回収量	
平成 30 年度	2,217 k g	
令和元年度	4,624 k g	

(3) 廃食用油拠点回収(平成26年9月から実施)

① 設置施設

1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 南橘公民館	15 清里公民館
16 永明公民館	17 総合福祉会館	

②回収実績

\sim			
	年 度	回収量	売却金額
	平成 27 年度	7,980 k g	247, 380 円
	平成 28 年度	8,974 k g	329, 522 円
	平成 29 年度	8,786 k g	94, 883 円
	平成 30 年度	9,496 k g	82,041 円
	令和元年度	9,802 k g	85, 419 円

6 食べきり協力店登録事業 (平成26年11月から実施)

前橋市の事業系食品ごみの減量化を図るため、食べ残し等の削減に取り組む市内の飲食店等を「食べきり協力店」として登録し、市ホームページや広報で紹介した。

登録店舗数 44店舗(令和2年3月31日現在)

7 ごみ減量化器具購入費助成事業 (要綱制定 昭和62年)

(1)ごみ減量化器具購入費助成の実績

年 度	電動式生ごみ処理機		枝葉粉砕機		助 成 総 額
平成27年度	43基	852,000円	30基	293, 900円	1, 145, 900円
平成28年度	53基	978, 400円	22基	220,000円	1, 198, 400円
平成29年度	53基	1,018,800円	16基	156, 200円	1, 175, 000円
平成30年度	47基	775, 500円	18基	176,900円	952, 400円
令和元年度	47基	741, 400円	25基	246,800円	988, 200円

- ※ 平成13年度から、生ごみ処理容器は購入額の2分の1(限度額5,000円)を助成
- ※ 平成18年度から、電動式生ごみ処理機は購入額の2分の1(限度額30,000円)を助成
- ※ 平成23年度から、枝葉粉砕機は購入額の2分の1(限度額30,000円)を助成
- ※ 平成26年度から、生ごみ処理容器は購入額の2分の1 (限度額を3,000円)、電動式生ごみ処理機は購入額の2分の1 (限度額20,000円)、枝葉粉砕機は購入額の2分の1 (限度額10,000円)を助成
- ※ 平成27年度から、生ごみ処理容器の助成を廃止

- (2) 段ボールコンポスト
 - ①事業の内容

生ごみの減量化を図るため、段ボールコンポスト(段ボール箱を使って家庭の生ごみから堆 肥化するもの)の普及啓発を行う。

②経緯

平成26・27年度 生ごみ減量効果の有効性実証のため、学校・市民モニターによる検証

の実施

平成28・29年度 それいけ!まえばし出前講座メニューの一つとして、全市民向けに「段

ボールコンポスト講座」を実施

平成29年12月~ 段ボールコンポスト用母材の配布を開始

(3) 剪定枝粉砕機貸出(平成28年7月から開始)

可燃ごみとして排出される枝木類の減量化を図るため、剪定枝粉砕機の貸出を開始した。 令和元年度 21件

8 前橋市指定袋制度

- (1) 導入月 平成10年7月
- (2) 目 的 ①分別の徹底
 - ②ごみ出しマナーの向上
 - ③収集、処理作業の安全確保
 - ④他地区からの持ち込み防止
- (3) 袋の種類 ①透明度 中身の確認できる半透明袋
 - ②大きさ 大(45ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ)
 - ③厚 さ 大 0.03 mm以上、中 0.025 mm以上、小 0.02 mm 以上
 - ④材 質 ポリエチレン
 - ⑤形 態 平袋及びU形袋
- (4) 全市実施までの啓発(ペットボトル説明会も含む)

事業説明会の実施(自治会単位) 実施回数470回 参加人数29,500人

スポットCMの放送(エフエム群馬)

全戸にチラシ配布

9 リユース食器利用費補助金 (要綱制定 平成25年)

ごみの発生抑制及びリユース意識の普及啓発を目的に、リユース食器の利用促進を図るため、イベントでのリユース食器利用に際し利用費の補助を行っている。

【利用実績】

年 度	対象事業	補助対象額	補助金額
平成28年度	9事業	214,750円	107, 370円
平成29年度	7事業	184, 200円	92, 100円
平成30年度	6事業	178, 500円	89, 250円
令和元年度	8事業	195, 712円	97,840円

10 前橋市廃棄物減量等推進審議会と環境美化推進員の設置

ごみ問題の根本的解決のためには、生産、流通、消費、廃棄に至る全ての段階での市民・事業者・ 行政の主体的な行動と三者の連携(「ひとづくり」)の上に立った総合的、計画的な施策の推進(「し くみづくり」「きまりづくり」)が必要不可欠である。

本市におけるごみ問題の解決に向けての施策の推進に当たっては、市民と事業者の理解と協力が

得られるよう啓発に努めることはもちろん、市民、事業者の意見、要望等を把握し、各種施策に反映させていくことが今後重要となる。そこで、コンセンサス形成の場として学識経験者、市民、事業者、廃棄物処理業者等の代表からなる「前橋市廃棄物減量等推進審議会」を設置するとともに、市と市民のパイプ役であり、ごみ問題のリーダーとなる「環境美化推進員」の委嘱を行った。

(1) 前橋市廃棄物減量等推進審議会(平成5年度)

本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、前橋市廃棄物減量等推進審議会を設置し、平成5年9月に第1回審議会を開催して以降、これまでに次のとおり諮問に対する答申を受けている。

平成6年12月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画基本理念について』

平成9年8月……『前橋市一般廃棄物処理に係る適正負担のあり方、及び事業系ごみの減量化、

適正排出について』

平成12年6月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』

平成15年8月……『家庭ごみ有料化の導入について』

平成18年2月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』

平成21年5月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』

平成28年3月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』

(2) 環境美化推進員設置事業(平成6年度)

本市における一般廃棄物の減量対策の推進並びに清掃思想の普及高揚及び清潔で快適な生活環境を確保するために、市と市民のパイプ役として、また、身近なごみ問題のリーダーとして活動をお願いする環境美化推進員を自治会の協力を得て委嘱した。

なお、この環境美化推進員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づく廃棄物減量等推進員であり、概ね100世帯に1人の割合で委嘱している。

【主な活動内容】

①ごみの適正排出指導及び分別の指導啓発

②集積場所の清潔保持

③不法投棄の監視及び情報提供

④有価物集団回収の推進

- ⑤清掃事業にかかわるモニター及び市への意見要望
- ⑥その他環境美化及び清掃思想の普及

(令和元年度 環境美化推進員委嘱人数 1,962名)

【委嘱の状況】

平成6年7月~ 桂萱地区及び駒形町(「びん・缶」分別収集モデル地区 20自治会)

平成7年10月~ 岩神町一~四丁目 (「びん・缶」分別収集モデル地区 4自治会)

平成8年9月~ 全市

11 清掃工場における熱エネルギー利用

(1) 六供清掃工場での余熱利用及び売電

六供清掃工場(平成3年9月竣工)では、ごみ焼却による余熱を工場内の給湯に利用し、また動力、 照明を自家用発電(出力2,400kW)で賄うほか、場外利用としては、隣接する六供温水

プールへ熱エネルギーを供給している。さらに、余剰電力については売電を行っている。

【六供清掃工場の余熱利用設備】

① 蒸気タービン発電設備 定格出力 2,400kW

(令和元年8月、設備更新により1,889kwから出力増加)

②高温水装置 間接加熱型密閉循環方式 1基

高温水温度 130℃

供給熱量 300万kcal/H

【六供清掃工場における発電と売電の状況】

年 度	発電量A	工場内消費量B	受電電力量C	逆送電力量D	売電収入
平成27年度	15, 226, 700kwh	9, 054, 593kwh	289, 386kwh	6, 461, 493kwh	73, 084, 408円
平成28年度	14, 469, 800kWh	8, 870, 901kWh	487, 428kWh	6, 086, 327kWh	49, 349, 439円
平成29年度	10, 308, 900kWh	8, 083, 107kWh	2, 219, 976kWh	4, 445, 769kWh	36, 248, 479円
平成30年度	6, 157, 600kWh	7, 819. 463kWh	3, 897, 656kWh	2, 235, 793kWh	19, 215, 710円
令和元年度	14, 781, 400kWh	8, 402, 781kWh	1,674,739kWh	8, 053, 358kWh	72, 555, 754円

[※] 逆送(売電)電力量(D)=発電量(A)-〔工場内消費量(B)-受電電力量(C)〕

第8章 啓発事業

ごみ問題解決のためには、市民の協力が不可欠であるため、ごみ減量・リサイクル講座、清掃工場見学会、環境教育講座などを実施している。

また、平成8年度に、市民一人ひとりがごみを減量しリサイクルすることの重要性について理解 と関心を深め、より豊かなリサイクル社会を築き上げていく気運を高めるため「前橋市民リサイク ルの日」を制定したほか、6月の環境月間に合わせて各種啓発を行っている。

1 出前講座・環境美化推進員説明会

自治会、老人会、小・中学生、生涯学習団体、環境美化推進員等を対象に、地区の集会所や教育施設に直接出向き、本市のごみ問題の現状や減量・資源化対策に関する講座を行った。

令和元年度出前講座(3 Rバスツアーを除く)実施回数 8回参加人数914人令和元年度環境美化推進員説明会実施回数 19回参加人数367人令和元年度分別説明会実施回数 2回参加人数133人

2 清掃工場等の施設見学

小中学生、自治会、生涯学習等の各種団体を対象に、実際のごみ処理を行っている清掃工場を見 学してもらうことで、ごみ問題への理解や認識を深めている。

実施場所は、可燃ごみを焼却している六供清掃工場と大胡クリーンセンター、不燃・粗大ごみを 処理している荻窪清掃工場(前橋市最終処分場を含む)と富士見クリーンステーション(富士見最 終処分場を含む)、ペットボトル選別処理施設(大渡町)で、各施設におけるごみ処理の様子を見 学するほか、ペットボトル選別処理施設を除く各施設では説明用ビデオの放映や見学コースの案内 誘導を行っている。

【実施状況】

工場名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
-	参加団体	71団体	65団体	71団体	72団体	68団体
六供清掃工場	来場人数	3,354人	3,364人	3,442人	3,511人	3,360人
十十月月11、八十八月	参加団体	2団体	1団体	0団体	1団体	0団体
大胡クリーンセンター	来場人数	143人	57人	0人	61人	0人
荻窪清掃工場	参加団体	36団体	36団体	29団体	33団体	34団体
(前橋市最終処分 場を含む)	来場人数	2,042人	2,029人	1,796人	1,824人	1,873人
富士見クリーンステーション	参加団体	2団体	1団体	1団体	1団体	1団体
(富士見最終処分 場を含む)	来場人数	97人	28人	21人	26人	33人
ペットボトル	参加団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
選別処理施設	来場人数	0人	0人	0人	0人	0人

3 来てみて体感! 3 Rバスツアー (平成19年度より実施)

それいけ!まえばし出前講座のメニューの一つとして、市有バスを利用し、清掃工場及び最終処分場を見学するとともに、ごみ減量へのキーワード「3R(リデュース、リュース、リサイクル)」についてのワンポイント紹介などを行った。

平成27年度実績 5 団体 参加人数 135人 (出前講座の3 Rバスツアーを含む) 平成28年度実績 3 団体 参加人数 54人 (出前講座の3 Rバスツアーを含む) 平成29年度実績 9 団体 参加人数 157人 (出前講座の3 Rバスツアーを含む) 平成30年度実績 8 団体 参加人数 210人 (出前講座の3 Rバスツアーを含む) 令和元年度実績 6 団体 参加人数 139人 (出前講座の3 Rバスツアーを含む)

4 G活チャレンジの実施

平成25年度からごみの減量活動を知ってもらい、家庭ごみの減量をより推進するための取り組みとしてG活(ごみ減量活動の略)チャレンジを開始した。

(1) G活チャレンジ!100 (平成25年度~平成27年度)

1人1日当たりの家庭ごみの排出量を平成27年度までに100g減量する取り組みを行った。

(2) 第2次G活チャレンジ!ステキにごみダイエット(平成28年度~)

1人1日当たりの家庭ごみの排出量を平成27年度の584gから令和2年度までに35g減量し、549gにする取り組みを開始した。

5 広報まえばし、市ホームページ等の活用

市の広報紙である「広報まえばし」や市ホームページ等を活用し、タイムリーな情報など掲載している。

6 チラシ、パンフレット等の作成

- ○「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」を作成し各戸配布。
- ○転入転居手続の来庁者に「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック(保存版)」「家庭用資源・ご み収集カレンダー」を配布
- ○外国人用に英語版・ポルトガル語版・スペイン語版・中国語版・ハングル版「ごみの分け方・ 出し方」を配布
- ○平成26年に幼児向け紙芝居「大切にするよ」を作成し、図書館での貸出しを開始した。

7 **資源・ごみ分別アプリの配信** (平成29年6月配信開始)

収集日程をはじめ、家庭ごみに係る情報をスマートフォンのアプリを通じて提供することで、市 民のごみ出しに対する情報収集の利便性の向上を図るとともに、リアルタイムな情報提供を行って いる。

第9章 し尿処理

1 し**尿関係施設の概要** (1) し尿処理施設・し尿浄化槽汚泥処理施設

(I) し尿処理/	色設・し尿浄化性	曹/方泥处埋施設			
名 称	所 在 地	施 設 の 概 要			
し尿処理施設 (水質浄化 センター内)	六供町 516番地の1	1 敷地面積 15,339.45㎡			
	六供町 1331番地	3			

(令和2年3月31日現在)

番号	 施 設 の 名 称	所 在 地	処理方式	和2年3月31日現任) 備 考
1	岩神町三丁目ふれあい公園公衆便所	岩神町三丁目	くみ取り式	
2	◎敷島公園1号公衆便所(売店横)	敷島町	水洗式	公園管理事務所
3	敷島公園2号公衆便所(おえん岩)	敷島町	水洗式	公園管理事務所
4	◎敷島公園ボート場公衆便所	敷島町	水洗式	公園管理事務所
5	利根川敷島緑地1号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
6	利根川敷島緑地2号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
7	利根川敷島緑地3号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
8	利根川敷島緑地キャンプ場1号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
9	利根川敷島緑地キャンプ場2号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
	◎敷島町公園公衆便所	敷島町	水洗式	公園管理事務所
11	◎平和町ふれあい公園	平和町二丁目	水洗式	公園管理事務所
12	緑が丘公園公衆便所	緑が丘町	水洗式	公園管理事務所
13	国領町緑地公衆便所	国領町一丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎あたご公園公衆便所	住吉町二丁目	水洗式	公園管理事務所
15	<u> 若宮町2号公園公衆便所</u>	岩宮町二丁目 - 岩宮町二丁目	水洗式	公園管理事務所
16	才川緑地公衆便所		水洗式水洗式	公園管理事務所
	②若三東公園公衆便所 ○若三東公園公衆便所	右宮町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎右二宋公園公永侯別◎若宮町四丁目公園公衆便所	右宮町二丁日	水洗式水洗式	公園管理事務所
19	日吉町1号公園公衆便所	日吉町一丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	○日吉公園公衆便所	日吉町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎ 口口公園公衆使所◎ みよし公園公衆便所	日吉町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎ 日吉町4号公園公衆使所	日吉町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎ひよよん公園公衆便所	日吉町四丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎ 切まれる園名衆度別◎城東町1号公園公衆便所	城東町一丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎ 花園公園公衆便所	城東町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎化園公園公米使所◎なかよし公園公衆便所	城東町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
$\frac{20}{27}$	上電横丁公衆便所		水洗式水洗式	公園管理事務所
28	工电傾丁公米使用	城東町四丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
		城東町五丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
30	高浜公園公衆便所	大手町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
	前機公園公水使別◎前橋公園親水ゾーン公衆便所	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		公園管理事務所
	◎前橋公園ビジターセンター公衆便所	大手町三丁目 大手町三丁目	水洗式(净化槽)水洗式(净化槽)	公園管理事務所
	◎前橋公園(ケヤキゲート)公衆便所		水洗式	公園管理事務所
		大手町三丁目	水洗式水洗式	
	◎元気ステージ裏公衆便所	大手町三丁目		公園管理事務所
	◎フラワーゲート公衆便所◎前橋公園北公衆便所(幸の池)	大手町三丁目 大手町三丁目	水洗式	公園管理事務所
		八手町二丁日 千代田町一丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所 公園管理事務所
	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(柳橋)	十代田町一丁目 千代田町二丁目		
38	シーズポート公衆便所		水洗式	にぎわい商業課
	◎馬場川遊歩道公園公衆便所(西) ◎馬場川遊歩道公園公衆便所(西)	千代田町二丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(比刀根橋)◎ 健麻公園公衆便託	千代田町三丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎ 銀座公園公衆便所 ◎ 広瀬川河畔急地公衆便託(九 図玉括際)	千代田町四丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(久留万橋際)◎ 八幡宮公園内公衆便所	千代田町五丁目 本町二丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎八幡宮公園内公衆便所◎ 芙苕公園公衆便託		水洗式 水洗式	公園管理事務所
44 45	◎ 若草公園公衆便所 即前西公園公衆便所	表町一丁目 表町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所公園管理事務所
	駅前西公園公衆便所	表町二丁目		
46	駅前東公園公衆便所		水洗式	公園管理事務所
	◎JR前橋駅公衆トイレ ◎ 中央前橋駅町前に担公衆便託	表町二丁目	水洗式	ごみ減量課
	◎中央前橋駅駅前広場公衆便所 ◎即只町1只公園公衆便所	三河町一丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎朝日町1号公園公衆便所 ◎朝日町二丁日公園公衆便託	朝日町二丁目	水洗式	公園管理事務所
50	◎朝日町三丁目公園公衆便所	朝日町三丁目	水洗式	公園管理事務所

51	朝日町2号公園公衆便所	朝日町四丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎天川原中央公園公衆便所	天川原町一丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎ばら公園	天川原町二丁目	水洗式	公園管理事務所
54	六供生川公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	◎南大門公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
56	六供西公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
57	六供天神公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	◎生川ふれあい公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	○六供京安寺公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	◎六供こども公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	○六供南堂木公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
	◎天台橋公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
63	天川公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
	◎泉公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
65	文一松前公園公衆便所	文京町一丁目	水洗式	公園管理事務所
66	文二ふれあい公園公衆便所	文京町二丁目	水洗式	公園管理事務所
67	◎二子山公園公衆便所	文京町三丁目	水洗式	公園管理事務所
68	南町公園公衆便所(河川敷北)	南町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
69	南町公園公衆便所(河川敷南)	南町二丁目	くみ取り式	公園管理事務所
	◎南町二丁目北公園公衆便所	南町二丁目	水洗式	公園管理事務所
71	宗甫分公園公衆便所	南町二丁目	水洗式	公園管理事務所
72	駅南公園公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
	◎南町緑地公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
74	南町5号公園公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
75	市之坪公園公衆便所	南町四丁目	水洗式	公園管理事務所
	○市之坪第2公園公衆便所	南町四丁目	水洗式	公園管理事務所
77	勝島町緑地公衆便所	機島町	くみ取り式	公園管理事務所
78	朝倉町公園公衆便所	朝倉町二丁目	水洗式	公園管理事務所
79	宮川公園公衆便所	朝倉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
80	若宮公園公衆便所	朝倉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
81	朝倉町四丁目公園公衆便所	朝倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
82	八幡山公園公衆便所(北)	朝倉町四丁目	くみ取り式	公園管理事務所
	○八幡山公園公衆便所(東)	朝倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
	○八幅日ム園ム外及が(米)○しもさどり公園公衆便所	下佐鳥町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
85	西善住宅団地公園公衆便所	西善町	水洗式	公園管理事務所
86	山王町一丁目つばき公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
87	山王町一丁目つつじ公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
88	山王町一丁目さくら公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
89	並川東公園公衆便所 ・	山王町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	● 並川西公園公衆便所	山王町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎東善公園公衆便所	東善町	水洗式水洗式	公園管理事務所
	○	広瀬町一丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
93	天神公園公衆便所(広瀬団地4号公園)	広瀬町一丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	○しいのみ公園公衆便所	広瀬町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
95	いちょう公園公衆便所	広瀬町二丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	◎すずかけ公園公衆便所	広瀬町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
97	<u> </u>	広瀬町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
98	横手わせだ緑地公衆便所	横手町	水洗式()净化槽)	公園管理事務所
99	毎里竜門緑地公衆便所	<u> </u>	くみ取り式	公園管理事務所
100	オリーブ公園公衆便所	新堀町	水洗式	公園管理事務所
100	ペパーミント公園公衆便所	新堀町	水洗式水洗式	公園管理事務所
101	新戸公園公衆便所(下川淵工業団地)	下阿内町	くみ取り式	公園管理事務所
102	力丸町団地公園公衆便所	力丸町	水洗式(浄化漕)	
103	一刀丸可回地公園公來使所 下川中央公園公衆便所	下川町	水洗式	公園管理事務所
104	1川里大公園公外関別	1 /UPJ	ハシロエ	ム圏日垤尹伤川

105 下川1号公園公衆便所	下川町	水洗式	公国竺畑市 安武
	下川町	水洗式水洗式	公園管理事務所 公園管理事務所
106 下川2号公園公衆便所			
107 下川3号公園公衆便所	下川町	水洗式(游化槽)	公園管理事務所
108 勝沢集会所公衆便所	勝沢町		公園管理事務所
109 宮本緑地公衆便所	小神明町	水洗式	公園管理事務所
110 中堤広場公衆便所	小神明町	くみ取り式	公園管理事務所
111 ②五代南部中央公園公衆便所	五代町	水洗式	公園管理事務所
112 くらもと公園公衆便所 2棟(大+小)	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
113 鳥取町公園公衆便所	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
114 鳥取町東公園公衆便所	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
115 ◎芳賀公園1号公衆便所	小坂子町	水洗式	公園管理事務所
116 芳賀公園2号公衆便所	小坂子町	水洗式	公園管理事務所
117 高花台一丁目1号公園公衆便所	高花台一丁目	水洗式	公園管理事務所
118 高花台一丁目2号公園公衆便所	高花台一丁目	水洗式	公園管理事務所
119 高花台二丁目1号公園公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
120 高花台二丁目2号公園公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
121 金丸川緑地公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
122 ◎下三俣公園公衆便所	三俣町一丁目	水洗式	公園管理事務所
123 ◎かねづか公園公衆便所	三俣町二丁目	水洗式	公園管理事務所
124 ◎山形公園公衆便所(テニスコート)	三俣町三丁目	水洗式	公園管理事務所
125 ◎三俣町五反田公園公衆便所	三俣町三丁目	水洗式	公園管理事務所
126 桃の木川サイクリングロート・下沖公衆便所	下沖町	水洗式(净化槽)	公園管理事務所
127 片貝緑地公衆便所	西片貝町三丁目	くみ取り式	公園管理事務所
128 ◎ 西片貝町公園公衆便所	西片貝町五丁目	水洗式	公園管理事務所
129 ◎前橋こども公園公衆便所(南)	西片貝町五丁目	水洗式	公園管理事務所
130 ②石関公園公衆便所	石関町	水洗式	公園管理事務所
131 石関公園北公衆便所	石関町	水洗式	公園管理事務所
132 亀泉霊園公衆便所	亀泉町	水洗式	公園管理事務所
133 ◎亀泉霊園多目的公衆便所	亀泉町	水洗式	公園管理事務所
134 获窪公園南公衆便所	荻窪町	くみ取り式	公園管理事務所
135 获窪公園北公衆便所	荻窪町	くみ取り式	公園管理事務所
136 荻窪公園あいのやま湯南公衆便所	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
137 荻窪公園あいのやま湯北公衆便所	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
138 获窪公園公衆便所 温泉西	荻窪町	水洗式(净化槽)	公園管理事務所
139 ◎荻窪公園公衆便所	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
140 堤町ローズタウン公園公衆便所	堤町 - 堤町	水洗式	公園管理事務所
141 萱野南公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
142 萱野北公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
143 新沼親水公園公衆便所	江木町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
	<u> </u>		
144 あずま林の公園公衆便所	箱田町 江土町	くみ取り式	公園管理事務所
145 谷地沼親水公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
146 〇ローズタウン中央公園	江木町	水洗式	公園管理事務所
147 西箱田緑地公衆便所	箱田町	水洗式	公園管理事務所
148 前箱田公園公衆便所	前箱田町二丁目	水洗式	公園管理事務所
149 川曲緑地公衆便所	川曲町	くみ取り式	公園管理事務所
150 稲荷新田緑地公衆便所	稲荷新田町	くみ取り式	公園管理事務所
151 つつじ公園公衆便所(第二大団地)	下新田町	水洗式	公園管理事務所
152 大利根緑地公衆便所	下新田町	水洗式	公園管理事務所
153 ◎大利根緑地公衆便所	下新田町	水洗式	公園管理事務所
154 河原添公園公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
155 上新田緑地公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
156 上新田末風緑地公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
157 ◎南部大橋サイクリングロート、公衆便所	小相木町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
158 ◎滝川公園公衆便所	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所

159	古市町公園公衆便所(3号公園)	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所
160	古市町赤烏公園公衆便所(4号公園)	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所
161	江田町緑地公衆便所	江田町	水洗式	公園管理事務所
162	光が丘1号公園公衆便所	光が丘町	水洗式	公園管理事務所
163		光が丘町	水洗式	公園管理事務所
164	◎大利根中央公園公衆便所	大利根町一丁目	水洗式	公園管理事務所
165	すみれ公園公衆便所	大利根町一丁目	水洗式	公園管理事務所
166	しらゆり公園公衆便所	大利根町二丁目	水洗式	公園管理事務所
167	◎ひまわり公園公衆便所	大利根町二丁目	水洗式	公園管理事務所
168	◎新前橋駅前公衆便所	新前橋町	水洗式	ごみ減量課
169	新前橋公園公衆便所(1号公園)	新前橋町	水洗式	公園管理事務所
170	青葉公園公衆便所	青葉町	水洗式	公園管理事務所
171	元総社みろく1号公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
172	◎元総社みろく2号公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
173	元総社みろく3号公園公衆便所	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
174	蒼海緑地公衆便所(元総社緑地)	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
175	新前橋駅西口緑地公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
176	梅ヶ丘緑地公衆便所	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
177	◎明神東公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
178	いなば中央公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
179	つくし公園公衆便所	元総社町一丁目	水洗式	公園管理事務所
180	◎そよかぜ公園公衆便所	元総社町二丁目	水洗式	公園管理事務所
181	◎さくら公園公衆便所	大友町一丁目	水洗式	公園管理事務所
182	さくら公園北公衆便所	大友町一丁目	水洗式	公園管理事務所
183	日の出公園公衆便所	大友町二丁目	水洗式	公園管理事務所
184	ぎんなん公園公衆便所	大友町三丁目	水洗式	公園管理事務所
185	王山公園公衆便所	大渡町一丁目	水洗式	公園管理事務所
186	◎大渡公園公衆便所	大渡町二丁目	水洗式	公園管理事務所
187	前橋公園公衆便所(利根川中央緑地)	石倉町四丁目	くみ取り式	公園管理事務所
188	◎上石倉3号公園公衆便所(外濠公園)	石倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
189	石倉城二の丸公園公衆便所(上石倉2号)	石倉町五丁目	水洗式	公園管理事務所
190	中央緑地(北)	石倉町五丁目	くみ取り式	公園管理事務所
191	鳥羽町東公園公衆便所	鳥羽町	水洗式	公園管理事務所
192	利根橋公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
193	すがはら公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
194	みどり公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
195	城川公園公衆便所	総社町総社	水洗式	公園管理事務所
196	利根川大渡緑地北1号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
197	利根川大渡緑地北2号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
198	利根川大渡緑地北3号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
199	愛宕山古墳公衆便所	総社町総社	水洗式	文化財保護課
200	総社山王公園公衆便所	総社町総社	水洗式	公園管理事務所
201	◎総社町2号団地公園公衆便所 「別場」以上が渡る」は1月20m(東京)	総社町一丁目	水洗式	公園管理事務所
202	利根川大渡緑地1号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
203	利根川大渡緑地2号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
204	利根川大渡緑地3号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
205	利根川大渡緑地4号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
206	利根川大渡緑地5号公衆便所	総社町一丁目 総社町二丁目	くみ取り式 水洗式	公園管理事務所 公園管理事務所
207	◎石橋公園公衆便所落合公園公衆便所(総社町7号公園)	総社町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所公園管理事務所
208	かじ町公衆便所(総社町6号公園)	総社町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
210	大屋敷公園公衆便所	総社町四丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
210	※	総社町植野	水洗式水洗式	公園管理事務所
	○群馬総社駅前公衆便所	総社町植野	水洗式水洗式	交通政策課 交通政策課
414	少叶河心江州川	小小儿工品1 41年第1	ンノンクトナイ	人世以水味

213 利根川総社緑地公衆便所	総社町植野	くみ取り式	公園管理事務所
214 ◎総社町5号公園公衆便所(1号)	高井町一丁目	水洗式	公園管理事務所
215 総社町5号公園公衆便所(2号)	高井町一丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
216 桜が丘公園公衆便所	総社町桜が丘	水洗式	公園管理事務所
217 ◎問屋町公園公衆便所(団地内)	問屋町二丁目	水洗式	公園管理事務所
218 ②上細井公園公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
219 八幡山南橘林の広場公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
220 上細井第1公園公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
221 下細井団地西公園公衆便所	下細井町	水洗式	公園管理事務所
222 北代田町中央公園公衆便所	北代田町	水洗式	公園管理事務所
223 ◎下小出南公園公衆便所	下小出町一丁目	水洗式	公園管理事務所
224 やなば公園公衆便所	下小出町一丁目	水洗式	公園管理事務所
225 ②下小出中公園公衆便所	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
226 下小出西公園公衆便所	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
227 下小出中央公園公衆便所(南)	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
228 ◎下小出中央公園公衆便所(北)	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
229 下小出北公園公衆便所	下小出町三丁目	水洗式	公園管理事務所
230 ②上小出国体公園公衆便所	上小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
231 あじさい公園公衆便所	上小出町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
232 コスモス公園公衆便所(上小出3号)	上小出町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
233 ②寺前公園公衆便所	上小出町三丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
234 みのる運動公園公衆便所	青柳町	水洗式水洗式	公園管理事務所
235 龍蔵寺ふれあい公園公衆便所	青柳町	水洗式水洗式	公園管理事務所
236 ◎荒牧中央公園公衆便所	荒牧町	水洗式水洗式	公園管理事務所
237 ◎荒牧町公園公衆便所	荒牧町四丁目 荒牧町四丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
	荒牧町四丁目		
238 荒牧団地公園公衆便所		水洗式水洗式	公園管理事務所
239 自性寺公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式水洗式	公園管理事務所
240 新田公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
241 上宿公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
242 下宿公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
243 日輪寺緑地公衆便所	日輪寺町	くみ取り式	公園管理事務所
244 川端町公園公衆便所	川端町	水洗式(浄化槽)	
245 利根川田口緑地(南)公衆便所	田口町	くみ取り式	公園管理事務所
246 利根川田口緑地(北)公衆便所	田口町	くみ取り式	公園管理事務所
247 めがね橋公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
248 八坂前公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
249 関根薬師公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
250 利根川田口緑地公衆便所	関根町	くみ取り式	公園管理事務所
251 片原公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
252 ◎関根公園公衆便所	関根町三丁目	水洗式	公園管理事務所
253 古川公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
254 弁天公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
255 赤石公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
256 西原公園公衆便所 北	川原町	水洗式	公園管理事務所
257 ◎西原公園公衆便所 南	川原町	水洗式	公園管理事務所
258 桃木川河畔緑地公衆便所	北代田町	水洗式	公園管理事務所
259 ◎南橘町中央広場公衆便所	南橘町	水洗式	建築住宅課
260 池端緑地公衆便所	池端町	くみ取り式	公園管理事務所
261 清里前原公園公衆便所	青梨子町	水洗式	公園管理事務所
262 清野緑地公衆便所	清野町	くみ取り式	公園管理事務所
263 ◎大島公園(木工団地)公衆便所(3号公園)	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
264 ◎前橋大島駅北口広場公衆便所	天川大島町	水洗式	道路管理課
265 ◎前橋大島駅南口広場公衆便所	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
266 天大ふれあい公園公衆便所	天川大島町	水洗式	公園管理事務所

267 ◎松並木地区2号公園(並木西)公衆便所 天川大島町 水洗式 公園管理 268 ◎新東橋公園南公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 269 新東橋公園北公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 270 白樺公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 271 ◎ふじ公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 271 ◎ふじ公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 272 しみず公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ◎原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ◎原町公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理 278 ◎下大島団地第1号公園公衆便所 下大島町 水洗式 公園管理 278 ◎下大島団地第1号公園公衆便所	事務所 事務所 事務所 事務所
269 新東橋公園北公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 270 白樺公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 271 ②ふじ公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 272 しみず公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ②原町公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	事務所 事務所 事務所
270 白樺公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 271 ⑤ふじ公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 272 しみず公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ◎原町公園公衆便所(北) 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	事務所 事務所
271 ◎ふじ公園公衆便所 天川大島町一丁目 水洗式 公園管理 272 しみず公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ◎原町公園公衆便所(北) 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	事務所
272 しみず公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ②原町公園公衆便所(北) 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 〈み取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	事 終所
273 原町公園公衆便所 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 274 ◎原町公園公衆便所(北) 天川大島町三丁目 水洗式 公園管理 275 上大島公園公衆便所 上大島町 くみ取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	・サリカリノ
274 ◎原町公園公衆便所(北)天川大島町三丁目水洗式公園管理275 上大島公園公衆便所上大島町くみ取り式公園管理276 下長磯町公園公衆便所下長磯町水洗式公園管理277 あけぼの公園公衆便所駒形町水洗式公園管理	
275 上大島公園公衆便所 上大島町 くみ取り式 公園管理 276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	
276 下長磯町公園公衆便所 下長磯町 水洗式 公園管理 277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	
277 あけぼの公園公衆便所 駒形町 水洗式 公園管理	
	事務所
279 下大島団地第2号公園公衆便所 下大島町 水洗式 公園管理	事務所
280 下大島団地第3号公園公衆便所 下大島町 水洗式 公園管理	
281 泉沢団地緑地公衆便所 下大屋町 水洗式 公園管理	
282 ◎東ローズタウン公園公衆便所 富田町 水洗式 公園管理	事務所
283 ◎前橋総合運動公園2号公衆便所 荒口町 水洗式餅化槽)公園管理	事務所
284 荒砥林の広場公衆便所 荒子町 くみ取り式 公園管理	
285 葭沼公園公衆便所 荒子町 くみ取り式 公園管理	事務所
286 ◎大室公園北公衆便所 西大室町 水洗式 公園管理	
287 ◎大室公園民家園公衆便所 西大室町 水洗式 文化財保	
288 ◎大室公園南公衆便所 西大室町 水洗式 公園管理	事務所
289 ◎大室公園公衆便所 西大室町 水洗式節化槽)公園管理	
290 城南工業団地公園公衆便所 東大室町 くみ取り式 公園管理	
291 飯土井公園公衆便所 飯土井町 くみ取り式 公園管理	
292 ◎前橋総合運動公園1号公衆便所 二之宮町 水洗式降化槽 公園管理	
293 ◎前橋総合運動公園軽スポーツ広場公衆便所 二之宮町 水洗式 公園管理	
294 今井沼公園公衆便所 今井町 水洗式節化槽)公園管理	事務所
295	事務所
296 小屋原緑地公衆便所 小屋原町 水洗式 公園管理	事務所
297 ◎駒形駅北口公衆便所 小屋原町 水洗式 道路管理	課
298 ◎駒形駅南口公衆便所 小屋原町 水洗式 道路管理	課
299 上増田公園公衆便所 上増田町 水洗式節化槽)公園管理	事務所
300 今井処理場北公園公衆便所 上増田町 水洗式 農村整備	課
301 荒口町公園公衆便所 鶴が谷町 水洗式 公園管理	事務所
302 ◎荒子町公園公衆便所 鶴が谷町 水洗式 公園管理	事務所
303 神沢の森公衆便所 神沢の森 くみ取り式 公園管理	事務所
304 ◎荒砥川ふれあい遊歩道公衆便所 鼻毛石町 水洗式降化槽 公園管理	事務所
305 宮城ふれあい広場公衆便所 鼻毛石町 水洗式(浄化槽) 宮城支所均	也域振興課
306 ◎粕川ふれあい館さわやかトイレ 粕川町室沢 水洗式降化槽 農政課	
307 ◎粕川親水公園公衆便所 元気ランド 粕川町月田 水洗式(浄化槽) 公園管理	事務所
308 粕川親水公園公衆便所 粕川町月田 水洗式節化槽 公園管理	事務所
309 原東ふるさと公園公衆便所 富士見町原之郷 水洗式 公園管理	事務所
310 岩神さくら公園公衆便所 岩神町二丁目 水洗式 公園管理	事務所
311 大渡休憩施設公衆便所 大渡町一丁目 水洗式 公園管理	事務所
312 東ふれあい公園公衆便所 箱田町 水洗式 公園管理	事務所
313 大胡駅前公園公衆便所 茂木町 水洗式 公園管理	事務所
314 ◎時沢公園公衆便所 富士見町時沢 水洗式 公園管理	事務所
315 中島公開緑地公衆便所 富士見町時沢 水洗式 公園管理	事務所
316 中島なかよし公園公衆便所 富士見町時沢 水洗式 公園管理	事務所
317 ◎膳城址公園北公衆便所	
318 ◎膳城址公園南公衆便所	事務所
319 朝日台公園公衆便所 大胡町 水洗式 公園管理	事務所
320 ②前沖公園公衆便所	事務所

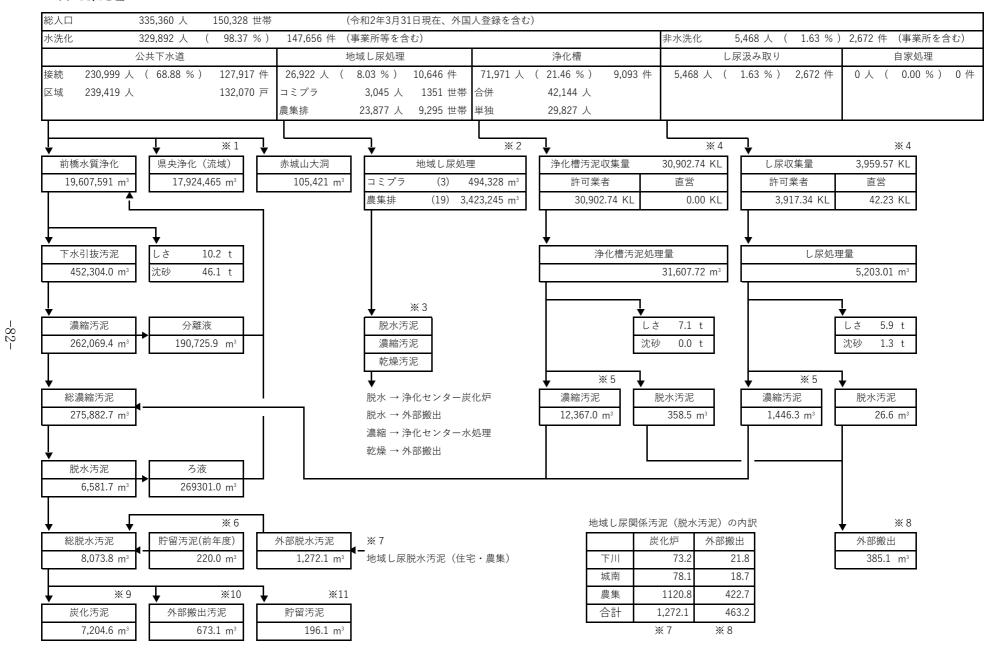
321 ◎新堀公園公衆便所	樋越町	水洗式	公園管理事務所
322 足軽グラウンド公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
323 ◎足軽茂木公園東公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
324 ◎足軽茂木公園西公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
325 野中農村公園公衆便所	野中町	水洗式	公園管理事務所
326 ◎桂萱西部公園公衆便所	三俣町	水洗式	公園管理事務所
327 ◎百軒町公園公衆便所	朝日町	水洗式	公園管理事務所
328 ◎やすらぎ公園公衆便所	下大島町	水洗式	公園管理事務所
329 鶴光路公園公衆便所	鶴光路町	水洗式	公園管理事務所

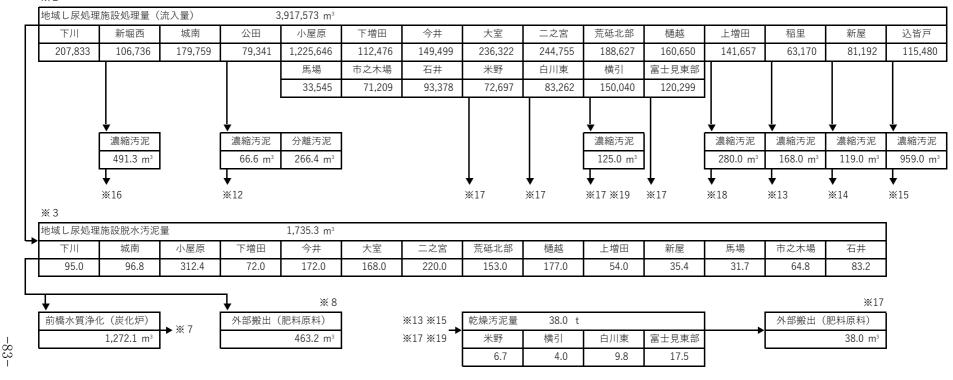
【ごみ減量課・委託業者にて、巡回清掃及び汲み取り作業を行っている市内の公衆便所】

(注) ◎印は身体障害者用便所を併設か又は単独設置施設 太字はごみ減量課所管

2 し尿処理

(1) し尿処理フロー





- ※1 県央浄化センター(流域)の量は、県の確定数値。
- ※2 地域し尿処理施設は、コミュニティープラント3施設(うち新堀西は統計上は合併浄化槽の扱い)、農業集落排水処理19施設となっている。
- ※3 地域し尿処理施設の汚泥は、4種類の方法により処理している。(前橋水質浄化センター炭化炉、同水処理施設、外部搬出、乾燥後外部搬出)
- ※4 年間受入日数は、し尿244日、浄化槽汚泥243日。
- ※5 し尿濃縮汚泥、浄化槽濃縮汚泥の一部を公共下水道濃縮汚泥と一緒に脱水処理している。(平成26年度から)
- ※6 前年度から繰越しされ、今年度処理した汚泥。
- ※7 外部汚泥を汚泥炭化施設に受入れしている。(平成29年4月から)
- ※8 し尿脱水汚泥・浄化槽脱水汚泥・住宅団地等脱水汚泥は、肥料原料として一部を外部搬出している。(東日本大震災後)
- ※9 汚泥炭化施設は、1基目:平成25年2月より、2基目:平成29年3月より稼働している。
- ※10 汚泥炭化施設の点検整備時等、停止中で処理できない脱水汚泥の一部を外部搬出している。(平成24年12月から)
- ※11 次年度へ繰越しされる汚泥。
- ※12 公田は、濃縮汚泥で小屋原へ搬入し脱水処理している。
- ※13 稲里は、濃縮汚泥で樋越・石井・馬場・荒砥北部・市之木場へ搬入し脱水処理している。また、富士見東部・白川東へ搬入し脱水→乾燥処理している。
- ※14 新屋は、濃縮汚泥で樋越・石井・今井・荒砥北部へ搬入し脱水処理している。なお、令和元年5月に脱水機を設置し、脱水処理している。
- ※15 込皆戸は、濃縮汚泥で樋越・石井・馬場・荒砥北部・市之木場・今井・大室・下増田・新屋・小屋原へ搬入し脱水処理している。また、富士見東部・白川東へ搬入し脱水→乾燥処理している。
- ※16 新堀西は、濃縮汚泥のまま前橋水質浄化センターへ搬入し脱水→炭化処理している。(平成29年度から)
- ※17 米野・白川東・横引・富士見東部は、脱水→乾燥処理し、肥料原料として外部搬出している。
- ※18 上増田は、脱水機故障のため令和元年11月~令和2年3月まで濃縮汚泥で今井、荒砥北部へ搬入し脱水処理した。(臨時的措置)
- ※19 横引は、乾燥機故障のため令和元年6月~令和2年1月まで濃縮汚泥で市之木場、石井へ搬入し脱水処理した。(臨時的措置)

(2) し尿収集

し尿収集は、直営及び許可業者6社により担当地域を指定し、収集業務を実施している。

①し尿処理人口

		→l~ 3/4	: // ₂	П	非水	、洗化人	口
年 度	人口	水	6 化 人	П	汲み	取り	自家
		公共下水	地域し尿	浄 化 槽	直営	許可	処理
平 成	人口 339,491人	228,804人	26, 242人	77,918人	0人	6,527人	0人
26年度	(比率:100.0%)	(67.4%)	(7.7%)	(23.0%)	(1.	9%)	(0%)
平 成	人口 338,784人	229, 356人	26,717人	76,513人	0人	6, 198人	0人
27年度	(比率:100.0%)	(67.7%)	(7.9%)	(22.6%)	(1.5 %)		(0%)
平 成	人口 338,127人	229, 999人	26, 793人	75,346人	0人	5,989人	0人
28年度	(比率:100.0%)	(68.0%)	(7.9%)	(22.3%)	(1.8	3 %)	(0%)
平 成	人口 337,579人	230,844人	26,788人	74,101人	0人	5,846人	0人
29年度	(比率:100.0%)	(68.4%)	(7.9%)	(22.0%)	(1.	7 %)	(0%)
平 成	人口 336,641人	231,285人	26,894人	72,784人	0人	5,678人	0人
30年度	(比率:100.0%)	(68.7%)	(8.0%)	(21.6%)	(1.	7 %)	(0%)
令 和	人口 335,360人	230, 999人	26,922人	71,971人	0人	5,468人	0人
元年度	(比率:100.0%)	(68.9%)	(8.0%)	(21.5%)	(1.	6%)	(0%)

※ 人口:各年度末人口(外国人登録を含む)

②収集の状況 (単位:kl)

区分	L		尿 净		化槽清掃污	合 計	
区分	直営	業者	小 計	直営	業者	小 計	
平成27年度	106. 79	4, 580. 32	4, 687. 11	0.00	29. 531. 13	29, 531. 13	34, 218. 24
平成28年度	81. 59	4, 398. 03	4, 479. 62	0.00	29. 770. 71	29, 770. 71	34, 250. 33
平成29年度	85. 26	4, 062. 97	4, 148. 23	0.00	29, 417. 52	29, 417. 52	33, 565. 75
平成30年度	65. 69	3, 780. 92	3, 846. 61	0.00	31, 229. 67	31, 229. 67	35, 076. 28
令和元年度	42. 23	3, 917. 34	3, 959. 57	0.00	30, 902. 74	30, 902. 74	34, 862. 31
1日当り収量	0.80	16. 32	16. 50	0.00	127. 17	127. 17	143. 67
構 成 比	0.12%	11. 24%	11. 36%	0.00%	88.64%	88.64%	100.0%

※ 1日当り収集量、構成比は令和元年度を示す。

** し \mathbb{R} 一 直営: 53日/年間 浄化槽 一 直営: 0日/年間(令和元年度)

業者:240日/年間 業者:243日/年間(令和元年度)

③手数料の推移 (単位:円)

区分	H1.10.1 より	4.4.1 より	7.4.1 より	9.4.1 より	25.4.1	26.4.1	27.4.1 より	30.4.1	R1. 10. 1 より
ア 人員によるもの<一般家庭及び これに準ずるもの> (7) 月1回収集する場合「1人」 につき	225	270	350	355	355	360	360	360	370
(イ) 月2回以上収集する場合((7) に加算する額は、2回目から1 世帯1回につき)	280	335	435	440	440	450	450	450	460
イ 収集量によるもの<人員により 難いもの> ・1回の収集が360 までごとに	215	260	335	340	340	340	340	340	350
ウ 特別料金を加算するもの<市長 が収集に特別が政扱いを要すると 認める場合>(ア又はイに加算す る額は、1世帯1回につき)	255	350	395	400	400	410	410	410	410

市民負担軽減助成額	50	60	85	85	120	120	150	160	160
(1人1月当たり)	50	00	89	00	120	120	150	100	100

[※] 参考:令和元年度のし尿処理手数料市民負担軽減助成額は、11,551,200円となっている。

④し尿収集許可業者一覧表

番号	名称	代 表 者	所 在 地	電話番号
1	㈱ 関東グンセイ	志賀正信	前橋市高井町一丁目11-1	256 - 8800
2	侑 日 出 清 掃 社	町 田 翔 太	" 天川大島町一丁目35-6	224 - 5275
3	侑 大 胡 清 掃 社	坂 部 順 一	〃 樋越町253-1	283 - 3040
4	侑宮 城 衛 生	阿久澤 進	〃 市之関町1144-1	283 - 2231
5	侑 粕 川 衛 生	近藤哲哉	〃 粕川町室沢478-2	285 - 2687
6	(有) 富士見清掃センター	長 部 昌 夫	〃 富士見町引田476-53	288 - 3149

[※] し尿収集は、地域を指定し行っている。(し尿収集地域指定一覧表を参照)

⑤し尿収集人員、機材の状況

(令和2年3月31日現在)

Б /\		人	員	機	材
区 分	運転士	作業員	その他	バキューム車	その他
市直営	1人	1人	_	2台	移動式公衆便所 貸出用12台
㈱ 関東グンセイ	3人	_	2人	3台	
侑 日出清掃社	2人	_	2人	2台	
侑 大胡清掃社	2人	_	4人	2台	
侑宮 城 衛 生	3人	1人	_	1台	
侑粕 川 衛 生	2人	1人	2人	1台	
(有) 富士見清掃センター	1人	_	1人	1台	
計	14人	3人	11人	12台	貸出用12台

事業所名	指 定 地 域 町 名	対象人口
前 橋 市 (西部清掃事務所) TEL253-1009	し尿収集困難世帯、市有施設のし尿収集運搬その他市長が 必要と認める箇所	0人
(株) 関東グンセイ TEL256-8800 高井町1-11-1	岩神町・敷島町・緑が丘町・昭和町・平和町・国領町・住吉町 若宮町・日吉町・城東町一・二丁目・紅雲町・表町一丁目・文京町 天川原町・天川町・南町・六供町 上佐鳥町・橳島町・朝倉町・後閑町・広瀬町・下佐鳥町・宮地町 西善町・中内町・東善町・山王町 公田町・横手町・亀里町・鶴光路町・新堀町・下阿内町・力丸町 徳丸町・房丸町・下川町 三俣町一丁目(上電北)・三俣町二・三丁目・幸塚町・上沖町 下沖町・西片貝町一丁目・上泉町(上電北)・亀泉町(今井線北) 荻窪町・堀之下町(今井線北)・堤町(今井線北)・江木町(今井線北) 箱田町・後家町・前箱田町・川曲町・稲荷新田町・大利根町 下新田町・上新田町・光が丘町・朝日が丘町・小相木町 古市町・新前橋町・江田町・青葉町 元総社町・大渡町・大友町・下石倉町・石倉町・鳥羽町・問屋町 総社町総社・総社町桜が丘・総社町高井・総社町植野 上細井町・北代田町・下細井町・下小出町・上小出町・龍蔵寺町 青柳町・南橘町・荒牧町・日輪寺町・川端町・田口町・関根町 川原町 池端町・上青梨子町・青梨子町・清野町 天川大島町(両毛線南)	2,372 人
(有)日出清掃社 TEL224-5275 天川大島町一丁目 35-6	城東町三~五丁目・大手町・千代田町・本町・表町二丁目・三河町朝日町 勝沢町・小神明町・端気町・五代町・鳥取町・小坂子町・嶺町金丸町・高花台 三俣町一丁目(上電南)・西片貝町二~五丁目・東片貝町上泉町(上電南)・石関町・亀泉町(今井線南)・堀之下町(今井線南)堤町(今井線南)・江木町(今井線南)天川大島町(両毛線北)・天川大島町一~三丁目・野中町・上大島町上長磯町・下長磯町・女屋町・東上野町・小島田町・駒形町下大屋町・泉沢町・富田町・荒口町・荒子町・西大室町・東大室町飯土井町・新井町・二之宮町・今井町・笂井町・小屋原町・上増田町下増田町・下大島町・街の森	1,577 人

事 業 所 名	指 定 地 域 町 名	対象人口
侑大胡清掃社 TEL283−3040 樋 越 町 253−1	大胡町·茂木町·堀越町·横沢町·滝窪町·東金丸町·河原浜町 樋越町·上大屋町	699 人
侑宮城衛生 TEL283−2231 市之関町1144-1	鼻毛石町·柏倉町·市之関町·三夜沢町·苗ヶ島町·馬場町 大前田町	261 人
何 粕 川 衛 生 TEL285-2687 粕川町室沢478-2	粕川町中之沢・粕川町室沢・粕川町月田・粕川町稲里 粕川町新屋・粕川町込皆戸・粕川町深津・粕川町女渕 粕川町西田面・粕川町前皆戸・粕川町上東田面 粕川町下東田面・粕川町一日市・粕川町中・粕川町膳	368 人
何富士見清掃 センター TEL288-3149 富士見町引田476-53	富士見町田島·富士見町引田·富士見町横室·富士見町原之郷富士見町小沢·富士見町米野·富士見町時沢·富士見町小暮富士見町石井·富士見町漆窪·富士見町市之木場·富士見町山口富士見町皆沢·富士見町赤城山	401 人
計		5,678 人

(3) 公衆便所

ごみ減量課・直営及び委託業者にて、巡回清掃及び汲み取りを行っている。市内の公衆便所は、令和2年3月末現在で329か所あり、定期的に作業を行っている。

【公衆便所の数(所管別、処理方式別一覧表)】

(令和2年3月31日現在)

	処	理	方	式	⊒ I.
D 分	公共下水道	浄	化槽	汲み取り	計
ごみ減量課	2				2
農政課			1		1
農村整備課	1				1
公園管理事務所	245		24	47	316
建築住宅課	1				1
道路管理課	3				3
文化財保護課	2				2
にぎわい商業課	1				1
交通政策課	1				1
宮城支所地域振興課			1		1
計	256		26	47	329

(4) 移動公衆便所

①目的

市内自治会、子供会及び学校等の公共的性格を有する団体が主催する集会又は催し等に使用する場合並びに国、地方公共団体及びこれに準ずる公益団体等が公益上の目的で使用する場合に貸出を行う。

②貸出期間

3日以内、ただし市長が特に必要があると認めるときは延長することができる。

③貸出料

1台1日につき 3,600円 (4/1~9/30)、3,660円 (10/1~)

④貸出方法

申請により承認した場合、市(西部清掃事務所)において会場まで搬送する。

⑤移動公衆便所仕様(貸出用)

500人用 4000 8台(男女兼用) 水 洗 式 4500 4台(") 合 計 12台

⑥貸出状況

区	分	合 計	無料	有 料	備考
3. 书	件数	87件	6 3 件	24件	使用料収入
成 27	日数	207日	181日	26日	172,800円
年度	台 数	457台	409台	48台	(@3,600× 台/日)
平	件数	85件	66件	19件	使用料収入
成 28	日数	205日	185日	20日	122,400円
年度	台 数	458台	424台	3 4 台	(@3,600× 台/日)
平	件数	81件	5 9 件	22件	使用料収入
成 29 年	日数	219日	195日	24日	162,000円
度	台 数	458台	413台	45台	(@3,600× 台/日)
平	件数	75件	6 0 件	15件	使用料収入
成 30 左	日数	228日	212日	16日	104,400円
年度	台 数	427台	398台	29台	(@3,600× 台/日)
令和	件数	66件	49件	17件	使用料収入
和元	日数	190日	172日	18日	118,800円
年度	台 数	378台	3 4 5 台	3 3 台	~9/30:@3,600×台/日 10/1~:@3,660×台/日

※貸出日数、貸出台数ともに延べ数

(5) 浄化槽

本市では、令和元年度末現在31,113基余の浄化槽が設置されている。これらの浄化槽の維持管理業務は、昭和51年7月当時のし尿収集許可業者6社から浄化槽汚泥収集部門を分離し、浄化槽清掃業者と統合した3業者、平成16年12月5日に編入した旧3町村(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村)の浄化槽清掃業者の3業者及び平成21年5月5日に編入した旧1村(勢多郡富士見村)の浄化槽清掃業者の1業者の許可業者で行っている。

①維持管理実績

区 分	清掃実施基数	清掃汚泥収集運搬量	1日当たり収集量	
平成27年度	27年度 11,854基 2		121.5kl	
平成28年度	11,838基	29, 771kl	122. 5kl	
平成29年度	11,466基	29, 416kl	120. 6k1	
平成30年度	12,075基	31, 229kl	127. 4k1	
令和元年度	11,783基	30, 903k1	127. 2kl	

※ 令和元年度1日当たり収集量 = 年間収集量/243日

②清掃・汚泥収集業者一覧表

番号	会 社 名	代 表 者	住	電話番号
1	㈱関東グンセイ	志賀 正信	高井町一丁目11-1	256-8800
2	㈱前橋浄化槽管理センター 休 止 中	赤間 成子	城東町五丁目5-13	234-2030
3	㈱ 都 市 セ ン タ ー	吉澤 力	荻窪町796-4	269-1780
4	(有) 大 胡 清 掃 社	坂部 順一	樋越町253−1	283-3040
5	(有) 宮 城 衛 生	阿久澤 進	市之関町1144-1	283-2231
6	侑 粕 川 衛 生	近藤 哲哉	粕川町室沢478−2	285-2687
7	何富士見清掃センター	長部 昌夫	富士見町引田476-53	288-3149

③人員、機材の状況

(令和2年3月31日現在)

区分	専 門 技術員	自動車運転手	管理助手	その他	中 型 バキューム車 4トン	小 型 バキューム車 2~3トン
㈱関東グンセイ	13人	7人		4人	2台	4台
㈱都市センター	12人	3人	7人	2人	3台	1台
(有)大胡清掃社	9人	10人	2人	4人	1台	3台
(有) 宮 城 衛 生	8人	1人		1人	1台	2台
街 粕 川 衛 生	1人	5人			3台	2台
(有富士見清掃 センター	3人	2人	3人	3人	1台	2台
計	46人	28人	12人	14人	11台	14台

- ※ 専門技術員とは、浄化槽管理士や、浄化槽技術管理者講習会等の修了者をいう。
- ※ 専門技術員で自動車運転手の場合は、専門技術員のみで計上する。

3 地域し尿処理施設

(1) 全体概要

地域し尿処理施設は、下川町住宅団地排水処理施設と城南住宅団地排水処理施設、新堀西住宅団地排水処理施設が稼働しており、これら施設の管理を行うと共に、19か所の集落排水処理施設を加えた22か所の脱水汚泥(一部、濃縮汚泥)の収集運搬を行っている。

※令和元年度末(令和2年3月31日)における住宅団地排水処理施設の合計使用戸数と人口:1,717 戸、人口4,158人(全人口の約1.2%)

施	設	名	•	処	理	区	域		施	設	概	要
下川町住宅団地排水処理施設 ・下川町住宅団地								(1) 処 理 方 式: 長時間曝気方式 (2) 最大処理能力: 2,050 m³/日 (3) 計画人口・戸数: 3,700人(743戸) (4) 供 用 開 始: S55.9~ (5) 令和2.3.31現在使用人口:1,706人(781戸)				[′] 目 ′43 戸)
城南住宅団地排水処理施設 城南住宅団地								(1) 処 理 方 式: 長時間曝気式+生物膜濾過 (2) 最大処理能力: 1,100㎡/日 (3) 計画人口・戸数: 1,900人(550戸) (4) 供 用 開 始: S61.12 ~ (5) 令和2.3.31現在使用人口:1,339人(570戸)				日 50戸)
新堀西 • 新		E団地 住宅E		処理が	 一設			(1) (2) (3) (4) (5)	最大処式計画人口供用	理能力: ・戸数: 開 始:	長時間曝気 575㎡/日 2,300人(3 H10.7 ~ 用人口:1,1	

(2) 各施設の概要(供用開始順)

①前橋市下川町住宅団地排水処理施設

群馬県企業局が下川淵、横手新堀地区の住宅団地造成に伴う生活排水処理のため、国の補助をうけて昭和54年から事業を実施した。昭和55年3月に施設が完成し分譲開始。

昭和55年9月から供用を開始し、計画処理区域内の水洗便所のし尿及び家庭雑排水処理を開始した。

(ア) 施設の概要

所 在 地 竣 工 年 月	下川町57番地8 昭和55年3月	日最大処理能力計画水質(目標値)	2,050㎡/日
	(県から移管56年3月)	BOD	20 p p m
施設の総敷地面積	$3,424.17\mathrm{m}^2$	S S	30 p p m
排水計画面積	$293,670\text{m}^2$	使用戸数(令和元年度末	781戸
処 理 方 法	長時間曝気方式	使用人口("	1,706人
計画処理人口	3,700人	処理区域 7	5川町住宅団地
計 画 戸 数	743戸	(下 川 町)
計画最大汚水量	5000 /人・日		

(4) 汚水流入量調

年	度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量	汚でい排出量
平成22	年度	248, 942 m³	1, 650 m ³	531 m³	682 m³	122. 50 m³
平成23	年度	252, 978 m³	5, 041 m ³	562 m³	691 m³	121. 90 m³
平成24	年度	237, 592 m³	2, 090 m ³	539 m³	651 m³	113. 50 m³
平成25	年度	224, 317 m³	1, 427 m³	523 m³	615 m³	103.80 m³
平成26	年度	218, 837 m³	1, 474 m ³	492 m³	600 m³	108. 50 m³
平成27	午度	218, 460 m ³	2, 041 m ³	501 m³	597 m³	95. 30 m³
平成28	年度	212, 280 m³	1, 741 m ³	498 m³	582 m³	78. 80 m³
平成29	年度	210, 435 m³	4, 581 m ³	488 m³	577 m³	88. 60 m³
平成30	年度	200, 514 m ³	1, 332 m³	480 m³	549 m³	84. 40 m³
令和元	年度	207, 833 m³	4, 500 m ³	465 m³	568 m³	95. 00 m³

(ウ) 処理施設の維持管理(令和元年度)

環境システム㈱(代表:吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (L269-1834)」に管理委託 (技術者管理:土日曜・祝日を除く、1日8時間)

(エ) 令和元年度の放流水の水質

検 査 項 目	基準値	検 査 成 績	備考
PH (水 素 イ オ ン 濃 度) BOD (生物化学的酸素要求量) SS (浮 遊 物 質 量) 大腸菌群数 全 窒 素 全 り ん	5.8~8.6 25 mg/0 50 mg/0 3,000 個/cm³ 120 mg/0 16 mg/0	6.7 ~ 7.4 1未満 ~ 5 1未満 ~ 6 30未満 ~ 89 3 ~ 12 0.4 ~ 3.5	毎月1回 採水検査

②前橋市城南住宅団地排水処理施設

城南地区の荒子町に、住宅政策の一環として前橋工業団地造成組合が住宅団地を造成。排水処理施設は前橋市が設置することとし、昭和61年11月に施設が完成、昭和61年12月から供用を開始した。

(ア) 施設の概要

所 在 地 竣 工 年 月	鶴が谷町31番地10 昭和61年11月	日最大処理能力計画水質(目標値)	1,100㎡/日
施設の総敷地面積 排水計画面積 処理方法 計画処理人口 計画戸数 計画最大汚水量	1,531.06㎡ 204,000㎡ 長時間曝気方式 + 生物膜濾過 1,900人 550戸 5100 /人·日	BOD S S 使用戸数(令和元年度末 使用人口(" 処理区域 切	10ppm 10ppm 570戸) 1,339人 成南住宅団地 鶴が谷町)

(4) 汚水流入量調

年	度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量	汚でい排出量
平成22	年度	212, 738 m³	777 m³	528 m³	583 m³	99. 90 m³
平成23	年度	207, 238 m³	1, 215 m³	506 m³	566 m³	91. 50 m³
平成24	年度	199, 785 m³	657 m³	477 m³	547 m³	96. 00 m³
平成25	年度	189, 951 m³	708 m³	440 m³	520 m³	94. 60 m ³
平成26	年度	183, 358 m³	734 m³	404 m³	502 m³	97. 20 m³
平成27	年度	184, 984 m³	727 m³	295 m³	505 m³	98. 80 m³
平成28	年度	186, 966 m³	717 m³	441 m³	512 m³	90. 30 m³
平成29	年度	180, 523 m³	808 m³	429 m³	495 m³	103. 30 m³
平成30	年度	175, 934 m³	600 m³	429 m³	482 m³	98. 00 m³
令和元	年度	179, 759 m³	799 m³	414 m³	491 m³	96. 80 m³

(ウ) 処理施設の維持管理(令和元年度)

環境システム㈱(代表:吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (元269-1834)」に管理委託 (技術者管理:土日曜・祝日を除く、1日8時間)

(エ) 令和元年度の放流水の水質

検 査 項 目	基準値	検 査 成 績	備考
PH (水素イオン濃度) BOD (生物化学的酸素要求量) SS (浮遊物質量) 大腸菌群数 全窒素 全りん	5.8~8.6 25 mg/0 50 mg/0 3,000 個/cm³ 120 mg/0 16 mg/0	6.5 ~ 7.3 1未満 ~ 3 1未満 ~ 3 30未満 ~ 100 1未満 ~ 8 1.0 ~ 3.1	毎月1回 採水検査

③前橋市新堀西住宅団地排水処理施設

新堀西住宅団地の造成に伴う生活排水処理のため、平成9年7月から処理施設の建設を着工した。 平成10年7月に施設が完成し供用を開始し、計画処理区域内の水洗便所のし尿及び家庭雑排水処理を 開始した。平成29年4月に地元自治会から市へ処理施設が移管された。

(ア) 施設の概要

所 在 地 竣 工 年 月	新堀町318番11 平成10年7月	日最大処理能力計画水質(目標値)	575 ㎡ / 日
(地元自治会	会から移管平成29年4月)	ВОД	20 p p m
施設の総敷地面積	529.45m^2	S S	50 p p m
処 理 方 法	長時間曝気方式	使用戸数(令和元年度)	末) 366戸
計画処理人口	2,300人	使用人口(") 1,113人
計 画 戸 数	372戸	処理区域	新堀西住宅団地
			(新堀町)

(4) 汚水流入量調

年	度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量
平成29	9年度	109, 900 m ³	332 m³	254 m³	301 m³
平成30	0年度	108, 943 m³	331 m³	259 m³	298 m³
令和元	足年度	106, 736 m³	348 m³	249 m³	292 m³

[※]汚泥は、濃縮汚泥として搬出

(ウ) 処理施設の維持管理(令和元年度)

環境システム㈱(代表:吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (元269-1834)」に管理委託 (技術者管理:土日曜・祝日を除く、巡回点検)

(エ) 令和元年度の放流水の水質

検 査 項 目	基準値	検 査 成 績	備考
PH (水素 イオン濃度) BOD (生物化学的酸素要求量) SS (浮遊物質量) 大腸菌群数 全窒素 全りん	5.8~8.6 25 mg/0 50 mg/0 3,000 個/cm³ 120 mg/0 16 mg/0	6.3 ~ 7.1 1 ~ 8 2 ~ 31 $30未満 \sim 600$ 4 ~ 13 2.9 ~ 3.9	毎月1回 採水検査

第10章 環境衛生

1 あき地の環境管理

前橋市あき地の環境管理に関する条例(昭和50年前橋市条例第8号)に基づき、原則として市街 化区域内のあき地に繁茂している雑草等の除去について、所有者(管理人)に対し、火災等の発生 及び近隣住民の生活環境を損なわないように指導している。

【あき地の除草指導件数】

区 分	件	数	面	積
平成23年度		94件	Ę	56, 917. 42 m²
平成24年度		133件	6	57, 750. 27 m²
平成25年度		121件	7	1, 169. 87 m²
平成26年度		115件	6	6, 052. 24 m²
平成27年度		78件		7, 014. 46 m²
平成28年度		77件	4	3, 747. 64 m²
平成29年度		109件	1	7, 255. 69 m²
平成30年度		100件	7	8, 851. 93 m²
令和元年度		110件	15	3, 164. 72 m²

1 ごみ減量推進

(1) 前橋市有価物集団回収奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、住民団体が自主的に行う有価物の集団回収およびリユース活動に対して奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、前橋市再生資源等集団回収等の 登録に関する要綱第3条の登録を受けた団体(以下「実施団体」とい う。)とする。

(奨励金の種類等)

第3条 奨励金の種類、対象となる品目及び算定の基準は、次のとおりとする。

9 る。 「	T	I
種類	対象となる品目	算定の基準
1 回収実績奨励金 2 増加促進奨励金 (1) 平均回収進奨励金 (2) 平均増加収進類励金	1 紙 (1)新聞 (2)段ボール (3)雑誌 (4)紙パック (5)雑古紙 2 衣類等	1 kg当 P P
		以上増加している場合、

	1年あたり6,000円 年間の平均回収量が、前 年度と比較して20%以 上増加している場合、1 年あたり9,000円
3 リユース促進奨励金	市の示す条件を満たした リュース宝市(不用に 換会)を1回開催したり クローカーの 中の示す条件を満たした リカーの 中の示す条件を があたり りの示すを での のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの

- (注) 1 対象品目については、家庭から排出されたものとする。
 - 2 奨励金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 回収実績奨励金および増加促進奨励金については、回収業者への 引渡しをもって回収実績とする。

(実績報告)

第4条 実施団体は、有価物集団回収の実績報告について、次のとおり市に 提出することとする。

(1) 月次報告

当該実施団体を担当する回収業者が提出する前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価物回収実績報告書によるものとする。

(2) 年次報告

当該年度の有価物集団回収の実績を有価物集団回収実績報告書(様式第1号)により市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

- 第5条 市長は、回収実績奨励金について、実施団体が行った有価物集団 回収を審査し、適当と認めたときは、当該団体に対してその旨を通知 し、回収実績奨励金を交付するものとする。
- 2 市長は、増加促進奨励金について、活動の内容を審査し、適当と認め たときは、当該団体に対してその旨を通知し、増加促進奨励金を交付す るものとする。

3 奨励金は、次のとおり交付する。ただし、増加促進奨励金は当該年度 分を一括して第4四半期の回収実績分と併せて交付することとする。

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	4 月	7 月	10 月	1 月
実施月	5 月	8 月	11 月	2 月
	6 月	9 月	12 月	3 月
団体奨励金	7月末日ま	10 月末日ま	翌年1月末	5月末日ま
交付期日	で	で	日まで	で

(奨励金の返還)

- 第6条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当 するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることがで きる。
 - (1) 奨励金の受給にあたり不正があったとき。
 - (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

1 有価物集団回収実績報告書(様式第1号)

取扱担当課

前橋市役所ごみ減量課(2階)

電話 898-6272 (直通)

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付		市民が自主的に回収した有価物を適正かつ確実に再生使用又は再生利用するために、
		再生資源等集団回収登録業者に対し有価物集団回収事業回収業者助成金(以下「業者助
		成金」という。)を交付することにより、市況の変動にかかわらず本事業を円滑に実施す
		ることを目的とします。
内	対象となる	前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条各号の要件を満たす業
容	業者	者(以下「回収業者」という。)
	対象となる	有価物とは、前橋市有価物集団回収奨励金交付要領第3条に掲げる品目のうち、紙及
	有価物	び衣類等として掲げる品目です。
	交付決定	市長は、回収業者より業者助成金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と
		認められるときは、回収業者助成金交付決定通知書(様式第2号)を交付します。
	交付金額	1 実勢価格および交付基準額(1 kg 当たり8円)、差金基準額(1 kg 当たり9円)を
		元に対象の品目ごとに交付差金と実勢差金を算定し、回収量を乗じた交付差金の総額が
		回収量を乗じた実勢差金の総額を上回った場合、その差額を業者助成金として交付しま
す。ただし、算出		す。ただし、算出した業者助成金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て
ます。		ます。
(交付差金の計		(交付差金の計算方法)
		交付差金=(交付基準額(1kg 当たり8円)-実勢価格(1kg あたり))
		*実勢価格が交付基準額 (1kg 当たり8円)を下回った有価物のみを対象としま
		す。
		*1kg 当たりの交付差金の上限は6円とします。
		(実勢差金の計算方法)
		実勢差金= (実勢価格(1kg あたり) - 差金基準額(1kg 当たり9円))
		*実勢価格が差金基準額 (1 kg 当たり 9円) を上回った有価物のみを対象としま
		す。
		2 実勢価格は、有価物の品目ごとに市況価格及び市内の取引価格を基に市が定めま
		す。
		3 実勢価格が変動する場合は、交付差金の上限金額を変更することができる。

交付条件 1 回収業者は、実勢差金の総額が交付差金の総額を上回った場合、その差額を実施 団体に直接支払わなければなりません。 2 回収業者は、市況等の変動にかかわらず、実施団体が回収した有価物をすべて回 収し、適正にリサイクルしなければなりません。 3 実施団体から回収した有価物の品目ごとの重量を記載した仕切書(以下単に「仕 切書」という。)を、回収後速やかに実施団体に交付しなければなりません。なお、 実勢差金が生じるときは、その金額、支払い方法及び時期を仕切書に記載しなけれ ばなりません。 4 業者助成金に係る収入及び支出を明らかにした書類の提出を求められた場合は、 これに応じなければなりません。 5 市が実勢価格を定めるに当たり、市から市内の取引価格の照会を受けたときは、 これに応じなければなりません。 交 交付、請求手続 1 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価 物回収実績報告書を作成し、仕切書の写し、計量票、回収品目実績表等を添付のうえ、 付 及び実績報告 手 遅滞なく市長に提出してください。 続 2 業者助成金の交付申請 回収業者は、業者助成金の交付を受けようとするときは、次の表に掲げる有価物 の回収月の区分に応じ、当該区分に対応する期日までに、回収業者助成金交付申請 書(様式第1号)を市長に提出してください。 4月 7月 10月 1月 回収月 5月 8月 11月 2月 12月 6月 9月 3月 業者助成金交付 7月10日 10月10日 翌年1月 4月10日 申請書提出期日 まで まで 10 日まで まで 3 市長は、前号に規定する業者助成金の交付申請があったときは、第1号の規定に より提出された有価物回収実績報告書の内容と適合しているかなどこれを審査し、 交付すべき助成金の額を確定し、回収業者助成金交付決定通知書(様式第2号)によ り当該回収業者に通知します。 4 市長は、前号の交付決定を行った以後、当該回収業者から回収業者助成金請求書 (様式第3号)による請求に基づき、請求の日後30日以内に、助成金を交付しま

す。

	交付決定の取	1 次の場合は、業者助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。		
	消し・助成金	(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。		
	の返還	(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。		
		2 次の場合は、指定された期限までに、業者助成金を返還しなければなりません。		
		(1) 業者助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分		
		の金額		
		(2) 交付を受けた業者助成金の額が、交付の対象となる事業の実績に基づき積算し確		
		定した額を超える場合 超える部分の金額		
様	申請書等の様式	1 回収業者助成金交付申請書(様式第1号)		
式		2 回収業者助成金交付決定通知書(様式第2号)		
		3 回収業者助成金請求書(様式第3号)		

(3) 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年前橋市規則第15号。以下「規則」という。)第6条の5第1項に規定する再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録に関し、及び規則第6条の5第2項に規定する再生資源等集団回収活動に係る業者としての登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施団体の登録要件)

- 第2条 規則第6条の5第1項に規定する、再生資源等集団回収活動を行う団体(以下「実施団体」という。)の登録を受けようとするものに必要なその他市長が定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 前橋市民で構成された営利を目的としない団体であること。
 - (2) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収し、又は団体の構成員の家庭から発生する再生資源等を自主的に持ち寄ることにより、再生資源等の集団回収を行い、家庭ごみの減量及び資源の有効活用を図ろうとする団体であること。
 - (3) 再生資源等の集団回収を同一年度内に4回以上、実施月日を定めた実施計画に基づき、計画的かつ自主的に行う団体であること。
 - (4) 1回あたりの再生資源等の回収量をおおむね1トン以上見込める団体であること。
 - (5) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収する実施団体にあっては、実施に当たって当該自治会等地域内において、支障がないと認められること。 (実施団体の登録、変更及び廃止)
- 第3条 実施団体の登録を新たに受けようとする団体及び継続して実施したい団体は、 有価物集団回収団体登録申請書(様式第1号。以下「団体登録申請書」という。) を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する団体登録申請書の提出があったときは、その内容を審査 し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該団体に有価物 集団回収活動団体登録証(様式第2号。以下「団体登録証」という。)を交付する とともに実施団体登録台帳に登載するものとする。ただし、継続して実施したい団 体に対する団体登録証の交付は、省略できるものとする。
- 3 実施団体は、登録事項に変更が生じたときは、有価物集団回収活動団体登録変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出するものとする。ただし、団体登録申請書の提出により変更事項を申し出たときは、省略できるものとする。

- 4 実施団体は、再生資源等集団回収活動を実施しないこととなったときは、有価物 集団回収活動廃止届(様式第4号)をそれぞれ速やかに市長に提出するものとする。 (回収業者の登録要件)
- 第4条 規則第6条の5第2項に規定する、再生資源等集団回収活動に係る業者(以下「回収業者」という。)の登録を受けようとするものに必要な市長が定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 市内に本店または営業所を有する事業者であること。
 - (2) 実施団体が回収した再生資源等すべての品目を買取り、若しくは無償で引き取り、適正にリサイクルを行うこと。
 - (3) 回収量の多寡にかかわらず、いずれの実施団体に対しても同様に回収を行うこと。
 - (4) 実施団体が行う再生資源等集団回収活動について、月ごとの実績を取りまとめ、 有価物回収実績報告書(様式第5号)を作成のうえ、関係書類を添えて、遅滞な く市長に提出すること。
 - (5) 再生資源等集団回収活動の円滑な実施に支障がないと認められること。
 - (6) この要綱に定められた事務を適正に処理すること。

(回収業者の登録、変更及び廃止)

- 第5条 回収業者の登録を新たに受けようとするもの及び継続して実施したいものは、 再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書(様式第6号。以 下「業者登録申請書兼実施計画書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出し なければならない。
 - (1) 集団回収事業計画書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する業者登録申請書兼実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該申請者に再生資源等集団回収業者登録証(様式第7号。以下「業者登録証」という。)を交付するとともに回収業者登録台帳に搭載するものとする。ただし、継続して実施したいものに対する業者登録証の交付は、省略できるものとする。
- 3 回収業者は、登録事項に変更が生じたとき、又は再生資源等集団回収活動を廃止 するときは、速やかに再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届(様式第8号)を 市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有価物集団回収における使用済小型家電の取扱開始に伴う経過措置)

2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月29日から平成30年3月3 1日までの間においては、回収業者の登録を新たに受けようとするものに対する審 査及び登録証の交付は、行わない。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日という。」) 以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収 業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日という。」) 以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収 業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

- 1 有価物集団回収団体登録申請書(様式第1号)
- 2 有価物集団回収活動団体登録証(様式第2号)
- 3 有価物集団回収活動団体登録変更届(様式第3号)
- 4 有価物集団回収活動廃止届(様式第4号)
- 5 有価物回収実績報告書(様式第5号)
- 6 再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書(様式第6号)
- 7 再生資源等集団回収業者登録証(様式第7号)
- 8 再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届 (様式第8号)

(4) 前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項

令和2年5月28日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ減量課(2階) 電話 898-6272 (直通)

224-1111 (内線2951)

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

	交付金額	1 生ごみ処理容器は、購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)で、3,000
		円を限度とします。
		2 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額(100
		円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)で、20、
		000円を限度とします。
		3 枝葉粉砕機は購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端
		数がある場合は、その端数を切り捨てた額)で、10,000円を
		限度とします。
		4 上記1~3とも購入費とは現金及びクレジットカードで支払っ
		た額とする。(クーポン利用、ポイントで支払った額は対象外)
交	交付条件	1 ごみ減量化器具の機能を良好な状況で保持し、5年以上使用する
付		とともに、適正な維持管理に努めなければなりません。
手		2 ごみ減量化器具により処理したものは、自らの責任において有効
続		に活用してください。
等	交付申請の	ごみ減量化器具を購入する前に必ずごみ減量課へ電話またはメー
	方法、時期等	ルで助成金交付の申し込みをしてください。予算額に達した時点で申
	73 127 (37)	し込みの受付は終了します。
		交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添付して、申
		込日から2か月以内(令和3年2月1日以降の場合は令和3年3月3
		1日まで)に申請してください。
		1 領収書(申請者氏名及び購入品目の名称等が明記されている原 本)
		2 製造メーカー保証書の写し(電動式生ごみ処理機および枝葉粉砕
		機の場合)(型番、製造番号、保証期間、申請者氏名、住所等が明記さ
		れており、購入先がわかるもの)
	交付決定、確	1 申請のあった翌月に決定及び確定します。ただし、3月中に提出
	定の時期等	がされたものは当月内に決定及び確定します。
		2 交付決定及び確定後、交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)
	3+ N = 1.VL	により通知します。
	請求の方法、	1 交付請求書(様式第3号)に交付決定通知書兼確定通知書(様式 第2号)の写しを添付して請求してください。
	支払時期等	第2万 の争しを称りして請求して、たさい。 2 提出された請求書に基づき請求日から20日以内に支払います。
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	交付決定の	1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されま
	取消し	す。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
	又は助成金	(1) 腐りての他不正な子段により交れ伝足又は交れを支けたとさ。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
	の返還	2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければな
		りません。
		(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場
		合は、取消しに係る部分の金額。
		(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実
		績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金
		額。

申請書等の	1 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び市長が必要と認め
様式	る書類
4	2 交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)
	3 交付請求書(様式第3号)

(5) 前橋市リユース食器利用費補助金交付要項

令和2年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ減量課(2階)

電話 027-898-6272 (直通)

027-224-1111 (内線2951)

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

- 1111	90 亚 9 人口口	17、四谷、文門子航寺は、仏のこわりです。
交付目的		前橋市内の自治会等の団体が開催又は出店するイベントに
		おいて、繰り返し洗って使用する飲食容器(以下「リユース食
		器」といいます。)を利用する費用の一部を補助することによ
		り、ごみの発生抑制及びリユース意識の普及啓発に資するこ
		とを目的とします。
	補助事業者	前橋市内の自治会、学校、商店会、NPO及びその他市長が
内		認める団体(以下「実施団体」といいます。)とします。
容	交付の対象	1 対象事業
	となる事業	次のいずれにも該当する事業とします。
	及び経費	(1) 実施団体が開催又は出店するイベントにおいて、リユ
		ース食器の利用を予定する事業
		(2) イベント会場内で参加者にリユース食器を用いて延べ
		100食以上の飲食品の提供を予定する事業
		2 対象経費
		(1) リユース食器のレンタル料
		(2)リユース食器の送料
		(3) (1)及び(2)に係る消費税
		※リユース食器の紛失、破損による弁償額は補助の対象とは
		なりません。
		※リユース食器のレンタル手続完了後、雨天等やむを得ない
		理由によりイベントが中止となった場合でも、実際にかか
		った対象経費は補助の対象となります。
	交付金額	対象経費の2分の1の額(ただし、10円未満の端数が生じ
		たときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限額としま
		す。なお、補助金の総額は、予算の範囲内とします。
	交付条件	1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査
		に応じることを求められた場合は、これに応じなければな
		りません。
		2 補助事業で使用するリユース食器は、衛生的に殺菌、洗浄
		及び保管できる事業者からレンタルして使用しなければな
		りません。
		3 一度使用した食器を会場内で独自で洗浄し、再び使用して
		はいけません。
		4 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋

		市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定通知書に記し
	交付申請の	載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 補助事業者は、イベント開催日の14日前までに、次の書類
	方法、時期等	一冊の事業有は、イベンド開催日の14日前までに、次の音類 により申請してください。
<u> 75</u>	刀伍、时朔守	1 交付申請書
交付申		2 事業計画書
		2 事来可画音 3 リユース食器のレンタル見積書(内訳が分かるもの)の写
計		3 9 年 八良命のレンクル元傾音(内帆が力がるもの)の子
の	去日油片面	
手	交付決定の	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から10日以
続	時期等	内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
等	対象事業が	1 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
	変更、中止又	には、変更等の手続が必要となります。
	は廃止とな	(1) 補助事業に要する経費を変更(補助対象経費における
	った場合の	30%以内の減額変更を除きます。)しようとする場合
	手続	(2) 補助事業の内容を変更(補助事業の目的及び効果に影
		響しない程度の軽微の変更を除きます。)しようとする場
		合
		(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
		2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提
		出し、承認の決定を受けなければなりません。
	変更等承認	変更等承認申請書を受理した日から10日以内に、承認の可
	決定の時期	否を決定し、通知します。
	等	
	実績報告書	1 事業が完了した日(イベントが終了した日)から30日以
	の提出	内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類
		により報告してください。 (1) 実績報告書兼収支決算書
		(1) 夫領報音音兼収文伏昇音 (2) リユース食器のレンタル請求書(内訳が分かるもの)
		(2) リューへ良品のレンタル調水音 (内訳が分かるもの) 又は領収書 (内訳が分かるもの) の写し
		(3) リユース食器利用状況写真(雨天等やむを得ない理由)
		により、イベントが中止となった場合を除きます。)
		2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助
		金額を確定し、通知します。
	請求の方法、	1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類に
	支払時期等	より請求してください。
		(1) 補助金交付請求書
		(2) 交付決定通知書の写し
		(3) 補助金額確定通知書の写し
		2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に
		支払います。

	交付決定の	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消さ		
	取消し又は	れます。		
	補助金の返	(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受け		
	還	たとき。		
		(2) 補助金を他の用途に使用したとき。		
		(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違		
		反したとき。		
		2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなけ		
		ればなりません。		
		(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消		
		された場合 取消しに係る部分の金額		
		(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び		
		経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場		
		合 超える部分の金額		
様	申請書等の	1 交付申請書(様式第1号)		
式	様式	2 事業計画書 (様式第2号)		
		3 交付決定通知書(様式第3号)		
		4 不交付決定通知書(様式第4号)		
		5 変更等承認申請書 (様式第5号)		
		6 変更等承認通知書 (様式第6号)		
		7 実績報告書兼収支決算書(様式第7号)		
		8 補助金額確定通知書(様式第8号)		
		9 補助金交付請求書(様式第9号)		

(6) 前橋市市民リサイクルの日を定める要綱(平成8年8月1日告示第178号)

(趣旨)

第1条 市民一人ひとりが、ごみを減量しリサイクルすることの重要性について理解と関心を深め、より豊かなリサイクル社会を築き上げていく機運を高める日として、前橋市民リサイクルの日(以下「リサイクルの日」という。)を設ける。

(リサイクルの目)

第2条 リサイクルの日は、10月20日とする。

(行事等)

第3条 市は、リサイクルの日の広報活動を実施するとともに、リサイクルの日を中心として、リサイクルの日の趣旨にふさわしい行事等を実施するものとする。

(市民等の協力)

第4条 市は、市民及びリサイクル関係団体その他の団体に対し、リサイクルの日の趣旨にふさわし い行事を実施するよう、協力を求めるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

(7) 前橋市環境美化推進員設置要綱

(目的)

第1条 本市におけるごみの減量とリサイクルの推進、有価物集団回収の促進、ごみ分別の徹底、地域環境の美化を市と市民が協働することを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8の規定に基づく廃棄物減量等推進員として前橋市環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(定数)

第2条 推進員は、各自治会におおむね100世帯に1人とする。ただし、地区の事情により変更できるものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を 有し、自治会が推薦する者を市長が委嘱する。

(推進員の役割)

- 第4条 推進員の役割は、次のとおりとする。
 - (1) ごみの減量及び3Rの普及啓発に関すること。
 - (2) ごみの適正排出に係る指導及び啓発に関すること。
 - (3) 有価物集団回収の推進に関すること。
 - (4) 地域美化の推進に関すること。
 - (5) 不法投棄等の情報提供に関すること。

(任期)

- 第5条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 推進員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員証及び貸与品)

- 第6条 推進員は、役割の実践において、別に定める前橋市環境美化推進員証を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。
- 2 推進員は、市が貸与する物品等を着用するものとする。

(推進員の解任)

- 第7条 市長は、推進員が、次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。
 - (1) 自治会から変更推薦書が提出されたとき。
 - (2) 推進員自ら辞退の申出があったとき。
 - (3) その他市長が必要があると認めたとき。
- 2 推進員は、前項の規定により委嘱を解かれたときは、速やかに前橋市環境美化推進員証及び貸与 品を返還しなければならない。

(報告、意見等)

第8条 自治会は、推進員の活動に協力するとともに、推進員の活動内容、意見等を市長に報告するものとする。

(会 議)

第9条 市は、推進員相互の交流を図り、ごみに関する理解を深めるため、意見交換会又は研修会を 開催するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

(任期の特例措置)

2 この要綱の施行の日から平成8年3月31日までの間において委嘱を受けた推進員の任期については、第5条1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附即

この要綱は、平成16年8月4日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

(8) 前橋市剪定枝粉砕機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭等において樹木等を剪定することにより発生する枝(以下「剪定枝」という。) の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図るため、剪定枝粉砕機(以下「粉砕機」という。) の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 粉砕機の貸出しを受けることができるもの(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する個人及び市内に所在する自治会等の団体で、市内において所有し、又は管理する土地で発生する剪定枝を自ら処理しようとするものとする。ただし、営利その他事業の用に供する目的で使用しようとするものを除く。

(貸出期間等)

- 第3条 粉砕機の貸出期間は、貸出日から起算し4日以内とする。ただし返却日が前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日(以下「翌平日」という。)をもって返却日とする。(貸出しの予約)
- 第4条 粉砕機の貸出しを受けようとするもの(以下「利用者」という。)は、貸出日の属する前月の初日から貸出日の7日前の日(その日が市の休日に当たるときは、翌平日)までに予約しなければならない。
- 2 市長は、前項の予約があったときは、剪定枝粉砕機予約受付簿(様式第1号)に必要事項を記入するものとする。

(貸出しの申込み)

第5条 前条の予約をした利用者は、貸出日までに剪定枝粉砕機借用申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者が市内に住所を有する個人であるときは、運転免許証、健康保険証その他住所を確認するための書類を提示しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条の規定による剪定枝粉砕機借用申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、 貸出しの可否を決定するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 粉砕機の貸出しに係る費用は、無償とする。
- 2 貸出期間中における粉砕機の運搬、維持管理等に要する経費は、利用者の負担とする。 (貸出し及び返却の場所)
- 第8条 粉砕機は、原則として、利用者が市の指定する場所で貸出しを受け、返却を行うものとする。 (使用報告)
- 第9条 利用者は、粉砕機を返却する際に剪定枝粉砕機使用報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

- 第10条 利用者は、粉砕機の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝を堆肥、土壌改良材、雑草防止材等として有効利用するものとし、 ごみ集積場所に排出しないこと。

- (2) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (3) 使用上の注意を守り、事故に十分注意するとともに、騒音防止、ごみの散乱防止等に十分配慮すること。
- (4) 粉砕機に異常があるときは、速やかに市へ報告し、その指示に従うこと。
- (5) 粉砕機を転貸しないこと。
- (6) 粉砕機を営利目的に利用しないこと。
- (7) その他市の係員の指示に従うこと。

(貸出しの中止)

第11条 市長は、利用者が前条に掲げる遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、粉砕機の貸出しを中止し、貸出期間中であっても返却させることができる。

(損害の賠償)

- 第12条 利用者は、粉砕機を運搬し、及び使用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由により、粉砕機を減失し、若しくは毀損し、又は汚損したときは、市 の指示に従い、その損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。
- 2 この要綱に基づく粉砕機の貸出しは、貸出日が平成28年 7月 1日以降のものについて適用する。

(9) 前橋市紙リサイクル庫排出事業者登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクルに取り組む事業者の紙類の資源化を促進するため、事業系 (店舗、飲食店、事務所等)の紙類を少量排出する事業者(以下「事業所」という。)を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、登録した事業者は、紙類をリサイクル庫に無償で持ち込みすることができるものとする。

(登録要件)

- 第2条 登録要件は、次に掲げる事業所とする。
 - (1) 市内の事業者、又は市内に事務所等を有する事業所であること。
 - (2) ごみの減量・リサイクルに取り組む事業所であること。
 - (3) 紙類を少量排出する事業所であること。
 - (4) 搬入量は、1回につき軽トラック半台分(150kg)以内であること。
 - (5)搬入回数は、月4回以内であること。

(搬入品目)

第3条 リサイクル庫に持ち込みできる紙類は、新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック及び雑古紙の5品目とする。

(搬入場所)

- 第4条 紙類を持ち込みできる場所は、別表第1のとおりとする。
- 2 市長は、事業所に対し、搬入場所を指定するものとする。

(登録申請)

第5条 登録の申し込みをしようとする事業所は、「前橋市紙リサイクル庫排出事業者登録申請書」(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録)

- 第6条 市長は、前条の申請に基づき、第2条に掲げる各号に該当すると認められた事業所を「前橋市 紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、登録証(様式第2号)を交付する。
- 2 事業所は、登録証に基づき指定された場所に紙類を搬入することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

六供清掃工場	六供町1536番地
西部清掃事務所	大渡町一丁目19番地5
公園管理事務所	六供町1420番地
大胡支所	堀越町1115番地
宮城支所	鼻毛石町1507番地4
粕川支所	粕川町西田面216番地1
富士見支所	富士見町田島240番地
城南支所	二之宮町1320番地
南橘市民サービスセンター	日輪寺町158番地
桂萱市民サービスセンター	上泉町141番地3
東市民サービスセンター	箱田町543番地1
上川淵市民サービスセンター	後閑町35番地
下川淵市民サービスセンター	鶴光路町701番地
芳賀市民サービスセンター	鳥取町817番地
元総社市民サービスセンター	元総社町三丁目1番地1
総社市民サービスセンター	総社町総社1583番地2
永明市民サービスセンター	小屋原町1857番地3
前橋市役所	大手町二丁目12番1号
水道局	岩神町三丁目13番15号
総合福祉会館	日吉町二丁目17番地10
前橋市保健センター	朝日町三丁目36番17号
南消防署	西善町766番地2
大渡温水プール・トレーニングセンター	大渡町二丁目3番地11
ヤマト市民体育館前橋	上佐鳥町460番地1
児童文化センター	西片貝町五丁目8番地
東部共同調理場	荒子町1439番地1
西部共同調理場	総社町総社2368番地1
市立前橋高等学校	上細井町2211番地3

2 し尿処理

(1) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例 (平成12年3月30日条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づく浄化 槽清掃業の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証の交付等)

- 第2条 市長は、法第35条第1項の許可の申請があった場合は、内容を審査し、これを許可したとき は、浄化槽清掃業許可証(以下「許可証」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の規定による許可の有効期間は、2年とする。
- 3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。 (従事者証の交付等)
- 第3条 浄化槽清掃業者は、その業務に従事する者(以下「従事者」という。)を市規則で定めるところにより市長に届け出て、浄化槽清掃業従事者証(以下「従事者証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 浄化槽清掃業者は、従事者に対し従業中は常に従事者証を所持させなければならない。
- 3 従事者証の有効期間は、2年とする。
- 4 浄化槽清掃業者は、従事者証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再 交付を受けなければならない。

(手数料の額)

- 第4条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請する者 1件につき 5,000円
 - (2) 第2条第3項の規定により許可証の再交付を申請する者

1件につき 2,500円

- (3) 第3条第1項の規定により従事者証の交付を申請する者 従事者1人につき 1,000円 (手数料の徴収等)
- 第5条 手数料は、申請の際に徴収する。
- 2 納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

「平16条例19·一部改正]

(前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例の廃止)

2 前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例(昭和60年前橋市条例第24号)は、廃止する。 [平16条例19・一部改正]

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則(昭和60年前橋市規則第23号)の規定に基づいて交付されている許可証又は従事者証は、この条例の規定に基づいて交付された許可証又は従事者証とみなす。

[平16条例19·一部改正]

- 4 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則の規定により許可又は従事者証 の交付を受けている者に係る許可又は従事者証の有効期間については、なお従前の例による。
- 5 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

6 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町浄化 槽の清掃業に関する条例(昭和60年大胡町条例第14号)、宮城村浄化槽の清掃業に関する条例(昭 和60年宮城村条例第9号)又は粕川村浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年粕川村条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

「平16条例19·追加]

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

7 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村浄化槽の清掃業に関する条例 (昭和60年富士見村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相 当規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48・追加]

附 則 (平成16年9月15日条例第19号) 抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。附 則(平成20年12月12日条例第48号) 抄(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

(2) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則 (昭和60年9月27日規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)及び前橋市浄化槽 清掃業許可等に関する条例(平成12年前橋市条例第21号。以下「条例」という。)の規定に基 づく浄化槽清掃業許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 法第35条第1項による許可を受けようとするものは、浄化槽清掃業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(許可申請の添付書類)

- 第3条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)第1 0条第2項第5号に規定する市長が必要と認める添付書類は、次の事項を記載したものとする。
 - (1) 代表者の本籍及び生年月日
 - (2) 代表者及び従業員の業務経験年数
 - (3) 専門的知識を有する者の氏名及び資格証明書の写し
 - (4) 汚泥等の収集、運搬及び処分の方法
 - (5) 浄化槽清掃実績
 - (6) 取扱料金
 - (7) 前条号に定めるもののほか市長が必要と認める事項 (許可証等)
- 第4条 条例第2条第1項の浄化槽清掃業許可証(以下「許可証」という。)は、様式第2号による ものとする。
- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

- 第5条 許可証の交付を受けた者は、条例第2条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。 (営業の休止)
- 第6条 浄化槽清掃業者が営業を休止しようとするときは、その15日前に市長に届け出なければならない。

(許可証の返納)

- 第7条 浄化槽清掃業者は、許可証の有効期間が満了し、又は営業の許可を取り消されたときは、直 ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- 2 浄化槽清掃業者が死亡、合併又は解散したときは、本人、相続人、合併後存続する法人の代表者又は精算人は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに当該許可証を返納しなければならない。
- 3 浄化槽清掃業者が営業を廃止したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。 (実績報告書の提出)
- 第8条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌月10日までに、浄化槽清掃実績報告書 (様式第4号)により市長に提出しなければならない。

(従事者証)

第9条 浄化槽清掃業者は、条例第3条第1項の浄化槽清掃業従事者証(様式第5号。以下「従事者

証」という。)の交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業従事者証交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 浄化槽清掃業者は、条例第3条第4項の規定により従事者証の再交付を受けようとするときは、 浄化槽清掃業従事者証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 従事者証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の従事者証は、その効力を失うものとする。
- 4 従事者証を所持しない者は、業として行う浄化槽の清掃に従事することができない。
- 5 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 従業員が退職その他の理由により浄化槽清掃業に従事しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届けるとともに当該従事者証を返納しなければならない。

(その他)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、特別の事項については、市長が別に定める。 附 則(抄)
- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年前橋市規則第 13号。以下「旧規則」という。)第27条第1項の規定により交付された従業員証については、 この規則第8条第1項により交付された従業員証とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした申請、届出その他の 手続きは、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたもの とみなす。

附 則(平成5年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可書は、改正後の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可証とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第8条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規 則第8条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。

附 則(平成10年3月13日規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第41号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第77号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

(3) 前橋市浄化槽清掃業指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽に関する行政の円滑な運営を図るため、前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則(昭和60年前橋市規則第23号)第10条の規定に基づき、浄化槽清掃業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業者の責務)

第2条 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、業務の実施に関しては、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条に規定する事項を遵守し、当該浄化槽の機能が充分に発揮されるよう努めなければならない。

(汚泥の処理)

第3条 本市のし尿処理施設へ投入することができる汚泥は、本市の区域において許可業者が処理した汚泥に限るものとする。

(契約)

第4条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行うときは、事前に浄化槽管理者と書面で清掃の契約を 締結しなければならない。

(清掃完了届)

第5条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を完了したときは、当該月に係る分を翌月10日までに、 浄化槽清掃完了届(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

(印刷物等作成の事前協議)

第6条 浄化槽清掃業者は、ちらし、ステッカー、その他浄化槽の清掃に関する印刷物を作成する場合は、事前に市と協議し承認を受けなければならない。

(清掃済みステッカーの表示)

第7条 浄化槽清掃業者は、清掃委託を受けた浄化槽の清掃が完了したときは、清掃済みステッカー (様式第2号)を最も見やすい箇所に張り付け表示しなければならない。

(車両の表示と色の指定)

第8条 浄化槽清掃業者の使用する車両には、車体の両面に許可番号及び業者名を表示し、車体の色は市の指定する緑色を用いるものとする。

(料金の取り扱い)

第9条 料金は、作業終了を確認したのち徴収するものとし、浄化槽管理者の希望により前納する場合を除き前取りをしてはならない。

(投入量の制限)

- 第10条 浄化槽清掃業者は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年前橋市条例第6号)第2条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理計画により浄化槽汚泥を処理施設に投入する ものとする
- 2 この計画に違反して投入した浄化槽清掃業者に対しては、市長は、投入量を制限することができる。

(遵守事項)

第11条 浄化槽清掃業者は、この要綱に定めるほか、市長が必要と認めて指示した事項を遵守する ものとする。

附則

この要綱は、平成13年3月15日より施行する。

(4) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成20年12月12日条例第46号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規 定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録の制度に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
 - (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
 - (3) 営業区域 浄化槽保守点検業を営む区域をいう。
 - (4) 浄化槽管理士 法第2条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。
 - (5) 浄化槽清掃業者 法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
 - (6) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。

(登録)

- 第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。
- 2 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して3年とする。ただし、最初の登録に係る有 効期間は、当該登録を受けた日から起算して2年を経過した日後の最初の9月30日までとする。
- 3 前項に規定する有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を 受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があった場合において、第2項に規定する有効期間の満了の日までにその申請 に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後も その処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効 期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

- 第4条 前条第1項又は第3項の登録(次条から第17条までにおいて「登録」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 本市の区域を営業区域とする営業所(以下「営業所」という。) の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下 同じ。)の氏名
 - (4) 第11条第1項の規定により営業所に置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化 槽管理士免状の交付番号
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する 書面
 - (2) 第11条第4項に規定する器具の明細を記載した書類
 - (3) 営業所(複数の営業所が存する場合にあっては、営業所ごととする。)が連絡を取る予定の浄化 槽清掃業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) を記載した書類
 - (4) 法人にあっては、その登記事項証明書
 - (5) その他市規則で定める書類及び図面

(登録の実施等)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、その登録をしなければならない。この場合において、当該登録は、次に掲げる事項を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に記載して行うものとする。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる事項

- (2) 登録の年月日
- (3) 登録番号
- (4) 登録の有効期間
- 2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録をした者に通知する とともに、浄化槽保守点検業者登録証(以下「登録証」という。)を交付しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、浄化槽保守点検業者に関する登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

- 第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくは 同条第2項の規定により添付する書類若しくは図面について虚偽の記載があり、若しくは重要な事 実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない 者
 - (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられた場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその停止の期間が経過しないもの
 - (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 第11条第1項、第2項及び第4項の規定のいずれかに違反した者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該 申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

- 第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が 発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録簿の記載事項を変更するとともに、遅 滞なく、その旨を当該浄化槽保守点検業者に通知するものとする。

(登録証の再交付等)

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、第5条第2項の規定により交付を受けた登録証を汚損し、破損し、 又は紛失したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、登録証の再交付を受けた後、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

- 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号 に定める者は、その事実が発生した日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
 - (5) 本市の区域内における浄化槽保守点検業を廃止した場合 当該浄化槽保守点検業者であった者 又はその役員であった者
- 2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該浄化槽保守点検業者 に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

- 第10条 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、登録がその効力を失ったとき、又は 第14条の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該浄化槽保守点検業者に係る登録を 抹消しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を前条 第1項の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者若しくはその代表者に通 知しなければならない。

(浄化槽保守点検業者の遵守義務等)

- 第11条 浄化槽保守点検業者は、群馬県内に営業所を設置し、市規則で定める数の浄化槽管理士を 置かなければならない。
- 2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検の業務が適正に行われるよう、当該営業所の専任の者でなければならない。ただし、浄化槽の管理基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りでない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務 に関する研修を受けさせなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、営業所に市規則で定める器具を備えなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、その事実が発生した日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。
- 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しく は実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督し なければならない。
- 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検を行わせるときは、市規則で定める身分を証する書面を携帯させなければならない。その資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行う場合も、同様とする。
- 8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。この場合において、浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託しているときは、併せて委託を受けている浄化槽清掃業者に通知するものとする。
- 9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽管理者に法第7条又は第 11条の規定による水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。 (標識の掲示)
- 第12条 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 (帳簿の備付け等)
- 第13条 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し市規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (登録の取消し等)
- 第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(聴聞の方法の特例)

- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告に従わず、かつ、その情状が特に重いとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、 その旨及びその理由を当該処分に係る者に通知しなければならない。

第15条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(立入検査等)

- 第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対して、浄化槽の 保守点検の業務に関し報告させることができる。
- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検 業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ ることができる。
- 3 前項の規定により立入検査を行うときは、その職員は、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係 者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (手数料)
- 第17条 第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者、第5条第3項の規定による登録 簿の謄本の交付を受けようとする者又は第8条第1項の規定による登録証の再交付を受けようとす る者は、それぞれ次に掲げる手数料を納付しなければならない。
 - (1) 登録の申請手数料 1件につき3万1,000円
 - (2) 更新の登録の申請手数料 1件につき3万円
 - (3) 登録簿の謄本交付手数料 用紙1枚につき400円
 - (4) 登録証の再交付手数料 1件につき2,500円

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して、市長の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営ん だ者
 - (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
 - (3) 第14条第1項の規定による命令に違反した者
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第11条第5項の規定に違反して措置を執らなかった者
 - (2) 第11条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
 - (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本 条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する 条例(昭和60年群馬県条例第17号。以下「県条例」という。)第4条第1項の規定による群馬県 知事の登録を受けた者が、施行日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうと する場合は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定によ り市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の 登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒 否の処分がある日までの間も、同様とする。

- 3 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、 施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当 規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)
- 5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日(以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。)前に県条例第4条第1項の規定による群馬県知事の登録を受けた者が、編入日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする場合(附則第2項の規定の適用を受けない場合に限る。)は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定により市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒否の処分がある日までの間も、同様とする。

「平20条例48・追加]

6 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、 編入日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当 規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48·追加]

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「平20条例48・追加]

附 則(平成20年12月12日条例第48号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

附 則(平成23年12月9日条例第48号)

- この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。 附 則(令和2年3月30日条例第19号)
- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(平成21年3月30日規則第36号)

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則を次のとおり公布します。

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成20年前橋市条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類の様式)

- 第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業登録・登録更新申請書とする。
- 2 条例第4条第2項第1号の書面は、誓約書とする。
- 3 条例第4条第2項第2号の書類は、器具明細書とする。
- 4 条例第4条第2項第3号の書類は、浄化槽清掃業者名簿とする。

(市規則で定める書類及び図面)

- 第3条 条例第4条第2項第5号の市規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。
 - (1) 法人にあっては、定款
 - (2) 個人にあっては、その者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (3) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)) の略歴書。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員)の略歴書を含む。
 - (4) 浄化槽の規模及び型式並びに浄化槽の保守点検の料金等を記載した浄化槽の保守点検の事業計画書
 - (5) 使用する予定の浄化槽の保守点検に関する記録票
 - (6) 条例第4条第2項第3号の浄化槽清掃業者との業務の提携が確実であることを証する書面
 - (7) 浄化槽管理士に係る浄化槽管理士免状の写し、略歴を記載した書面及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (8) 浄化槽管理士が申請者に専属であることを証する書面
 - (9) 条例第11条第2項ただし書の規定により浄化槽管理士に2以上の営業所を兼任させようとする場合には、その理由を記載した書面
 - (10) 営業所の案内図及び平面図
 - (11) その他市長が必要と認める書類

(更新の登録)

第4条 条例第3条第3項の更新の登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前30日までに行うものとする。

(登録簿)

第5条 条例第5条第1項に規定する登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。) とする。

(登録証)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録証は、浄化槽保守点検業者登録証とする。

(登録簿の謄本の交付)

第7条 条例第5条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点 検業者登録簿謄本交付請求書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

- 第8条 条例第5条第3項の規定により登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に住所、氏名、 閲覧したい浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び閲覧理由を記入しなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) この規則又は係員の指示に従わない者
 - (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- 3 登録簿の閲覧所を西部清掃事務所内に置く。
- 4 登録簿の閲覧時間は、前橋市の執務時間を定める規則(平成元年前橋市規則第18号)に規定す

る執務時間とする。

- 5 閲覧所の休日は、前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に規 定する休日とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第4項の閲覧時間を変更し、 又は臨時に休日を設けることができる。
- 7 市長は、前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設ける場合は、その旨を閲覧所に掲示する。

(変更の届出)

- 第9条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録変更届出書に、次の各号に掲 げる変更の内容に応じて、当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1)条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更(届出人が個人である場合に限る。) 住民票の写し(氏名の変更にあっては、旧氏名が記載されたものに限る。)又は住民票記載事項証明書
 - (2)条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更(届出人が法人である場合に限る。) 法人の登記 事項証明書
 - (3) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項(法人登記簿の変更を必要とする場合に限る。)の変更 法人の登記事項証明書
 - (4) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書並びに新たに役員となる 者がある場合にあっては、当該新たに役員となる者の条例第6条第1項第1号から第7号までに 該当しない者である旨の誓約書及び略歴を記載した書面
 - (5) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更 戸籍謄本若しくはこれに代わる書面又は第3条 第4号、第7号、第8号若しくは第9号の書類のうち、必要と認められるもの (廃業等の届出)
- 第10条 条例第9条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書によるものとする。 (浄化槽管理士の数)
- 第11条 条例第11条第1項の市規則で定める数は、別表のとおりとする。 (器具)
- 第12条 条例第11条第3項の市規則で定める器具は、次のとおりとする。
 - (1) 水素イオン濃度指数測定器具
 - (2) 塩素イオン濃度測定器具
 - (3) 亜硝酸性窒素測定器具
 - (4) 残留塩素濃度測定器具
 - (5) 透視度計
 - (6) 汚泥沈殿率測定器具
 - (7) 溶存酸素濃度測定器具
 - (8) 温度計
 - (9) 回路計であって、抵抗及び交流電圧を測定することができる器具
 - (10) 水準器
 - (11) 空気流量計
 - (12) スカム汚泥厚測定器具
 - (13) スカム破砕器具
 - (14) スロット掃除器具
 - (15) 異物のかき上げに適する器具
- 2 前項に規定する器具の数は、それぞれ前条で規定する浄化槽管理士の数以上の数とする。 (浄化槽管理士証)
- 第13条 条例第11条第6項の市規則で定める身分を証する書面は、浄化槽管理士証(様式第1号) とする。
- 2 前項の浄化槽管理士証には、浄化槽管理士の写真(申請前6か月以内に無帽で正面から上半身を 撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの)を添付し、浄化槽保守点検業者が当該浄 化槽保守点検業者に専属である旨の証明を行うとともに、市長の確認を受けなければならない。
- 3 浄化槽管理士証の有効期限は、当該浄化槽管理士が専属する浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点

検業に係る登録の有効期間が満了する日までとする。

- 4 浄化槽管理士は、浄化槽管理士証を紛失したときは、速やかに、その旨を第2項の浄化槽保守点 検業者に届け出なければならない。
- 5 浄化槽管理士は、新たな浄化槽管理士証の交付を受けたとき、又は第2項の規定による浄化槽保守点検業者の専属でなくなったときは、当該浄化槽管理士証を浄化槽保守点検業者に返還しなければならない。

(清掃の通知)

- 第14条 条例第11条第7項の規定による浄化槽管理者への通知及び浄化槽清掃業者への通知には、 次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称(浄化槽清掃業者への通知に限る。)
 - (2) 浄化槽の設置場所
 - (3) 浄化槽の型式及び規模
 - (4) 保守点検日
 - (5) スカム厚、汚泥厚及びばっ気槽混合液の汚泥沈殿率
 - (6) 引き抜き汚泥量及び特に清掃を必要とする場所

(標識の掲示)

- 第15条 条例第12条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- 2 条例第12条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録標識(様式第2号)とする。 (帳簿の記載事項等)
- 第16条 条例第13条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 浄化槽の設置場所
 - (3) 浄化槽の型式及び規模
 - (4) 浄化槽の保守点検の契約期間及び実施年月日
 - (5) 浄化槽の保守点検を実施した浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号
 - (6) 第14条の通知をしたときは、その通知の日並びに清掃を必要とする場所及び内容
 - (7) 浄化槽の保守点検の契約金額
- 2 条例第13条に規定する帳簿は、浄化槽の保守点検の契約を締結している浄化槽ごとに作成しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、条例第13条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するもの とし、閉鎖後5年間当該帳簿を保存しなければならない。

(身分証明書)

- 第17条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。 (書類の様式)
- 第18条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。
 - (1) 浄化槽保守点検業登録·登録更新申請書
 - (2) 誓約書
 - (3) 器具明細書
 - (4) 浄化槽清掃業者名簿
 - (5) 浄化槽保守点検業者登録簿
 - (6) 浄化槽保守点検業者登録証
 - (7) 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書
 - (8) 閲覧申請簿
 - (9) 浄化槽保守点検業登録変更届出書
 - (10) 浄化槽保守点検業廃業等届出書

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年3月29日規則第14号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成25年3月29日規則第42号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【様式省略】

別表(第11条関係)

浄化槽管理士の数

浄化槽保守点検業者が置くべき浄化槽管理士の数は、次の式により算出した数(その数に1未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた数)以上の数とする。

2A+3 (B+C) +4 (D+E+F+G) +6 (H+I) +1 2J+26K+52 (L+M) /3000

- 注 この式において、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びMは、浄化槽保守点 検業者が契約している浄化槽に係る次の数値を、それぞれ示すものとする。
 - A 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条第3号のみなし浄化槽 (以下「みなし浄化槽」という。)のうち、散水ろ床方式、平面酸化方式又は地下砂ろ過方式の いずれかによるものの基数の合計
 - B みなし浄化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離 ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
 - C 浄化槽(みなし浄化槽を除く。以下この表において「浄化槽」という。)のうち、処理対象人 員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接 触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
 - D みなし浄化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、全ばっ気方式によるものの 基数
 - E みなし浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、分離接触ばっ 気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
 - F 浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上50人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、 嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
 - G 浄化槽のうち、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるもので、 K及びMのいずれにも該当しないものの基数の合計
 - H みなし浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、全ばっ気方式 によるものの基数
 - I みなし浄化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
 - J みなし浄化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数
 - K 浄化槽のうち、スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有し、かつ、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計
 - L 浄化槽のうち、活性汚泥方式によるものの基数
 - M 浄化槽のうち、砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有し、かつ、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計

(6) 前橋市浄化槽指導要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成20年前橋市条例第125号。以下「条例」という。)の施行に関し、前橋市浄化槽法施行細則(平成21年前橋市規則第37号)及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成21年前橋市規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 浄化槽の構造は、建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)及びし尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号。以下「建設省告示」という。) に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) レストラン、中華料理店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を合併処理する浄化槽にあっては、浄化槽の流入側に、当該油分の多い排水に対する適当な容量の油脂分離装置を設けられていること。
 - (2) 浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう2か所以上の水準目安標示線(越流ぜきを含む。)を設けられていること。
 - (3) 現場打ちの浄化槽にあっては、浄化槽設計業者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量及び人員を明示した耐食性の標示板を、容易に確認できる位置に、脱落しないように取り付けられたものであること。
 - (4) 浄化槽のマンホールの蓋は、十分な耐力を有し、回転ロック式のものとするなど転落防止のため の措置を講じたものであること。
- 2 浄化槽の設置は、原則として次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 浄化槽の保守点検、清掃等に支障のない場所に設置し、浄化槽の上部に、これらの作業を行うために必要な空間を有すること。
 - (2) 浄化槽の設置場所は、飲料用井戸から5メートル以上離れていること。
- 3 放流先の条件は次のとおりとする。
 - (1) 放流先は環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
 - (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
 - (3) 放流先の選定に当たっては、市長の指導を受けること。
 - (4) 浄化槽のほう流水の地下浸透は、付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければならない。
 - ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。
 - イ 地下浸透処理装置の構造は、建設省告示第5の構造に準ずること。
 - ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。
 - エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。
 - オ 地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。
- 4 浄化槽の設置の届出等は次のとおりとする。
 - (1) 法第5条第1項に規定する設置届出等を行う場合には、浄化槽設置届出書(浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)別記様式第1号)又は浄化槽変更届出書(共同省令別記様式第2号)に次の書類を添付するものとする。ただし、イの書類については、型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む)及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 環境保全に関する誓約書(別記様式第1)

イ 設計計算書

- (2) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による場合(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)には、建築確認申請書又は通知書に次の図書を添付するものとする。ただし、イからオまでの図書については、型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む)及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 浄化槽仕様書(別記様式第2)
 - イ 構造図
 - ウ 仕様書
 - 工 処理工程図
 - 才 設計計算書
 - カ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図
 - キ 付近の見取図(浄化槽の設置位置、給排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を記載したものに限る。)
- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定により確認を受けた建築物等の浄化槽の仕様を変更しようとするときは、(1)の浄化槽変更 届出書によるものとする。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する変更については、建築 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定よる計画の変更の確認を受けなければならない。

- ア 処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うもの(処理対象人員が10人以下の 浄化槽に係る変更を除く。)
- イ 処理方式の変更を伴うもの(型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む)の添付によって確認できるものを除く。)
- ウ その他建築主事又は指定確認検査機関が必要と認めるもの
- (4) (3) の浄化槽変更届出書の添付書類は(1) によるほか、浄化槽仕様変更概要書(別紙)を添付すること。
- (5) 浄化槽管理者は、設置届出等を行った場合((2)の場合を含む。)で、当該届出等の後に、浄化槽工事業者の変更又は共同省令第2条に該当する軽微な変更を行ったときは、浄化槽工事業者等変更報告書(別記様式第3)により、市長へ報告すること。
- 5 浄化槽の工事は、共同省令第1条の浄化槽工事の技術上の基準に定めるもののほか、次によるもの とする。
 - (1) 浄化槽の基礎工事は、栗石地業等を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打つこと。なお、当該基礎工事の施工の状況は、工事写真等により記録し、保存するよう努めること。
 - (2) 浄化槽の流入側には、配管のつまり等に対処するため、インバートますを設置すること。
 - (3) 浄化槽の流出側には、放流水中の浮遊物質等が公共用水域に流出するのを防止すること等のため 適当な大きさのますを設置すること。
 - (4) 浄化槽の周囲(縁)には浄化槽を防護するためにコンクリート等を打つこと。 (浄化槽管理者の義務)
- 第3条 浄化槽管理者は、法第8条の保守点検を委託する場合には条例第3条第1項又は第3項の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、法第9条の清掃を委託する場合は、法第35条第1項の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託するものとする。
- 2 浄化槽管理者は、放流先付近の沈殿物の除去清掃を年2回以上実施するものとする。 (保守点検)
- 第4条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第 5条第1項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち会いのもとに、浄 化槽保守点検業者が行うものとする。
- 2 浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の保守点検の技術上の基準に従って行うほか、次のとおりと する。
 - (1) 浄化槽の保守点検を行う場合には、法第11条の定期検査の結果を参考にして行うこと。
 - (2) 浄化槽の正常な機能を維持するため、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- 3 保守点検の技術上の基準についての留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばつ気室にあっては室内均等におおむね0.3mg/ポ以上、接触ばつ気槽にあっては槽内均等におおむね1.0mg/ポ以上、ばっ気室にあっては室内均等におおむね0.3mg/ポ以上、ばっ気タンク、ばっ気槽にあってはタンク内又は槽内均等におおむね1.0mg/ポ以上、循環水路ばっ気方式の流路にあっては流路内均等におおむね1.0mg/ポ以上、回転板接触槽にあっては、槽内均等におおむね1.0mg/ポ以上、硝化用接触槽、再ばっ気槽及び硝化槽にあっては槽内均等におおむね1.0mg/ポル上、脱室用接触槽及び脱室槽にあっては槽内均等におおむね0mg/ポであること。
 - (2) 環境省令第2条第8号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、し尿のみを処理するもの(以下「単独処理浄化槽」という。)の場合は、混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上60%以下であること。また、合併処理を行うもの(以下「合併処理浄化槽」という。)で、長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合はおおむね3,000~6,000mg/トル、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合はおおむね1,000~3,000mg/トル、汚泥再ばっ気方式の場合はばっ気タンクについてはおおむね1,000~3,000mg/トル、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね6,000~10,000mg/トル、硝化液循環活性汚泥方式の硝化槽及び脱窒槽にあってはおおむね3,000~6,000mg/トルであること。
- 4 保守点検の記録は次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽の保守点検を行う者は、環境省令第5条第1項の規定により使用開始直前の保守点検を行ったときは、使用開始直前の保守点検票(別記様式第4)によりその結果を記録するものとし、第6条の規定により保守点検を行うときは、単独処理浄化槽にあっては、別記様式第6により、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-1により、その他の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-2により、その結果を記録すること。
 - (2) 条例第13条に規定する帳簿は、別記様式第5によること。
- 5 浄化槽の保守点検を行う者は、浄化槽の保守点検作業により次に掲げる状態を確認したときは、条例第11条第7項の規定に基づき、直ちに浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に、浄化槽の清掃を実施する必要がある旨通知するものとする。
 - (1) 流入管きょ、インバートます、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。

- (2) スクリーンにあっては汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、砂溜り及び沈殿槽にあっては沈殿物の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物の引き出しの必要性が認められたとき。
- (3) 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
- (4) 二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cm に達したとき。
- (5) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (6) 沈殿分離槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
- (7) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプます及び分水装置にあっては、 異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められ たとき。
- (8) 流量調整タンク及び流量調整槽にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引出しの必要性が認められたとき。
- (9) 平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び 処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (10) 単純ばっ気化型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- (11) 地下砂ろ過型二次処理装置のろ過層にあっては、目詰り又は水位の上昇が認められたとき。
- (12) 二階タンクの消化室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
- (13) 二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (14) ばっ気室にあっては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
- (15) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、ばっ気槽又は流路において、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式又は循環水路ばっ気方式のときにあってはおおむね 6,000mg/トス、標準活性汚泥方式再ばっ気方式のときにあっては、ばっ気タンクについておおむね 3,000mg/トス、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね 10,000mg/トスに達したとき。
- (16) 汚泥移送有装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の 閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液にはく離汚泥若 しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (17) 回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (18) 重力返送式沈殿室及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては堆積汚泥が認められたとき。
- (19) 別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積泥の生成が認められたとき。
- (20) 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (21) 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (22) 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し又は放流水に濁りが認められたとき。
- 6 条例第11条第7項の規定による通知は、浄化槽清掃通知書(別記様式第8)によるものとする。 7 前各項に定めるもののほか、保守点検に関する留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 保守点検の作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
 - (2) 保守点検の作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。 (清掃)
- 第5条 浄化槽の清掃は、年1回(全ばっ気方式の浄化槽にあってはおおむね6月に1回)行うほか、 第4条第5項の清掃時期の判定に従い適宜行うものとする。
- 2 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の清掃の技術上の基準に従って行うほか、次の事項について留意 すること。
 - (1) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、浄化槽の保守点検結果及び法第11条の定期

検査の結果を参考に行うこと。

- (2) ばっ気室の汚泥等の引き出しは、張り水後のばっ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね10%以上15%以下になるように行うこと。
- (3) 沈殿分離槽にあっては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。
- (4) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽に移送し、又は引き出すこと。
- (5) 回転板接触槽において、生物膜を強制はく離したときは、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
- (6) 合併処理浄化槽の二階タンクにあっては、汚泥は、有効消化室容量のおおむね20%を残して引き出すこと。
- 3 清掃を行う者は、環境省令第5条第2項及び第3項の記録として、浄化槽清掃記録票(処理対象人 員が10人以下の合併処理浄化槽については別記様式第9-1、その他の浄化槽については別記様式 第9-2)を清掃の都度3部作成した上で、浄化槽管理者及び保守点検業者にそれぞれ一部を送付し、 一部を自ら保管するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、清掃に関する留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 清掃作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
 - (2) 清掃作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。
 - (3) 汚泥の収集運搬を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするので、自らが当該許可を受けてい ない場合は、当該許可を受けた者に汚泥の収集運搬を行わせること。 (法定検査)
- 第6条 検査の実施方法については、次のとおりとする。
 - (1) 法第7条の設置後等の検査(以下「7条検査」という。)は、検査対象浄化槽の全数を実施すること。
 - (2) 法第11条の定期検査(以下「11条検査」という。)は、次により実施すること。
 - ア 51人槽以上の浄化槽(ウに掲げるものを除く。)

指定検査機関が水質、外観及び書類の検査の全項目を直接行う検査(以下「全項目11条検査」 という。)を毎年実施すること。

イ 50人槽以下の浄化槽(ウに掲げるものを除く。)

浄化槽放流水のBOD検査を中心として実施し、その他の水質、外観及び書類の検査項目の一部を軽減化して行う検査(以下「効率化11条検査」という。)を毎年実施すること。ただし、10年間に1回は、全項目11条検査を実施すること。

- ウ 未管理浄化槽又は機能改善困難浄化槽
 - 浄化槽の規模にかかわらず、全項目11条検査を実施すること。
- 2 検査の項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるとおりとする。
 - (1) 7条検査
 - ア 外観検査 設置状況(28項目)、設備の稼働状況(14項目)、水の流れ方の状況(24項目)、使用の状況(4項目)、悪臭の発生状況(2項目)、消毒の実施状況(2項目)及び蚊、はえ等の発生状況(1項目)
 - イ 水質検査 水素イオン濃度、汚泥沈殿率、溶存酸素量、透視度、塩化物イオン(塩素イオン) 濃度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量
 - ウ 書類検査 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書又は浄化槽仕様書及び使用開始直前に行った 保守点検の記録票
 - (2) 全項目11条検査
 - ア 外観検査 設置状況(28項目)、設備の稼働状況(14項目)、水の流れ方の状況(24項目)、使用の状況(4項目)、悪臭の発生状況(2項目)、消毒の実施状況(2項目)及び蚊、はえ等の発生状況(1項目)
 - イ 水質検査 水素イオン濃度、溶存酸素量、透視度(処理対象人員が500人以下のものを除く。)、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量
 - ウ 書類検査 浄化槽保守点検帳簿、単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票、 浄化槽清掃通知書及び浄化槽清掃記録票
 - (3) 効率化11条検査
 - ア 外観検査 沈殿槽におけるスカムの発生状況(1項目)、薬剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況(2項目)、消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況(1項目)、ばっ気装置の稼働状況(2項目)、好気性生物処理装置内液の外観(6項目)、流量調整タイプの場合は流量調整装置の稼働状況(1項目)、循環タイプの場合は循環装置の稼働状況(2項目)
 - イ 水質検査 生物化学的酸素要求量及び残留塩素濃度
 - ウ 書類検査 単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票及び浄化槽清掃記録票
- 3 検査の申込みは次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者は、7条検査の実施時期を指定検査機関に通知すること。
- (2) 浄化槽管理者は、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、所定の機能を発揮していることを確認するため、指定検査機関に7条検査の受検を申し込むこと。
- (3) 浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃が生活環境の保全及び公衆衛生上、支障がないことを確認するため、指定検査機関に11条検査の受検を申し込むこと。
- 4 7条検査の結果、指定検査機関から改善の指摘があった場合、その内容が設計に係るものにあって は、浄化槽工事業者は、設計者及び設置者(建築主)と協議の上、所要の改善を行うものとする。
- 5 7条検査又は全項目11条検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽への対応は、次のとおりと する。
 - (1) 不適正浄化槽について、文書による改善指導を行い、浄化槽管理者から改善報告書の提出を求める。
 - (2) 改善指導通知の発送年月日から2か月を過ぎても改善報告書が提出されない場合は、浄化槽管理者に対して、改善報告書を提出するように督促する。
 - (3) 改善状況の確認については、浄化槽保守点検業者又は浄化槽工事業者と連携を取りながら実施し、必要に応じて、実地に改善状況の確認を行う。
 - (4) 改善報告書の提出された浄化槽の改善状況について、指定検査機関の管理する「検査結果システム」により、市長へ報告する。
- 6 前各項に定めるもののほか、法定検査に関する事項は指定検査機関が別に定める各種要綱、要領及 び細則等による。

(関係者の責務)

- 第7条 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者の責務は次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者は、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して、当該浄化槽の管理についての指導及び啓発を行うものとする。
 - (2) 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う場合は、共同省令第1条及びこの要綱第2条第5項に定めるところによるほか、設置しようとする浄化槽について、設置の届出等の有無を確認するものとする。なお、この場合、設置の届出等の手続きが行われていないことが確認されたときは、設置者に対して、法又は建築基準法に定める手続きを履行するよう助言し、その手続きが完了するまでの間、当該浄化槽の工事を行わないこととする。
 - (3) 浄化槽工事業者は、工事を行った浄化槽の管理者に対して、7条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出を受けたときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該7条検査に係る指定検査機関に対する手続きを行うものとする。
- 2 環境省令第55条第1項第5号に規定する者(以下「検査員」という。)は、法定検査を行うに当たっては、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項(平成19年環境省告示第64号。以下「環境省告示」という。)の内容に従い行うものとし、検査の結果必要な改善について、検査終了後、直ちに浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者の委託を受けて、浄化槽の保守点検を行うときは、当該浄化 槽が設置の届出等が行われたものであることを確認した上で、法第8条及びこの要綱第4条に定める ところにより実施するとともに、次によること。
 - (1) 要綱第4条第1項による使用開始直前の保守点検を行ったときは、浄化槽管理者に対して、環境省令第1条に定める使用の準則に基づく浄化槽の使用方法を指導する。また、法第10条の2第1項に定める使用開始の報告を行うよう助言し、その手続きについて協力するものとする。
 - (2) 保守点検を委託した浄化槽の管理者に対して、11条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出があったときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該11条検査に係る手続きを行うものとする。
 - (3) 保守点検の委託を受けた浄化槽について、技術管理者の変更又は浄化槽管理者の変更があった場合は、浄化槽管理者(浄化槽管理者の変更の場合にあっては新たに浄化槽管理者となった者) に対して、法第10条の2第2項又は同条第3項に定める報告を行うよう助言し、その手続きについて協力するものとする。

(事故等発生時の取り扱い)

- 第8条 浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が公共用水域等に流出し、又は流出するおそれがあるときは、浄化槽管理者は、直ちに市長に通報するとともに、周辺の汚染を防止するための対策を講じ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、当該浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(7) 前橋市移動公衆便所貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市移動公衆便所(以下「便所」という。) の貸出しについて、必要な事項を 定めるものとする。

(貸出範囲)

- 第2条 便所の貸出範囲は次のとおりとする。
 - (1) 市内の自治会・子供会及び学校等の公共的性格を有する団体が主催する集会又は催し等に使用する場合
 - (2) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公益団体等が公益上の目的で使用する場合
 - (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認める場合

(貸出期間)

第3条 便所の貸出期間は、3日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの申請)

第4条 便所の貸出しを受けようとする者は、貸出日の7日前までに移動公衆便所貸出申請書(第1号 様式)を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

- 第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は申請の内容を審査のうえ、承認したときは移動 公衆便所貸出承認書(第2号様式)を申請者に交付する。ただし、市長は、次の各号の一に該当する と認めたときは、貸出しの承認を見合わすものとする。
 - (1) 公益上不適当と認められるとき。
 - (2) 管理及び設置上支障があると認められるとき。
 - (3) その他特に貸し出すことが不適当と認められるとき。

(貸出条件)

- 第6条 貸出しの承認にあっては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 貸出中の維持管理は、申請者の責任において行うこと。
 - (2) 使用目的以外の目的に使用し、又は第3者に転貸してはならない。
 - (3) 使用者の責めに帰すべき事由により、減失若しくはき損又は汚損したときは、市の指示に従い返還の際、その損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。
 - (4) 市が災害その他止むを得ない事情で特に必要とするときは、その承認期間中においても、承認を取消すことができる。
 - (5) その他市の係員の指示に従うこと。

(貸出料)

第7条 第5条の規定により貸出しを承認された者は、1台1日につき貸出料として3,660円を前納するものとする。

(貸出料の減免)

- 第8条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の貸出料を減免することができる。 (減免申請)
- 第9条 前条の貸出料の減免を受けようとする者は、移動公衆便所貸出料減免申請書(第3号様式)を 市長に提出しなければならない。

(貸出料の不還付)

- 第10条 貸出料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、還付できるものとする。
 - (1) 第6条第4号の規定により貸出しの承認を取り消した場合
 - (2) 使用者が貸出日の2日前までに貸出承認の取消しの申出をし、市長が正当の事由があると認めた場合

附則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(8) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

(昭和54年6月23日条例第30号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地域し尿処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において「地域し尿処理施設」とは、計画処理区域における水洗便所のし尿及 び家庭雑排水を処理する施設の総体をいう。
- 2 この条例において「計画処理区域」とは、農業集落又は住宅団地においてし尿及び家庭雑排 水の集合処理を目的として市長が定めた地域をいう。
- 3 この条例において「排水設備」とは、し尿及び家庭雑排水を地域し尿処理施設に流入させる ために必要な排水管、排水きょ、水洗便所その他の排水施設をいう。 (設置)
- 第3条 市民の生活環境の改善を図るため、本市に地域し尿処理施設を設置する。 (名称及び位置)
- 第4条 地域し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水処理施設

展末来省5F/7/C/生地以	
名称	位置
前橋市小屋原集落排水処理施設	前橋市小屋原町1370番地1
前橋市公田地区集落排水処理施設	前橋市公田町634番地
前橋市下増田地区集落排水処理施設	前橋市下増田町490番地
前橋市上増田地区集落排水処理施設	前橋市上増田町139番地
前橋市大室地区集落排水処理施設	前橋市東大室町232番地
前橋市今井地区集落排水処理施設	前橋市上増田町1446番地1
前橋市二之宮地区集落排水処理施設	前橋市新井町176番地1
前橋市樋越地区集落排水処理施設	前橋市樋越町775番地
前橋市稲里地区集落排水処理施設	前橋市粕川町新屋110番地
前橋市新屋地区集落排水処理施設	前橋市粕川町深津1764番地1
前橋市込皆戸地区集落排水処理施設	前橋市粕川町込皆戸400番地2
前橋市馬場地区集落排水処理施設	前橋市馬場町422番地8
前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設	前橋市二之宮町88番地
前橋市米野地区集落排水処理施設	前橋市富士見町米野1322番地
前橋市横引地区集落排水処理施設	前橋市富士見町横室1033番地
前橋市市之木場地区集落排水処理施設	前橋市富士見町引田102番地
前橋市石井地区集落排水処理施設	前橋市富士見町石井262番地
前橋市富士見東部地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮642番地
前橋市白川東地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮107番地

(2) 住宅団地排水処理施設

名称	位置
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11

(排水設備の設置義務)

第5条 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者は、当該施設の利用が可能となった日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の届出)

第6条 計画処理区域に居住する者で地域し尿処理施設を利用するもの(以下「利用者」という。) は、利用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければ ならない。

(使用料)

- 第7条 使用料の額は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号)第16条に定める一般用基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。 (使用料の減免)
- 第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条の規定による使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第9条 市は、地域し尿処理施設の管理を委託することができる。

(委託料)

第10条 前条の規定により地域し尿処理施設の管理を委託した場合は、市は、管理に必要な費用の全部又は一部を受託者に支払う。

(準用規定)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、地域し尿処理施設の維持管理に必要な事項に関しては、 前橋市公共下水道条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」 とあるのは「地域し尿処理施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 (委任)
- 第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年9月1日から施行する。
 - (勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)
- 2 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村(次項において「合併前の町村」という。)を廃し、その区域を前橋市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に大胡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年大胡町条例第1号。以下「大胡町条例」という。)、宮城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成15年宮城村条例第2号。以下「宮城村条例」という。)又は粕川村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成5年粕川村条例第3号。以下「粕川村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の町村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日前の直近の使用水量検針から 編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を適用 し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料についてはそれぞれ大胡町条 例、宮城村条例又は粕川村条例の例による。

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 4 勢多郡富士見村(次項において「合併前の富士見村」という。)を廃し、その区域を前橋市 に編入する日(次項において「編入日」という。)前に富士見村農業集落排水処理施設の設置 及び管理に関する条例(平成11年富士見村条例第6号。以下「富士見村条例」という。)の 規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみ なす。
- 5 合併前の富士見村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日前の直近の使用水量検針 から編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を 適用し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料については富士見村条例 の例による。

附 則(昭和55年6月28日条例第30号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和55年規則第33号で昭和55年9月1日から施行)

附 則(昭和59年12月6日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月13日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月24日条例第5号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和62年規則第16号で第4条の表の規定のうち、前橋市萱野住宅団地排水処理施設の規定は、昭和62年7月1日から施行、前橋市公田地区集落排水処理施設の規定の施行期日は昭和62年5月1日から施行)

附 則(平成元年3月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第6条の改正規定は、平成元年4月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成元年6月分の使用料から適用するものとし、前橋市下増田地区集落排水処理施設の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第27号で第4条の表に前橋市下増田地区集落排水処理施設の項を加える改正規定は平成元年8月1日から施行)

附 則(平成2年3月28日条例第5号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月22日条例第30号)

この条例は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成6年9月27日条例第32号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、 施行日以後の使用に係る料金から適用する。
- 7 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成9 年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年6月23日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月9日条例第36号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成12年4月の使用水量検針分の2分の1及び同年5月の使用 水量検針分の全部の使用水量に係る使用料から適用する。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前橋市清里前原住宅団地排水処理施設 を使用していた者で、施行日以後引き続き公共下水道を使用するものは、平成12年5月の使 用水量検針までは、引き続き地域し尿処理施設を使用したものとみなす。

附 則(平成13年9月14日条例第22号)

この条例は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第8号)

- L この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に供用を開始している農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築 物の所有者については、改正後の第5条の規定は、適用しない。

附 則(平成16年9月15日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月12日条例第56号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月12日条例第62号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第4条第1号の表の改正規定(前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設に係る部分を除 く。)並びに附則に見出し及び2項を加える改正規定は、同年5月5日から施行する。

附 則(平成21年9月11日条例第32号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年9月14日条例第41号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用する。
- 9 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成2 6年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例に よる。

附 則(平成28年3月30日条例第18号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第11号で平成29年4月1日から施行)

(9) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和54年8月31日規則第29号)

(使用月)

- 第1条 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年前橋市条例第30号。以下「条例」という。)第7条に規定する使用料の額の算定の基礎となる使用月(地域し尿処理施設の使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいい、その始期及び終期は市長が別に定める期間をいう。)は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、前橋市水道事業給水条例(平成5年前橋市条例第19号)第27条 第1項に規定する月分による。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、前号の例による。

(排水設備の設置基準)

- 第2条 排水設備を取付升等へ固着させる基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) し尿及び家庭雑排水(以下「汚水」という。)を排除するための排水設備は、汚水升の底部上流端の接続孔に管底高にくいちがいの生じないよう、かつ、升の内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタルで固着する。
 - (2) 取付升は、排水設備と取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備の設置者の宅地内で公道との境界に接する箇所とする。
 - (3) 雨水を排除するための排水設備は取付升等に接続してはならない。

(水洗便所設置基準)

- 第3条 条例第2条第2項に規定する計画処理区域内における水洗便所工事の基準は、次に掲げると おりとする。
 - (1) 便器は、使用に当たり完全に洗浄できる装置とする。
 - (2) 洗浄用水槽は、洗浄のため相当の水圧が得られる高さに設置する。
 - (3) 洗浄用水槽と大便器を連結する管は、内径30ミリメートル以上とする。

(附帯設備)

- 第4条 配水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。
 - (1) 水洗便所、浴室、流し場等の汚水流出箇所には、防臭装置を設ける。
 - (2) 浴室、流し場等の汚水流出箇所には、ごみよけ装置を設ける。
 - (3) 土砂を多量に含む汚水流出箇所には、沈砂装置を設ける。
 - (4) 油脂類を多量に含む汚水流出箇所には、油脂類遮断装置を設ける。
 - (5) 地下室その他汚水の自然流下がじゅうぶんでない場所においては、ポンプ施設等を設けて排水する。

(排水設備工事の確認)

- 第5条 条例第4条に規定する地域し尿処理施設を利用しようとする者が、排水設備の新設、増設又 は改造(以下これらを「新設等」という。)の工事を行おうとするときは、排水設備工事確認申請 書(様式第1号)に案内図、平面図のほか必要に応じ工事設計書又は次に掲げる書類を添付し、市 長に提出するとともにその確認を受けなければならない。
 - (1) ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した縮尺20分の1以上の 構造詳細図
 - (2) 他人の排水設備を使用するときはその同意書

(排水設備の新設等の工事の施行)

第6条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号)第6

条第1項に規定する指定工事店でなければ施行してはならない。

(工事の完成届)

第7条 排水設備の新設等の工事を施行した指定工事店は、工事が完成したときは、工事の完成した 日から14日以内に排水設備工事完成届(様式第2号)によりその旨を市長に届け出て検査を受け なければならない。この場合において、市長が必要と認めたときは、工事精算書を添付するものと する。

(利用の開始の届出)

第8条 条例第6条に規定する利用の開始の届出は、地域し尿処理施設使用開始(変更・中止・廃止)届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(井戸使用の汚水排出量の認定)

- 第9条 井戸を使用する場合の汚水排出量の認定は、次に定めるところによる。
 - (1) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事のみに使用される井戸については、一世帯5人までは1か月8立方メートル、5人を超える場合は、その1人を増すごとに2立方メートルを加えた量をもって汚水の排出量とみなす。
 - (2) 前号の井戸が水道と併用されている場合の井戸に係る汚水の排出量は、1人1か月1立方メートルとみなす。
 - (3) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用される井戸については、使用者の世帯人口、業態及び水の使用状況その他の事実を考慮して汚水の排出量を認定する。
 - (4) 動力式揚水設備のある井戸については、揚水設備の性能、電力消費量、使用者の世帯人口、業態及び水の使用状況その他の事実を考慮して汚水の排出量を認定する。
 - (5) 使用者が前各号のいずれにも該当しない場合の汚水の排出量は、これらの規定を勘案して認定する。

(権限の委任)

第10条 この規定に定める市長の権限に属する事務及び地域し尿処理施設の使用料の徴収に係る事務を公営企業管理者に委任する。

附則

この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則(平成元年7月12日規則第30号)

- 1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙は、改正後の規定にかかわらず、その使用終了までの間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成5年3月31日規則第17号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月26日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第30号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製 した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則(平成15年3月28日規則第20号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(10) 前橋市一般廃棄物(し尿)収集運搬業者に対する補助(し尿収集手数料市民負担軽減 助成金)交付要項

令和2年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ減量課 (2階) 電話 898-6273 (直通) 西部清掃事務所 電話 253-1009 (直通)

本補助金(助成金)の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市民の負担軽減と衛生的な市民生活の安定を図り、し尿収集運搬業者となる者の健全な経営を図ることにより、し尿収集運搬業の円滑な推進を図ることを目的とします。		
内容	補助事業者	本市において、し尿収集運搬業の許可を受けている事業者とします。		
	交付の対象と なる事業及び 対象経費	対象事業 し尿収集運搬業		
	刈 家框貫	対象経費 一般世帯で、汲み取り便所又は改良式便所を有する家庭のし尿収集運搬手数料 給料手当・法定福利費・福利厚生費・燃料費・水道光熱費 事務用品費・消耗品費・修繕費・租税公課・保険料 通信費・諸会費・雑費・交際費・賃借料・減価償却費 図書費・旅費交通費・支払手数料・借入返済金 管理諸費・広告宣伝費・会議費		
	交付金額	1 補助単価(160円)×補助対象月数(12月)×補助対象人員数(R2.4.1現在の対象人員数) 2 <u>次の①と②の合計額</u> 従量制による前年度の年間収集量(パル)/1回の収集量(36パル)×補助単価(5円)(従量制による前年度の年間収集量が算出できない場合は、従量制世帯の人員按分により算出する)		
	交付条件	 1 補助事業者は、対象となる補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 		

交付手続等	交付申請の方 法、時期等	令和2年4月17日ま 1 交付申請書 2 添付書類 (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)許可証の写し	でに、次の書	類により申請	してください	0
	交付決定の時 期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から14日以内に、 交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。				
	請求の方法、支払時期等	東大の場合又は補助金の未交付分があるときは、次の書類により				
	対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続き					
	変更等承認決 定の時期				否を	
	実績報告書の 提出等					

交付決定の取 消し又は補助 金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
	2 次の場合は、指定した期限までに補助金を返還しなければなりません。
	(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場
	一 合、取消に係る部分の金額
	(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業の実績額に
	基づき積算し、確定した額を越える場合超える部分の金額
	1 女从山建事(举予炼1日)
申請書等の書	1 交付申請書(様式第1号)
式	2 交付決定通知書(様式第2号)
	3 変更等承認申請書(様式第3号)
	4 変更等承認通知書(様式第 4 号) 5 実績報告書(様式第 5 号)
	3

3 環境衛生

(1) 前橋市あき地の環境管理に関する条例(昭和50年3月28日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草等が放置されているために、火災等の発生の原因となり、 かつ、清潔な生活環境を保全することができないことにかんがみ、雑草等を除去するために必要な 事項を定め、もって住民生活の安定と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) あき地 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域の区域内の土地及び特に市長が認めた土地で、人が生活のために直接使用していないものをいう。
 - (2) 雑草等 草木のうち食用、観賞等、人の生活に密接な関係のある目的で植栽されている以外のもの、又は枯れた状態にあるものをいう。
 - (3) 管理不善な状態 雑草等が繁茂し、そのまま放置されているため、火災等の発生及び近隣 の生活環境を著しく損なうような状態をいう。
 - (4) 所有者 あき地の所有者又は管理人をいう。

(所有者の義務)

第3条 所有者は、当該あき地が管理不善な状態にならないように、常に留意するとともに、環境の 保全には最善の努力を払わなければならない。

(除草等の勧告及び命令)

- 第4条 市長は、あき地が管理不善な状態にあり住民の生活環境が損なわれていると認めたときは、 当該所有者に対して雑草の刈取り、除去等(以下「除草等」という。)必要な措置をとるべきこと を勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(立入調査)

- 第5条 市長は、前条の規定により勧告若しくは命令を行おうとするとき、又は同条の規定により命令の履行状況を調査するため必要があると認めたときは、必要な限度において、当該職員をしてあき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (委任)
- 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の前橋市あき地の環境管理に関する条例第5条 第1項に規定する申出を受けた代行については、なお従前の例による。

(2) 前橋市あき地の環境管理に関する条例施行規則 (昭和50年3月31日規則第6号)

(勧告書及び履行期限)

第1条 前橋市あき地の環境管理に関する条例(昭和50年前橋市条例第8号。以下「条例」という。) 第4条第1項の規定による除草等必要な措置に係る勧告は、除草等措置勧告書(様式第1号)によ り行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から30日以内とする。

(命令書及び履行期限)

第2条 条例第4条第2項の規定による除草等必要な措置に係る命令は、除草等措置命令書(様式第2号)により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から15日以内とする。 (身分証明書)

- 第3条 条例第5条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。 (補則)
- 第4条 この規則に定めるもののほか、特別な事項については、市長が別に定める。

附則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日規則第10号) 抄

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月4日規則第30号)

この規則は、昭和56年6月20日から施行する。

附 則(昭和58年3月29日規則第14号) 抄

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月22日規則第36号) 抄 (施行期日)

1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第21号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第28号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製 した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則(平成21年3月30日規則第55号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第30号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例

(平成25年12月11日条例第55号)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
 - (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所(室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
 - (3) 吸い殻・空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器又は包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
 - (4) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に吸い殻・空き缶等をみだりに 捨てることをいう。
 - (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
 - (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - (7) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。 (市の責務)
- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けて必要な施 策を総合的かつ効率的に推進するものとする。
- 2 市は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清掃活動を実施するよう努めなければならない。
- 2 たばこの製造又は販売を行う事業者は、路上喫煙の防止のための自主的な取組を推進し、広く喫煙マナーの向上を図るよう努めなければならない。
- 3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、その販売する場所に吸い殻・空き缶等を回収する設備を設けるとともに、これを適正に維持管理するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 (市民等の責務)
- 第5条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせた吸い殻・空き缶等を持ち帰り、又 は適正に処理しなければならない。
- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 (土地所有者等の責務)
- 第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に吸い殻・空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(行事等を主催する者の責務)

第7条 道路等において行事等を主催する者は、路上喫煙及びポイ捨ての防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路上喫煙の防止等)

- 第8条 何人も、吸い殻入れが設置されていない場所においては、路上喫煙をしないよう努めな ければならない。
- 2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(路上喫煙防止重点区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に路上喫煙を防止する必要があると認める

区域を路上喫煙防止重点区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、日時を限って行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係 団体等の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による指定を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(ポイ捨て防止重点区域の指定)

- 第10条 市長は、この条例の目的を達成するため、特にポイ捨てを防止する必要があると認める区域をポイ捨て防止重点区域として指定することができる。
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、ポイ捨て防止重点区域について準用する。 (施策の重点実施)
- 第11条 市長は、路上喫煙防止重点区域において路上喫煙、ポイ捨て防止重点区域においてポイ捨ての防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(路上喫煙防止重点区域内における喫煙の禁止)

第12条 何人も、路上喫煙防止重点区域内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、 道路等を管理する権限を有する者が指定した場所にあっては、この限りでない。

(指導、勧告及び命令)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。
 - (1) 第8条第2項の規定に違反した者
 - (2) 前条の規定に違反した者
- 2 市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(前橋市行政手続条例の適用除外)

第14条 前条第2項の規定による命令については、前橋市行政手続条例(平成9年前橋市条例 第44号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(過料)

第16条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、2万円の過料に処する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例施行規則

(平成26年3月17日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例(平成25年前橋市条例 第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域の指定に係る告示)

- 第2条 条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 区域の名称
 - (2) 区域の範囲
 - (3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日 (ポイ捨て防止重点区域の指定に係る告示)
- 第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 区域の名称
 - (2) 区域の範囲
 - (3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日 (勧告及び命令)
- 第4条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定による命令は、命令書により行うものとする。 (告知及び弁明の機会の付与)
- 第5条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分(以下「過料処分」という。)を行おうとするときは、過料処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

- 第6条 条例第16条の規定による過料処分は、過料処分決定通知書により行うものとする。 (身分証明書の携帯等)
- 第7条 過料処分に係る事務に従事する者は、身分証明書を携帯し、過料処分を受ける者の請求 があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の様式)

- 第8条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。
 - (1) 勧告書
 - (2) 命令書
 - (3) 告知·弁明書
 - (4) 過料処分決定通知書
 - (5) 身分証明書

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4 その他

(1) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年前橋市条例第8号)

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年前橋市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他の法令の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第2条 市長は、一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めたとき又は一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

- 第3条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地 又は建物内で生じる一般廃棄物の自己処理に努めるとともに、自己処理しない一般廃棄物について は、市長が定める分別収集の方法に適合するよう適切な措置を講じた後、市の収集に従って所定の 曜日に所定の場所に搬出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を一時に20キログラム以上排出する場合で、その処分を 市に依頼するときは、市が指定する場所に運搬しなければならない。
- 3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する処理施設に自ら運搬し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
- 4 市は、前項の一般廃棄物のうち、市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に支障がないと認める範囲 内の一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づいて運搬することができる。

(一般廃棄物の再利用)

- 第4条 土地又は建物の占有者は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の活動に協力する等一般廃棄物の再利用に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。
- 3 市は、再利用が可能な一般廃棄物の分別収集及び市の処理施設での資源の回収等により、一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

(平12条例61·一部改正)

(一般廃棄物の減量等)

- 第5条 市長は、事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、当該一般廃棄 物を運搬すべき場所、運搬の方法、減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。
- 2 前項の事業者の範囲は、市規則で定める。

(資源物の収集又は運搬の禁止)

- 第5条の2 市及び市規則で定める者(以下「市等」という。)以外の者は、ごみ集積場所(第3条 第1項の所定の場所をいう。)その他第2条に規定する一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物の 搬出場所に置かれた廃棄物のうち、資源物(びん、缶その他の再利用又は再生利用が可能なものと して市規則で定めるものをいう。以下同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者 に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平20条例61・追加)

(一般廃棄物処理手数料)

- 第6条 市は、一般廃棄物のうち、1日に200キログラムを超えるごみ若しくは粗大ごみを処分する場合(事業活動に伴って生じたものを処分するときを除く。)又はし尿若しくは動物の死がいを収集し、運搬し、及び処分する場合は、土地又は建物の占有者から手数料として別表第1に定める額を徴収する。
- 2 市は、一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じたごみ又は粗大ごみを処分する場合は、事業者(事業者が一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託したときは、当該一般廃棄物収集運搬業者)から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

(平21条例45・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

- 第7条 市長は、天災その他特別な理由があると認めたときは、前条に定める一般廃棄物処理手数料 を減免することができる。
- (一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)
- 第7条の2 法第21条第3項の市町村の条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道 部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程 において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。同号において同じ。)若しく は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。) 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 (平24条例6・追加、平25条例19・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物)

(平12条例61・一部改正)

第8条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内のものとし、市規則で定めるものとする。

(産業廃棄物の処理費用)

第9条 市は、前条の規定により産業廃棄物を処理するときは、事業者から当該産業廃棄物の処理に 要する費用として別表第1に定める額を徴収する。

(申請手数料)

第10条 法又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「使用済 自動車再資源化法」という。)の規定に基づき、別表第2に掲げる許可等の申請をしようとする者 は、その申請の際同表に定める手数料を納めなければならない。

(平20条例61・全改)

(許可証)

- 第11条 市長は、次に掲げる場合には、許可証を交付しなければならない。
 - (1) 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第7条の2第 1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
 - (2) 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
 - (3) 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第 1項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき。
 - (4) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたと き。
 - (5) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の 譲受け又は借受けの許可をしたとき。
- 2 前項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第56条若しくは第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数 料を納めなければならない。

(平20条例61・全改、平23条例9・一部改正)

(認定証)

- 第11条の2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の 認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の認定証並びに法第12条の7第1項及び第7項並びに法 第15条の3の3第1項の認定に係る認定証の交付を受けた者について準用する。この場合におい て、前条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「認定証」と読み替えるものとする。

(平23条例9・追加、平30条例9・一部改正)

(従事者証)

- 第11条の3 法第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る業務に従事する者について、市規則で定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業従事者証又は一般廃棄物処分業従事者証(以下これらを「従事者証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定により従事者証の交付を受けた者は、その業務に従事する者に、当該従事者証を携帯 させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 3 第1項の規定により従事者証の交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数 料を納めなければならない。
- 4 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により従事者証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「従事者証」と読み替えるものとする。

(平20条例61・追加、平23条例9・旧第11条の2繰下・一部改正)

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。 (廃棄物処理施設専門委員会)
- 第12条の2 市長が廃棄物処理施設の設置又は変更の許可をする場合において、次に掲げる事項に ついて意見を聴取するため、廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。) 第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。
 - (2) 令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。 (平20条例61・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。 (平20条例61・追加)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の 刑を科する。

(平20条例61・追加)

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成5年6月分の一般廃棄物手数料から適用し、同年5月分までの一 般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

4 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年大胡町条例第3号)、宮城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年宮城村条例第3号)又は粕川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年粕川村条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例19・追加)

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年富士見村条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例61・追加)

附 則(平成7年3月30日条例第11号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のし尿処

理から適用する。

附 則(平成9年3月31日条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行 日以後の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理から適用する。

附 則(平成12年12月11日条例第61号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理から適用する。

附 則(平成15年12月11日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月15日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成20年12月12日条例第61号) 控

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年 5月5日から施行する。
- 2 この条例の施行前に市長から交付された一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業に係る許可証は、改正後の第11条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成21年12月11日条例第45号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第9条関係)

(平7条例11・平9条例8・平12条例61・平21条例45・平26条例3・一部改正)

区分			位	金額	摘要
		単位 総重量から200キログラムを差			
一般廃棄物					市長が指定するご
		し引いた重量に対	Tし、I O キロクラ		み処理施設又は埋
	に伴って生じ				立処分の場所へ自
	たものを除				己搬入する場合
	< 。)				
		10キログラムに	こつき	180円	
	って生じたご				
	み又は粗大ご				
	み				
	3 し尿	ア 人員による	(ア) 月1回収集	月額 360円	
		もの(一般家庭	する場合1人		
		及びこれに準じ	につき		
		るもの)	(イ) 月2回以上	450円	
			収集する場合		
			(ア)に加算		
			する額は2回		
			目から1世帯		
			1回につき		
		イ 収集量による	らもの (人員により	3 4 0 円	
			の収集量36リッ	3 1 3 1 3	
		トルまでごとに			
		ウ特別に料金を		410円	
			特別な取扱いを要		
			わかな収扱くを要 合にア又はイに加		
		算する額は1世			
	4 動物の死がい		収集運搬処理する	2,080円	自己搬入の場合は
		場合)	水水连頭だ在りる	2, 000	日 1,030円とす
		<i>勿</i> 口 /			」, 030円と9 る。
産業廃棄物		10キログラムに	つき	180円	<u>る。</u> 市長が指定するご
(生术/光术10)		1 1 0 1 4 7 7 4 1	- / 0	100	み処理施設又は埋
					立処分の場所へ自
					己搬入する場合
					山豚八りの場合
借					

備考

- 1 ごみ及び粗大ごみの処理手数料又は産業廃棄物の処理に要する費用を算出する数量が、10キログラム未満の端数であるとき又は10キログラム未満の端数があるときは、それぞれその端数を10キログラムとして計算する。
- 2 し尿の処理手数料を算出する数量が、36リットル未満の端数であるとき又は36リットル未満の端数があるときは、それぞれその端数を36リットルとして計算する。

別表第2 (第10条、第11条、第11条の2、第11条の3関係) (平20条例61・全改、平23条例9・平30条例9・一部改正)

(半20条例61・全改、半23条例9・半30条例9・	一部以正)
区分	金額
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業	1件につき5,000円
の許可の申請に対する審査	
(2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業 の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許 可の申請に対する審査	1件につき5,000円
	1 件につき 5 000円
(4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	11件にうきも、000円
(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運	1件につき5,000円
搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
(6) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業	1件につき5,000円
の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
(7) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物
設置の許可の申請に対する審査	処理施設に係るもの
ME 2 11 1 2 1 1111 - 7.3 7 3 11 12	1件につき130,000円
	イア以外の一般廃棄物処理施設に係るも
	1件につき110,000円
(8) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の	
設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審	
(五)	1件につき120,000円
	イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るも の
	1件につき100,000円
(9) 法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物に	1件につき33,000円
係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	
(10) 法第9条の2の4第2項の規定による一般廃棄物に	1件につき20,000円
係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審	
查	
(11) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施	1件につき94.000円
設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1,
(12) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施	1件につき94,000円
設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に	
対する審査	
(13) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者	1件につき147、000円
による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対	
する審査	
(14) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者	1件につき134 000円
による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項	
の変更の認定の申請に対する審査	
(15) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬	1.件につき81 000円
(15) 伝第14条第1頃の規定による産業廃棄物収集連搬 業の許可の申請に対する審査	1 円につきの1, 000円
(16) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬	1件につき73,000円
業の許可の更新の申請に対する審査	
(17) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の	1件につき100,000円
許可の申請に対する審査	
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

(18) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の 許可の更新の申請に対する審査	1件につき94,000円
(19) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集 運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
(20) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分 業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
(21) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	, , , , , ,
(22) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	
(23) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	
(24) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	
(25) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃 棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対 する審査	
(26) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する 審査	
(27) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設	
の設置の許可の申請に対する審査	物処理施設に係るもの
	1件につき140,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るも
	の
	1件につき120,000円
(28) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄
	11 11
処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請	物処理施設に係るもの
処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請 に対する審査	物処理施設に係るもの 1件につき130,000円
	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るも の
	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るも の 1件につき110,000円
に対する審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るも の 1件につき110,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物	1件につき130,000円イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの1件につき110,000円1件につき33,000円1件につき20,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する 審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する 審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する 審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物 に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する 審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1 項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受 けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 (33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき20,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 (33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による引取業の登録の申請に対する審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円 1件につき3,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 (33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円 1件につき3,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査 (30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査 (31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 (32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 (33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による引取業の登録の申請に対する審査 (34) 使用済自動車再資源化法第42条第2項の規定による引取業の登録の申請に対する審査	1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円 1件につき33,000円 1件につき94,000円 1件につき94,000円 1件につき3,000円 1件につき3,000円 1件につき3,000円

(36) 使用済自動車再資源化法第53条第2項の規定によ	1件につき5,000円
るフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	
(37) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定によ	1件につき78,000円
る解体業の許可の申請に対する審査	
(38) 使用済自動車再資源化法第60条第2項の規定によ	1件につき70,000円
る解体業の許可の更新の申請に対する審査	
(39) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定によ	1件につき84,000円
る破砕業の許可の申請に対する審査	
(40) 使用済自動車再資源化法第67条第2項の規定によ	1件につき77,000円
る破砕業の許可の更新の申請に対する審査	
(41) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定によ	1件につき67,000円
る破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審	
查	
(42) 許可証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(43) 認定証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(44) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の交付の申請に対す	従事者1人につき1、000円
る審査	
(45) 一般廃棄物処分業従事者証の交付の申請に対する審	従事者1人につき1,000円
查	
(46) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の再交付の申請に対	従事者1人につき500円
する審査	
(47) 一般廃棄物処分業従事者証の再交付の申請に対する	従事者1人につき500円
審査	

(2) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年前橋市規則第15号)

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年前橋市規則第13号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則11・一部改正)

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 再生資源等集団回収活動 市民により構成された団体が市内において、家庭から排出される再利用又は再生利用が可能な物を回収し、再生資源等回収業者(再利用又は再生利用が可能な物の引取りを業として行う者をいう。以下同じ。)に引き渡す活動であって、自主的なものをいう。
 - (2) 再生資源等集団回収登録団体 再生資源等集団回収活動を行う団体であって、第6条の5第1 項の規定により市長の登録を受けたものをいう。
 - (3) 再生資源等集団回収登録業者 再生資源等回収業者であって、第6条の5第2項の規定により 市長の登録を受けたものをいう。

(平21規則11・全改)

第3条 削除

(平23規則33)

(排出してはならない一般廃棄物)

- 第4条 土地又は建物の占有者は、市長の定める分別収集に不適な一般廃棄物として次に掲げるものは、排出してはならない。
 - (1) 有毒性又は有害性のあるもの
 - (2) 病原性又は危険性のあるもの
 - (3) 引火性のあるもの
 - (4) 著しく悪臭を発するもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるもの
- 2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の運搬、処分等を行おうとするとき又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の処理の申出)

第5条 市に一般廃棄物の処分を依頼しようとする者(条例第3条第1項の規定により、市の収集に 従って所定の曜日に所定の場所に搬出する場合を除く。)は、一般廃棄物処理申出書により市長に申 し出るものとする。

(平23規則33・全改)

(事業者の範囲)

- 第6条 条例第5条第2項の事業者の範囲は、次に定めるものとする。
 - (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
 - (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
 - (3) その他市長が必要と認める者

(平13規則4・一部改正)

(資源物の収集又は運搬を行うことができる者)

- 第6条の2 条例第5条の2第1項の市規則で定める者は、次のとおりとする。
 - (1) 市が資源物の収集又は運搬を委託した者

- (2) 再生資源等集団回収登録団体(再生資源等集団回収活動として収集又は運搬を行う場合に限る。)
- (3) 再生資源等集団回収登録業者(再生資源等集団回収活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。)

(平21規則11・追加、平23規則33・一部改正)

(資源物)

- 第6条の3 条例第5条の2第1項の再利用又は再生利用が可能なものとして市規則で定めるものは、 次のとおりとする。
 - (1) びん
 - (2) 缶
 - (3) ペットボトル
 - (4) 自転車
 - (5) 新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び包装紙その他これに類するもの
 - (6) 衣類、装飾雑貨及び布類その他これに類するもの
 - (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条に規定する小型電子機器等

(平21規則11・追加、平22規則59・平23規則33・平30規則50・一部改正) (収集又は運搬の禁止命令)

第6条の4 条例第5条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

(平21規則11・追加、平23規則33・一部改正)

(再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録)

- 第6条の5 再生資源等集団回収活動を行う団体のうち営利を目的とした団体でないことその他の市 長が定める要件を満たすと認められるものは、当該団体の申請に基づき、再生資源等集団回収登録 団体として市長の登録を受けることができる。
- 2 再生資源等回収業者のうち、再生資源等集団回収活動に係る再利用又は再生利用が可能な物の引取りを行う者であって、市長が定める要件を満たすと認められるものは、その者の申請に基づき、再生資源等集団回収登録業者として市長の登録を受けることができる。

(平21規則11・追加)

(登録の抹消等)

- 第6条の6 市長は、必要があると認めるときは、再生資源等集団回収登録団体及び再生資源等集団 回収登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の調査又は報告の結果、再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録 業者が前条の規定による要件を欠くに至ったと認めるときは、当該登録を抹消することができる。 再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録業者が必要な報告を怠ったとき、又は虚 偽の報告をしたときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該再生資源等集団回収登録団体又は当該再 生資源等集団回収登録業者にその旨を通知するものとする。

(平21規則11・追加)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

- 第7条 条例第6条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次に定めるところにより徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) し尿を収集し、運搬し、及び処分したとき。 納入通知書
 - (2) ごみ又は動物の死がいを収集し、運搬し、及び処分したとき。 現金 (平23規則33・一部改正)

(し尿の単位の区分の基準)

第8条 条例別表第1に規定するし尿の単位の区分の基準は、次のとおりとする。

第6末 未例別表第1に就たすると外の単位の区方の基準は、次のとおりとする。				
区分	基準	摘要		
人員によるもの	一般世帯でくみ取り便所を有し、その便所の使用者と居住	し尿処理手数料の		
	人員がおおむね一定しているもの及び一般世帯に準じる店	基礎となる世帯及		
	舗、作業所等の家族による事業所で、便所の使用人員がおお	び世帯人員の算定		
	むね一定しているもの	期日は、毎月1日と		
		し、月の中途で世帯		
		人員に異動を生じ		
		た場合の人員の更		
		正は、その翌月1日		
		に行う。		
収集量によるもの	官公庁、学校、会社、工場等の事業所及び集会施設で便所			
	の使用人員が不特定多数であるもの及び次に掲げる場合で、			
	市長が人員によることが不適当と認定したもの			
	ア 一般世帯の便所が改良式便所で、し尿収集の前後に多			
	量の投水をしなければ、その機能を発揮しない場合			
	イ 便槽の不備による地下水の侵入その他の理由による場			
	合			
特別に料金を加算	吸入ホースを40メートル以上用いなければ収集が困難な			
するもの	場合で、市長が認定したもの			

- 2 市長は、前項の表に規定する収集量によるものの認定(以下「収集量認定」という。)をしたとき、 又は特別に料金を加算するものの認定(以下「特別加算認定」という。)をしたときは、し尿処理に 関する認定書を、当該便所の使用者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により認定証を交付した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その 者の申出により、その認定を変更し、又は取り消すものとする。
 - (1) 収集量認定を受けた者が人員によるものの基準に該当することとなったとき。
 - (2) 特別加算認定を受けた者がその基準に該当しなくなったとき。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(確認証)

第9条 収集量認定を受けた者は、し尿のくみ取りを受けた都度、し尿くみ取り確認証により処理の 事実を確認しなければならない。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(し尿処理手数料徴収の時期)

第10条 し尿処理手数料は、収集の翌月に徴収する。

(平23規則33·全改)

(し尿処理手数料の不徴収)

- 第11条 第8条第1項の表に規定する人員によるものの認定を受けた者が、次の各号のいずれかに 該当したときは、当該月分のし尿処理手数料を徴収しない。
 - (1) 市の都合により月1回のし尿収集ができなかった場合
 - (2) 月の中途において異動の申出があった世帯で、当該月にし尿収集を行わなかった場合
 - (3) 長期の入院、出張、旅行その他の理由により月の始めから引続き20日以上不在となる旨の申出があった場合

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

第12条 削除

(平23規則33)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第13条 条例第7条の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を 市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、その結果を 申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、市長が減免を認めたときは、第7条の規定にかかわらず、市長が発行する 納入通知書により当該手数料を徴収するものとする。

(平23規則33·一部改正)

(市が処理する産業廃棄物)

- 第14条 条例第8条に規定する市規則で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
 - (1) 紙くず
 - (2) 木くず
 - (3) 繊維くず
 - (4) 燃えがら(有害物質を含むものを除く。)
- 2 市長は、一般廃棄物の処分に支障があると認めるときは、前項に定める産業廃棄物の種類又は搬入量等について制限することができる。

(平23規則33·一部改正)

(産業廃棄物の処理の申請等)

- 第15条 産業廃棄物の処理を受けようとする者は、産業廃棄物処理申請書により市長に申請しなければならない。
- 2 条例第9条に規定する産業廃棄物の処理費用は、現金により徴収するものとする。

(平23規則33·一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

- 第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更か可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定による申請には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市 長が必要がないと認めるときは、その書類又は図面の一部の添付を省略することができる。
 - (1) 事業の用に供する施設及び設備に関する書類
 - (2) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
 - (3) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - (4) 本籍の記載された住民票の写し(法人である場合には、全ての役員の住民票の写し並びに定款の写し及び登記事項証明書)
 - (5) 従事者の名簿
 - (6) 事業に係る計画書
 - (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (8) 申請者(当該申請者が法人である場合には、その役員を含む。)が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (9) 資産に関する調書並びに直近年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合には、直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに住所(申請者が法人である場合には、事業所又は営業所の所在地)が前橋市内にある場合にあっては、前橋市税を滞納していないことを証する書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(平23規則33・全改、平25規則26・一部改正)

(暴力団員の排除)

第16条の2 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、次に掲

げる者が前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団 員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第4条の7に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(平25規則26·追加)

(許可証)

- 第17条 条例第11条第1項の規定により市長が交付する許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 条例第11条第1項第1号に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該事業の範囲の変 更の許可 一般廃棄物収集運搬業許可証
 - (2) 条例第11条第1項第2号に規定する一般廃棄物処分業の許可又は当該事業の範囲の変更の 許可 一般廃棄物処分業許可証
 - (3) 条例第11条第1項第3号に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可又は当該施設の変更 の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
- 2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は 許可を取り消されたときは、速やかに当該許可証を市長に返納しなければならない。
- 4 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者が、死亡し、又は合併し、若しくは解散したときは、その者の相続人又は合併後存続する法人の代表者若しくは清算人は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可証を返納しなければならない。
- 5 条例第11条第2項の規定による許可証の再交付の申請は、許可証再交付申請書により行うものとする。

(平21規則83・全改、平23規則33・一部改正)

(認定証)

- 第17条の2 条例第11条の2第1項の規定により市長が交付する認定証は、一般廃棄物熱回収施 設設置者認定証とする。
- 2 条例第11条の2第1項の規定により認定証の交付を受けた者が、法第9条の2の4第2項の規 定による認定の更新をしなかったとき又は当該認定に係る熱回収施設を廃止したときは、当該認定 証を返納しなければならない。
- 3 条例第11条の2第2項において準用する条例第11条第2項の規定による認定証の再交付の申請は、認定証再交付申請書により行うものとする。

(平23規則33·追加)

(従事者証)

- 第18条 条例第11条の3第1項の規定により市長が交付する従事者証は、一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証とする。
- 2 前項の従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 条例第11条の3第1項の規定による従事者証の交付又は同条第4項において準用する条例第1 1条第2項の規定による従事者証の再交付の申請は、従事者証交付・再交付申請書により行うもの とする。
- 4 条例第11条の3第2項の規定により従事者証を携帯させた者が、退職その他の理由により一般 廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとと もに、当該従事者証を返納しなければならない。

(平21規則83・全改、平22規則30・平23規則33・平25規則26・一部改正) (実績報告書の提出等)

- 第19条 し尿に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、月ごとの当該業務の実績について、翌月10日までに、一般廃棄物(し尿)収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。
- 2 し尿を除く一般廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎年6月30

日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該業務の実績について、一般廃棄物(ごみ) 収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- 3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者 を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から3 0日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、当該事業場における産業廃棄物の 処理に関し市長が必要と認めるときは、産業廃棄物処理実績報告書により市長に報告しなければな らない。
- 5 市長は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し特別管理産業廃棄物処理実績報告書により報告を求めることができる。
- 6 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し市 長が必要と認めるときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬実績報告書又は産業廃棄物(特 別管理産業廃棄物)の処分実績報告書により市長に報告しなければならない。

(平21規則83・全改、平23規則33・平25規則26・平28規則63・一部改正) (一般廃棄物収集運搬業者の遵守事項)

- 第20条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 収集又は運搬の用に供する車両(以下この条において「運搬車」という。)の車体の両側面に一般廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称及び前橋市許可番号を表示すること。
 - (2) 第16条第4項の規定により申請書に添付した書類に記載された車両以外の車両を運搬車として使用しないこと。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車を廃止し、又は増車しようとするときは、あらかじめ市長に 届け出なければならない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業者は、前2項に定めるもののほか、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(平25規則26·全改)

(一般廃棄物処分業者の遵守事項)

第20条の2 一般廃棄物処分業者は、市長が別に定める廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

(平25規則26・追加)

(産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書の交付等)

- 第21条 市長は、法第15条の2の5の規定による届出又は省令第12条の7の17第5項の規定 による変更の届出を受理したときは、届出者に対し、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理 施設設置・変更届出受理書を交付するものとする。
- 2 前項の規定により交付された産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出 受理書を汚損し、又は紛失した者は、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届 出受理書再交付申請書により、市長に再交付を申請しなければならない。

(平21規則83・全改、平23規則33・一部改正)

(審議会の所掌事務)

- 第22条 条例第12条に規定する廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
 - (2) ごみの減量化及び再生利用の推進方策に関すること。
 - (3) 分別収集計画に関すること。
 - (4) その他一般廃棄物処理業務推進上必要と認める事項 (平21規則83・旧第27条繰上)

(審議会の構成)

- 第23条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 住民の代表者

- (3) 事業者の代表者
- (4) 廃棄物処理業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第28条繰上)

(会長の職務)

- 第24条 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平21規則83・旧第29条繰上)

(審議会の会議)

- 第25条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平21規則83・旧第30条繰上)

(審議会の幹事)

- 第26条 審議会に幹事若干人を置くことができる。
- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第31条繰上)

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

(平9規則22・平11規則28・平21規則55・一部改正、平21規則83・旧第32 条繰上・一部改正、平23規則33・一部改正)

(審議会の運営)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平21規則83・旧第33条繰上・一部改正)

(委員会の所掌事務)

- 第29条 条例第12条の2に規定する廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)は、廃棄物処理施設の設置等に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。
 - (1) 政令第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項
 - (2) 政令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員会の構成)

- 第30条 委員会は、次に掲げる事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱するものをもって構成する。
 - (1) 廃棄物の処理及び大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員長及び副委員長の職務)

- 第31条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平21規則83・追加、平23規則33・一部改正)

(委員会の庶務)

第32条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(平23規則33·追加)

(委員会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 (平21規則83・追加、平23規則33・旧第32条繰下・一部改正)

(申請書の様式)

- 第34条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。
 - (1) 一般廃棄物処理申出書
 - (2) 収集·運搬禁止命令書
 - (3) し尿処理に関する認定書
 - (4) し尿くみ取り確認証
 - (5) 一般廃棄物処理手数料減免申請書
 - (6) 産業廃棄物処理申請書
 - (7) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書
 - (8) 一般廃棄物処分業許可申請書
 - (9) 一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書
 - (10) 一般廃棄物収集運搬業許可証
 - (11) 一般廃棄物処分業許可証
 - (12) 一般廃棄物処理施設設置·変更許可証
 - (13) 許可証再交付申請書
 - (14) 一般廃棄物熱回収施設設置者認定証
 - (15) 認定証再交付申請書
 - (16) 一般廃棄物収集運搬業·処分業従事者証
 - (17) 従事者証交付・再交付申請書
 - (18) 一般廃棄物(し尿)収集運搬・処分業務実績報告書
 - (19) 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬・処分業務実績報告書
 - (20) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書
 - (21) 産業廃棄物処理実績報告書
 - (22) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書
 - (23) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬実績報告書
 - (24) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績報告書
 - (25) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書
 - (26) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書再交付申請書
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる法又は省令の規定により市長に提出する書類は、当該各号に定めるとおりとし、その様式は、別に定める。
 - (1) 法第7条の2第3項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物収集運搬業・処分業廃止・変更 届出書
 - (2) 省令第2条の7の届出書 一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
 - (3) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
 - (4) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
 - (5) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
 - (6) 省令第4条の4の4の書面 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書
 - (7) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
 - (8) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
 - (9) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - (10) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
 - (11) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
 - (12) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
 - (13) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書
 - (14) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書
 - (15) 省令第5条の5の11の報告書 一般廃棄物熱回収報告書
 - (16) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物処理施設設置届出書
 - (17) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
 - (18) 省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - (19) 省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

- (20) 省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (21) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (22) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書
- (23) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書
- (24) 省令第10条の10の3の届出書 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (25) 省令第10条の24の届出書 特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (26) 法第15条の2の5の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物 処理施設設置届出書
- (27) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における 一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書
- (28) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
- (29) 法第21条の2第1項の規定による届出に係る書類 特定処理施設事故状況等届出書 (平23規則33・追加、平25規則26・一部改正)

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平21規則83・旧第34条繰上・一部改正、平23規則33・旧第33条繰下) 附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第18条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業許可書は、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第18条第1項の規定により交付された許可証とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第27条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第24条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。
- 4 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に改正前の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きは、改正後の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きとみなす。

附 則(平成7年3月30日規則第8号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券(以下「旧処理券」という。)については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券(以下「新処理券」という。)の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則(平成9年3月25日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第22号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券(以下「旧処理券」という。)については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券(以下「新処理券」という。)の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則(平成11年3月31日規則第28号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月8日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則(平成17年3月16日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月27日規則第48号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第55号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第83号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により調製した 様式については、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則(平成22年3月30日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月6日規則第59号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条の3第1項第5号に規定する区域の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成23年3月31日規則第33号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日規則第63号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、一般廃棄物のうち家庭ごみの適正な排出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭ごみ 一般廃棄物のうち土地又は建物の占有者の日常生活に伴って生ずるごみをいう。
 - (2) ごみ集積場所 市が行う家庭ごみの収集に供するためごみを一時的に搬出する場所をいう。 (家庭ごみの自己搬入等)
- 第3条 土地又は建物の占有者は、転居等に伴い発生する一時多量ごみ (20キログラム以上) については市の指示する方法により清掃工場に自己搬入するものとする。
- 2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物をごみ集積場所に排出してはならない。 (分別の区分、収集の方法、収集の回数等)
- 第4条 家庭ごみの収集における分別の区分、収集の方法及び収集の回数は、次に掲げるとおりとする。

分別の区分	収集の方法	収 集 の 回 数
可燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1週間に2回
不燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に1回
プラスチック製 容 器 包 装	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に3回程度
資源ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
古紙、古着類	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
有害ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
危険ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
粗大ごみ	申込みにより戸別収集又は自治会 単位の集団回収とする。	戸別収集は電話予約制とする。 自治会単位の集団回収は年1回 を原則とする。
小動物の死体	申込みにより戸別に収集する。	電話申込制とする。

- 2 前項の表分別の区分の欄に規定する家庭ごみの分け方及び出し方については、別表1のとおりと し、当該家庭ごみを市が収集する日(以下「収集日」という。)については、別にごみ収集カレン ダーを定めるものとする。
- 3 家庭ごみの収集は、前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に 規定する市の休日においては、原則として行わないものとする。

(ごみ集積場所の設置等)

第5条 自治会長は、ごみ集積場所の新設、変更又は廃止をしようとするときは、書面により、市長 に申出をするものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(排出方法の遵守等)

- 第6条 家庭ごみを排出しようとする者は、適正に分別し、排出容器に収納する等により収集日に所 定の場所に搬出しなければならない。
- 2 市は、前項の規定に違反する者に対して、適正な搬出を行うよう指導するものとする。 (家庭ごみの分別)
- 第7条 ごみ集積場所に家庭ごみを排出しようとする者は、別表第2の分別区分に応じて分別しなければならない。

(排出容器)

- 第8条 ごみ集積場所に可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源ごみ、古紙、古着類、有害ごみ又は危険ごみ(以下「可燃ごみ等」という。)を排出しようとする者は、別表第2の分別 区分に応じた排出容器を使用するものとする。ただし、市長が排出容器として認定する袋(次項に 規定する規格及び別に定める認定基準に適合する袋をいう。以下「指定袋」という。)による排出 が適当でないと認められるときは、この限りでない。
- 2 指定袋は、次に掲げる規格を満たし、かつ、別に定める認定基準に適合するものとする。
 - (1) 内容物が識別できる程度の透明性を有すること。
 - (2) 持ち運びに耐えうる程度の強度を有すること。
 - (3) 耐水性があり、容易に破損しないこと。
 - (4) 収集効率が低下しない程度の容量があること。

(排出時間等)

- 第9条 可燃ごみ等を排出しようとする者は、収集日の早朝から午前8時までの間にごみ集積場所に 排出しなければならない。
- 2 ごみ集積場所に家庭ごみを排出する者は、ごみ集積場所を適正に管理し、常に清潔の保持に努めなければならない。

(排出禁止物の処分)

- 第10条 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年前橋市規則第15号)第4条第1項 各号に規定する排出禁止物は、別表第3のとおりとし、当該排出禁止物を処分しようとする者は、 生活環境の保全上支障のない方法で適正に処分し、自ら処分しない排出禁止物については、専門の 処理業者に処理を依頼する等により適正に処分するものとする。
- 2 市及び製造販売業者等は、排出禁止物の適正な処理に資するため、排出禁止物を処分しようとする者に対し、適正な処理の方法に関する情報を提供するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、一般廃棄物の適正な排出に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附則

- この要網は、平成10年10月1日から施行する。 附 則
- この要網は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

			1
分別区分	分 類	種類	排 出 上 の 注 意
可燃ごみ	台所ごみ	野菜くず、残飯、果物の皮、 貝殻、茶殻、料理くず等	・よく水を切る。
	紙くず	油紙、ちり紙、紙コップ、汚れや臭いがひどい紙等(古紙 以外のもの)	
	木くず	板くず、棒きれ、枝木等	 長いものは、50センチメートル以下に切り、直径30センチメートル以内の束にして小出しにする(2束程度まで)。 板の厚さ及び枝木の太さは4センチメートル程度とする。
	プラスチック 類	プラスチック製容器包装以 外のプラスチック製品、汚れ のひどいプラスチック製容 器包装	・金属が多く含まれるものは「不燃ごみ」に出す。
	ゴム製品	ゴム手袋、ゴム長靴等	
	落葉等	落葉、草	よく乾燥させ、泥を落とす。小出しにする(2袋程度まで)。
	繊維類	衣類、布、シーツ等(古着類 以外のもの)	・ボタン、ファスナー等は取らずにそのまま出せる。
	玄関マット 座布団	玄関マット及び座布団	・指定袋に入るもの
	革製品	靴、かばん等(古着類以外のもの)	・留め金等簡単に取れない金具はそのままで出せ る。ただし、スキー靴や安全靴は不燃ごみ。
	その他	花火、マッチ等	・花火、マッチは火災の危険があるため、使用してから出す。やむを得ない場合は、火薬が発火しないよう十分に水に浸してから小出しにする。ただし、打ち上げ花火は水が中まで染みにくいため、必ず使用してから出す。

不	陶磁器	茶わん、皿、植木鉢等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
燃ごみ	ガラス	コップ、板ガラス、ガラス皿、 ガラスくず、耐熱ガラス等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空きびん	割れたり汚れたびん、農薬や 劇薬以外の薬品のびん(資源 ごみ以外のもの)	・中身を完全に使い切って出す。・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空き缶	塗料缶、さびた缶等(資源ご み以外のもの)	・中身を完全に使い切って出す。
	金属	なべ、やかん、鉄くず等	
	小型家電類等	トースター、掃除機、ラジカ セ、小型ガスレンジ等	・指定袋に入るもの。・ラジカセやガスレンジの点火用等に使用した乾電池は、必ず抜き取ってから出す。・なるべく使用済小型家電回収ボックスに出す。
	その他	電球、粘土、ガラスびん等の 金属製のふた、電気毛布等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
プラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装マ ークの付いた もの	カップ類、トレイ類、パック類、レジ袋・ポリ袋、ネット類、ボトル類、ペットボトル等のプラスチック製のふた、商品を保護する発泡スチロール等	 ・簡単に汚れを洗って出す。 ・汚れのひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・白色トレイは、なるべくスーパー等の店頭回収に出す。 ・指定袋に入れる。
資源ごみ	ガラスびん	ジュース、ビール、酒、ドリンク剤等の飲料用や調味料、ジャム、コーヒー等の食品用、化粧品のびん、市販飲み薬のガラスびん等。ただし、コップ、耐熱ガラス、ガラス皿等を除く。	 ・無色透明びんは白色、茶色びんは茶色、その他色びんは青色の「コンテナボックス」へ出す。 ・中身を空にして、水洗いする。 ・壊れたびんは「不燃ごみ」に出す。 ・ビールびん、一升びん等のリターナブルびんは、なるべく酒販店へ返却する。
	空き缶	ジュース、ビール、お茶等の 飲料用、粉ミルク、菓子、茶 筒、缶詰等の食品用の空き缶	・中身を空にして、水洗いする。 ・指定袋に入れる。
	ペットボトル	飲料用ミネラルウォーター、ウーロン茶、日本茶、紅茶、麦茶、コーヒー、炭酸飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等 酒類日本酒、ウイスキー、焼酎、本みりん等 調理用醤油等	・ふたははずし、ラベルははがして「プラスチック 製容器包装」に出す。・中身を空にして、水洗いする。・指定袋に入れる。

古紙、古着類	古紙	新聞紙折り込みチラシを含む。 雑誌書籍、月刊誌、週刊誌、教科書等段ボール 紙パック牛乳、ジュース、酒等のパック 雑古紙包装紙、菓子やティッシュの紙箱等	・紐で十文字に縛って出す。 ・ビニールコーティングやアルミコーティングされた紙等、特殊な加工がされたもの、汚れや臭いがひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・紙パックは、中を洗って開き、乾かして出す。 ・キャップや中栓、カレンダーの留め具、窓空き封筒のビニール等、紙以外の部分は取り除く。 ・なるべく資源回収(有価物集団回収、スーパーの店頭回収又は販売店回収等)に出す。	
	古着類	衣類スーツ、ジャンパー、セーター、ジーンズ、Tシャツ、ワイシャツ、トレーナー、下着類、子供服、着物等 衣類以外靴、かばん、帽子、シーツ、毛布、タオル、ぬいぐるみ、カーテン等	 ・洗濯して乾かしてから出す。 ・指定袋又は透明・半透明のビニール袋に入れて出す。 ・ボタン、ファスナー、金具等は取らずにそのまま出す。 ・雨の日は出さない。 ・ぬれているもの、中に綿が入っている衣類、布団類、カーペット、じゅうたん、汚れや臭いがひどいもの、スリッパ、長靴等は「可燃ごみ」に出す。 ・なるべく資源回収に出す。 	
有害ごみ	乾電池 水銀式体温計	筒型乾電池 体温計、血圧計のうち、水銀 式のもの	・乾電池及び水銀式体温計は、それぞれ透明袋に入れ、「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。・充電式電池は、リサイクル協力店に設置してある回収箱に入れる。	
	蛍光管	直管、円管、電球形	・蛍光管は破砕防止のため、紙ケースに入れるか、 古新聞等で包んで、「資源ごみ」収集日に黄色の 「コンテナボックス」へ出す。	
危険ご	スプレー缶 カセットガス	殺虫剤、塗料缶等のスプレー 缶 家庭用卓上コンロ用ボンベ	・「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」 へ出す。・穴は開けずに出してよい。	
み	ボンベ	7.00	・使い切ってから出す。	
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、ベッド、たんす、机、 戸棚、布団、カーペット、石油 ストーブ、ボウリングの球等	・買替えの際、なるべく販売店に引き取ってもらう。 ・石油ストーブの乾電池は取り出し、灯油は完全に使い切ってから出す。 ・収集運搬しやすいように、中型トラックが通り抜けできる道路まで運び出しておく(1回当たり3点まで)。 ・粗大ごみの排出者の名前を記入する。	
	※粗大ごみの戸別収集の予約受付日から収集予定日までの間に、自治会単位による粗大ごみの集団回収が予定されている場合は、戸別収集の予約受付時に集団回収の予定時期を併せて案内する。 ※粗大ごみの戸別収集を実施した場合は、その収集日から起算して、後2か月間は当該戸別収集を実施した家庭からの粗大ごみの戸別収集の予約は受け付けない。 ※家庭で排出されても、清掃工場において、処理困難物として指定されているものは不可。			

小動物の	飼っていた小 動物の死体	犬、猫、うさぎ、鳥等(有料)	・段ボール箱等に入れ、持ち上げやすいようにしておく。
死体	※道路上等の	「小動物の死体」については、無	禁料収集

別表第2(第7条、第8条関係)

1 1 2 1 /	17 2	(///	///	21 0 262	ליוע ני						
	分	別	区	分			排	出	容	器	
	可	燃		み	指	Ì	定	袋			
	不	燃		み	指	Ì	定	袋			
プ	ラス・	チッ	ク製	容器包装	指	ì	定	袋			
資	ガ		透	明	É	色	コンラ	・ナ			
源	ラス		茶	色	茶	色	コン	テナ			
	びん		その	り他	青	色	コン	テナ			
Ĭ,	台	f		類	指	Ì	定	袋			
み	~	ペッ]	トボ	トル	指	Ì	定	袋			
	古	纸、	古着		及び執	雑古が 類は、	紙ごと	に、て	トもて	はボール、紙パで十文字に縛る 明のビニール	0
	有	害	۳	み						明袋に入れ、	
	危	険	ر ا	み	黄	色	コンラ	ーナ			

別表第3(第10条関係)

分	類	種	類	処	分	上	Ø	注	意
家庭用プリガス ボ	ロパンンベ	2kg以上のもの		・販売店 ・又は、 引き取	群馬		ガス協	会前橋	(重要部に
薬 品	類	農薬、殺虫剤、有害	物質を含むもの等	・販売店 する。	で専門	 見処理業	美者に 通	 国正処理	里を依頼
家庭系廃 棄	医療物	自宅療養者の注射針 ているもの	及び血液が付着し	・通院し う。	ている	る医療機	幾関で引	き取っ	ってもら
バッテ	リー	自動車用及び二輪車	用	てもら	うう。 と得なV		は、リサ	ナイクバ	引き取っ レ協力店 する。
廃タ~	イヤ			・原則とてもら		所規に購	購入した	と店で引	引き取っ

処理困難物	自動車、自動車用部品、バイク、アスベスト、タイル、ブロック、コンクリート、土砂、建築廃材、断熱材、ピアノ(ピアノ線)、農機具、太陽熱温水器等	・販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
特定家庭用機器 廃 棄 物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液 晶式及びプラズマ式)、電気冷蔵庫、 電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	・家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき、販売店や製造業者等に引き渡す。
パソコン	購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルを含む。)	・製造メーカーへ連絡。メーカー不明のものは、パソコン3R推進センターへ連絡する。ただし、使用済小型家電回収ボックス又は清掃工場への持ち込みに限り、排出できる。

(4) 前橋市宅地開発指導要綱(抜粋)(平成16年11月30日 告示第339号)

第一章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、本市における無秩序な開発を防止し、地域の特性に応じた良好な環境及び土地利用を確保することにより、秩序ある都市づくりの推進を図るため、開発行為を行う者に対し、必要な事項を示し、公共施設及び公益施設の整備について、協力を求めるとともに土地利用の調整を行い適切な施行を確保することを目的とする。

第2条 略

(適用範囲)

- 第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等を行う者(以下「事業者」という。)に適用する。
 - (1) 開発区域の面積が 1,000平方メートル以上の開発行為(自己用住宅の建築の目的で行う開発行為は、除く。)
 - (2) 開発区域が既存の開発区域と関連している開発行為を行う場合で、既存の区域との合計開発区域の面積が1,000平方メートル以上になる開発行為
 - (3) 前橋市開発審査会提案基準(平成13年3月26日伺定め)に基づき許可を受けようとする開発行為等で、公共施設を整備する場合及び公益施設が必要とされる開発行為等

(事前協議)

- 第4条 事業者は、土地利用計画並びに公共施設の整備及び公益施設の設置について、宅地開発等事業計画事前協議書(様式第1号)により、あらかじめ市長と協議するものとする。
- 2 前項の規定による協議の内容に変更を生じた場合には、速やかに宅地開発等事業計画変更協議書 (様式第2号)により市長と協議するものとする。
- 第5条~第24条 略

(ごみ集積所)

- 第25条 事業者は、開発区域内及びその周辺の状況により、開発区域の属する自治会とごみ集積所の設置について協議し、ごみ集積所を設置する場合は、市長と当該集積所の位置、規模及び構造について協議するものとする。
- 第26条~第28条 略

(5) 前橋市清掃車両広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、清掃車両広告掲載の募集に必 要な事項を定めたものです。

1 清掃車両広告の内容について

名称	前橋市清掃車両広告掲載
内容	前橋市の所有する清掃車両へ企業広告を掲示
規格	縦1m×横1.5m以内 側面2面/1台
掲載期間	1年間(更新可)
備考	掲載開始日及び終了日は、別途協議のうえ定めるものとします。

2 掲載可能な広告について

	110 >1								
掲載面•位置		スペース(縦×横)	掲載料(税込み)						
清掃車両側面	ī	1m×1.5m	1枠あたり 120,000円/年						
掲載可能な業種・ 内容	・公共 ・市税 ・その(上記の	、個人の事業者又は商店街 的団体その他これに類する 滞納のない者 他市長が適当と認めた者 りほか、前橋市広告掲載要約 別表)に規定するもの		前橋市清掃車両広告掲載					
入稿締切日		掲載決定後、指定日までに提出してください。 内容が適当でないと判断された場合には、原稿を変更していただくことがあります。							
その他	·納入 ·広告	の掲載、撤去及び色あせ等	ください。 は、前橋市広告掲載要綱に類 の修復に要する経費、また 怪費は、広告主が負うものとし	、撤去等により車両に破損					

3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、必要書類を添えて申込書を提出してください。
申込み締切日	枠数に達するまで随時受付

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	同時に枠数を超えた応募があった時には、内容を審査のうえ抽選により決定します。
その他	次のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことがあります。 ①指定された期日までに広告原稿の提出、掲載の施工がなされなかったとき ②内容が適当でないと判断された場合において、原稿の変更がなされなかったとき ③広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき ④その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき 上記により掲載決定の取消しがなされたにもかかわらず、広告物が撤去されない場合に は、広告主の負担により市が撤去するものとします。

◆担当課 問い合わせ先 前橋市環境部ごみ減量課企画管理係

電話:027-898-6273

E-mail:gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

(6) 前橋市こんにちは収集事業実施要項

1 こんにちは収集事業の趣旨

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当し、家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られない独り暮らしの人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに声掛けを行う事業です。

2 対象者

こんにちは収集事業の対象者は、次の(1)~(3)の要件を全て満たす人です。

- (1) 次のア〜オのいずれかに該当していること。
 - ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者と されている人
 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人
 - ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人
- (2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。
- (3) 独り暮らしであること(同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア〜オのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。)。

3 登録の申請

(1) 申請書の提出

次の窓口へ持参するか、又は郵送により申請書を提出してください。

ア窓口

ごみ減量課、西部清掃事務所、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、支所、市民サービスセンター

イ 郵送

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市役所ごみ減量課 宛

(2) 代理申請

登録を受けようとする人が何らかの事由で自ら申請できないときは、他の人が申請を代行することができます。

(3) 添付書類

申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。なお、同居者がいる場合で2の(3)の要件を満たすときは、同居者の書類も添付してください。

区分	書類
介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予	介護保険被保険者証の写し
防・生活支援サービス事業対象者とされている人	又は介護扶助決定通知の写し
身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又	身体障害者手帳の写し
は視覚障害の人	
療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人	療育手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人	精神障害者保健福祉手帳の写し

4 審査及び調査

登録の申請があったときは、その内容について審査及び調査を行い、その結果を登録通知書(又は不登録通知書)により、申請者に通知します。

5 収集及び声掛けの実施

(1) 収集

登録者の住宅を市職員が訪問し、次のア~クのごみを収集します。

- ア 可燃ごみ
- イ 不燃ごみ
- ウ プラスチック製容器包装 (プラ容器等)
- エ 資源ごみ(びん、缶、ペットボトル等)
- オ 危険ごみ (スプレー缶、カセットボンベ、ライター等)
- カ 有害ごみ(乾電池、蛍光管、水銀式体温計等)
- キ紙
- ク 衣類等
- (2) 声掛け

申請時に声掛けを希望した登録者に対しては、訪問時に安否確認の声掛けを行います。

6 ごみの排出方法

市が指定する収集日の午前8時30分までに、ごみを次の表に掲げる区分・方法により分別し、市が指定する場所(玄関先など)に排出してください。

区分	分別・排出方法
(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラ容器	それぞれ分別し、前橋市指定袋(以下「指定袋」とい
	う。)に入れて排出すること。
(2) 資源ごみ	指定袋に入れて排出すること。
(3) 危険ごみ及び有害ごみ	指定袋以外の半透明の袋に入れて排出すること。
(4) 紙	新聞、雑誌、段ボール、雑古紙に分別して排出するこ
	と。
(5) 衣類等	指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出す
	ること。

7 収集の停止及び再開

(1) 収集の停止

登録者が外泊、旅行などのため一時的に収集を停止して欲しいときや、入院などのため長期にわたり収集を停止して欲しいときは、収集日の前日までに、西部清掃事務所(電話027-253-1009)に連絡してください。

(2) 収集の再開

収集を停止された登録者が収集の再開を求めるときは、西部清掃事務所(電話 027-253-1009)に連絡してください。

8 登録の変更及び解除

(1) 登録の変更

登録者は、申請の内容に変更があったときは、変更届により、遅滞なく窓口に届け出てください。

(2) 登録の解除

登録者が次のア〜ウのいずれかに該当するときは、こんにちは収集の利用者の登録を解除し、登録者に通知します。

- ア 対象者に該当しなくなったとき。
- イ 不正な手段により利用者の登録を受けたとき。
- ウ その他こんにちは収集を実施することが適当でないとき。

9 様式

- (1) こんにちは収集登録申請書(様式第1号)
- (2) こんにちは収集登録通知書(様式第2号)
- (3) こんにちは収集不登録通知書(様式第3号)
- (4) こんにちは収集変更届 (様式第4号)
- (5) こんにちは収集利用者登録解除通知書(様式第5号)

10 本要項の制定及び施行

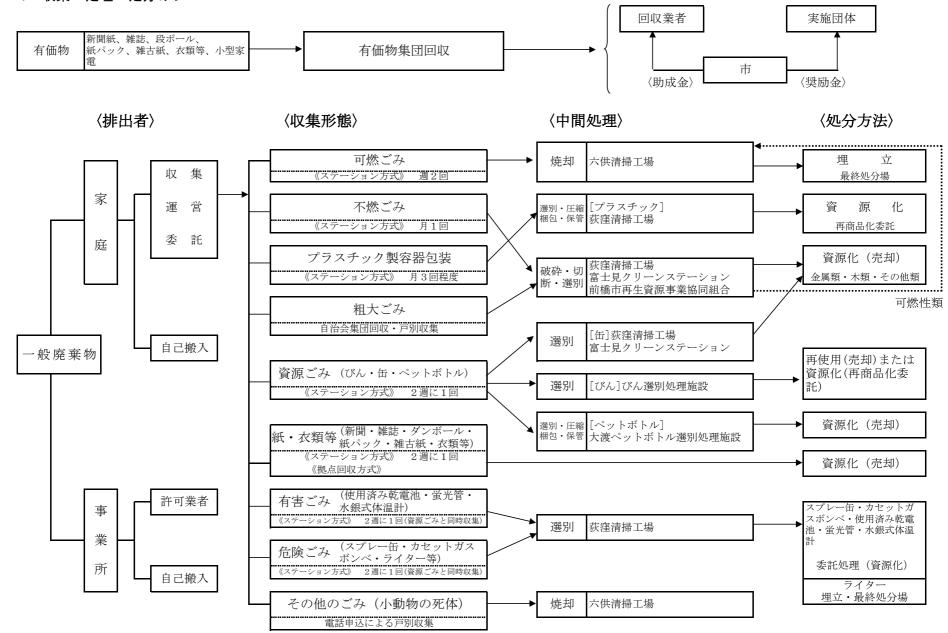
- (1) 制定 平成28年12月28日
- (2) 施行 平成29年4月1日

11 経過措置

この要項が施行される日の前日までに、前橋市こんにちは収集事業実施要綱(平成29年3月31日限りで廃止)の規定によりなされた申請、登録その他の行為については、この要項の相当規定によりなされたものとみなします。

資料編

1 収集・処理・処分のフロー



※高齢・障害等によりごみ集積場所へごみを排出することが困難で、かつ一定の要件を満たす世帯には、ステーション方式により収集している品目のみ週1回戸別収集を行っている。(こんにちは収集)

2 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ収集区域分担表

区分			以来 <u>区域力</u> ■ 不	燃	.		フ ラ	容	器	黄		源	Ξ	ን
事業所 曜 日		火・金	月	火	-,	水		<u> </u>	****	月	火	水	- 木	金
西部清掃事務所	岩神町11~4 敷線が和町11~2 国店で町1~2 国店で町11~2 国店で町11~4 日本東町11~3 紅東町11~3 紅東町11~3	昭和町1~3 千代町1~5 本町1~2 表町1~2 三河町1~2 三河町1~4 天川町町1~4 天川町町1~2 文焼町1-4 文京町1~4	天川町	著宮町1〜4	岩梅町1~4 敷縁が丘町 3平和町町1~2 昭和町町1~2 日吉町1~2 日吉町1~2 大手町1~3	紅雲町1~2 千代田町1~5 本町1~2 表町1~2 三河田町1~2 三河田町1~4 天川原町1~4 天川原町1~4 南町1~4		六供町・1・4	目吉町1~4	昭和町1〜3 三河町1〜2 朝日町1〜4	平和町1~2 国領東町1~5 南町1~4	日吉町1〜4 天川町 六供町・1・4	千代田町1~5 本町1~3 表町1~2 天川原町1~2 天川原町1~2 文京町1~4	岩神町1~4 敷線が丘町 住吉町1~2 若宮町1~2 若宮町1~3 紅雲町1~3
野口環境衞生㈱	上石亀荻堀堤江 泉陽泉窪之町木 明町町町町 町町町町町 町地島町 区町大 野田東町町 区町町 大上東野町磯田町 町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	上佐鳥町「 棚島町 領関原町 高町 後関町島町 宮西町町 東南町 「下川淵地区全域 【永明地島町 「水大増田町 【城南地区全域】		天川大島町・1〜3	【上川鴻町 上佐島町 「糖島倉町」 「佐島町」 「佐島町」 「西港町町」 「西港町町」 「西井町町」 「東善町町」	上有傷获 規則 原則 原則 原則 原則 原則 原則 原則	【城南 医 一部】 「 中	下大島町 下増田町 【城南地区一部】 小屋原町 上増田町		下泉富荒荒西東飯新二今笂鶴神大沢田口子大大土井之井井が沢田口子大大土井之町町町町室室井町宮町町谷のの東野町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	上泉町 町開駅町 電鉄掘地 地 地 地 大 町 大 町 大 町 大 町 町 町 町 町 町 町 町 町	【永明地区一部】 駒形町 下下増田町 【城南地区一部】 小上増田町	【上川鳥瀬町 湯町 上傷鳥自町 後に馬町 下宮西・田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	天川大島町・1~3 上大島町 大島町 女上東野町町町 野中長磯町 下小島田町町 下小島田町町
㈱前橋かんせいセンター	【東地区全域】	【元総社地区全域】 総社地区全域】 総社地区については、自治会単位の収集とした	【元総社地区一部】 大友町1~3 石倉町・1~5 下石倉町	【東地区一部】 朝日が丘町 光が丘町 大利根町1〜2	【東地区一部】 箱後新町町・2 開東町町・2 川橋前田町 一部前田町 下上新田町町 下上小南東町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	【元総社地区一部】 大渡町・1~2 【総社地区全域】		【元終社地区一部】 元終社町・1~3 鳥羽町 問屋町1~2	古市町・1 江田町	元総社地区一部 元総社町・1〜3 島羽町 間屋町1〜2		【東地区一部】 朝日が丘町 光が丘町 光が丘町 大利根町1~2 【元総社地区一部】 大石倉町・1~5 下石倉町	巣鳥 鍛冶町 大屋敷立石 桜が丘 植野	箱田町 後家町 前箱田町・2
(有)樂野清播	【芳賀地区全域】 【桂萱地区一部】 幸塚町丁下沖町丁町片25東片 開橋地区一部】 東片 開新地区一部 「南橋地区一部】 上部井町丁半代田町下半代田町下	離藏寺町 青柳町 荒牧町・4 日輪寺町 川端町 田口町	日輪寺町	【南橋地区一部】 上細井町 下細井町	【芳賀地区全域】 【桂萱地区一部】 幸塚町 上沖町 下沖町 西片貝町1~5 東片貝町	【南橋地区一部】 北代田町 青柳町 荒牧町・4		【南橋地区一部】 下小出町・1~3 上小出町・1~3 龍蔵寺町		【南橋地区一部】 下小出町・1〜3 上小出町・1〜3 龍蔵寺町		【南橋地区一部】 上年期 日和井町 日制端町 田関明町・3 川南橋町 南橋町	【南橋地区一部】 青柳町 荒牧町・4	【芳賀地区全域】 【南橋地区一部】 北代田町
(有)双葉清掃社	【上川淵地区一音 広瀬町1~2	【上川淵地区一部 山王町・1~2 広瀬町3 【清里地区全域】			【上川淵地区一部】 広瀬町1~3			【上川淵地区一部】 山王町・1~2 【清里地区全域】	【上川淵地区一部		【上川淵地区一部 広瀬町1~2 【上川淵地区一部	山王町·1∼2	【上川淵地区一部】 広瀬町3	
(有)前橋衛生舎	朝倉町1〜4 【 桂萱地区の一 音 三俣町1〜3								朝倉町1~4 【桂萱地区一部】 三俣町1~3		朝倉町1~4 【桂萱地区一部】 三俣町1~3			

- T83 -

区分	可	燃	_	み	不	燃	_	み		プ	ラ	容	器	資		源	i i	み
事業所 曜 日		· 木			月	火			水			木	金	月	火	水	木	金
闹大胡清掃社	【大 技 大 城 城 横 沢	堀下 足軽	部】【大高 大胡 種越 滝窪	上大屋		大胡地区につい自治会単位の収						大胡 河原浜 大胡 上大屋 通鑑 東金丸	【大胡地区一部】 茂木 堀下 堀越 足軽 横沢			【大胡地区全域】		
制坂本清播社	鼻毛 ² 大前	石町 田町	柏 市 三 苗 歩 場	関町 沢町 島町 町								【宮城地区一部】 柏倉町 市之関町 三夜沢町 苗ヶ島町 馬場町	【宮城地区一部】 鼻毛石町 大前田町			【宮城地区全域】		
	稲里 込皆 女渕	地区一部 新屋 戸 深津	中之 月田 膳	地区一部】 室沢 中 田面		粕川地区につい 自治会単位の収						月田 中 田面	和川地区一部】 稲里 新屋 込皆戸 深津 女渕			【粕川地区全域】		
(制富士見清掃センター	田横原原米石漆山島室中東野井窪口	· 見地引原原小石石市天箕 可原外子石市天箕輪	徳時 辻受高白 大場			富士見地区につ 自治会単位の収						(富士見 見地 見地 引原原宗 原原宗 明原原宗 明原原宗 明原原宗 明原宗 一五一 一五十 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一	徳時 世中 中中 根所 皆 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	德時 中中島 谷 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 長 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	【富島宝中東野山田 大平 大平 本平 本平 本平 本平 本平 大平	【富士見地区全域】 (びん)		

⁽注) 表中、 $\bigcirc\bigcirc$ 町・ $\triangle\sim$ ▽とあるのは $\bigcirc\bigcirc$ 町と $\bigcirc\bigcirc$ 町 \triangle 丁目から \bigcirc 丁目まであることを示す。また $\bigcirc\bigcirc$ 町・ \triangle ・▽とあるのは、 $\bigcirc\bigcirc$ 回町と $\bigcirc\bigcirc$ 回面 \triangle 丁目及び $\bigcirc\bigcirc$ 回町 \bigcirc 丁目があることを示す。

<381か所> (令和2 年3月31日現在)

## 日		51/1 ³ /9T /				(]-	1和2年3月31日現住)
28 社和町二丁目	番号		字 名	地 番			
3 配利町 丁目	1			981-31	雑種地	16. 00 m²	平成29年2月20日
4 日本町下丁目	2	昭和町二丁目		132-4	宅地	3. 92 m²	平成14年12月26日
5 日 古町四丁目	3	昭和町二丁目		248-4	宅地	$1.97\mathrm{m}^2$	平成26年11月5日
6 秋東町四丁目	4	昭和町三丁目		374-20	宅地	4. 10 m²	昭和53年6月28日
6 快速町四丁目	5	日吉町四丁目		41-8	雑種地	4. 98 m²	昭和62年4月27日
7 快速町四丁目							
8 朝日町三丁目							
9 天川原町一丁目 東下 17-7 禁籠地 18.00㎡ 平成17年7月15日 10 天川原町一丁目 東下 82-39 禁籠地 12.00㎡ 24.00㎡ 15.01㎡ 41.10月6日 11. 天川原町二丁目 東下 219-4 禁籠地 4.77㎡ 24.01㎡							
10 天川原町一丁目 東下 219-4 雑種地 4.77㎡ 昭和51年10月6日 12 天川原町二丁目 東下 219-4 雑種地 4.77㎡ 昭和51年10月6日 12 天川原町二丁目 東下 224-9 雑種地 3.89㎡ 昭和51年10月6日 13 天川原町二丁目 東下 225-4 雑種地 3.89㎡ 昭和51年10月6日 14 天川原町二丁目 東下 225-4 雑種地 3.69㎡ 昭和51年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 236-50 宅地 3.93㎡ 平成1年3月24日 16 天川原町二丁目 東下 238-50 宅地 3.93㎡ 平成1年3月24日 17 天川原町二丁目 東下 238-50 宅地 3.50㎡ 昭和52年12月28日 18 大保町 9-1-2 宅地 3.43㎡ 昭和52年12月28日 18 大保町 9-1-2 宅地 4.00㎡ 平成19年7月27日 20 大保町 9-2-2 宅地 4.00㎡ 平成13年6月27日 22 大保町 124-20 宅地 4.00㎡ 平成13年6月29日 22 大保町 1124-20 宅地 4.19㎡ 平成23年3月21日 22 大保町 1124-20 宅地 6.76㎡ 今和1年11月11日 23 大保町 1424-15 宅地 3.67㎡ 平成23年8月20日 4.24㎡ 1.16㎡ 2 日 5.53㎡ 全和1年1月11日 25 天川町 3.1-5 維種地 3.50㎡ 平成23年8月20日 24 大保町 116㎡ 3.30㎡ 平成23年7月26日 29 宮地町 3.3-23 維種地 3.50㎡ 平成23年7月26日 29 宮地町 33-23 維種地 3.50㎡ 平成23年7月26日 20 宮地町 33-23 維種地 3.50㎡ 平成23年7月26日 20 宮地町 33-23 維種地 3.50㎡ 平成23年9月0日 20 宮地町 33-23 維種地 4.52㎡ 平成34年9月0日 20 宮地町 33-23 維種地 4.52㎡ 平成34年9月0日 156-29 空地町 33-23 維種地 4.52㎡ 平成34年6月4日 17 中内町 156-29 全地 4.58㎡ 平成34年6月4日 17 中内町 156-29 全地 4.58㎡ 平成34年6月4日 19 東海町 120-37 維種地 4.58㎡ 平成34年6月4日 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.90㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.90㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.90㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.90㎡ 平成34年6月4日 120-38 推種町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 東海町 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 120㎡ 120㎡ 120-37 推種地 4.70㎡ 平成34年6月4日 120㎡ 1							1 // 2 1 / 2 4 /
11 天川原町二丁目 東下 219-4 雑種地 4.77m 四和51年10月6日 12 天川原町二丁目 東下 225-4 雑種地 3.52m 昭和51年10月6日 14 天川原町二丁目 東下 225-4 雑種地 3.89m 昭和15年10月6日 14 天川原町二丁目 東下 232-13 雑種地 3.99m 昭和15年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 236-50 宅地 3.93m 平成15年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 236-50 宅地 3.93m 平成15年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50m 昭和15年10月6日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和15年10月6日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和51年10月6日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和51年10月6日 19 大健町 9-1-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 19 大健町 9-2-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 19 大健町 7.515 宅地 4.19m 平成19年7月27日 19 大健町 7.151 宅地 4.19m 平成19年7月27日 10 大健町 7.151 宅地 4.19m 平成19年7月27日 10 大健町 7.161 10 10 10 10 10 10 10			市 下				. , ,
12 天川原町二丁目 東下 224-9 推織地 3.52㎡							
13 天川原町二丁目 東下 225-4 推雜地 3.89㎡ 昭和51年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 236-50 宅地 3.79㎡ 平成1年3月24日 16 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50㎡ 昭和51年10月6日 17 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50㎡ 昭和52年12月28日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 推維地 3.43㎡ 昭和52年12月28日 18 次供町 9-1-2 宅地 4.00㎡ 平成19年7月27日 19 六供町 9-2-2 宅地 4.00㎡ 平成19年7月27日 20 六供町 7.151 宅地 4.00㎡ 平成19年7月27日 21 六供町 1004-8 宅地 4.00㎡ 平成19年7月27日 22 次供町 1124-20 宅地 6.76㎡ 今和1年11月11日 23 六快町 1124-20 宅地 6.76㎡ 今和1年11月11日 23 六快町 1167-2 田 5.53㎡ 今和1年11月11日 25 天川町 1167-2 田 5.53㎡ 今和1年11月11日 26 天川町 1676-30 推維地 3.50㎡ 平成24年9月6日 27 文前町一丁目 637-6 宅地 3.50㎡ 平成24年9月6日 28 南町二丁目 5-7 宅地 3.76㎡ 平成24年9月6日 29 宮地町 33-22 推維地 3.76㎡ 平成27年12月15日 31 西番町 260-26 継種地 3.76㎡ 平成27年12月15日 31 西番町 260-26 継種地 4.50㎡ 平成24年9月10日 32 西番町 261-25 推種地 4.50㎡ 平成849月10日 34 中内町 155-29 推種地 4.50㎡ 平成14年6月4日 4.50㎡ 平成14年6月4日 156-29 宅地 4.50㎡ 平成14年6月4日 156-29 156-64 250 250 156-64 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250 250							
14 天川原町二丁目 東下 236-50 空地 3.90m 昭和51年10月6日 15 天川原町二丁目 東下 236-50 空地 3.90m 平成1年3月24日 16 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50m 昭和51年10月28日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和51年10月6日 18 大供町 9-1-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 19 六供町 9-1-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 19 六供町 7.151 宅地 4.10m 平成19年7月27日 10 大供町 1004-8 宅地 4.10m 平成13年6月29日 20 大供町 1124-20 宅地 4.00m 平成13年6月29日 21 大供町 104-8 宅地 2.41m 平成25年3月12日 22 六供町 1124-20 宅地 6.76m 今和1年11月11日 23 大供町 1167-2 田 5.3m 今和1年11月11日 25 天川町 31-5 雑種地 1.91m 平成28年10月24日 26 天川町 31-5 雑種地 3.50m 平成28年10月24日 27 文庫町一丁目 637-6 宅地 5.50m 今和1年11月11日 27 文庫町一丁目 637-6 宅地 5.20m 平成28年10月24日 29 文地町 33-22 雑種地 3.50m 平成25年7月26日 29 宮地町 33-23 雑種地 3.50m 平成25年7月26日 3.30m 平成25年7月26日 30 宮地町 33-22 雑種地 3.75m 平成27年12月15日 31 百香町 250-26 雑種地 4.50m 平成8年9月10日 32 西香町 261-25 雑種地 4.50m 平成8年9月10日 31 51 10 10 10 10 10 10 1							
15 天川原町二丁目 東下 236-50 宅地 3.93m 平成1年3月24日 16 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50m 昭和52年12月28日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和52年12月28日 18 大供町 9-1-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 19 六供町 9-2-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 20 六供町 1004-8 宅地 4.00m 平成19年7月27日 21 六供町 1004-8 宅地 2.41m 平成25年3月12日 22 六供町 1124-20 宅地 6.76m 今和1年11月11日 23 六供町 1424-15 宅地 6.76m 今和1年11月11日 23 六供町 1424-15 宅地 6.76m 今和1年11月11日 23 六供町 1167-2 田 5.53m 今和1年11月11日 25 天供町 1167-30 継種地 3.50m 平成22年6月16日 27 文原町一丁目 637-6 宅地 5.28m 平成22年6月16日 27 文原町一丁目 637-6 宅地 3.50m 平成22年6月16日 27 文原町一丁目 637-6 宅地 3.76m 平成24年9月6日 28 南町 33-22 維種地 3.76m 平成24年9月6日 30 宮地町 33-23 神種地 3.76m 平成27年12月15日 30 宮地町 33-23 神種地 3.76m 平成27年12月15日 31 西善町 250-26 神種地 4.50m 平成27年12月15日 32 西善町 250-26 神種地 4.50m 平成27年12月15日 32 西善町 250-26 神種地 4.50m 平成24年6月4日 4.70m 平成24年6月2日 4.70m 平成24年6月2日							
16 天川原町二丁目 東下 238-12 宅地 3.50m 昭和51年10月6日 17 天川原町二丁目 東下 245-21 雑種地 3.43m 昭和51年10月6日 18 大侠町 9-1-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 20 大侠町 9-2-2 宅地 4.00m 平成19年7月27日 20 大侠町 7.2151 宅地 4.19m 平成19年7月27日 21 大侠町 1004-8 宅地 2.41m 平成25年3月12日 22 大侠町 104-8 宅地 2.41m 平成25年3月12日 22 大侠町 1124-20 宅地 6.76m 令和1年11月11日 23 大侠町 1424-15 宅地 3.67m 平成39年8月20日 24 大侠町 1167-2 田 5.53m 令和1年11月11日 25 天川町 31-5 雑種地 3.50m 平成28年10月24日 26 天川町 31-5 雑種地 3.50m 平成28年10月24日 27 文京町一丁目 637-6 宅地 5.28m 平成28年10月24日 27 文京町一丁目 637-6 宅地 5.28m 平成24年9月6日 27 文京町一丁目 637-6 宅地 5.28m 平成24年9月6日 27 文京町一丁目 5-7 宅地 3.30m 平成25年7月26日 30 宮地町 33-23 雑種地 3.76m 平成27年12月15日 31 西善町 250-26 雑種地 3.76m 平成27年12月15日 30 宮地町 33-23 雑種地 3.76m 平成27年12月15日 31 西善町 250-26 雑種地 4.50m 平成8年9月10日 33 西善町 261-25 雑種地 4.50m 平成8年9月10日 34 中内町 151-25 宅地 4.58m 平成14年6月4日 35 中内町 156-29 笔地 4.52m 平成14年6月4日 37 中内町 156-29 笔地 4.52m 平成14年6月4日 38 東善町 10-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 38 東善町 10-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 11-38 東善町 110-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 11-38 東善町 10-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 11-38 東善町 10-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 11-38 東善町 170-54 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 11-38 東書町 170-54 雑種地 4.50m 平成14年6月							
18 六供町							
9			果卜				
20 六供町							
21 六供町							
22 六供町							
23 六供町							
24 六供町	22			1124-20	宅地	6.76 m²	令和1年11月11日
25 天川町	23	六供町		1424-15	宅地	$3.67\mathrm{m}^2$	平成30年8月20日
26 天川町	24	六供町		1167-2	田	5. 53 m²	令和1年11月11日
26 天川町	25	天川町		31-5	雑種地	1. 91 m²	平成28年10月24日
27 文京町一丁目		天川町		1676-30			
28 南町二丁目							
29 宮地町 33-22 雑種地 3.76㎡ 平成27年12月15日 30 宮地町 33-23 雑種地 3.75㎡ 平成27年12月15日 31 四善町 250-26 雑種地 6.18㎡ 平成8年9月10日 32 西善町 261-25 雑種地 4.50㎡ 平成8年9月10日 33 西善町 267-38 雑種地 4.52㎡ 平成8年9月10日 34 中內町 151-25 宅地 4.58㎡ 平成14年6月4日 35 中內町 155-29 雑種地 4.53㎡ 平成14年6月4日 36 中內町 156-29 宅地 4.50㎡ 平成14年6月4日 37 中內町 156-64 宅地 4.50㎡ 平成14年6月4日 38 東善町 95-5 雑種地 4.70㎡ 平成13年5月25日 39 東善町 114-24 雑種地 4.70㎡ 平成13年5月25日 39 東善町 119-8 雑種地 3.01㎡ 平成13年5月25日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 41 東善町 120-38 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 170-54 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 189-10 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 193-61 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 47 東書町 7 午端14年6月4日 48 東書町 7 午端14年6月4日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.22㎡ 平成14年1月11日 52 亀里町 2007-39 雑種地 1.00㎡ 平成39年3月16日 52 亀里町 2007-39 雑種地 1.00㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-10 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 55 新堀町 243-12 宅地 5.50㎡ 平成10年6月17日 55 新堀町 243-12 宅地 5.50㎡ 平成10年10月8日 57 新堀町 252-10 宅地 5.33㎡ 平成10年10月8日 57 新堀町 252-10 宅地 5.33㎡ 平成10年10月8日 57 千城町 252-10 宅地 5.53㎡ 平成10年10月8							
33 23 23 24 250 26 24 250 26 26 26 26 26 26 26 2							
西善町 250-26 雑種地 6.18㎡ 平成8年9月10日 32 西善町 261-25 雑種地 4.50㎡ 平成8年9月10日 33 西善町 267-38 雑種地 4.52㎡ 平成8年9月10日 34 中內町 151-25 宅地 4.58㎡ 平成14年6月4日 35 中內町 155-29 雑種地 4.53㎡ 平成14年6月4日 36 中內町 156-29 宅地 4.53㎡ 平成14年6月4日 37 中內町 156-64 宅地 4.50㎡ 平成14年6月4日 38 東善町 95-5 雑種地 4.70㎡ 平成13年5月25日 39 東善町 114-24 雑種地 4.70㎡ 平成17年2月3日 40 東善町 119-8 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.50㎡ 平成14年6月4日 43 東善町 170-54 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 推種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 189-10 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 46 東書町 193-61 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 46 東書町 大端 407-14 推種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東書町 大端 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東書町 大端 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 47 七瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.2㎡ 平成16年6月22日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成16年6月22日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成16年6月22日 51 横手町 802-13 宅地 5.3㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-11 宅地 6.60㎡ 平成10年6月17日 55 新堀町 243-12 宅地 5.55㎡ 平成10年10月8日 57 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年10月8日 57 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年10月8日							
四善町 261-25 雑種地 4.50m 平成8年9月10日 33 西善町 267-38 雑種地 4.52m 平成8年9月10日 34 中内町 151-25 宅地 4.58m 平成14年6月4日 35 中内町 155-29 雑種地 4.53m 平成14年6月4日 37 中内町 156-29 宅地 4.52m 平成14年6月4日 37 中内町 156-64 宅地 4.50m 平成14年6月4日 38 東善町 95-5 雑種地 4.70m 平成13年5月25日 39 東善町 114-24 雑種地 4.70m 平成17年2月3日 40 東善町 119-8 雑種地 4.70m 平成14年6月4日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49m 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 43 東善町 170-54 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 44 東善町 170-54 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 45 東善町 178-51 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 45 東善町 178-51 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 46 東善町 178-51 雑種地 4.50m 平成14年6月4日 47 東善町 189-10 雑種地 4.19m 平成14年6月4日 47 東善町 193-61 雑種地 4.19m 平成14年6月4日 47 東善町 欠端 407-15 雑種地 2.36m 平成14年1月11日 48 東善町 欠端 407-15 雑種地 2.36m 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 3.04m 平成14年6月22日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04m 平成14年6月22日 51 横手町 802-13 宅地 3.04m 平成16年6月22日 51 横手町 802-13 宅地 5.3m 平成10年6月17日 54 新堀町 243-10 宅地 5.3m 平成10年6月17日 54 新堀町 243-12 宅地 5.5m 平成10年6月17日 56 新堀町 243-12 宅地 5.5m 平成10年6月17日 56 新堀町 243-12 宅地 5.5m 平成10年6月17日 56 新堀町 243-12 宅地 5.5m 平成10年10月8日 57 新堀町 252-9 宅地 5.5m 平成10年10月8日 57 新堀町 252-9 宅地 5.5m 平成10年10月8日 57 新堀町 252-10 宅地 5.3m 平成10年10月8日							
33 西善町 267-38 維種地 4.52㎡ 平成8年9月10日 34 中内町 151-25 宅地 4.58㎡ 平成14年6月4日 35 中内町 155-29 維種地 4.53㎡ 平成14年6月4日 36 中内町 156-29 宅地 4.52㎡ 平成14年6月4日 37 中内町 156-64 宅地 4.50㎡ 平成14年6月4日 38 東善町 95-5 雑種地 4.70㎡ 平成13年5月25日 39 東善町 114-24 雑種地 4.70㎡ 平成17年2月3日 40 東善町 119-8 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 43 東善町 170-54 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 189-10 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 46 東善町 193-61 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 47 東善町 75㎡ 407-14 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東善町 75㎡ 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東善町 75㎡ 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東善町 75㎡ 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.22㎡ 平成18年7月24日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 3.62㎡ 平成18年7月24日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成18年7月24日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成19年6月2日 51 横手町 802-13 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-10 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-11 宅地 6.60㎡ 平成10年6月17日 55 新堀町 243-12 宅地 5.53㎡ 平成10年6月17日 56 新堀町 243-12 宅地 5.53㎡ 平成10年6月17日 56 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年6月17日 57 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年10月8日 57 新堀町 252-10 宅地 5.33㎡ 平成10年10月8日							
34 中内町							
35 中内町							
36 中内町							
37 中内町		1 1 7 7	1				
38 東善町 95-5 雑種地 3.81㎡ 平成13年5月25日 39 東善町 114-24 雑種地 4.70㎡ 平成17年2月3日 40 東善町 119-8 雑種地 3.01㎡ 平成14年6月4日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.50㎡ 平成14年6月4日 43 東善町 170-54 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 189-10 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 193-61 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 46 東善町 193-61 雑種地 8.99㎡ 平成14年6月4日 47 東善町 欠端 407-14 雑種地 2.36㎡ 平成14年6月4日 48 東善町 欠端 407-15 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東善町 欠端 407-15 雑種地 3.62㎡ 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.22㎡ 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.22㎡ 平成16年6月22日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成16年6月22日 51 横手町 802-13 宅地 3.04㎡ 平成30年3月16日 52 亀里町 2007-39 雑種地 11.00㎡ 平成30年3月16日 52 亀里町 2007-39 雑種地 11.00㎡ 平成30年3月16日 53 新堀町 243-10 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-11 宅地 6.60㎡ 平成10年6月17日 55 新堀町 243-12 宅地 5.53㎡ 平成10年6月17日 756 新堀町 243-12 宅地 5.53㎡ 平成10年6月17日 757 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年6月17日 758 新堀町 252-9 宅地 5.50㎡ 平成10年10月8日 757 新堀町 252-10 宅地 5.33㎡ 平成10年10月8日							
39 東善町							
40 東善町 119-8 雑種地 3.01㎡ 平成14年6月4日 41 東善町 120-37 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 42 東善町 120-38 雑種地 4.50㎡ 平成14年6月4日 43 東善町 170-54 雑種地 4.49㎡ 平成14年6月4日 44 東善町 178-51 雑種地 4.51㎡ 平成14年6月4日 45 東善町 189-10 雑種地 4.19㎡ 平成14年6月4日 46 東善町 193-61 雑種地 8.99㎡ 平成14年6月4日 47 東善町 大端 407-14 雑種地 2.36㎡ 平成14年1月11日 48 東善町 大端 407-15 雑種地 3.62㎡ 平成14年1月11日 49 広瀬町三丁目 31-26 雑種地 4.22㎡ 平成18年7月24日 50 公田町 478-17 雑種地 3.04㎡ 平成16年6月22日 51 横手町 802-13 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 53 新堀町 243-10 宅地 5.31㎡ 平成10年6月17日 54 新堀町 243-12 宅地 5.53㎡							

亚, 口	mr b		Lih II.	Life 🖂	<i></i>	野祖左日日
番号	町 名	字 名	地 番	地目	面積	取得年月日
	新堀町		252-12	宅地		平成10年10月8日
	新堀町		277- 9	宅地		平成10年10月8日
61	新堀町		277-10	宅地		平成10年10月8日
62	新堀町		277-11	宅地		平成10年10月8日
63	新堀町		318- 8	宅地		平成10年6月17日
64	新堀町		318- 9	宅地		平成10年6月17日
65	新堀町		318-10	宅地	5. 53 m²	平成10年6月17日
66	勝沢町	北曲輪	50-28	宅地	5.86 m²	平成4年3月17日
67	鳥取町		757-10	雑種地	$4.47\mathrm{m}^2$	平成12年3月15日
68	鳥取町		757-46	雑種地	5. 25 m²	平成12年3月15日
69	鳥取町		757-63	雑種地	4. 48 m²	平成12年3月15日
70	鳥取町		757-91	雑種地	4. 49 m ²	平成12年3月15日
71	鳥取町		766-16	雑種地	$4.57\mathrm{m}^2$	平成13年10月16日
72	鳥取町		766-38	雑種地	3. 92 m²	平成13年10月16日
73	鳥取町		840-2	雑種地	14. 00 m²	平成17年4月13日
74	鳥取町		840-3	雑種地	15. 00 m²	平成17年4月13日
75	鳥取町		854-2	雑種地		平成17年4月13日
76	鳥取町		858-12	雑種地		平成17年4月13日
77	鳥取町		865-4	雑種地		平成17年4月13日
78	高花台二丁目		2-1	宅地		平成18年5月31日
79	高花台二丁目		2-3	雑種地		平成20年11月6日
80	三俣町二丁目		8-25	雑種地		平成30年6月12日
81	幸塚町		62-6	雑種地		平成20年12月16日
82	幸塚町		68-10	公衆用道路		平成25年7月11日
83	幸塚町		76-11	田		昭和60年7月3日
84	幸塚町		186-4	雑種地		平成27年11月4日
85	幸塚町		188-12	雑種地		平成26年7月22日
86	幸塚町		189-11	雑種地		平成30年1月12日
87	下沖町		152-23	雑種地		平成16年9月16日
88	東片貝町		600-17	雑種地		平成23年9月13日
89	荻窪町		1244-11	宅地	12. 67 m ²	
90	堤町		701-12	宅地		平成16年12月2日
91	堤町		703-9	雑種地		平成16年12月2日
92	堤町		706-11	雑種地	20. 00 m²	平成16年12月2日
	堤町		708-12	雑種地		平成16年12月2日
94	堤町		717-12	雑種地		平成16年12月2日
	堤町		719-12	宅地		平成16年12月2日
	堤町		720-16	雑種地	20. 00 m²	平成16年12月2日
	堤町		721-15	雑種地	25. 00 m²	平成16年12月2日
	堤町		729-2	宅地		平成16年12月2日
	堤町		729-4	宅地		平成16年12月2日
100	堤町		730-2	雑種地	4. 50 m ²	平成16年12月2日
	堤町		731-2	雑種地	4. 58 m ²	平成16年12月2日
102	江木町		904-12	雑種地		昭和63年3月28日
103	江木町		905-13	雑種地		昭和63年3月28日
	江木町		908-19	雑種地		昭和63年3月28日
105	江木町		912-10	雑種地	5. 95 m²	昭和63年3月28日
	江木町		919-14	雑種地	9.04 m ²	昭和63年3月28日
107	江木町		920-13	雑種地	6. 01 m ²	昭和63年3月28日
108	江木町		924-9	雑種地		昭和63年3月28日
109	江木町		927-4	雑種地		昭和63年3月28日
	江木町		930-2	雑種地	5. 93 m²	昭和63年3月28日
	箱田町	道下	40-4	雑種地	3. 02 m²	平成16年7月21日
	箱田町	道上	64-12	雑種地	3.41m^2	平成13年1月5日
	箱田町	道上	94-12	雑種地	4. 52 m²	平成14年11月22日
	箱田町	三丁免	1040-12	雑種地		平成12年8月2日
	箱田町	西田	113-8	雑種地	1. 92 m²	平成20年12月9日
	箱田町	西稲荷境	1154-8	宅地	4. 52 m²	平成5年2月16日
	箱田町	西稲荷境	1158-13	雑種地		平成17年1月18日
	箱田町	西田	123-11	雑種地		平成20年12月9日
119	箱田町	西稲荷境	1236-19	雑種地	$7.12\mathrm{m}^2$	平成15年6月6日

番号	町名	字 名	地 番	地目	面積	取得年月日
						取得年月日 平成18年9月5日
	新田町 	西稲荷境	1244-12	雑種地		
	箱田町	高木 高木	179-2	雑種地		昭和59年1月31日
	箱田町		219-22	雑種地		平成10年12月21日
123		村北	399-3	雑種地		昭和59年1月31日
	箱田町	上境	729-4	田		平成21年11月16日
	箱田町 ※京町	古市境	345-12	宅地		平成23年6月3日
	後家町	村北	17-18	宅地		平成21年11月12日
127	後家町	村北	18-16	雑種地		平成15年4月16日
	後家町	村北	18-20	宅地		平成21年11月12日
	後家町	道下	149-15	雑種地		令和1年12月12日
	前箱田町	川曲境	338-4	雑種地		平成14年7月15日
	前箱田町	川曲境	340-3	雑種地		平成14年7月15日
132	前箱田町	川曲境	345-3	雑種地		平成14年7月15日
	前箱田町	田中境	417-4	雑種地		昭和60年12月7日
	前箱田町二丁目	I → 🗁	17-30	雑種地		平成18年12月14日
	川曲町	上之宮	220-14	宅地		平成23年6月3日
	川曲町	上之宮	228-27	雑種地		平成1年8月18日
	川曲町	島野	240-3	雑種地		昭和52年6月20日
	川曲町	京境	670-17	雑種地		平成27年3月30日
	稲荷新田町	村北	321-6	雑種地		平成11年2月3日
	稲荷新田町	村北	321-6	雑種地		平成11年2月3日
	稲荷新田町	天神北	352-5	雑種地		平成30年8月20日
	稲荷新田町	社巡	365-29	雑種地		平成22年6月17日
	稲荷新田町	稲荷前	401-8	雑種地		平成25年9月19日
	稲荷新田町	東遊場が	420-4	雑種地		平成25年8月29日
	稲荷新田町	薬師巡り	435-14	雑種地		平成26年10月14日
146		町頭	10-61 7-6	雑種地		昭和53年6月28日
147	下新田町 下新田町	町頭	7-6 262-13	雑種地		平成25年4月8日
148	下新田町	中沖	262-15	雑種地		平成11年2月1日
149	下新田町	中沖中沖	285-4	雑種地	9. 90 m 3. 07 m ²	平成11年2月1日 平成12年3月17日
150 151	下新田町 下新田町	中沖	306-5	<u>維種地</u> 維種地	3.07 m 4.77 m ²	
152	下新田町	村西	321-4	<u> </u>		平成19年5月10日
153	下新田町	新畑	427-27			平成19年3月10日 平成28年12月6日
	下新田町	大沢境	460-172	推懂地 雑種地		昭和57年8月10日
	下新田町	大沢境	460-172			昭和57年12月14日
156		大沢境	476-29	宅地		昭和52年6月20日
157	1 .0 1 1 . 4	砂原	498-14	<u></u>		平成28年1月19日
158	, , , , , ,	砂原	504-7	宅地		昭和52年6月20日
159		砂原	506-4	宅地		昭和52年6月20日
	下新田町	砂原	526-16	<u></u>		平成24年9月25日
161		砂原	534-17	雑種地		平成27年1月5日
162		町東	864-5	雑種地		平成30年1月17日
163		町下	538-9	雑種地		平成7年3月27日
	下新田町	町下	543-9	宅地		平成19年1月10日
	下新田町	町下	550-13	<u></u>		平成25年10月16日
166		町下	574-13	<u>推種地</u>		平成13年5月25日
167	下新田町	町下	601-17	雑種地		平成27年6月5日
168		島	616-10	雑種地		平成14年11月25日
169		島	616-19	宅地		平成19年1月10日
	下新田町	町東	872-8	雑種地		平成4年8月21日
171		字島	630-3	雑種地		平成24年11月13日
	上新田町	雷電	1023-26	雑種地		平成27年5月18日
	上新田町	雷電	1050-35	雑種地		昭和53年2月9日
174		下新田浦	1350-4	雑種地		平成12年12月28日
	上新田町	下新田浦	1360-11	雑種地		平成28年8月29日
	上新田町	宇河原添	1376-11	雑種地		昭和60年6月13日
	上新田町	町東	947-13	雑種地		平成30年10月11日
	上新田町	町東	968-4	雑種地		平成24年11月5日
	小相木町	小山	83-22	雑種地		平成26年6月12日
	小相木町	村南	599-8	畑		平成12年11月27日
				7.1.1		

亚口	町名	字 名	내 교	TIP I	五往	
番号			地 番	地目	面積	取得年月日
	古市町	和尚塚	289-14	雑種地		昭和59年1月31日
182		和尚塚	306-12	雑種地		昭和59年1月31日
	古市町	和尚塚	306-9	宅地		昭和59年1月31日
184		和尚塚	315-7	雑種地		平成29年10月30日
	古市町	和尚塚	296-17	雑種地		平成28年9月23日
186	江田町	下り 柳	176-16	雑種地	4. 15 m²	平成12年1月13日
187	江田町	下り 柳	176-25	雑種地	$0.33{\rm m}^2$	平成12年1月13日
188	江田町	田中境	220-10	雑種地	5. 42 m²	平成12年2月25日
189	江田町	田中境	220-11	宅地	0. 26 m²	平成18年10月19日
190	江田町	村西	345-1	雑種地	1. 23 m²	平成17年7月26日
191	江田町	村西	345-10	雑種地	2.12m^2	平成17年7月26日
192	江田町	村西	385-10	雑種地	$5.30\mathrm{m}^2$	平成20年1月25日
193	青葉町		21-2	雑種地	$4.66\mathrm{m}^2$	平成12年8月31日
	青葉町		18-8	雑種地		平成12年8月31日
	元総社町	稲葉	152-421	宅地		平成30年7月23日
196		弥勒	1239-9	雑種地		平成18年12月14日
197		屋敷	2524-14	雑種地		平成16年9月1日
	元総社町	早道	775-19	宅地		平成25年7月19日
	元総社町	早道	872-11	雑種地		平成15年12月9日
	元総社町一丁目	· · · ·	7-6	宅地		平成18年11月2日
201		1	18-17	雑種地		平成30年6月5日
	石倉町一丁目	1	2-59	雑種地		平成17年10月24日
	鳥羽町	清水	696-10	宅地		平成12年8月2日
204		清水	817-16			中风12年6月2日 令和1年11月11日
	総社町総社	給人城川	1318-17	宅地		昭和53年12月23日
	総社町総社	給人城川	1324-24	宅地		平成29年4月18日
	総社町総社	給人城川	1344-22			平成29年4月16日 平成2年10月17日
	総社町総社	給人城川 給人城川	1381-18	宅地		昭和52年7月2日
	総社町総社		1381-26	雑種地		昭和52年7月2日
	総社町総社	町屋敷北	1675-36	雑種地		平成29年8月30日
211	総社町二丁目	中华十	13-22	雑種地		平成21年6月3日
	総社町植野	東新井	131-33	雑種地		平成22年11月25日
	総社町植野	道木	601-6	雑種地		平成28年2月3日
	総社町植野	道木	602-13	雑種地		平成28年2月3日
	総社町植野	4A 6-	1061-1	雑種地		平成5年7月24日
	総社町植野	輪久	796-5	雑種地		平成19年4月19日
	総社町植野	向畑	838-10	雑種地		平成28年9月15日
	総社町植野	久ヌ木	863-5	雑種地		平成30年1月12日
	高井町一丁目		29-15	雑種地		平成30年1月26日
	総社町桜が丘		1037-102	雑種地		昭和62年12月23日
	総社町桜が丘		1037-156	宅地		平成10年3月5日
	総社町桜が丘		1037-157	宅地		平成10年3月5日
	総社町桜が丘		1037-158	宅地		平成10年3月5日
	総社町桜が丘		1037-68	雑種地		平成15年9月2日
	総社町桜が丘	-14.377	1038-53	雑種地		平成10年11月2日
	上細井町	芦沼	1700-120	雑種地		昭和63年9月6日
	上細井町	芦沼	1700-121	雑種地		昭和63年9月6日
	上細井町	芦沼	1700-136	雑種地		昭和63年9月6日
	上細井町	芦沼	1700-143	雑種地		昭和63年9月6日
	下細井町	ļ	548-19	雑種地		平成25年10月16日
231		堂前	548-28	宅地		令和1年12月18日
232		堂前	551-2	雑種地		令和1年12月18日
233		称搦	642-158	雑種地		平成12年5月24日
234		称搦	642-159	雑種地		平成12年5月24日
235	下細井町	称搦	642-160	雑種地		平成12年5月24日
236	下細井町	称搦	642-161	雑種地	$4.\overline{39\text{m}^2}$	平成12年5月24日
237	下細井町	称搦	642-162	雑種地	$4.\overline{34\text{m}^2}$	平成12年5月24日
238		東砂子田	644-37	雑種地		平成8年1月19日
239	下細井町	東砂子田	645-58	雑種地		平成8年1月19日
240		東砂子田	645-59	雑種地		平成8年1月19日
241	下細井町	西砂子田	660-28	雑種地		平成8年1月19日
		•	-			

番号	町名	字 名	地番	地目	面積	取得年月日
<u>笛</u> ク 242	下細井町	西砂子田	703-40	<u>堆種地</u>		平成11年7月27日
243	, , , .	西砂子田	703-40	雑種地		平成11年7月27日
243		西砂子田	703-41	#種地 雑種地		平成11年7月27日 平成11年7月27日
	北代田町	片原	39-36	雑種地		平成25年10月28日
	北代田町	<u>月原</u> 片原				平成25年10月28日 平成27年7月3日
			70-6	雑種地		
	北代田町	北	266-5	雑種地		平成29年5月9日
	北代田町	八反田	626-4	宅地		平成11年5月28日 平成29年7月24日
	北代田町 北代田町	八反田	631-3 79-13	雑種地		平成29年7月24日 平成19年8月20日
	北代田町	上宮	88-3	雑種地		平成19年6月20日 平成19年6月18日
	北代田町	上宮 中		雑種地		平成19年0月18日 平成23年7月20日
	北代田町	西久保	489-13 4-7	<u>維種地</u> 維種地		平成23年7月20日 平成27年7月30日
254		四久休	8-68	年程地 宅地		平成12年5月10日
	龍蔵寺町		247-9	<u> </u>		平成12年3月10日 平成20年12月11日
	青柳町	寺家前	79-5	雑種地		昭和51年10月6日
	青柳町	寺家前	80-4	推理地 維種地		昭和51年10月6日
	青柳町	寺家前	104-6	推理地 雑種地		平成20年10月16日
	青柳町	サ <u>タ</u> 則 寄居	260-34			平成20年10月16日 平成10年12月4日
	青柳町		294-6			平成10年12月4日 平成17年7月28日
	青柳町	- 好物即 小八幡	434-3	無性地 宅地		平成17年7月28日 平成25年6月6日
	青柳町	小八幡 小八幡	434-3	<u></u>		平成25年6月6日 平成5年4月5日
	青柳町	小八幡	447-6	<u>工地</u> 雑種地		平成15年10月1日
	青柳町	宿前	471-14			平成15年10月1日 平成19年1月10日
	青柳町	宿前	474-58			平成19年1月10日 平成21年4月20日
	青柳町	宿前	474-79	宅地		平成21年4月20日
267		宿上	864-32	<u> </u>		平成21年4万20日 平成29年7月7日
	青柳町	宿上	854–48	雑種地		平成29年7月11日
	青柳町	宿東	829-12	<u>推種地</u>		平成26年12月10日
	青柳町	宿西	721-3	<u>推理地</u>		平成26年12月10日
271	青柳町	遠辻	65-19	雑種地		昭和62年4月30日
272		新屋敷	646-8	宅地		
	青柳町	新屋敷	666-3	宅地		平成5年7月31日
	青柳町	寄居	191-7	雑種地		平成27年6月2日
	荒牧町	台所南	2-41	雑種地		平成30年1月5日
	田口町	内島	1222-42	雑種地		昭和61年4月29日
	田口町	向島	1349-6	雑種地		平成3年8月21日
	田口町	向島	1362-8	雑種地		平成3年8月21日
	関根町二丁目	1, 1 111	9-44	宅地		平成23年10月31日
-	関根町三丁目		37-23	雑種地		平成16年1月14日
	南橘町		13-2	雑種地		昭和59年10月19日
	緑が丘町		23-29	雑種地		平成16年12月20日
	青梨子町		1219-17	雑種地		平成4年3月17日
	青梨子町		1345-29	雑種地		平成4年3月17日
	天川大島町	三丁田	1316-39	雑種地		平成15年9月4日
286	天川大島町	川辺	267-20	宅地		平成18年12月6日
	天川大島町二丁目		18-27	雑種地		平成30年6月21日
	天川大島町三丁目		33-38	雑種地	5. 22 m²	平成30年6月21日
	天川大島町三丁目		35-27	雑種地		平成30年7月23日
	上大島町	西ノ山	103-46	雑種地	7. 17 m²	平成17年5月24日
291	上大島町	清水	67-122	宅地	14. 20 m²	平成21年4月20日
	上大島町	清水	88-40	宅地		平成19年9月21日
	上大島町	愛宕	441-39	雑種地		平成26年5月12日
294	野中町		281-5	雑種地	5. 00 m ²	平成19年12月12日
	駒形町	上橋	132-1	墓地		平成23年6月3日
	駒形町	上橋	132-4	雑種地		平成15年3月26日
	駒形町		1546-2	雑種地		平成18年5月31日
	駒形町	下橋	1602-6	雑種地		昭和59年7月11日
	駒形町	下橋	1603-57	雑種地		昭和59年7月11日
	駒形町	下流	1610-13	雑種地		昭和59年2月29日
	駒形町	下流	1614-3	雑種地		昭和59年2月29日
302	駒形町	下流	1616-4	雑種地	$4.\overline{64}\mathrm{m}^2$	昭和59年2月29日

## 1	亚口	町名	字 名	TIP 그도	바 ㅁ	云 往	
303 別形町	番号			地 番	地目	面積	取得年月日
30.5		• • • • • •					
26 10 27 26 27 26 27 26 27 27							
307							
308							
1688-43 雑種地 16.83㎡ 平成29年10月30日 310 富田町 1688-44 雑種地 16.83㎡ 平成29年10月30日 311 富田町 1688-45 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 312 富田町 1688-46 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 313 富田町 1688-46 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 314 富田町 1688-48 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 314 富田町 1688-48 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 315 富田町 1688-48 雑種地 16.93㎡ 平成29年10月30日 316 富田町 1688-50 雑種地 16.23㎡ 平成29年10月30日 316 富田町 1688-50 雑種地 16.23㎡ 平成29年10月30日 316 富田町 2703-2 22 種地 16.84㎡ 平成29年10月30日 318 富田町 2703-7 雑種地 16.85㎡ 平成19年11月16日 319 富田町 2703-7 雑種地 16.85㎡ 平成19年11月16日 319 富田町 2703-7 雑種地 16.81㎡ 平成19年11月16日 311 富田町 2705-3 22 種地 1.51㎡ 平成19年11月16日 311 富田町 2705-3 22 種地 1.51㎡ 平成19年11月16日 312 富田町 2705-3 22 種地 1.51㎡ 平成19年1月1月16日 321 富田町 2705-3 22 種地 1.51㎡ 平成19年1月1日 312 富田町 2705-3 22 種地 1.51㎡ 平成19年1月1日 322 下大島町 1055-217 22 種地 1.62㎡ 平成29年6月23日 323 下大島町 1055-239 22 種地 1.51㎡ 平成19年1月1日 322 下大島町 南塚坂 1308-5 22 極地 1.00㎡ 平成19年1月1日 322 下大島町 南塚坂 1308-5 22 極地 1.00㎡ 平成19年1月21日 328 下大島町 南塚坂 1308-5 22 極地 1.00㎡ 平成19年1月21日 328 下大島町 南塚坂 1308-5 22 極地 1.00㎡ 平成19年1月21日 328 下大島町 南塚坂 1333-1 22 22 元島町 南塚坂 1326-17 22 極地 1.00㎡ 平成19年1月21日 328 下大島町 1026-17 平成19年1月21日 1026-17 平成19年1月21日 1026-17 平成19年1月21日 1026-17 平成19年1月21日 1026-17 平成19年1							
1688-44 独植地 5.86 m 平成29年10月30日 312 富田町 1688-45 雑種地 5.70 m 平成29年10月30日 312 富田町 1688-46 雑種地 5.70 m 平成29年10月30日 313 富田町 1688-47 雑種地 5.70 m 平成29年10月30日 313 富田町 1688-47 雑種地 5.53 m 平成29年10月30日 315 富田町 1688-48 雑種地 5.53 m 平成29年10月30日 315 富田町 1688-49 雑種地 5.26 m 平成29年10月30日 315 富田町 1888-59 雑種地 5.26 m 平成29年10月30日 317 富田町 2703-2 雑種地 6.84 m 平成19年11月16日 318 冨田町 2703-7 雑種地 4.51 m 平成19年11月16日 320 富田町 2707-2 雑種地 4.51 m 平成19年11月16日 322 下大島町 1055-233 雑種地 4.52 m 平成20年6月23日 324 下大島町 1055-238 雑種地 4.52 m 平成20年6月23日 325 下大島町 1055-238 雑種地 5.73 m 平成20年6月23日 325 下大島町 1055-117 雑種地 5.73 m 平成20年6月23日 328 下大島町 万055-117 雑種地 28.00 m 昭和60年1月21日 327 下大島町 万成			宮前				
1888-46 独植地				1688-43			
1888-46 無極地 4.97m 平成29年10月30日 314 富田町 1688-47 無極地 6.33m 平成29年10月30日 314 富田町 1688-49 離極地 5.53m 平成29年10月30日 315 富田町 1688-49 離極地 5.53m 平成29年10月30日 316 富田町 1688-49 離極地 5.56m 平成29年10月30日 317 富田町 2703-2 離極地 5.18m 平成29年10月30日 317 富田町 2703-2 離極地 5.18m 平成29年10月30日 317 富田町 2703-2 離極地 5.18m 平成29年11月16日 320 富田町 2703-8 離極地 4.51m 平成19年11月16日 320 富田町 2707-2 離極地 4.51m 平成19年11月16日 320 富田町 2707-2 離極地 6.74m 平成19年11月16日 320 富田町 2715-3 離極地 6.74m 平成19年11月16日 322 下大島町 1055-233 離極地 5.73m 平成29年6月23日 323 下大島町 1055-233 離極地 5.73m 平成29年6月23日 325 下大島町 1055-239 維種地 5.73m 平成29年6月23日 325 下大島町 1055-239 維種地 5.73m 平成29年6月23日 325 下大島町 1055-217 雑種地 28.00m 昭和60年1月21日 327 下大島町 両家坂 1305-11 雑種地 28.00m 昭和60年1月21日 327 下大島町 両家坂 1308-5 雑種地 170.00m 昭和60年1月21日 337 下大島町 両家坂 1333-5 雑種地 170.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1333-5 雑種地 170.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1333-1 離極地 110.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 110.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1339-11 準極地 110.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1339-11 準極地 110.00m 四和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1339-11 準極地 110.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 110.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 両家坂 1339-11 準極地 17.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 両家坂 1339-11 準極地 17.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 132-26 準極地 24.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 132-26 準極地 24.00m 平成14年12月2日 331 下大島町 132-26 準極地 24.00m 平成14年12月3日 342 大町町 132-26 準極地 24.00m 平成14年12月3日 342 大町町 132-26 準極地 24.00m 平成14年12月3日 342 大町町 132-26 離極地 3.05m 平成14年12月3日 343 下太町 140 140 平成14年12月3日 344 大町町 140 平成14年12月3日 345 大町町 140 140 平成14年12月3日 346 大町町 140 140 平成14年12月3日 346 大町町 140 140 平成14年12月3日 140 平成14年12月3日 346 大町町 140 140 平成14年12月3日 346 大町町	310	富田町		1688-44		5.86 m²	平成29年10月30日
1688-47 独植地 6.33 m 平成29年10月30日 315 富山町 1688-48 雑植地 5.53 m 平成29年10月30日 315 富山町 1688-50 雑植地 5.26 m 平成29年10月30日 316 富田町 1688-50 雑植地 6.84 m 平成29年10月30日 317 富田町 2703-2 雑植地 6.75 m 平成19年11月16日 318 富山町 2703-7 雑種地 5.18 m 平成19年11月16日 318 富山町 2703-8 維種地 4.51 m 平成19年11月16日 320 富田町 2707-2 雑種地 4.51 m 平成19年11月16日 321 富田町 2715-3 雑種地 4.51 m 平成19年11月16日 322 下大島町 1055-238 維種地 4.52 m 平成29年6月31日 323 下大島町 1055-238 維種地 5.73 m 平成29年6月31日 325 下大島町 1055-239 雑種地 4.62 m 平成29年6月33日 325 下大島町 1055-239 推植地 4.62 m 平成29年6月31日 326 下大島町 1055-117 雑種地 4.62 m 平成29年6月31日 327 下大島町 南家坂 1308-5 推種地 28.00 m 昭和60年1月21日 328 下大島町 南家坂 1308-5 推種地 22.00 m 昭和60年1月21日 330 下大島町 南家坂 1308-5 推種地 107.00 m 昭和60年1月21日 331 下大島町 南家坂 1333-5 維種地 17.00 m 昭和60年1月21日 332 下大島町 両家坂 1317-4 維種地 107.00 m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1333-5 維種地 17.00 m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1333-5 維種地 17.00 m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1368-5 推種地 17.00 m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1368-5 推種地 17.00 m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1368-5 推種地 17.00 m 昭和60年1月21日 336 下大島町 両家坂 648-29 維種地 17.00 m 昭和60年1月21日 17.00 m 日本60年1月21日 1	311	富田町		1688-45	雑種地	5. 70 m²	平成29年10月30日
14 16 16 16 16 16 16 16	312	富田町		1688-46	雑種地	4. 97 m²	平成29年10月30日
1688-49 辨確地	313	富田町		1688-47	雑種地	6. 33 m²	平成29年10月30日
1688-50 推龍地	314	富田町		1688-48	雑種地	5. 53 m²	平成29年10月30日
317 富田町	315	富田町		1688-49	雑種地	5. 26 m²	平成29年10月30日
317 富田町	316	富田町		1688-50	雑種地	6.84 m²	平成29年10月30日
318 富田町				2703-2		6. 75 m²	平成19年11月16日
319 富田町				2703-7		5. 18 m²	平成19年11月16日
320 富田町							
321 富田町							
323 下大島町							
1055-238 雑種地 5.73m 平成20年6月23日 324 下大島町 1055-239 推種地 5.73m 平成20年6月23日 325 下大島町 1055-117 推種地 4.62m 平成24年4月13日 326 下大島町 八反湖 1220-50 雑種地 4.43m 平成4年6月11日 327 下大島町 唐崎 1305-11 推種地 28.00m 昭和60年1月21日 328 下大島町 南家坂 1317-4 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 329 下大島町 両家坂 1317-4 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 330 下大島町 両家坂 1336-17 雑種地 102.00m 昭和60年1月21日 331 下大島町 両家坂 1335-5 推種地 102.00m 昭和60年1月21日 332 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 7.19m 平成1年12月26日 333 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 141.00m 昭和60年1月21日 333 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00m 平成1年12月26日 335 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 141.00m 昭和60年1月21日 336 下村島町 745-21 宅地 4.01m 平成2年5月21日 337 截が合町 13-2 宅地 4.01m 平成2年5月21日 337 截が合町 13-2 宅地 4.01m 平成2年5月21日 339 茂木町 107-34 推種地 0.20m 平成16年12月5日 340 茂木町 107-36 推種地 0.20m 平成16年12月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00m 平成19年10月29日 342 茂木町 166-5 推種地 10.00m 平成16年12月5日 343 茂木町 304-6 雑種地 32.00m 平成16年12月5日 345 茂木町 312-26 雑種地 32.00m 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 32.00m 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 349 茂木町 312-26 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 340 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 340 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 341 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 342 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 343 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 344 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 345 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日 346 茂木町 312-9 雑種地 3.05m 平成16年12月5日							
324 下大島町							
1055-117							
328 下大島町		下大島町					
		下大島町	八反畑				
1328 下大島町 両家坂 1308-5 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 1329 下大島町 両家坂 1317-4 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 1330 下大島町 両家坂 1326-17 雑種地 102.00m 昭和60年1月21日 1331 下大島町 越渡 1333-5 雑種地 113.00m 昭和60年1月21日 1332 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 7.19m 平成1年12月26日 1333 下大島町 両家坂 648-10 雑種地 141.00m 昭和60年1月21日 1333 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00m 平成1年12月26日 1335 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00m 平成1年12月26日 1335 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00m 平成25年4月26日 1337 鶴が谷町 745-21 宅地 4.01m 平成25年4月26日 1337 鶴が谷町 13-2 宅地 5.46m 平成24年3月17日 1337 鶴が谷町 13-2 宅地 5.46m 平成24年3月17日 1339 茂木町 107-34 雑種地 0.20m 平成20年9月5日 140 茂木町 107-36 雑種地 10.62m 平成26年9月5日 1283-19 雑種地 10.00m 平成16年12月5日 1283-19 24.00m 平成16年12月5日 1283-19 24.00m 平成16年12月5日 1343 茂木町 166-5 雑種地 1.99m 平成16年12月5日 1344 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99m 平成16年12月5日 1344 茂木町 299-13 雑種地 10.00m 平成16年12月5日 1345 茂木町 312-26 雑種地 5.32m 平成16年12月5日 1346 茂木町 312-31 雑種地 5.32m 平成16年12月5日 1347 茂木町 312-31 雑種地 7.28m 平成16年12月5日 1348 茂木町 312-9 雑種地 2.00m 平成16年12月5日 1350 茂木町 312-9 雑種地 2.00m 平成26年1月5日 1350 茂木町 1392-21 雑種地 2.00m 平成26年1月3日 1351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00m 平成26年1月3日 1351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00m 平成26年1月5日 1354 神球町 1376-16 雑種地 4.8m 平成28年月3日 1355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.9m 平成16年12月5日 1356 樋越町 7.8-7 雑種地 5.9m 平成16年12月5日 1356 樋越町 1000 平成21年6月16日 1350 樋越町 1002 雑種地 17.00m 平成21年6月16日 1350 樋越町 1002 雑種地 17.00m 平成21年6月16日 1360 樋越町 1002 雑種地 17.00m 平成21年6月16日 1360 樋越町 1002 雑種地 17.00m 平成21年6月16日 1360 樋越町 1002 雑種地 4.9m 平成21年6月16日 1360 樋越町 1004 平成21年6月16日 1360 樋越町 1004 平成21年6月16日 1360 樋越町 1004 平成21年6月16日 1360 덴越町 1004 平成21年6月16日 1360 덴越町 1004 年秋町 100m 平成21年6月16日 1360 덴越町 100m 1004 年秋町 100m 1004 100m		下大良町					
329 下大島町 両家坂 1317-4 雑種地 107.00m 昭和60年1月21日 1330 下大島町 両家坂 1336-17 雑種地 102.00m 昭和60年1月21日 1331 下大島町 越渡 1333-5 雑種地 113.00m 昭和60年1月21日 1332 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 7.19m 平成1年12月26日 1333 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 141.00m 昭和60年1月21日 1327 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00m 平成1年12月26日 1336 下寸曽田町 745-21 宅地 4.01m 平成22年5月21日 1367 1376 138 大胡町 717-8 宅地 4.01m 平成22年5月21日 137 48が谷町 13-2 宅地 5.46m 平成26年1月5日 138 大胡町 717-8 宅地 17.02m 平成16年12月5日 138 大胡町 717-8 宅地 17.02m 平成26年9月5日 107-34 雑種地 0.20m 平成26年9月5日 107-36 雑種地 10.62m 平成26年9月5日 134 茂木町 1283-19 雑種地 1.99m 平成16年12月5日 134 茂木町 1283-19 雑種地 1.99m 平成16年12月5日 134 茂木町 1283-19 雑種地 1.90m 平成16年12月5日 134 茂木町 299-13 雑種地 1.00m 平成16年12月5日 134 茂木町 312-26 雑種地 32.00m 平成16年12月5日 134 茂木町 312-26 雑種地 5.32m 平成16年12月5日 134 茂木町 312-31 雑種地 5.32m 平成16年12月5日 134 茂木町 312-31 雑種地 5.32m 平成16年12月5日 135 茂木町 312-9 雑種地 1.00m 平成16年12月5日 135 茂木町 312-9 雑種地 2.00m 平成16年12月5日 135 茂木町 1196-10 雑種地 2.00m 平成16年12月5日 135 茂木町 1392-21 雑種地 2.00m 平成16年12月5日 135 琉雄町 1392-21 雑種地 2.00m 平成16年12月5日 135 琉雄町 1392-21 雑種地 3.00m 平成26年1月5日 136 鎌越町 1376-16 雑種地 5.92m 平成16年12月5日 136 鎌越町 1376-16 雑種地 5.92m 平成16年12月5日 136 鎌越町 1000 平成25年9月5日 136 鎌越町 1000 平成25年9月5日 136 鎌越町 1000 平成25年9月5日 136 鎌越町 1000 平成26年1月16日 1000 平成21年6月16日 1000 平成21年6月16日 1000 平成21年6月16日 1000 平成21年6月16日 1000 1000 平成21年6月16日 1000		下大良町					
330 下大島町 両家坂 1326-17 雑種地 102.00㎡ 昭和60年1月21日 331 下大島町 越渡 1333-5 雑種地 113.00㎡ 昭和60年1月21日 332 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 7.19㎡ 平成1年12月26日 333 下大島町 両家坂 648-10 雑種地 141.00㎡ 昭和60年1月21日 334 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 335 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成25年4月26日 336 下増田町 745-21 宅地 4.01㎡ 平成25年4月26日 337 総が谷町 13-2 宅地 5.46㎡ 平成25年5月21日 337 総が谷町 13-2 宅地 5.46㎡ 平成26年1月7日 338 大胡町 717-8 宅地 17.02㎡ 平成16年12月5日 340 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 107-36 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 107-36 雑種地 10.62㎡ 平成20年9月5日 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 14.37 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成16年12月5日 14.37 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 14.37 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 14.37 茂木町 312-36 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 14.37 茂木町 312-36 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 14.37 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 14.37 天板町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 1392-21 雑種地 21.00㎡ 平成26年7月30日 1392-21 雑種地 21.00㎡ 平成26年7月30日 1392-21 雑種地 20.00㎡ 平成26年7月30日 1392-21 雑種地 20.00㎡ 平成26年7月30日 1392-21 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 1352 堀越町 3176-16 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 1352 堀越町 3176-16 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 1554 福越町 1000㎡ 平成21年6月16日 1559 1564 福越町 1000㎡ 平成21年6月16日 1559 1564 1							
331 下大島町							
332 下大島町 両家坂 1339-11 雑種地 7.19㎡ 平成1年12月26日 333 下大島町 両家坂 648-10 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 334 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 335 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 336 下増田町 745-21 宅地 4.01㎡ 平成2年5月21日 337 鶴が谷町 13-2 宅地 5.46㎡ 平成2年5月21日 339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 340 茂木町 107-36 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 312-26 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 20.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 20.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 20.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 3192-21 雑種地 20.00㎡ 平成16年12月5日 351 茂木町 3192-21 雑種地 20.00㎡ 平成26年7月30日 352 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 354 滝窪町 376-16 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 356 極越町 376-16 雑種地 4.91㎡ 今和1年12月1日 357 極越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 今和1年12月1日 357 極越町 1090 雑種地 4.90㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 1090 雑種地 4.90㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 1091 雑種地 4.90㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 1092 雑種地 4.90㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 紅種地 4.52㎡ 平成21年6月16日 360 極町 1094 紅種地 4.52㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 紅種地 4.							
333 下大島町 両家坂 648-10 雑種地 141.00㎡ 昭和60年1月21日 334 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 335 下大島町 橋上 50-7 田 3.62㎡ 平成25年4月26日 336 下増田町 745-21 宅地 4.01㎡ 平成2年5月21日 337 鶴が谷町 13-2 宅地 5.46㎡ 平成1年12月5日 338 大胡町 717-8 宅地 17.02㎡ 平成16年12月5日 339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 340 茂木町 107-36 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成16年12月5日 342 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 20.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-31 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 2.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 3.05㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 312-31 雑種地 3.05㎡ 平成16年12月5日 351 茂木町 312-31 雑種地 3.05㎡ 平成16年12月5日 352 揺越町 321-4 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 352 揺越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成39年5月31日 355 河原町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月1日 541-23 祥極地 5.92㎡ 平成16年12月1日 541-23 祥極地 5.92㎡ 平成16年12月1日 541-23 祥極地 5.92㎡ 平成16年12月1日 541-23 祥極地 5.92㎡ 平成16年12月1日 541-23 年間 541-23 年間 541-23 年間 541-23 年間 54							
334 下大島町 両家坂 648-29 雑種地 12.00㎡ 平成1年12月26日 335 下大島町 橋上 50-7 田 3.62㎡ 平成25年4月26日 336 下増田町 745-21 宅地 4.01㎡ 平成22年5月21日 337 65 76 76 13-2 宅地 5.46㎡ 平成4年3月17日 338 大胡町 717-8 宅地 17.02㎡ 平成4年3月17日 339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 340 茂木町 107-36 雑種地 10.62㎡ 平成20年9月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 342 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-31 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 3.05㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 319-21 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 350 茂木町 1392-21 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 352 掘越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成26年7月30日 353 堀越町 389-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 海運町 541-23 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 355 随越町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 355 随越町 1090 雑種地 8.90㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1090 雑種地 8.90㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1091 雑種地 8.90㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1092 雑種地 8.90㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1094 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日 360 種越町 1094 雑種地 8.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1094 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日 360 曜誌町 1094 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日 360 曜誌町 1094 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日 360 平成17年8月5日 36							
335 下大島町 橋上 50-7 田 3.62㎡ 平成25年4月26日 336 下増田町 745-21 宅地 4.01㎡ 平成22年5月21日 337 鶴が谷町 13-2 宅地 5.46㎡ 平成4年3月17日 338 大胡町 717-8 宅地 17.02㎡ 平成16年12月5日 339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 340 茂木町 107-36 雑種地 10.62㎡ 平成20年9月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 342 茂木町 166-5 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 312-26 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-31 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 20.00㎡ 平成30年5月31日 350 茂木町 319-21 雑種地 3.05㎡ 平成36年7月30日 351 茂木町 319-21 雑種地 3.05㎡ 平成36年7月30日 352 堀越町 392-21 雑種地 3.05㎡ 平成36年7月31日 353 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成39年5月31日 354 澤運町 541-23 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 極越町 78-7 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 357 極越町 78-7 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 358 極越町 1062 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 359 極越町 1062 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 359 極越町 1062 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 359 極越町 1062 雑種地 5.50㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1094 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 種越町 1094 雑種地 10.00㎡ 平成21年6月16日 360 種城町 100-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
336 下増田町							
13-2 宅地 5.46㎡ 平成4年3月17日 338 大胡町 717-8 宅地 17.02㎡ 平成16年12月5日 339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 440 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 341 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-26 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-4 雑種地 21.00㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 321-4 雑種地 2.00㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成23年8月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 福越町 398-31 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 354 灌建町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 極越町 78-7 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 357 極越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成21年6月16日 359 極越町 1002 雑種地 1.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1094 44.80㎡ 平成21年6月16日 360 千元 平成21年6月16日 360 千			作 上				
338 大胡町							
339 茂木町 107-34 雑種地 0.20㎡ 平成20年9月5日 340 茂木町 107-36 雑種地 10.62㎡ 平成20年9月5日 341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 342 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 299-13 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 312-26 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-31 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成26年7月30日 平成30年5月31日 352 堀越町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 354 滝窪町 541-23 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 極越町 78-7 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月1日 357 極越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 359 極越町 1020 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 極越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 1094 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 1094 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 361 極越町 1094 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
340 茂木町							
341 茂木町 1283-19 雑種地 24.00㎡ 平成19年10月29日 342 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 平成16年12月5日 349 茂木町 312-9 平成16年12月5日 349 茂木町 312-4 平成16年12月5日 349 茂木町 312-4 349 茂木町 312-9 350 茂木町 319-21 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 平成23年8月31日 352 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 維種地 8.46㎡ 平成19年1月15日 354 滝建町 54-23 維種地 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
342 茂木町 166-5 雑種地 1.99㎡ 平成16年12月5日 343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 321-4 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 8.46㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 1020 雑種地 5.50㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 39.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地							
343 茂木町 270-12 公衆用道路 4.99㎡ 平成16年12月5日 344 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成26年7月30日 352 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 平成21年6月21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21年21日 平成21							
344 茂木町 299-13 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山木 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 5.50㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 3.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44							
345 茂木町 304-6 雑種地 32.00㎡ 平成16年12月5日 346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 5.50㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 4.52		, ,					
346 茂木町 312-26 雑種地 5.32㎡ 平成16年12月5日 347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.							
347 茂木町 312-31 雑種地 7.28㎡ 平成16年12月5日 348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成17年8月5日							
348 茂木町 312-9 雑種地 10.00㎡ 平成16年12月5日 349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 1020 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
349 茂木町 321-4 雑種地 21.00㎡ 平成16年12月5日 350 茂木町 1196-10 雑種地 3.05㎡ 平成26年7月30日 351 茂木町 1392-21 雑種地 2.00㎡ 平成30年5月31日 352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 1.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
350 茂木町							
351 茂木町							
352 堀越町 549-2 山林 188.00㎡ 平成23年8月31日 353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
353 堀越町 989-31 雑種地 8.46㎡ 平成19年11月15日 354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
354 滝窪町 541-23 雑種地 4.83㎡ 平成16年12月5日 355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
355 河原浜町 1376-16 雑種地 5.92㎡ 平成16年12月5日 356 樋越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 樋越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
356 極越町 78-7 雑種地 4.91㎡ 令和1年12月11日 357 極越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 極越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 極越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
357 極越町 169-4 雑種地 5.50㎡ 平成25年9月5日 358 極越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 極越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 極越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 極越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
358 樋越町 1020 雑種地 11.00㎡ 平成21年6月16日 359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
359 樋越町 1062 雑種地 89.00㎡ 平成21年6月16日 360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
360 樋越町 1091 雑種地 17.00㎡ 平成21年6月16日 361 樋越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
361 極越町 1092 雑種地 81.00㎡ 平成21年6月16日 362 極越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日							
362 樋越町 101-44 雑種地 4.52㎡ 平成17年8月5日		•					
363 樋越町							
	363	樋越町		101-46	雑種地	4. 50 m²	半成17年8月5日

番号	町名	字 名	地 番	地目	面積	取得年月日
364	樋越町		187-28	雑種地	$3.00\mathrm{m}^2$	平成26年7月29日
365	樋越町		738-13	雑種地		平成16年12月5日
366	樋越町		738-13	雑種地	$2.09\mathrm{m}^2$	平成18年11月6日
367	上大屋町		327-29	雑種地	4. 76 m²	平成31年3月1日
368	鼻毛石町		2158-4	雑種地	33. 00 m²	平成18年11月6日
369	粕川町月田		628-3	雑種地	36.00 m²	平成16年12月5日
370	粕川町込皆戸		60-14	雑種地	3.69 m²	平成29年3月31日
371	粕川町込皆戸		365-34	雑種地	4. 52 m²	平成16年12月5日
372	粕川町女渕		580-44	宅地	$2.64\mathrm{m}^2$	平成21年11月17日
373	粕川町女渕		589-24	雑種地	2.98 m²	平成22年1月13日
374	粕川町女渕		590-72	雑種地	$4.50{\rm m}^2$	平成16年12月5日
375	富士見町時沢	諏訪前	1154-17	雑種地	$2.03\mathrm{m}^2$	平成21年11月20日
376	富士見町時沢	下白川	412-6	宅地	8. 16 m²	平成24年4月12日
377	富士見町小暮	木ノ根坂	2337-3	雑種地	$6.27{\rm m}^2$	平成21年5月5日
378	富士見町石井	上橋白川	1747-3	宅地	13. 08 m²	平成24年9月18日
379	富士見町石井		1747-7	宅地	7. 12 m ²	平成25年12月17日
380	富士見町石井		1747-15	宅地		平成25年12月17日
381	富士見町山口	上原	189-2	畑	104. 00 m ²	平成21年5月5日

(令和2年3月31日現在)

・本社所在地が市内の業者

(50音順)

			(30百順)
_	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1		前橋市青梨子町1345番地22	027-226-1223
2	有限会社葵企画	前橋市三俣町三丁目9番地15	027-234-9015
3	赤 石 彰 治	前橋市日吉町一丁目20番地2	027-232-8123
4	株式会社赤城資源	前橋市飯土井町168番地4	027-269-1678
5	有限会社旭	前橋市田口町264番地1	027-234-0717
6	株式会社アドバンティク・レヒュース	前橋市泉沢町1250番地16	027-268-0055
7	株式会社荒牧	前橋市国領町二丁目2番19号	027-234-1825
8	有限会社飯塚正男解体	前橋市公田町493番地	027-265-1185
9	五十嵐 一 欽	前橋市小坂子町1608番地	027-257-0327
10	有限会社石井興業	前橋市野中町119番地	027-263-8668
11	今井前橋資源有限会社	前橋市上小出町二丁目39番地の10	027-233-2154
12	今 井 幸 人	前橋市下細井町555番地4	027-234-5082
13	エコアドバンス有限会社	前橋市富田町1402番地の1	027-268-2211
14	有限会社エルアイビイ	前橋市二之宮町869番地10	027-280-2055
15	有限会社大胡清掃社	前橋市樋越町253番地1	027-283-3040
16	大 山 一 男	前橋市石倉町五丁目20番地30	027-253-8274
17	岡田鋼商株式会社	前橋市日吉町四丁目32番地の3	027-231-7834
18	小 沢 勇	前橋市岩神町二丁目22番17号	027-231-7349
19	株式会社 オダワラ	前橋市泉沢町1250番地6	027-268-3272
20	小幡解体興業株式会社	前橋市天川大島町三丁目33番地の5	027-261-6687
21	有限会社オフィスコウセイ	前橋市三俣町一丁目14番地18	027-231-8601
22	株式会社片桐商店	前橋市大渡町一丁目18番地1	027-251-5719
23	有限会社環境サポート	前橋市五代町396番地	027-264-3527
24	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	027-269-1834
25	環境ワークス株式会社	前橋市下細井町266番地1	027-231-8316
26	有限会社クリーンフェイスト	前橋市関根町三丁目8番地の10	027-234-1247
27	群馬総業株式会社	前橋市滝窪町1368番地30	027-283-3203
28	株式会社群馬総合紙業	前橋市西善町847番地4	027-266-6961
29	株式会社群馬総合資源	前橋市文京町一丁目34番13号	027-221-6965
30	群馬緑化株式会社	前橋市敷島町248番地13	027-219-4193
31	ケービックス株式会社	前橋市問屋町一丁目10番地3	027-253-3361
32	晃喜事業株式会社	前橋市富士見町時沢2348番地5	027-289-0025
33	紅陵造園株式会社	前橋市青梨子町1617番地1	027-251-9917
34	有限会社こだま運輸	前橋市力丸町480番地	027-265-2221
35	有限会社斉田商事	前橋市勝沢町382番地	027-264-1931
36	有限会社坂本清掃社	前橋市粕川町込皆戸139番地	027-285-4295
		-	•

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
37	株式会社佐藤商店	前橋市二之宮町257番地の4	027-268-2780
38	塩沢商事有限会社	前橋市富士見町田島27番地1	027-288-5101
39	塩 原 哲	前橋市田口町571番地	027-219-0505
40	社会福祉法人しののめ会	前橋市江木町518番地	027-283-1900
41	清水商運株式会社	前橋市上佐鳥町462番地の1	027-265-1508
42	有限会社下田組	前橋市富士見町時沢469番地5	027-288-2849
43	上毛資源株式会社	前橋市高井町一丁目13番地の4	027-251-7395
44	有限会社須田工業	前橋市富士見町小暮2420番地	027-288-5508
45	有限会社関根商事	前橋市粕川町稲里192番地	027-212-5225
46	大栄産業株式会社	前橋市上泉町664番地19	027-289-8181
47	有限会社大三興業	前橋市北代田町751番地2	027-212-2893
48	有限会社太陽美装	前橋市富士見町漆窪112番地7	027-288-7325
49	田 中 宏	前橋市広瀬町一丁目9番地2	027-261-2638
50	有限会社種田仕切店	前橋市上大島町991番地の1	027-261-0306
51	塚 田 三枝子	前橋市駒形町1205番地2	027-266-7642
52	株式会社テシマ	前橋市富士見町小暮2295番地の13	027-288-5819
53	東朋産業株式会社	前橋市総社町桜が丘1225番地2	027-253-8260
54	中 島 由美子	前橋市上小出町一丁目32番地5	027-233-6456
55	中 根 勇 造	前橋市茂木町135番地7	027-283-6768
56	有限会社中村資源	前橋市上佐鳥町204番地	027-265-5010
57	株式会社ナグモコーポレーション	前橋市東片貝町1029番地	027-263-2221
58	株式会社西建	前橋市上長磯町310番地1	027-212-8890
59	庭前紙業株式会社	前橋市荒牧町13番地41	027-231-2214
60	野口解体有限会社	前橋市富士見町石井1307番地1	027-288-5146
61	有限会社早瀬商事	前橋市上佐鳥町350番地の7	027-265-2646
62	久松商事株式会社	前橋市北代田町691番地	027-231-8225
63	有限会社藤井造園	前橋市田口町567番地の1	027-232-8856
64	有限会社フジ不動産	前橋市日吉町三丁目11番地の1	027-234-3557
65	有限会社富士見清掃センター	前橋市富士見町引田476番地53	027-288-3149
66	有限会社プライムコーポレーション	前橋市泉沢町974番地	027-280-7351
67	株式会社BASE HILL	前橋市鳥取町766番地23	027-212-6086
68	前橋運輸株式会社	前橋市力丸町468番地	027-265-2331
69	株式会社前橋グリーンセンター	前橋市後閑町306番地の1	027-265-2043
70	株式会社丸越	前橋市若宮町三丁目10番13号	027-231-0709
\vdash	有限会社マルヒロ商事	前橋市下小出町三丁目25番地の2	027-235-2854
	株式会社三河	前橋市三河町一丁目22番13号	027-221-7340
73	株式会社ミドリ紙業	前橋市下川町40番地10	027-212-5230
74	有限会社宮城衛生	前橋市市之関町1144番地1	027-283-2231
\vdash	有限会社美山商事	前橋市若宮町三丁目10番12号	027-233-4831
76	有限会社宗長商会	前橋市下大島町547番地	027-266-1465

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
77	村上産業株式会社	前橋市城東町四丁目23番2号	027-231-9224
78	有限会社森下企画	前橋市富士見町時沢2870番地1	027-288-1414
79	山 田 宗 男	前橋市後閑町294番地3	027-261-5873
80	株式会社大和資源	前橋市富士見町時沢2835番地8	027-288-1614
81	株式会社友祇興産	前橋市富士見町時沢2847番地	027-288-6775
82	ライフ建物管理株式会社	前橋市富士見町時沢2774番地8	027-288-2868
83	リプロテック株式会社	前橋市富士見町赤城山1204番地の115	027-288-5181
84	株式会社ワンアクシス	前橋市富士見町小暮1855番地2	027-289-0633
	合計	(84社)	

・本社所在地が県内他市町村の業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	あさひ建設株式会社	高崎市下小鳥町66番地9	027-361-0982
2	株式会社アシスト環境システム	伊勢崎市西久保町二丁目222番地10	0270-27-4222
3	飯 沼 浩	高崎市鼻高町364番地1	027-327-0377
4	株式会社石川産業	北群馬郡吉岡町大字下野田833番地1	0279-20-5545
5	株式会社一倉総業	北群馬郡榛東村大字広馬場2722番地6	0279-54-5710
6	株式会社エイ・シー・シー群馬	高崎市大八木町920番地15	027-364-1558
7	株式会社エイコー	高崎市綿貫町80番地1	027-388-1353
8	有限会社開陽産業	北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地396	0279-54-8107
9	株式会社環境システムズ	高崎市倉賀野町2465番地4	027-350-5353
10	有限会社木暮総業	渋川市赤城町溝呂木1004番地	0279-56-8020
11	桐生環境保全株式会社	桐生市相生町三丁目560番地の7	0277-52-6971
12	株式会社群成舎	高崎市上並榎町129番地の1	027-362-5533
13	群馬環境開発株式会社	高崎市乗附町2823番地の2	027-326-6751
14	株式会社群馬環境センター	桐生市東七丁目8番32号	0277-20-7767
15	群馬総業有限会社	北群馬郡吉岡町大字下野田1284番地	0279-54-3361
16	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団	佐波郡玉村町大字上福島525番地	0270-65-1953
17	株式会社ぐんま東庄	高崎市寺尾町2312番地8	027-323-5331
18	株式会社群馬バス	高崎市緑町三丁目2番地3	027-364-3707
19	株式会社K·M·I	高崎市井野町206番地2	027-362-8604
20	株式会社県央興業	高崎市棟高町2591番地5	027-373-6112
21	小久保運送有限会社	伊勢崎市八斗島町1604番地8	0270-32-1542
22	佐伯松男	高崎市金古町2013番地9	027-372-8828
23	三栄商事株式会社	高崎市倉賀野町2453番地の8	027-347-1555

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
24	株式会社CTP	高崎市吉井町多胡52番地	027-384-3018
25	株式会社 シー・アイ・シー	高崎市東貝沢町一丁目16番地1	027-370-1144
26	ジー・ピークリーン有限会社	伊勢崎市西久保町二丁目178番地6	0270-63-0453
27	重田商事株式会社	吾妻郡嬬恋村大字芦生田205番地	0279-97-3264
28	シゲン総業有限会社	伊勢崎市連取町3093番地14	0270-25-4311
29	有限会社島商事	佐波郡玉村町大字上之手2270番地13	027-350-4710
30	下田解体興業有限会社	渋川市赤城町持柏木243番地の2	0279-56-2365
31	株式会社成紀	高崎市萩原町319番地4	027-352-6397
32	曽 根 和 昭	伊勢崎市市場町二丁目874番地16	0270-40-6613
33	株式会社大斗産業	高崎市鼻高町498番地1	027-327-1731
34	都木商店株式会社	高崎市稲荷台町261番地の1	027-373-1191
35	玉川産業有限会社	藤岡市小林80番地の1	0274-23-3490
36	株式会社ツネジ坂本商店	高崎市倉賀野町2643番地	027-329-6900
37	東邦管理有限会社	伊勢崎市曲沢町1291番地1	0270-63-5846
38	有限会社東峰産業	渋川市北橘町真壁544番地5	0279-52-2818
39	東毛清掃株式会社	佐波郡玉村町大字五料162番地1	0270-65-6570
40	トネリサイクルシステム株式会社	邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号	0276-63-8245
41	外山産業有限会社	桐生市菱町二丁目1713番地	0277-47-1005
42	豊丸総合産業有限会社	みどり市笠懸町西鹿田1003番地1	0277-70-7012
43	有限会社長岡木材	渋川市赤城町三原田572番地の1	0279-56-3362
44	株式会社ナカシゲ	桐生市境野町六丁目511番地の1	0277-44-7555
45	株式会社ナカジマ・プランニング	高崎市上並榎町740番地1	027-393-6633
46	中村 重雄	藤岡市藤岡2186番地1	0274-22-0799
47	有限会社ニイサトエコー	桐生市新里町鶴ヶ谷300番地1	0277-74-3763
48	沼田資源株式会社	沼田市岩本町550番地1	0278-23-8153
49	株式会社萩原商店	みどり市笠懸町鹿4846番地1	0277-76-0798
50	服 部 三千夫	高崎市金古町76番地1 リバーサイドA202号	080-5923-6750
51	株式会社ファミリー	伊勢崎市波志江町1035番地1	0270-24-5353
52	有限会社北毛リサイクル	渋川市赤城町北上野420番地2	0279-56-4185
53	星野重機株式会社	北群馬郡吉岡町大字大久保71番地の1	0279-54-4560
54	有限会社前原	桐生市新里町板橋831番地2	0277-74-0031
55	有限会社松村商店	藤岡市鬼石571番地1	0274-52-2228
\vdash	丸政商事株式会社	渋川市渋川1200番地	0279-25-7025
	有限会社三浦商店	高崎市東中里町10番地	027-347-2702
\vdash	宮野環境設備株式会社	高崎市倉賀野町567番地の4	027-346-2468
59	明和興業有限会社	北群馬郡吉岡町大字漆原1384番地4	0279-54-0783
\vdash	株式会社ヤマジス	高崎市倉賀野町4748番地13	027-386-8439
\vdash	山田順一	高崎市西国分町256番地18	027-372-4886
\vdash	株式会社山富士産業	高崎市我峰町166番地の1	027-343-2411
\vdash	株式会社横田商事	館林市足次町26番地1	0276-73-2416
64	有限会社芳野	高崎市楽間町415番地39	027-323-1683

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号	
65	株式会社吉原	高崎市飯塚町210番地	027-361-3984	
66	株式会社両毛資源開発	桐生市相生町三丁目547番地の1	0277-55-6077	
合計		(66社)		

・本社所在地が県外の業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	有限会社大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上1568番地11	048-526-0587
2	株式会社サニタリーセンター	埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号	0495-24-1435
3	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	03-5995-3701
4	大郭産業株式会社	埼玉県熊谷市下川上1537番地1	048-501-8367
5	有限会社戸口工業	埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川4621番地	0493-65-0601
6	株式会社ナカダイ	東京都品川区南品川二丁目4番5号	03-3474-5334
7	永田紙業株式会社	埼玉県深谷市長在家198番地	048-583-2141
8	株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ケ尻字新山3884番地	048-532-1740
合計		(8社)	

・廃家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)のみ取り扱う業者 (50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	有限会社伊藤博光商店	高崎市金古町615番地1	027-372-0301
2	有限会社環境リブテック	高崎市倉渕町三ノ倉374番地4	027-378-2569
3	近藤 常 雄	高崎市八千代町一丁目11番2号	027-326-7360
4	齋藤八五郎商店株式会社	高崎市柴崎町1674番地	027-352-7858
5	塚 越 章	高崎市白岩町92番地2	027-344-0156
6	一般財団法人箕郷町環境衛生協会	高崎市箕郷町矢原833番地1	027-371-5321
合計		(6社)	

・特定の業者からの廃棄物のみ取り扱う業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	生方工業株式会社	沼田市岩本町269番地	0278-24-0798
2	尾池電業有限会社	桐生市新里町新川3874番地	0277-74-3111
3	株式会社セイモー	高崎市上並榎町113番地の3	027-363-3336
4	堤電気有限会社	沼田市下発知町647番地	0278-25-4006
	合計	(4社)	

_	(2000) 1000 CO 510 H 1 ° 1	(行相2年3月31日現	1上、 ひひ日順/
	中間処理業者名	本社住所 処理施設所在地	電話番号
	114/6-22/01-1	取扱品目	
		前橋市上小出町二丁目39番地の10	
1	今井前橋資源有限会社	前橋市上小出町二丁目39番9、39番10	027-233-2154
		ごみ(紙くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		前橋市富田町1402番地の1	
2	エコアドバンス有限会社	前橋市堀越町1992番7	027-268-2211
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	7
	株式会社オダワラ	前橋市泉沢町1250番地6	027-268-3272
3		前橋市泉沢町1250番6、外2筆	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		東京都千代田区四番町4番地8	
4	株式会社金星	前橋市上大島町字向川辺182番53	027-226-6244
		ごみ(衣料廃棄物)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		高崎市寺尾町2312番地8	
		前橋市天川大島町1278番3の一部、外3筆	
5	株式会社ぐんま東庄	ごみ(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器一般廃棄物(廃テレビジョン受信機、及び、特定家庭用機器再商品化法施行令第2条第2項に規定する特定物質等を使用した廃電気冷蔵庫及び廃電気冷凍庫を除く。)に限る。))の処分に限る。	027-323-5331
		前橋市青梨子町1617番地1	
6	紅陵造園株式会社	前橋市内一円(前橋市青梨子町字熊野前1418番(駐機場))	027-251-9917
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		前橋市江木町518番地	027-267-1770
7	社会福祉法人 しののめ会	前橋市堀越町字西柳699番4	
		ごみ (ペットボトルの処分に限る。) ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		前橋市高井町一丁目13番地4	
		前橋市高井町一丁目13番地2、外4筆、前橋市富士見町石井1632番1、外1筆	
8	上毛資源株式会社	ごみ (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	027-251-7395
		前橋市富士見町小暮2420番地	
	有限会社須田工業	前橋市富士見町赤城山字下横道411番1 外3筆	
9		ごみ (廃プラスチック類、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、混合廃棄物) の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	027-288-5508
	有限会社武京商会	前橋市柏倉町2408番地7	027-283-0489
10		前橋市柏倉町2408番2、2408番7	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
		東京都品川区南品川2丁目4番5号	
	株式会社ナカダイ	前橋市駒形町1326番1、外10筆、前橋市粕川町込皆戸92番1、外3筆	
11		ごみ(木くず、紙くず、缶類、びん類、廃タイヤ、廃プラスチック類、蛍光灯)、粗大ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を除く。)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	027-266-5103
		前橋市荒牧町13番地41	
	P > > 6 / 6 of > 116 1-16 - 15 A 4.1	前橋市堀越町588番地1、外2筆	027-231-2214
12	2 庭前紙業株式会社	ごみ (廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず) の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	

		前橋市北代田町691番地	
13	久松商事株式会社	前橋市北代田町字薬師691番1、外72筆	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)の処分に限る。ただし、特別 管理一般廃棄物を除く。	027-231-8225
	リプロテック株式会社	前橋市富士見町赤城山1204番地の115	027-288-5181
14		前橋市富士見町赤城山字上横道1204番1663	
		ごみ(食品廃棄物)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
15	株式会社ログ	太田市西新町13番地3	027-210-0681
		前橋市力丸町487番1	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず(廃畳に限る。))の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
	合 計	(15社)	

前橋市ごみ減量マスコット

「ラジアス」

由来: "LOVE THE EARTH"「地球を愛する」という意味から名付けられました。



清 掃 事 業 概 要 令和2年度版

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号電話 027(898)6272.6273